

松本 清張

研究奨励事業
研究報告

第1回

Matsuimoto Seicho

目次

清張文学の基層—菊池寛の方法と立場

菊池寛から松本清張へ—「西郷札」の成立

2

石川 巧（山口大学人文学部助教授）

法の臨界に向かう言葉—菊池寛から松本清張へ

17

新城 郁夫（琉球大学法文学部助教授）

「清張実話」の濫觴

26

谷口 基（立教大学・立教女学院短期大学部兼任講師）

音楽殺人の時代的過程—菊池寛大衆長編小説から松本清張「砂の器」へ

38

安 智史（愛知大学短期大学部専任講師）

危機をめぐる連載小説—菊池寛の「震災」から松本清張の「戦時外交」へ

47

松本清張氏は、「哲学館事件」
（「小説東京帝国大学」）に何をみたのか？

衛藤 吉則（新見公立短期大学助教授）

56

前田 潤（立教大学大学院博士後期課程）

清張文学の基層－菊池寛の方法と立場

菊池寛から松本清張へ

「西郷札」の成立

石川

巧



菊池寛が死んだ昭和二十三年三月。松本清張は、小倉にある朝日新聞西部本社広告部意匠係の社員として広告の版下を担当する一方、家計を助けるために筆の仲買いのアルバイトをこなす日々を送っていた。すでに三十九歳になり、およそ文学などとは無縁のところで日々の生活に追われる清張にとって、それは、ごくありふれたひとつの死に過ぎず、格別の感慨を抱くこともなかつたといふ。

ところが、その二年後、「週刊朝日」が企画した「百万人の小説」に賞金をめあてに応募した「西郷札」が三等入選し、翌年の「週刊朝日」(別冊春季増刊号・昭和26年3月)に掲載されたうえ、上半期の直木賞候補になったのを契機に小説家の世界に足を踏み入れた清張は、自分が書こうとする小説の素材や切り口のすみずみにまで菊池寛の文学スタイルが影響を与えていたことに気づき、あらためてその存在を捉え直すようになる。のちに書かれた『形影 菊池寛と佐佐木茂索』(文藝春秋・昭和57年2月～5月、昭和57年10月・文藝春秋)のなかで、「自分が小説などの執筆生活に入つてみると、若い日に読んだ菊池寛の作品のことが思い出されるようになった」と回顧している通り、作家・松本清張は、菊池寛が提唱した小説理論および彼が遺した小説世界との対話的関係から出発するのである。

清張が文学にめざめた時代にあって、菊池寛という名はすでに出版実業家としてのものであり、実作については、その通俗性ばかりが強調される傾向にあつた。「私」なるものに拘泥し続けようとする自然主義的な文学風土になじもうとせず、逆に、芸術的価値を表現する内容というレベルで自律させようとする芸術至上主義の立場にも与せず、あくまでも実人生との密接な交渉のもとに、生活的価値、道徳的価値を掘り下げていくことには文学の可能性をみようとする菊池寛のスタイルは、読者の期待に安易なかたちで迎合した通俗小説とみなされていて。戦前について、作家としての菊池寛を肯定し続けた数少ない評者のひとり小林秀雄の、「菊池寛氏ほど文学青年といふものを全く黙殺して仕事をした作家が他にあるだらうか。氏が純文学を捨てて通俗小説を書き出したとい

ふ事が、文学青年の氏に対する無関心の原因の様に一見思はれるが、それは間違ひだ。氏の初期の短篇小説や戯曲に既に文学青年を惹附ける何物かが缺けてゐたし、文学青年の理解を絶した何物かがあつたのだ』(『菊池寛論』中央公論昭和12年1月)という評言は、そつとした事情を突いたものである。

だが、十五歳で会社の給仕となつて以来、学歴コンプレックスに悩まされながら様々な辛酸をなめ、社会というものが、人と人との間に起こる嫉妬・悪意、不条理にみちていることを知つていた清張は、「私」を語ることにいささかの色気もみせず、ただひたすら人間を観察し、清新でありながら分かりやすい状況設定と性格描写によつて読者を惹きつける菊池寛の文学を率直に面白いと感じ、身につまされながら受容することができた。多くの文学青年たちが、青春または青春の喪失を文学の命題とし、生活のなかで蓄積された現実認識を蔑視するなかにあって、四十歳を過ぎてから小説を書きはじめた清張は、二十五歳以下の人は小説を書くなとまでいつてのけた菊池寛の側に自らを立たせるところで、小説家としての土台を確かめることができた。『形影』(前述)のなかで、清張は「小説家志望の中にも、自分の生活記録の非常に貧弱な人が多い。『若い子には旅をさせ』とか『若いときの苦労は買うてもせ』とかいう言葉があるが、若い時に人生の旅をしなかつたり、若い時に人生の苦労をしなかつた人は、作家として可成不幸である。それに反して、若い時に、人生のどん底に苦しみ人生の陥路に悶えて、骨に刻んだ体験を得たものは、作家として、何よりの強味である。何よりの資本である』(『小説論各論』)のなかの「二、何故歴史小説を書くか』(文藝講座 第1号、大正13年9月・文藝春秋社)という菊池寛の言葉を引用し、さまざまな随筆に同主旨の内容を反復しているが、それは、作家として出発した彼が、菊池寛の存在をどれほど大きな精神的支柱としていたかを物語る痕跡のひとつであろう。

こうして、菊池寛から清張へと受け継がれていく文学の系譜が少しずつ見えてくるわけだが、それをたどるとき、まず押さえておきたいのは、清張が小説家としてデビューする遙か以前から、菊池寛が企画・執筆した『文藝講座』(大正13～14年・文藝春秋社)、『文藝創作講座』(昭和3～4年・文藝春秋社)などの講座、あるいは、菊池寛が大正十四年1月の『文藝春秋』誌上で賞賛してブームに火がついた木村毅の『小説研究十六講』(『思想・文藝講話叢書』8、大正14年1月・新潮社)に感化され、小説を書くためには何が必要なのかを学んでいる事実である。詳しくは後述するが、文学上の師や批評仲間というものを持ちはなかつた清張は、菊池寛が企画した講座や叢書の類に学ぶことで、近代的知性の働き方、素材の選び方、テーマの切り口、虚構のリアリティといった小説の基本を身につけていったのである。

また、清張が菊池寛の小説理論だけでなく、その実作からも大きな影響を受けていた事実は、例えば、菊池寛の「半自叙伝」を模倣して「半生の記」(『文芸』昭和38年8月～40年1月)を書き、菊池寛が「文藝春秋」などに連載していた「話の屑籠」になぞらえて、隨筆のタイトルを「私のくずかご」(『オール讀物』昭和42年5月～43年4月)としたことなどにも表れているし、「わたしの古典」(『黒い手帖』昭和36年9月・中央公論)や「忘れられない本」(『朝日新聞』昭和53年5月2日)といったエッセイのなかで、繰り返し菊池寛の「啓吉」ものを取り上げていることからも分かる。「わたしは自分のやるせない年少時代、菊池の『啓吉物語』にどんなに活力を与えたかしれない。よく知られているように菊池はアイルランド文学とくにバーナード・ショウに心酔してその自我主義を撰り、「ものの見方」を学んだ。人はあまり指摘しないが、大正末期の日本に、自我を中心としたイギリスの近代文学を根づかせたのは菊池寛である。わたしも小説作法の上からその「ものの見方」を菊池の初期の小説、短編群にまなんだものが少なくない。／とにかく忘れ得ぬ本といえば、わたしの年少のころの想い出を背景に、『啓吉物語』が浮かんでくる(「忘れられない本」より)とある通り、彼は小説家にとつて必要な「ものの見方」そのものを感じ取らせておられるのである。

のちに作家として膨大な著作を発表し、むしろ自分自身がひとつスタンダードを形成したとき、清張は菊池寛の文学と対等に向かいながら、「(菊池寛の文学は)『人間に対する興味』が主体となつてゐる。現実主義、個人主義、人間のエゴイズムといったものが主題となつてゐる。(中略)ヒューマン・インタレストをテーマとする以上、いわゆる純文芸作品を菊池ははじめから度外視していた。芥川とは対照的である。菊池はこの友人の『芸術至上主義』に敬意は持つていたが、反面では一部文芸批評家や文学青年相手の彼の作品の「稚さ」をひそかに冷笑していたであろう。(中略)菊池のテーマはきわめて明快であり、自然主義のものと違つて、題材がいつも変わつていて新鮮であつた。無装飾的な、線の太い文章があつた。それには近代感覚や理知が横溢していた。いままでない視角と、新奇な解釈があつた」(『形影』前出)と記すが、それは、まさに清張自身に与えられる批評の言説をそのまま移し換えたようなオマージュであつた。菊池寛が引いた反「純」文学の系譜に自らを位置づけ、その矜持をしつかりと受けとめようとする清張の語り口には、菊池寛の文学への共鳴と羨望がはつきりと示されているのである。

こうして二人の間には、特定のインテリ層に向けて書かれた純文学を高尚なものとみなすような既成の文学状況を解体し、マス・メディアを効果的に利用しながら歴史小説・社会小説・推理小説・ノンフィクションなどといった小説

ジャンルの可能性を切り拓いた先人としての菊池寛と、それをさらに市井の生活者がもつ現実感覚に近づけ、より広範な読者を対象として、彼らの苦しみや哀しみを、文学の領域に解き放つた作家・清張というラインが鮮明になる。読者の興味・関心を最優先しようとする「面白い小説」の原型を作り上げた菊池寛とともに、それを意識的に模倣し、菊池寛とのあいだにアナロジカルな関係をとり結んだ作家としての清張が浮上する。

こうした認識のもとに、本稿では、作家・松本清張の出発期に焦点をあてて、そのデビューアー作である「西郷札」の成立を考えながら、清張が菊池寛から受け継いだ文学のスタイル、方法意識を探つていきたいたい。

一

一般に、清張の初期小説は歴史小説、現代小説、評伝的小説、推理小説に類されるが、その中でも特に評価が高いのは、それまでの探偵小説がもつていて非日常性、異常性格性、トリックや犯人探しのサスペンス性を棄て、平凡な生活者が犯罪者へと転落していく過程に焦点を据えながら、犯罪の動機、その犯罪の副次的な要因になる社会性を重視した推理小説である。「初期清張作品が執着していた、耕作の人生に象徴される空虚と悲痛の主題性。『或る』(『小倉日記』伝)に代表される初期短篇は、現実的喪失の観念的回復という普遍的テーマを清張風に変奏した、マイナーな秀作として評価されるに過ぎない。この主題を、戦後探偵小説の問題圈に方法的に導入した瞬間、清張の独創性は他に類例を見ないものとして華々しく開花したというべきだろう」(『探偵小説論I 沢溢の形式』平成10年12月・東京創元社)という笠井潔の言説が示すように、ベストセラー作家・松本清張に傾倒した多くの読者にとって、彼の初期代表作は「張込み」(『小説新潮』昭和30年12月)であり、「点と線」(『旅』昭和32年2月～33年1月)であり、「零の焦点」(『宝石』昭和33年3月～35年1月、のちに「ゼロの焦点」と改題)なのである。

しかし、「西郷札」(『週刊朝日別冊』春季増刊号、昭和26年3月)にはじまり、「くるま宿」(『富士』昭和26年12月)、「梟示抄」(『別冊文藝春秋』昭和28年2月)と続く初期の歴史小説から、「或る」(『小倉日記』伝)(『三田文学』昭和27年9月)のような評伝的小説を経て、前述した推理小説までを横断的に読み進めたところに見えてくる光景は、さまざまのジャンルを描き分ける器用さというより、むしろ、ジャンルの枠組みそのものを解体してしまうような人間認識の同質性である。そこでは、「事件までの過程」および「事件の現場」を追体験することによって、他者の視野のなかに自己の視野を再認しようとする試みが頑なに反復されているとさえいえる。

たとえば、それらのテクストでは、さまざまな対構造において抑圧される立場に置かれ、自らの欲望を風化させながら生きる人間が主人公として設定されている。そこに、あるとき日常の外側から不意の出来事がやってくる。彼らはそれに乗じて自らを浮上させようと試み、やがて挫折する。清張の初期小説を高く評価した尾崎秀樹は、「彼の方法は現代に過去（歴史）をさぐり、過去に現代を見抜こうとする連続の意識に立つもので、歴史的過去と現代のあいだに断絶がなく、そのアプローチには『西郷札』や『或る「小倉日記」伝』でも明らかのように、独特な歴史裁断によってとらえる魅力がひそむ」（『解説』国民の文学 21 松本清張 昭和42年10月・河出書房）と語り、初期の歴史小説に高い評価を与えたが、清張は、まさに、不当なかたちで社会の片隅に追いやられた人間の営みのなかにこそ歴史をさぐり、読者たちがいる現実の酷薄さと照応させながら歴史そのものを「裁断」した書き手だった。歴史を忠実に再現しようとしたり、派手な英雄譚に仕立て上げたりしようとするのではなく、主人公の動機と読者の期待との間を自在に行き来することで、そこに生き、死んでいた人間の記憶に確かな手触りを与えようとした書き手だった。

こうして、清張の初期小説からは、歴史をどのように認識するかという問題が浮上してくるわけだが、それについては、例えば、大岡昇平が「歴史的書割を寓意の機会」としか考えないのは、芥川龍之介、菊池寛など、大正時代から優勢になつた歴史小説の態度である。この場合、短篇小説の技巧は、歴史的背景の絵画的描写、或いは『覚書』の擬古的再現、といった話法などによって、歴史的現在の虚像を与えることにより、現代的には不可能な心理を現実化した。／この場合、歴史は現代的心理の恒久性の偽証にすぎず、或いは逆に心理の現代性が歴史の現代性を偽証する。そしてその全体は大正的理智主義或いはセンチメンタリズム、有閑的市民の自己満足を充たすという風に働いた（『歴史其儘と歴史離れ』『文学界』昭和39年7月）と言い放つて毛嫌いしたのをはじめとして、一種の「借景」小説として批判する見方が根強くある。また、歴史家の立場からそれを読んだ菊池昌典も、「各時代相を刻印されたその庶民層は、『時間』と無関係に、永遠に下づみであるか、あるいは、一たん手中におさめた『はいあがり』の機会を再び逸してしまふ不運な人々である。／松本には、歴史を鳥瞰する姿勢はない。それどころか、「時間」さえ喪失してしまう。視座は庶民に固定され、そのことによつて歴史はたえず停止したままの存在と化す。その歴史の重圧のなかで、鬱をつけた男も、現代風の女も、あたら才能を朽ちはててしまふ」（『歴史小説とは何か』昭和54年10月・筑摩書房）と論じ、歴史のなかで推移していく時間といふものに対する観念や社会全体に関わる平衡感覚が欠如していることを指摘している。森鷗外の「歴史其儘と歴史離れ」以来、

知的解釈を加えていくべきかをめぐって様々な議論がなされてきたわけだが、清張のそれは、芥川龍之介や菊池寛が用いた歴史離れの系譜を矮小化したものとして理解されているのである。

しかし、こうした批判は、ある意味で、ベストセラー作家・松本清張の小説があまりにも多くの読者を獲得し、社会的な影響力を持つてしまったことへの懸念、牽制として出てきたものである。清張を「ひがみ精神」と決めつける大岡昇平の傲慢な態度からもわかるように、そこには、「純文学」の砦を死守しようとする立場・歴史学というアカデミズムの立場から清張の雑種性を排撃しようとする態度が顔をのぞかせている。歴史的事象を「寓意の機会」として利用する歴史小説の隆盛を戒めようとする言説には、すべての歴史小説は史実を尊重し、それを復元しようとする気概を持たなければならぬともいいたげな独善性が潜んでいる。恐らく、清張にとっては自分の小説が歴史小説として認知されようが歴史小説ではないと斥けられようがどちらでもかまわないとことなのだろうが、清張を認めまいとする言説の多くは、なぜか、正統／邪道という枠組みを持ち込んで、自らが用意した二元論によって彼の文学を裁こうとする。かつて、封建道徳の空しさ、不合理さを現代人の生活感覚に根ざした論理性によって掘り下げようとした菊池寛の歴史小説が、読者の圧倒的な支持にもかかわらず、そのリアリズム性を顧みられることもなく通俗のレッテルを張られ、「借景」小説と揶揄されたのと同じように、清張もまた、歴史を真実に近づけようとする権威構造によって不當に貶められているのである。

この問題を考えるために、まずは菊池寛の歴史小説に対する認識を掘り下げてみよう。

前出した『文芸講座』のなかで「歴史小説論」（『文芸講座』1号、2号、4号・大正13年9月～11月）を担当した菊池寛は、「歴史的記録の中では、平凡に記述される事が、一度我々の主觀を、それに投すると、たちまち輝くやうな人生挿話として浮び出して来る事がある。つまり故人が比較的曇った認識や、比較的鈍い感情で、生活して行つた後を、我々近代人が洗練された主觀で辿つて行くと、故人が見落した人生的宝石が思ひがけない所に光つてゐるのだ」という前提のもとに、歴史を近代人の主觀で捉え直すような小説を提唱している。歴史的記録を再現しようとするのではなく、われわれが「実生活のかで得たテーマを、歴史的記録から得た感情や想像で小説化する」ことで、逆に古人の営みに生命が吹き込まれるというのが彼の基本的スタンスである。

また、菊池寛は芸術と歴史の背反という問題にも着目し、歴史的真実に忠実であることに越したことはないが、仮にどちらかを優先しなければならない場

合、芸術的な効果のために歴史を棄てるのは作家の特権であるとまで言い切っている。戦争、闘争、現実では味わえないような事件、そういったものをロマンチックに構成し、歴史上の人物や事件に関する情報は必要に応じて加工していけばいいというのが主張の骨子である。

ただし、ここで彼はひとつ条件を出している。それは、読者の存在を絶えず意識しながら書かなければならないという点である。英國の演劇学者ウイリアム・アーチャーの「歴史的事実に、忠実である必要はない。だが、観衆の歴史に対して持つてゐる、幻影を壊してはならない」という言葉を引いて、「歴史的霧が、作品にある真実らしさを被せて呉れる」と論じていることからも分かるように、彼は、歴史の真実はペールに包まれていて、その姿をはつきりとは見せてくれないからこそ魅惑的なだと考へていて。そして、文学の使命は芸術的効果によって読者に「真実幻覚(illusion of reality)」を与えることであると結論づける。「真珠夫人」を論じた田口律男は、「大正末の同時代コンテクストに於いては、〈純文学〉と〈通俗小説〉との差異に、〈読者〉という媒介項を置くか否かという問題が横たわっていたことは留意しておいていい。また、その〈読者〉の問題は、常に〈プロット〉・〈布置結構〉の問題と直結して把握されてもいたのだ」〔「プロットの力学／大衆小説の引力」『日本近代文学』平成6年5月〕として、菊池寛が新聞連載小説の読者に向けて「人々の興味を繋ぐに適はしいテーマ」を「読者にぴったり受け入れさせるため」の「複雑で微妙な綾」〔菊池寛『連載小説論』『新文芸思想講座』第4巻・昭和9年1月、第10巻・昭和9年7月、文藝春秋〕をどのようにデザインしていたかを明らかにしたが、その姿勢は歴史小説の分野においてもまったく同じように貫かれているのである。

小林秀雄などは、こうした菊池寛の認識を強く後押しした評者のひとりである。「歴史と文学」〔『改造』昭和16年3～4月〕のなかで、「歴史とは、人類的巨大な恨みに似ている。歴史を貫く筋金は、僕等の愛憎の念といふものであつて、決して因果の鎖といふ様なものではないと思ひます」と語った小林は、子どもに死なれた母親の愛憎になぞらえて、「実証的な事実の群れは、母親にとつては一向不確かなものだ」。客観的な歴史が母親のなかにすぶり続ける愛憎の念をあぶりだすのではなく、愛憎の念こそが「歴史事実を現実化し具體化し客觀化する」のだ、と論じている。そこにあるのは、公の歴史というものに対する根本的な懷疑精神である。客観性のもとに他を排斥し、貶める特権的地位を与えられた歴史など、所詮は「大きな物語」に過ぎない。歴史は、ある者が誰かに向かつて行為遂行的に語ることによつて生起する以上、それをどう叙述するかが重要なのだ、という歴史認識である。

だが、清張が文学を志すようになった昭和二十四年前後にあって、こうした菊池寛—小林的な歴史認識は真っ向から否定される状況にあつた。いうまでもなく、戦後の唯物史觀の隆盛によつて、そこでは天皇制の支配構造および天皇制に呪縛・支配されてきた人民との対立的な関係を根本的に問い合わせ直そぐとする動きが活発化し、菊池や小林が求めるような人間觀察ではなく、人間を社会や生活構造の総体から捉え直し、イデオロギーによつて真実を客觀化しようとする歴史認識が正統の座を獲得するのである。

その端的な例として、ここでは、マルクス主義者である石母田正が発表し、大きな反響をもたらした「古代貴族の英雄時代—『古事記』の一考察」〔『論集史学』昭和23年・三省堂〕にみられる「歴史の進歩や変革の原動力が人民にあるという認識は変わらなかつたが、この正しい原則をネガティブな側面からいえば、人民の力と意識の停滞、あるいは後退は、歴史の發展を停滞または後退させることでなければならぬ。……國家権力の場合に典型的にみられるように、支配はつねに強力な機構による人民統治であるが、しかしながら裸の強力だけならば、いかなる政治権力も長期間にわたつて存続しうるはずはない。その存続を許すような人民の特殊な条件が対応していなければならぬだろう」という一節を挙げておこう。磯前順一によれば、このような歴史の停滞性に留意する発言が出てくる背景には、天皇制からの解放が占領軍による外圧によつてなされたために「日本人が内發的に対決しえなかつたことへの苦い思い」〔「歴史的言説の空間」「現代思想」平成9年9月〕があるという。要するに、そこでは、歴史の変革主体にふさわしい人間性を確立して単純な下部構造規定期を克服すること、あるいは、人々の生活意識全体を包括しながら天皇制の問題を含めた国民国家論を内發的に展開していくことが歴史認識の課題とされているのである。

同時代に流行した唯物史觀は、当然、文学者たちにも影響を与え、新しい歴史小説への期待が噴出することになる。言論統制が厳しかつた戦前戦中、過去に託して自己の思想や感情を述べようという動機のもとに歴史小説が書き継がれていた経験を生かして、彼らは「生活構造とその推移発展の場面において、人間の意識やその全的な存在の意味をとらへる」〔岩上順一「歴史と現実の文學」〔『早稲田文學』昭和16年5月〕〕ような歴史小説を提倡し、歴史認識をめぐる議論と歩調を合わせていこうとする。しかし、いつの時代もそうであるように、そこには「民族の独立」という政治的主張が前提になつて、世界文学に対する概念として民族文学を提倡し、そこから国民文学を言いだ」〔竹内好〕すような人々が登場する。まさに「『國民』や『民族』をアブリオリに前提した反歴史主義的な思考」〔紅野謙介「國語」教科書のなかのナショナル・ヒストリー〕、小森陽

一／高橋哲哉 「編」「ナショナル・ヒストリーを超えて」 平成10年5月・東京大学出版会) が蔓延することになる。

こうした大文字の国民国家論が盛んになる一方で、「風俗の中にとかされていいる思想をとらえるという仕事」(鶴見俊輔「実現しなかつた部分」「思想の科学」昭和37年5月)を探求することで、大衆をマスとしてではなく、自分の存在をも含めたひとりひとりとして捉え直すことを提唱したのが鶴見俊輔はじめとする思想の科学研究会(昭和21年2月発足)の面々である。彼らが、活動の成果として昭和二十五年七月に刊行した『夢とおもかげ 大衆娯楽の研究』には「久米・菊池の小市民文学」(担当は川口正秋)が含まれていたことからも分かるように、そこには、支配権力と被支配権力といった大雑把な二元論に立つて国民国家を論じるようなイデオロギーに帰結させずに、「小市民」の現実感覚からそれを再考していくことを機運が起これり始めるのである。

また、この時代には、人々は文学に対して何を期待しているのかという観点に立つて、「文学における創造と享受の二つの側面」を「人生に対するインタレスト(興味・関心)を媒介に統一」(前田愛「読者論小史」、「近代読者の成立」昭和48年11月・有精堂)しようとする論も勢いを増してくる。「文学の面白さは、慰みもののそれとは異なり、人生的な面白さである。また作者が読者に迎合して面白がらせる受動的なものではなく、作者の誠実ないとなみによつて生まれた作品中の主人公の人生を、読者がひとことならず思うこと、つまりこれにインタレストをもつて能動的に協力することである。そして、そのように読者にインタレストをもたせうるということは、作者がその扱う対象に強烈なインタレストをもつていて、対象を虚心に冷やかに眺めているに堪えなかつたらである」と主張した桑原武夫「文学入門」(昭和25年5月・岩波新書)、あるいは、「戦後、インテリの各分野の間のコミュニケーションが盛んになつたが、専門外の立場からの発言は、ほとんど例外なしに文学の現状にたいして否定的だつた。／どう否定的かというと、人によつて表現はいろいろだが、要点はつまり、今日の問題に触れていないということだ。(中略)思想性の欠如といつてもいい。今日に生きる悩み、不安、焦燥、もどかしさ、要するにもやもやしたものに、表現を与えていないというのだ。そしてそれは、作家が切迫した内部衝動をもたないところから結果するので、つまりは作家に、いかに生きるかの問題意識がないからだというのが大多数の人の判断のようである。(中略)読者が文学に求めるものは、慰めであり、力であり、したがつてその元をなす真実であるが、その真実は、表現によって昇華された真実であつて、ナマの行為ではない。読者は直接の功利性を文学に期待しているわけではない」とした

そこには、かつて文学の価値を読者の感動そのものに求め、それを「内容的価値」と呼びながら読者の領域に踏み込もうとした菊池寛の問題が影を投げかけている。⁽³⁾ 文学には、自らの思想や芸術を語るだけでなく、読者の「人生に積極的に寄与し積極的に呼びかける」ことができる「内容的価値」(「主題小説論」「文学創作講座」前出)が必要だと説いた菊池寛の先見性が追認されている。戦争協力者として公職追放の処分を受けたまま没していた菊池寛を堂々と再評価するところまでは至っていないが、桑原武夫や竹内好の問題意識は、間違いなく菊池寛によって敷かれたレール上で成立しているのである。

また、この時代に菊池寛的な「小市民」文学が再評価されるようになる要因は、戦後から昭和二十年代を通じて流行した文学に同調しきれないまま鬱憤を蓄積していた旧世代の文学読者の側から考えることもできる。昭和二十二年六月～十二月にかけて「朝日新聞」に連載された石坂洋次郎の「青い山脈」から、同年三月「群像」に発表された田村泰次郎「肉体の門」(第一部)、昭和二十七年から二十九年にかけて連続で放送された菊田一夫「君の名は」、そして昭和三十年下半期に芥川賞を受賞した石原慎太郎の「太陽の季節」(「文学界」7月)に至るまで、当時のベストセラー作品をつなぐキー・ワードは、新しい世代を担う若者たちの活力であり、愛と性の問題を風俗的傾斜において提起するものであつた。しかし、その一方で、旧来の価値観を堅持したまま戦後を生き延びることになつた人々、経済構造の変化に伴つて登場したサラリーマン層などは、基本的に保守的でありながら知的好奇心は旺盛な読者層であり、感傷的なメロドラマや若者のエネルギーを暴走させる青春小説だけでは、その知的欲求に応えることができなかつたのである。彼らが期待したのは、戦後の混乱した社会や世相、生活の厳しさを忘れさせ、癒しと励ましを同時に与えてくれるような文学だった。現実の向こう側にありながら、なおかつ身につまされるような共感を抱けるような文学であつた。

こうした期待の地平を受けて、文学がその危機を逃れる方策のひとつとして提示したのが「いま、ここにある生活空間と地続きでその外にある「歴史」と「地理」の世界」、すなわち、「物語形式の歴史小説、時代小説、推理小説などの「ロマン」」(曾根博義「歴史と物語」「ロマン」の風化」「国文学」平成7年7月)であった。書き手と読者の思惑は、こうした社会状況のもとでひとつにつながり、成熟した大人の文学としての歴史小説を求める声が高まつてくるのである。清張がデビューするきっかけとなる『週刊朝日』の「百万人の小説」の企画は、そうした待望論の後押しを受けるかたちで進められることになる。

竹内好「亡国の歌」(「世界」昭和26年6月)の言説からも一目瞭然なように、

「西郷札」について、清張は微妙に違った角度からいくつかの自解を残している。

例えば、同作が『週刊朝日』(前出)に掲載されたとき、作者紹介記事の一部として付された「同氏の語る入選の感想」には、「文学的には何も勉強していない。十枚の短編すら書いたことがない。先輩、友人なくこの方面では孤独。この弱さはこの『西郷札』にも表われて、構成や文章の拙劣をどうすることもできなかつた。むかし芥川龍之介の『開花の良人』などを読んで以来、明治の初期に覗き絵のような幼い憧憬とロマンを感じた。これが偶日『朝野新聞』や『曙新聞』の古い記事を読んでこの着想となつた。初めの構想と出来上がりた結末とが、断層のようにズレたのは不慣れのかなしさである。不満はあるもこれもと際限がない」と記している。また、「推理小説の発想」(『黒い手帖』昭和36年9月・中央公論社)には、「私は、岩崎弥太郎が同郷の後藤象二郎から新政府が藩札を買い上げるという話を耳打ちされて、当時二束三文だった各藩藩札を買い占め、巨利を博し、遂に三菱商会の基礎を作つたということを読んでいた。そこで、いわゆる西郷札の場合も、これを買い占めてひと儲けしようという商人が必ず當時あつたに違いない。さらに、そういう商人と政府の官員との間に、西郷札買上げをめぐる取引があつたであろうことは考えられる。これに再々政府に請願する土地の人々とを絡ませれば、小説のストーリーになるのではないか、というのが思いつきの最初だつた」と記し、昭和三十八年にあって編まれた『松本清張傑作総集』(4月・講談社)のあとがき「書いたところ」には、「これは偶然、百科事典からヒントを得たものである。それまで小説は全く書くつもりはなかつた。／これは昭和二十四年、当時、戦後のインフレが昂進したころであつた。ヤミが横行し、ヤミ成金ができ、札束は巷にあふれていた。旧円封鎖もあつた。その混乱期の現象が、百科事典の語る西郷札の解説と似通つたものを感じさせた」と記している。

恐らく、それらの自解はすべてが本当であり、彼のなかでは何の矛盾もないひとつのもチーフとしてつながっているのだろう。芥川龍之介の小説などを通して感じていた明治初期という時代への憧れ。自分たちの生活を脅かしつつあつた戦後のインフレという世相。そして、百科事典や新聞記事から得た着想。それらは齟齬として食い違いをみせているのではなく、すべてが真実の断片として彼の置かれていた状況や人間性、そして、小説家としてのスタンスなどを的確になぞつていてるのである。

彼の自解を読んで思い浮かぶのは、かつて菊池寛が「入れ札」(大正10年2月・

『中央公論』)を書いたとき、そのきっかけになつた事件に言及した「歴史小説論」(前出)の一節である。菊池は「入れ札」の発想が、徳田秋声と田山花袋の誕辰五十年の祝賀を記念するために企画された現代小説選集に誰を入れるかを議論したときに浮かんだことを明らかにしたうえで、「私は、ふと文壇から忘れられかけようとしてゐる作家の心持を考へた。(中略)漸落してゐる人気を、支へるためにも、ぜひこの選集の中には入りたい。だが、集つた作家の中でも、誰も自分を投票して呉れさうな人はいない。そんな場合、自分で自分の名を書いて入れはしないか。(中略)私は『入れ札』の主題を、その時に得たのである」と記している。そして、「恩を返す話」にしても「忠直卿行状記」にしても、自分の歴史小説の多くは「現実生活から得たテーマ」を「歴史的世界の中に生かす」かたちで書かれている。また、菊池がこのような出来事に取材して「入れ札」を書いたことは清張自身も重々承知しており、「これは、大変よくできた小説ですが、これには、かなり有名なネタがあります。それは、明治末から大正にかけて一時有名だつたある作家が、だんだん没落して、作品の評判もかんばしくなく、世間から忘れられようとしていました。そして、あるとき、ある団体の役員の改選があつたときに、なんとかして団体の役員にだけでも自分の名をとどめておきたいという焦燥から、投票用紙に自分の名を書いたという事件があつたのです。それをなまのまま書くわけにはいきませんから、菊池寛が国定忠次の講談の世界にもつていて描いた、というわけ就可以了」と隨筆「小説のヒント」(『黒い手帖』前出)に記している。小説の選集に誰を探るかという問題が団体役員の改選に変わつていたりして、ネタの内容に多少の違いはあるが、そんなことよりも、ここで重要なのは、それが木村毅の『小説研究十六講』(前出)とのつながりから論じられている点である。「小説のヒント」というタイトルから明らかなように、ここで清張は小説を書くうえでの方法的立場について語つてゐるのであり、それが木村毅を経て菊池寛につながつてゐるということは、それ 자체において注目すべき要素だからである。

実はこの場面は、小説の作法について木村毅が主張した二つの道筋、すなわち、「客観的な現象から普遍的な真理をとり出してくる」帰納法と、ひとつの概念や真理を「特殊な条件にちぢめて構成する」演繹法があることを説明した。あとの文脈である。木村の場合は、それぞれをリアリスト、ロマンティストに振り分け、二元論的に説いていたが、清張の場合は、それを「ある人間心理をひき出し、それをべつの方法におきかえる」ということは、帰納法でもなく演繹法でもなく、それらが渾然と一体になつたものではないか」という認識に置き換える、その典型として「入れ札」を引いてゐるのである。

「入れ札」は、追手を逃れて赤城山から信州路へと下った国定忠次一家が、人目に触れないで生き延びるために、十一人の乾児のなかから、どうしても必要な一、三人を選んで連れていこうとするところからはじまる。自分の心のかでは、最も信頼できる二、三人がすでに決まっている。だが、今まで妻子さえ棄てて尽くしてきた乾児たちの気持ちを考えると、自分の口からそれを名指しすることはできないし、くじ引きという方法もとりたくない。そこで忠次は、自分では判断を下さず、なおかつ、自分が狙いをつけていた乾児を選ぶための手段として、入れ札、すなわち、無記名の投票というシステムを思いつくのである。ところが、そのなかのひとり九郎助は、入れ札によつて、本来は古株であるはずの自分が一家のなかではあまり重要と思われていないことが明らかになつてしまふのを恐れるあまり、自分の票に自身の名を書いてしまう。普段から「賭博は打つても、卑怯なことはするな。男らしくねえことはするな」という忠次の口癖をきかされていた九郎助は、苦い悔悟を感じる。入れ札の結果は、誰もが見込んでいた通りの三人が選ばれ、九郎助には一票だけが投ぜられていた。それが彼自身の保身による「一票だということは誰も知らない」「十人の中でお前の名をかいたのは、この弥助一人だと思うと、俺あ彼奴等の心根がまつたくわからねえや」などと嘘をついて機嫌を窺おうとする仲間までいる。そうした様々な思惑が交錯するなかで、九郎助は、ただひとり自分の卑しさ、浅ましさに身悶えする……。これが「入れ札」の基本的な構造である。

柄谷行人が指摘（匿名性の問題——菊池寛『入れ札』をめぐって）[『シュンボション』第2号・平成9年3月] しているように、このテクストの背景には、菊池寛自身が体験したエピソードとは別に、大正期に実現された普通選挙、および、それを基盤とする議会制度、民主主義、言論の自由などをめぐる問題が横たわっている。作者の個人的体験と時代状況と歴史がひとつモチーフに結実し、まさに、講談などを通してステロタイプ化されていった出来事の深層から、そこに生きた人たちの様々な思惑をさぐりだし、さらに思い切つた解釈によつて近代的な照射が与えられている。清張がいうように、歴史に帰納法的アリズムを探るまなざしと、それを特殊な状況下に置き換えて演繹的に描きだすロマンティズムがひとつつながつてゐる。そこには、清張が「西郷札」を書くにあたつてあらかじめ用意していた見取図とまったく同質の表現理論が巧妙に実践されているのである。

こうしたことを踏まえ、「形」、「入れ札」をはじめとした菊池寛の歴史小説を手がかりとしながら「西郷札」の世界に分け入つてみたい。

四

「西郷札」は、ある新聞社社員である「私」が、現在進めている「九州二千文化史展」に出品する資料として集めたもののなかに、西郷札と一通の「覚書」があるのを見つけて、西郷札を辞書で調べたりしているうちに強い興味を抱きはじめるところからはじまる。出品者の祖父が、ある「知人」から預かり現在に至つているこの「覚書」を徹夜で読み耽つた「私」は、さっそく出品者に許しを得て、その文面をすべて筆写し「士族樋村雄吾の手記」として発表することにする……。つまり、「西郷札」というテクストは、「私」が一人称で語るフレーム（主に前置きと最終章で、それ以外も随所にコメントが入る）と、

直卿行状記」「蘭学事初」などよりも、十数枚の小品『形』であろう。／菊池寛が今日、批評家やジャーナリズムに不當に冷遇されているのはどういうわけであろう。芥川を讃美するのはよいが、芥川作品の構成の脆弱よりも、寛の鉄骨で組み立てたような構造の見事さは、もつと評価されてよいのではなかろうか（「わたしの古典」「黒い手帖」前出）と語つてゐる。——戦場にあつて、その鎧兜が見えただけで敵が恐れをなすほど屈強な武将がいる。あるときその武将のもとに、若い士が訪れ、自分も御身様の武勲にあやかりたいので鎧兜を貸してほしいと願いでる。若者の無邪気な功名心を知つた武将は、「あの服折や兜は、申さば中村新兵衛の形じやわ。そなたが、あの品々を身につける上からは、われらの肝魂を持たいでは叶わぬことぞ」といつて高らかに笑つてそれを聞き入れる。ところが、いざ戦になると、その若者が華々しい武者振りを見せつけるのに反して、武将の方は、いつも勝手が違つて少しも怖じげづく様子のない敵を前にして狼狽える。そして、簡単に鎧兜を貸してやつたことを後悔する気持ちは頭をかすめた刹那、敵の槍によつて腹を突かれる……。教科書などにも採用され、広く知られる「形」（大正9年1月2日『大阪毎日新聞』）は、まさに「入れ札」と同様、「内容ではなく、マテリアルな『形』」が人間を規定するということをアイロニカル（柄谷行人・前出）に描いた小品である。

西南戦争で薩摩軍が発行した軍票、西郷札に取材し、それで大儲けしようと企んだり、翻弄されたりしていつた人間模様を描くことから出発した清張は、そうした菊池寛的な歴史小説を実に的確に踏襲している。「形」や「入れ札」に限つたことではないだろうが、少なくとも、題材の選び方や自分の実体験との距離の測り方、そして、「鉄骨で組み立てたような構造」については、意識的にその方法を模倣していると思われるのである。

こうしたことを踏まえ、「形」、「入れ札」をはじめとした菊池寛の歴史小説を手がかりとしながら「西郷札」の世界に分け入つてみたい。

雄吾を主人公とする三人称の物語（第1章・11章）が入れ子型に組み合わされたかたちで展開しているのである。

こうした一人称と三人称それぞれの特質については、木村毅が『小説研究十六講』（前出）で鮮やかに分析しているので、それを簡潔に説明しておこう。小説においては、「奇怪な行為や、物珍しい事件は、人伝にきいたのでは興が乘ら」ないので、一人称で語った方が「生動的に、かつもつともらしく響く」。ところが、主人公を話者（Storyteller）とすると、主人公以外の端役については「絶対に客観的に、絶対に具体的にならざるを得ない」し「自己」の心的経過でも、ある程度以上に分析すると、気持の自然さを打ち壊すことになる。また、「主人公の視点から、事件を心理的に、主観的に語ろうすることはほとんどできない」ため、「彼は自分の功績や過失に対する意見を述べたり、論文を書いたり、批判を加えたりするわけにはゆかない」。したがって、そうした「事件を心理的に、主観的に語ろうとする」ところに三人称の必要性が生じる。つまり、一人称から三人称への変換は、小説に心理小説としての色調を強めるために、欠くべからざる要素である……。

小説を書きはじめた頃から、『小説研究十六講』を繰り返し読んでいた清張が、こうした視点の限界に関する考察を知らなかつたはずはない。前置きの最後に添えられた「その全文は前にも云う通り浩瀚だから思い切つて縮める必要がある。結局この内容を私の文章に書き改めて、何だか私の『桶村雄吾伝』のような形式となつた。といつても別に他の文献をせんざくして参照した訳ではなく、ただ『覚書』通りに書いていつたに過ぎない。／『覚書』の主人公は無論桶村雄吾自身で『余』という第一人称で書き表わされている。これも私の書き方では不便なので、桶村雄吾という名前通り第三人人称に改めることにした」という一節からも分かるように、清張は、一人称と三人称がそれぞれ負つている限界に対して、はつきりとした認識を持ち、それぞれを有機的に組み合わせる方法として、まず「覚書」というものを準備し、さらに、それが読み手である「私」の諸判断によって書き改められ、「手記」から「伝」へと移行していくという語りの形式にすることで、出来事の「生動」や「もつともらしさ」と「心理小説」的な面白さを同時に追求しようとしたのである。

また、「西郷札」の「私」は、情報の受信者であると同時に、成長する語り手でもある。これは「或る『小倉日記』伝」でも用いられている方法だし、やがて清張によつて書かれることになる推理小説において、刑事たちが立つことになる場所だといつてもいいが、彼らは、主人公の生きざまを事後的に引き受け、自明の結末を最後まで保留し続ける存在、主人公の生を俯瞰し、因果の糸を結びつけながらそれを再構成しようとする存在として、テクストの進行と

もに、認識の深まりをみせていくのである。

しかし、あたかも事実そのものであるかのような素振りで語られる言葉は、ときとして、聴き手からの異議申し立てを抑え込み、より強固な虚構性を作り出す。「西郷札」に照らしていえば、一見、手記の読者に過ぎないような素振りで謙虚に振る舞う「私」が、実は、すべての情報を管理し、そこから選別、修飾したものだけを明らかにするという情報操作を施しながら語っている可能性も考えられる。

例えば、テクストには「私」が次のような言葉で現在時の認識を滑り込ませる場面がある。「明治十一年の東京はこの二十二歳の若者をもつとも刺激するものがあつた筈である。西南戦争以来政府のインフレ策で物価は高騰していたが、諸事業は勃興し人心は投機に熱中していた。事業は異うが昭和二十二年頃にどこかほうふつたるものがある。一方明治六年征韓論に敗れて以来、土佐に引込んでいた板垣退助が立志社を結成して、いわゆる南海の草廬より出て大阪に乗り同志を糾合して愛国社と改称し、全国の壮士達に自由民権を謳わせたのもこの年である。／だが桶村雄吾には昭和のインフレ時代の狸青年のような羈気もなかつたし、共産党員のような昂奮もなかつたから、無為のうちに日を送つていた」。これは主人公の雄吾が家族離散ののち、単身東京に出奔したときの様子を語つたものである。ここで「私」は新しい刺激と活気にあふれ、一攫千金を狙う人々があふれる都会として東京を想起している。ところが、その後、「私」はいきなり状況を「昭和二十二年頃」に引きつけ、現在を生きている「狸青年」や「共産党員」との比較として「無為のうちに日を送」る雄吾を位置づける。

ここで「私」はなぜ唐突に「昭和二十二年頃」と意識を転換し、雄吾の引き合いにするのか。「狸青年のような羈気」「共産党員のような昂奮」という言葉に込められた、「私」の認識はどのようなものなのかな。テクストには、プロットの進行とは別の次元で、絶えずこのような語りの屈折がみられるのである。だが、菊池寛の歴史小説がもつてている、いい意味での分かりやすさ、明快さに比べて、「西郷札」の語りには作戦的な空所が用意されている。読者との共犯関係に基づいて主人公の心の闇に迫ろうとしつつ、それを突き放し、怜憐な態度で自分の周辺を見回そうとする素振りが双方向的にあり、その接点にあたる領域については説明そのものを拒否しようとしているようにさえみえるのである。この空所性は、「西郷札」のラスト・シーンに設定された「覚書」の破損、すなわち、この「覚書」の最後が誰かによつて意図的に破り棄てられていくという構成ともつながる重要な問題だと思われるが、とりあえずここでは 急な結論を求めるのをやめ、あらためて「桶村雄吾伝」を中心とした筋の展開

を追つてみることにしよう。

雄吾を主人公とする部分の冒頭は、彼の精神的支柱である「父」の存在から語りはじめられる。十一歳で母を喪った雄吾は、他の兄弟もなかつたため、十六歳までの五年間を父・喜右衛門と二人きりで過ごし、一切の教育を父から施された。ところが、雄吾が十二歳のときに御一新が行われ、時代は江戸から明治に移る。明治四年に断行された廢藩置県で世禄を失った父は、城下を去つて雇い人付きの百姓になり後妻を入れる。この義母には連れ子があり、名前を季乃といつた……。その頃の様子は、「ずっと女気のない家で育った雄吾はこの二人がきて家の空気が柔らいで楽しかった。しかし素直にこの感情を二人の前に出すには後めたいものを感じて何となく拗ねた態度に出ていた。季乃は雄吾を兄さまといつて慕つたが兄から酬いられるものは邪険な冷たい仕打ちであった。しかし心から冷淡であったかは疑問で、後年のことを考え合せると、いろいろ想像出来るのである」と記されている。

こうした伝記的なスタイルの描写に接した読者は、当然、次のような疑問につきあたる。そもそも雄吾はいつどこで、何のためにこの「覚書」を記し、誰に宛てて書いたのか、それは、なぜ「父」の子としての自分、武士道の精神をたたき込まれながら育つた自分という出自から語り始められなければならなかつたのか。そして、彼がいうところの「後年のことを考え合せると、いろいろ想像出来る」という言葉は何をさしているのか……。だが、「私」は、そうした事情についても安易な憶測をめぐらすことを避け、むしろ、謎を謎のまま先送りし続けることでテクストに推進力を与えようとする。

やがて西南戦争に加わり官軍と戦うことになつた雄吾は、軍資金を調達するために薩軍を行つた軍札の製造に携わることになる。ここに添えられる「この紙幣の体裁は前に記したから繰り返さないが、薩軍はこれを以て近在の商人や農家から必要な物資を得よう」というのであつた。十銭、二十銭札はともかく、五円、十円という高額札は発行のその日から頭から信用がなく、皆それを受取ることを渋つた。だが薩軍が実際に使用を望んでいるのはこの高額札の方だから、半分は威嚇でこれがどんどん商人達に押しつけられて食糧や弾薬と变成了。遂には兵士達は隊を組んで富裕な商家を訪れ、僅かな買物に十円札を出し、太政官札のつり銭を受取るという手段をとつた」というコメントからも分かるように、「私」は、ここで雄吾が関わつた作業を、薩軍のなりふり構わぬ暴挙を手助けする働きとして認知している。幼い頃から、体面や気位を重んじられ、武士道としての正義に生きることを強いられてきたはずの雄吾は、このときすでに、相手を威嚇しても必要なものを手に入れるという実利的な世界に身を落としていたのである。この直後の場面には、戦で負傷した雄吾が伊東家とい

う郷士の世話になつて傷を癒し、故郷に戻るところまでが描かれているが、そこで恩義に報いようとして雄吾が持ちかける西郷札での儲け話が、結果的に伊東家の財産に多大な損害を与えてしまう……という皮肉な展開をみても、彼がふたつの価値観の間で弄ばれていることはまちがいない。要するに、そこには、正義や恩義といったものを何よりも尊ぶような封建的倫理観と、投機や商売によって世の中をうまく渡り、成功していくことを第一義とする近代の合理性が描き分けられ、自分の利益に関してストイックであるとすればするほど、欲得に目がくらんだ連中にうまく利用されていく存在としての雄吾が描定されているのである。

封建的倫理観のもとに生きた「父」の姿と、その「父」の影響を受けて育つた「子」の関係を鮮やかに際立たせたうえで、さらに、それが意味をなさなくなつたあとの時代を生きていく「父」の寂しさと「子」の苦悩を二元的な焦点によつて描いていく方法は、基本的に、菊池寛が「形」、「入れ札」をはじめとする多くの歴史小説、あるいは、「父帰る」や「屋上の狂人」といった戯曲においてカタルシスを構成するために用いた手法と一致している。恐らく清張は、そうした価値観のねじれを効果的に表現するために、親分／子分、主／従という安定したヒエラルキーが個としての自己認識を必要とする世の中に転換していく時代として明治維新前後を選んでいるのである。

さて、こうして雄吾は佐土原に帰郷するわけだが、そこに待つっていたのは父の死であり、家の焼失による家族の離散であった。ここまで「覚書」を読んできた「私」は、すでに雄吾のなかに季乃への思いが萌芽していたものと推測しており、のちに再会する場面への伏線を張つているが、ともかく、雄吾はそうした自分の運命をなにひとつ知らぬまま、過去を棄てて東京へ向かうのである。東京に出た雄吾は、運悪く伊藤博文を暗殺しようとする一味と間違えられ、留置場に送られるが、釈放後、そこで知り合つた男の家業である人力車の車夫として雇われることになる。身体だけを資本とし、何事にも煩わされることがないというのが車夫を選んだ理由である。だが、それがきっかけで、彼は季乃との劇的な再会を果たすことになる。

ある日、雄吾が立派な身なりをした上級官吏を自宅まで乗せたときのこと。門の戸から迎えて俸賃を払おうとした女を照らしてみると、そこには美しい人妻となつた季乃が立つていたのである。このときの驚きは、「金を受取つたのも夢中、彼は一散に俾を曳いて走つた。提灯の灯影で相手にはこちらの顔は見えなかつたが、激しく打つ動悸はいつまでも止まなかつた。／季乃が東京にいる。人妻となつてゐる。この動搖は大きかつたし、それからの数日がまことに落ちつかなかつた。どうして東京にきたか、どうして人妻となつたか、疑問は

尽きなかつた上、現在の様子が知りたかつたが、会う決心はつかなかつた」と記されるが、このあたりの描写から、テクストの語りは明らかに「覚書」の枠組みを逸脱し、様々な登場人物への内的焦点化の度合いが色濃くなつてくる。雄吾が記しているはずの出来事であるにもかかわらず、平面描写で描かれた小説のような体裁に変化していくのである。

また、そうした小説の文体への移行とともに起こつてくるのが、人と人とのを「偶然出会つた」というかたちで邂逅させる演劇的筋書き的な展開である。このあとテクストは、まず、偉をひいて季乃の嫁ぎ先である塚村家の門の前を通りかかった雄吾が、思いがけなく呼び止められて季乃を乗せることになり、兄妹の再会を果たす場面を描く。明らかに樋口一葉の「十三夜」を下敷きにしたと思われる設定である。また、再会した二人が一緒にいると、雄吾に西郷札を買い占めて金儲けしようという話を持ちかけていた卯三郎と衆太郎が通りかかつて、季乃が大蔵省の高級官吏である塚村圭太郎の妻であることを知っていた衆太郎が、兄である雄吾を間に立てて塚村に取り入ろうとする場面も連続している。「この作品にはエンターテイメント的な要素が多い。(中略)車夫雄吾のたまたま乗せた客が季乃の夫で、そのために二人が再会するという程度はよいとしても、二人がいつしょに通るところへ衆太郎と卯三郎とが、同業だとはいえ、これまた一人そろつてぶつかるというのは、あまりにも大偶然である」という桑原武夫の「解説」(松本清張全集35 短篇1 昭和47年7月・文藝春秋)がいう通り、そこには事実を記した「覚書」というには、あまりにも出来すぎた「エンターテイメント的な要素」が濫用され、読者を、まるでステレオタイプ化された新派劇のひとコマを追体験しているような感覚に導いていくのである。「覚書」のなかに雄吾自身が記した「ある日不測の奇禍をうけたのはやはり運命というより仕方がないであろう」という一節が物語っているように、そこには意図しないところで自分の運命が動きはじめ、周囲の思惑に翻弄されていく主人公と、彼を笑き動かすようにして次々に起こつていく偶然の出来事、という構図が確信的に実践されているのである。

こうした「西郷札」の演劇性を考えるとき、やはり押さえおかなけれならないのは、清張が「わたしも昔から持つてゐる」(前出「形影」と語り、全十六号の分担をすべて記録したほどの入れ込みをみせていた「文芸講座」(前出)において、菊池寛が担当した「戯曲研究」の緒言である。そのなかで菊池寛は、主人公を「劇的境遇に導く動機と理由」として父と子の争いをあげ、「その争ひの中に戯曲があることは、古典劇も違はない。たゞ、古典劇では父と子が王位を争ふ。然し近代劇では父と子が、目に見えない思想や感情の間隙^{ギャップ}のため争ふ。(中略)近代の思想生活、感情生活感覺生活から起るデリケイトな板ばさみに苦しむ」と述べている。また「眞実らしさ」という項目では、日本の狂言などにおいて様々な偶然の重なりがある種の趣向として機能していたこと、近代劇の作家が、むしろ極端なほど戯曲の世界から偶然性を駆逐してしまったことなどを指摘したうえで、「偶然を絶対に排斥することは、不自然である。然しながら、偶然を二つも三つも重ね、それに依つて戯曲的葛藤を惹き起さんとするが如きは、ゆるすべからざる旧時代である」と論じていて、ペリペティ(Peripety)」「運命の激変」を巧みに生かすことの必要性を説いた場面では、「禍を転じて福となし、福を転じて禍となす、このペリペティは人生に於て、最も戯曲的な時機だと云つてもいいのである」と述べている。

「西郷札」のプロットが、そのまま「戯曲研究」の影響下に構想されているとまではいえないし、偶然性の問題などについては、むしろ、その濫用を避けるべきだと主張した菊池寛に對して、清張はかなり安易な方法で利用している面もあるため、それぞれを直接的に結ぶことはできない。だが、父の教えが子の現実と乖離していくテーマ設定といい、偶然性に依存した人間関係の結びつきといい、運命の激変を効果的に描こうとする構成といい、このテクストが極めて両義的なかたちで戯曲の特徴を有している事実は明らかなるはずである。清張は、当時の読者が歴史小説に期待していたロマンや伝奇性に、より鮮明な輪郭を与えるために、戯曲的な要素を積極的に取り込むことを選択しているのである。

テクストに話を戻そう。雄吾と塚村のつながりを知った衆太郎は、「よいよ、紙屑同然となつてゐる西郷札を大量に買い占めて、それを政府に買い上げてもらおう」という計画を実行に移す。「その頃、岩崎は西南の役で政府の輸送方を一手にひきうけて大儲けし一躍天下の三菱商会になつてゐた時であった。その三菱の基礎が藩札買占めである。(中略)当時の岩崎は大臣参議しか乗らぬ黒塗の二頭立馬車に乗つたり、貧民どもに大盤振舞をしたり、前島密のいた四万余坪の邸宅を買って奇石巨岩を庭に運ばせ、「世に比類なきお楽しみならずや(曙新聞)」といわれたり、とかく世間の耳目をひいている折なので、衆太郎も殊更に刺激されたと考えてよい」とあるように、それは、当時世間の評判になつていた岩崎弥太郎の伝説の「亜流」に過ぎず、その時点で成功する見込みなどほとんどないのだが、歴史の流れを俯瞰できる場所にいない彼らは、金儲けに目がくらんでのめり込んでいくのである。

しかし、清張はここにもうひとつドラマを用意する。血のつながらない兄弟でありながら、お互いをいとおしく思つて密会を重ねる雄吾と季乃の関係に探りを入れ、陰湿な嫉妬の炎を燃やす塚村の側に語りをシフトさせるのである。田中実が「太政官權少書記塚村は邪に恋をかけたのではない。自分の妻に愛

されることをひたすら求め、彼女の愛を手に入れ、支配しようとした。だが、そのために奸智を巡らし、邪魔者を抹殺するところに彼の隠された悲しいほどのがある。／ここには、時代の転換期に好漢権村というストイックで凜々しくも美しく生きる青年の生き方に照らし返された、塚村圭太郎の陰湿な欲望のかたちが窺える。いわばアブク銭に踊らされた卯三郎と糸太郎らが戦後の『狸青年』、『共産党员』の悲しい愚かさと重なつて、その浮薄な欲望がこの小説のいっぽうに現れて来ると同時に、他方この小説の進行（プロット）の裏には、主人公に逆照射されている、狂おしいほどの嫉妬に身を滅ぼしたもう一人の男の悲惨な姿があった』（『西郷札』の方法』松本清張研究 第2号、平成9年4月・砂書房）と指摘するようだ。彼は、表の顔と裏の顔を使い分ける一面性と、妻に愛されていないという思いにもがき苦しむ脆弱さにおいて、ある意味、雄吾よりも読者に近い場所にいる。季乃をただ一度だけ抱き寄せたときの感触を、「きちんと固くしめた帶の上の胸が高鳴つて動悸がこちらにも伝わってきた」というだつた。吐く息が弾んで、頬は夜気に冷えもせず、ほてついたが、丸い肩は震えていた」と思い出し、恋情を抑えきれなくなつていてもかかわらず、「やはり妹として愛してゆこう」などと誓つてしまふ雄吾。あるいは、「味気なくくらした親戚の家から、そのまま感情もなく他人に嫁いできた寂莫が、何か春風のようなものを求めていた」と描写される季乃が漂わせているロマンティシズムよりも遙かにリアリティがある。シェークスピア劇の「オセロ」で、様々な虚偽や欺瞞を弄して主人公たちの運命を狂わせる狂言回しの役割を果たしたアイアゴーと同じように、塚村は「西郷札」というテクストの裏側に横たわるもう一つの物語の主人公なのである。

そして、さらには、こうした塚村の屈折は「入れ札」において虚栄のために自分自身に一票を投じてしまつた九郎助の卑しさとも重なりながら、テクストに心理劇としての奥行きを作り出す働きをしている。菊池寛以前、多くの歴史小説は、「公」の歴史や古典作品に登場する伝説化された人物や、既成権力を背景に人々を救うヒーロー、虐げられた人々の恨みをはらす隠れた復讐者などがほとんどであり、せいぜい、教養小説的な自己形成に生きる主人公が登場する程度だつた。そして、こうした類型化された主人公像を脱却し、人間の境遇や外的な状況だけでなく、些細なことで揺れ動く内面の動きを活写したのが菊池寛だったのである。清張は、そうした構成を模倣することで、歴史のなかに現代人の心理を投影させようとしているのである。やがて清張によつて書かれることになる数々の推理小説において、常に中心に置かれる犯罪の動機をめぐる問題は、すでに、塚村がいる場所からはじまつてゐるのである。

こうして、塚村は、雄吾たちに、政府が西郷札を買あげる事になるだろ

うという情報を流して、買い占めに奔走させる一方で、裏で宮崎県庁の役人などに手を回し、雄吾たちを犯罪者に仕立て上げる陰謀をめぐらす。そうとは知らぬ雄吾たちは、かつて西南戦争で負傷したときに多大な恩を受けた伊東甚平をも巻き込んで、有り金を全部はたくまで紙切れ同然の西郷札を集め続ける。雄吾は、自分の利益のためではなく、世話になつた人にとつてよかれと思つてしたことが、結局、その相手にとって最も大きな痛手を与えるような不条理に追いつめられていくのである。

テクストの最終章。語り手である「私」は、いきなり「覚書」を現代に回収し、あとは「雄吾自身に語らせ」るといいだす。すでに前章までの段階で、この「覚書」は権村雄吾という個人の枠を逸脱し、彼には知り得なかつたはずの塚原や季乃の内面までも描写してしまつており、「手記」としての体裁は破綻していたわけだが、語り手は、もう一度、文体を戻すことで結構を保とうとするのである。しかし、ここで「私」は、すでに前置きや第一章での「覚書」を手に取つていた「私」ではない。西郷札の存在さえ知らず、「さつ」を「ふだ」と読み間違えて大笑いした連中のひとりなどではない。そこには、図書館に通いつめて様々な資料をくぐり抜け、「覚書」の記述から自分なりの推理をめぐらすことのできる語り手である。したがつてこの最終章は、「雄吾自身に語らせ」る素振りを見せながら、同時に、それを読み、解釈する存在としての「私」をクローズ・アップさせるように描かれている。

「……近頃日向辺りにも先年賊軍が発行せし不換紙幣を近く官にてお買上交換相成が如く誠しやかにふれ廻り、土地の住民この言に惑わされ大金を投じて紙屑同様なる紙幣を買集めに狂態を為し居る由宮崎県庁より真偽問合せを兼ね報告來りしかば政府に於ても置かれず、何者の仕業にやと詮議相成りし處、此者は宮崎県士族権村雄吾とて去る明治十年賊軍に投ぜし一人と判明せり。味方の発行せし金券最良の余りに証したるにや或は金欲しさの為にや今の処分明かざれ共、そもそも虚言を以て住民共多勢を欺すは重罪に付同人が東京に舞戻る節は直ちに逮捕するよう警視本署にて御用意ありと……」。東京に戻つた雄吾を待つていたのは、自分を犯罪者に仕立てた新聞記者だつた。こうして、雄吾は自分がまんまと塚村の術中にはまつていてことを知る。彼は、何ひとつ手を汚さず、まるで「書損ぜし一枚の文書を破るよりも」簡単に雄吾を陥れることに成功したのである。雄吾は、「覚書」の最後にこう記す。「今、余の採るべき道三途あり。一は季乃のすすめる如く逃晦することなり。二は官憲に自首して理非を正すことなり。而して一のことは余の保身のみ計りて罪を自ら被り彼の術中に陥る愚挙なり。二はたとえ法廷にて争つても塚村の確言を聴きし証人なく、いわんや証明の文書とてなければ水掛論に終るべし。是も余の採るところに非

ず、残るは最後の策なり……」。

しかし、「西郷札」の世界は、ここに重要な空所を用意する。本来だったら、この後にも文面が続いていたはずなのに、「明らかにその後が破り取られている痕跡がある」ため、雄吾の選んだもうひとつの方は判然としない、という仕掛けを用意するのである。そのことについて、語り手の「私」は、「云うところの『最後の策』とは何か、塚村や雄吾や季乃はどうなつたか、何も分つてない」と牽制しつつも、その破り取られた部分に様々な憶測をめぐらす。「破られた原文の部分が、何か他人の目に触れるに好ましくないことであり、それを嫌つて保存者が破棄したのだろう。破り取った人は勿論この手記を受取つた明治の人である田中氏の祖父にちがいない。そう思うと破られた部分の内容も漠然と分るような気がする」。

「私」が考えているもうひとつの道とは、もちろん、雄吾が塚村の殺害を決意したのではない、ということである。だからこそ、彼は当時の新聞をくまなく捜して暗殺事件や殺傷事件の類に目を向ける。そして、最後にこう記すのである。「……あれほど俊英をうたわれた塚村圭太郎の名が遂に世に残らなかつたのは何故だろうか。そこにも破られた部分の秘密をとく鍵がありそうにも思える。／図書館で新聞記事を捜している間にふとこんなことが目についた。／日向通信（明治十二年十一月輿論新誌）薩賊の製造せし紙幣は特別の訳を以て政府に於て御引換可相成旨道路の風説。私はこの二行ばかりの記事のあいだに、顔色変えて西郷札の買占めに狂奔している二人の人間が眼に泛ぶのであった」。

ここで「私」を支配しているのは、二つの謎、すなわち、雄吾の復讐がなぜか事件としてまったく記録されないまま闇に葬られていることへの不可解さと、奏任官にまで登りつめていた俊英・塚村もまた歴史に名を残していないのは何故か、という思いである。「覚書」の空所は、「私」の中に想起されるいくつかの憶測を経て、歴史の空所にまで肥大化していくのである。「歴史叙述者は自分も歴史の行われた場所や時点に立つて、自ら迷い、追体験してみる必要がある。その時点では現在していたであろういく通りかの情況、いくつかの条件、いくつかのグループ、いくたりかの人間と組み合させて、その歴史的主体にも手の届かなかつた、わかり得なかつた矛盾、つまり彼らの個人には自分が何故こうであるのか、わかりようのない苦悩があることをも想いやつてみる必要がある。（中略）それをわかつてやれるのは後世の人間なのだ。私たちは百年間の距離をおいてそれを見るから、いくらかわかる。ただ、それをわかる場合に彼らがおかれた情況に自分も同じように立つて、感じて、その情況を自分の中に復元し、なぜ彼らが苦しんだかと問うことが、歴史叙述者にとっては大

事なのだ」という色川大吉の言説【歴史の方法】平成4年5月・岩波同時代ライブラリー)をかりれば、それは、「迷い」と「追体験」と「想いやつてみる」ことを通して、現代の時点に立つ「私」が歴史を叙述する主体としての資質を獲得していく過程であるともいえる。「覚書」を記した雄吾と、雄吾の選択をいたましく感じて「覚書」の末尾を破り棄てずにおられなかつた友人の心理のひだに迫り、そこにシンパシーを重ねていく「私」が、もうひとりの主人公として立ち上がる瞬間であるともいえる。

ところで、「西郷札」には重要な場面でしばしば新聞記事が引用され、主人公を呑み込む運命に真実らしさを付加しようとしたり、同時代の社会状況を客観的に反映させようとしたりする傾向がみられるわけだが、テクストの最後に描きこまれている「薩賊の製造せし紙幣は特別の訳を以て政府に於て御引換可相成旨道路の風説」という新聞記事の一節は、なぜか、清張によつて日付が改ざんされている。清張が書き写したとみられる『明治編年史 新聞集成⁽⁴⁾』の記述では明治十年十一月二日の『輿論新誌』になつてゐるのに、「明治十二年十二月」としてあるのである。これは、恐らく、「覚書」の時間を、西郷札をめぐるゴシップ記事⁽⁵⁾が盛んに新聞記事になつて明治十年に設定したのでは、西南戦争で負傷し、東京へ流れてきた雄吾が様々な運命の転変に巻き込まれていく過程を描写することができなかつたからであろう。つまり清張は、約二年間分だけ新聞記事の日付をずらすことで、歴史小説としての信憑性と「覚書」のなかで展開されるひとりの人間の物語を同時に保証しようとしたのである。

さきにも論じたが、清張の歴史小説は、こうした部分において、菊池寛が主張した「眞実幻覺」に依つてゐる。多くの読者が知識として持つてゐる歴史上の事柄に関しては、できるだけ微細に史実をふまえようとしながら、ロマンスや陰謀といった現実生活ではなかなか出会えない要素については、大胆に史実に修正を与え、それぞれのバランスをとりながら読者に真実らしさを提供していく方法。それは、「歴史小説の場合は、万人に知られてゐる性格を利用し、小説に必要な一部丈を描写するか、或は小説に適合するやうに、変更すればいい、のである」(『歴史小説論』前出)という菊池寛の論理をそのまま踏襲しているのである。

それから、もうひとつ。この「西郷札」の構成上、きわめて重要なポイントとなつてゐる「覚書」の欠損も、手紙、日記、覚書の言説を含んだ小説にはよく使われる方法である。エドガー・アラン・ポーの「棄てられた手紙」などはその典型的な例だし、菊池寛も、「恩を返す話」(『大学評論』大正6年3月)で、主人公の死後に流布した「覚書」によって、彼の本心がやつと明かされるという語り口を取るなど、数多くのテクストで「西郷札」のヒントになりそうな方

法を提示している。紛失、欠損などによる情報の非伝達性、それが読まれるときにはすでに何かが終わつてしまつてゐるといった、事件や出来事に対する遅延性、そして、誰にも知られないまま消えていく人間の心の真実を明らかにする告白性などにおいて、手紙、日記、書簡などといったメディアを通してテクストに謎や空所を作りだす技法は、古今東西の作家たちによつて繰り返し試みられてきた常套手段なのである。しかし、「西郷札」の場合、それは果たして効果的に機能しているといえるだろうか。

例えば、「覚書」の最後が破り取られていたことについて、「私」は、「破られた原文の部分が、何か他人の目に触れるに好ましくないことであり、それを嫌つて保存者が破棄したのだろう」と推測し、「そう思うと破られた部分の内容も漠然と分るような気がする」と語る。そして、確かに「私」はこの一節をもつて、歴史を追体験する場所に立つ。だが、ひとたびテクストのリアリティという観点にもとづれば、そういう納得の仕方には、どれほどの説得力があるだろうか。もし雄吾が選んだ第二の道が、塚村を殺害することだったとすれば、それは当然、雄吾にとつても死を賭けた行為であり、「覚書」は一種の遺言としての意味を持つことになる。そこにどんなことが書かれていようが、それは彼が生きたことの証である。それほど決意を伝えているこの「覚書」を受け取つた友人に、果たして、その最も重要な部分を破棄することなどできるだろうか。雄吾にとつて気がかりなのは、あとに残される季乃のことであろうから、ひよつとしたら、それは彼女の立場を悪くしないために必要な行為だったのかかもしれないが、たとえそうだとしても、死さえ覚悟した人間が書き記した記録を、第三者が勝手に破棄するという展開は、かなり強引である。これは、「西郷札」のあとに書かれる「或る『小倉日記』伝」(前出)において、鷗外の小倉生活の実態を「採集記録」によつて埋めていこうとしていた田上耕作が死亡した直後に鷗外自筆の「小倉日記」が発見される……、というラスト・シーンに語り手がそえる「田上耕作が、この事実を知らずに死んだのは、不幸か幸福か分からぬ」という一節とも呼応するが、清張の場合は、テクストの終わりに何らかの空所を用意し、それを読者の想像や判断に委ねようとする意識が過剰に露出するため、なかば、それまでの展開において主人公と語り手が寄り添うようにして積み上げてきた言葉の構造物を釘一本抜くことで瓦解させてしまうようなあざとさが潜んでいるのである。

こうしたテクストの閉じ方を考えるとき、興味深いのは、それが長所・短所両面において、菊池寛のスタイルと酷似している点である。先般からたびたび言及している「戯曲研究」(前出)のなかにある、「一体戯曲的事件が、だんぐり昂張して行つて最高層に達すると、その後は何うしてもダレるのである。(中

略)最高層に対する見物の興奮が去らない中に、サツと一飛躍して幕を下すべきである。幕切では、力を入れて「はね、はね」することが肝心である。／近代劇の多くは、葛藤の最高層で幕を下すものさへある。即ち昔の戯曲で舞台の上でやつたことを、見物の心に残すのである。即ち、舞台の上で凡てを語つて、見物をアキさせるより、中途で暗示的に終らせて、残りを見物の創造に委せるのである」という解説からもわかるように、菊池寛の小説・戯曲は、そのほとんどが、最後の場面にひとつ波乱、ねじれなどの「はね」があり、さらに、サツと幕を引いて読者や観客に「暗示」的な効果を残そうとするものであった。だから、「何か読者の度肝を抜いてやらうといふやうな作者の態度」が見え透いて、「最後の観念」を「作者があまり大切がつて他の部分を此の観念を際立たせる道具に使つて犠牲にして了つてゐるのは感服できない」(平林初之輔「五月の創作評(二)」「時事新報」大正9年5月5日)といった酷評にさらされることも多かつた。

その意味で、心理劇にありがちなトリック的な場面展開によつてテクストに屈折を与えるとする技巧といい、「覚書」などのマテリアルな存在のありようから作者の観念を際立たせようとする方法といい、清張が「西郷札」の最後に挿入したエピソードには、菊池寛的な手法が正負それぞれの遺産として受け継がれているといえる。

五

ここまで、「西郷札」の読解を通して、清張が菊池寛の文学的手法からどれほどの影響を受けて作家活動を開始したかを考えてきたが、歴史小説という概念そのものに問題を押し広げていくと、菊池寛と清張の方法は、それほど単純な双曲線で結ぶことができなくなる。清張は菊池寛的な世界を模倣しつつも、確かに目でその弱点を認識し、むしろ菊池寛批判を越えるかたちで新しい歴史小説を構想していた面もあると思われるからである。

その形跡を、まずは「西郷札」から十年余り後に発表された「歴史小説」(「黒い手帖」前出)から探つてみよう。そのなかで、清張はこんなことを語つている。「鷗外流に史実を克明に淡々と漢語まじりに書くのが『風格ある』歴史小説ではない。史実の下層に埋没している人間を発掘することが、歴史小説家の仕事であろう。史実は結局当時の人間心理の交渉が遺した形にすぎない。だから逆に言うと、歴史小説は、史実という形の上層から下層に掘られねばならないことになると思う。歴史小説と史実が離れられないゆえんである。／こう考えると、菊池や芥川の歴史物も、少しおかしなつてくる。これは史実の近代的な解釈である。が、それは史実という上層から発掘して帰納した解釈ではなく

く、一ぺんに近代人の心理で照射して解釈したものである。初めから公式らしいものがあった。そのころの人間が悉く近代人心をもつてていたのではおかしいことになる。当時の制度、経済や道徳、倫理が人間の観念を決定していた。だから、歴史小説では当時の制度や道徳の中で苦悩している人間性を書くことが、今日の制度や道徳で苦悩している現代の人間性を書くことと、作品上では同じにならなければならない」。

清張は、のちに菊池寛の故郷・高松市で行つた講演の場でも、「人間の動きが色々な事件を巻き起こして、それが記録され、伝えられ、時代を経る。当時の記録は結局表面に現れた事件を採集しているにすぎない。その記録の、もつと奥に潜在するもの、それをえぐり出して近代的な照射を与える。これが菊池寛の歴史小説であろうかと思ひます」(『菊池寛の文学』高松市での講演再録、「オール讀物」昭和63年2月)と語つており、菊池寛の文学を形容するとき必ず「近代人の心理で照射して」、「近代的な照射を与える」といった表現を使つていることがわかる。後者の場合は、菊池寛の地元での講演であり、多少のリップ・サービスがあつたと思われるが、ここで注目したいのは、前者の発言にみられる「それは史実という上層から発掘して帰納した解釈ではなく、一ぺんに近代人の心理で照射して解釈したものである。初めから公式らしいものがあつた」という部分である。菊池寛の歴史小説に傾倒し、いろいろなレベルでその文学スタイルを模倣することから出発した清張も、この一点では、自分と菊池寛との資質の違いを認め、はつきりと線引きしようとしているのである。

菊池寛の歴史小説は、歴史を完全に道具立てと考え、過去に生きた人々も、それを語る側も、ともに近代的な知性を所有しているという前提のもとで小説世界が形作られている。それは、いわば「構成」の思想とでもいえるだろう。そこでは、封建時代の身分制、義理人情のねじれ、仇討ち、恩返しなどといったテーマが、あらかじめ用意されており、それを現代人が抱える問題意識と照合させながら、まずは人間関係を配置し、より劇的で無駄のない展開をみせるにはどのような場面、事件、台詞が効果的かを考え、あとは、あらかじめ計算された設計図によつて小説世界が組み立てられていく、といつた順序がとられることになる。また、彼の歴史小説の題材は、多くの場合、彼自身が自分の周囲で体験したり見聞きしたりした同時代的な現象から発想を起こしているため、主人公と語り手と読者が同じレベルに立つて、まるで現代小説を読むときと同じスタンスで小説内世界に入つていくことになる。清張の言葉をかりれば、そこにはあらかじめ人間関係の「公式」があつて、最終的には、すべてがその「公式」に回収されるシステムになっているのである。

対して、「西郷札」をはじめとする清張の初期歴史小説が志向しているのは、まさに「発掘」の思想である。ある高みに立つて全体を俯瞰してみせたりせず、いまいる場所から歴史を追体験し、徐々に地層を掘り返していくこうとする描き方。様々な謎や不可解さを抱え込みながら、その時代に生きた人々に近づき、最終的には、その歴史的主体が心の底に封じていたこと、彼にさえ分かり得なかつたことにまで意識を届かせようとする書き方である。だから、清張によって造形された世界にあつては、軋轢や諍いはもとより、恋愛の場においても、人間関係のディテイールを事細かに描写するようなことはしない。「当時の制度、経済や道徳、倫理が人間の観念を決定していた」という言葉からも分かるように、むしろ、ある人間が起こした行動の背後にその人間の思想を見抜き、その人間のなかに彼が生きる時代そのものの片鱗を捜そうとする漸層的な手法によつて、細部から歴史が生起してくるようになつていてるのである。

また、それと同時に、彼にとつての歴史は、唯物論的な歴史叙述が示すような普遍的、必然的、線的構造をもつていてない。不自然なほどの偶然が積み重なつていくプロットの展開をみても分かるように、多くの場合、テクスト内には「運命」としかいいようのない時代の力が働いており、目に見える物や事のリアリティよりも、そこに遭遇した人間の心理的なリアリティが優先される。そして、それを相対化する場所から語ろうとする限りにおいては、語り手にさえ語り得ない領域として空所がそのまま放置されることになる。清張が木村毅の『小説研究十六講』に学び、絶えず心がけていた帰納法と演繹法の融合は、こうした複眼的な思考によつて実践されているのである。

以上、清張のデビュー作である「西郷札」の成立をめぐつて、菊池寛の小説論、実際の歴史小説から清張が学んだ方法を細かく検証してきたが、それぞれをアノロジカルにつなぐ線上に見えてきたのは、人間そのものへのあくなき興味、探求心であり、鋭い觀察と大胆な解釈によつて歴史の背後から敗者や弱者を浮上させようとする衝迫力であり、幅広い読者を相手にしながら、彼らを飽きさせない「面白さ」の追求であった。

しかし清張は、菊池寛を完全にトレースするかたちで出発したのではなく、菊池寛との決定的な相違をも認識し、そのズレを突き詰めることも忘れていない。その意味で、作家・松本清張の出発は、菊池寛および菊池寛から影響を受けている自分自身を突き放して見つめるところからはじまつっていたといえるのではないだろうか。

〔注〕

(1) 清張の初期作品の場合は、歴史小説というより、過去の時代に時間設定の枠組みを借りた時代小説といった方が適切かもしないが、本稿では、清張自身の表現をそのまま使い、歴史小説と記す。

(2) 菊池寛は、森鷗外の歴史小説について、「その手法も題目も、あくまでもリアルである。決してウソを書かない。鷗外氏以後に出た歴史小説は、芥川氏のものにしろ、自分のものにしろ、虚構がある。が、鷗外氏にはそれがない。飽くまでも、理責めである。煉瓦を一枚宛畳みあげて行つたやうに理責めである。何處にもごまかしがない。アヤフヤがない。整然として、義理明白である。が、鷗外さんのかうした合理癖徹底癖は、たうとう小説では満足し切れなくなつて、小説よりは、もつとゴマカシの利かない伝記物、考証物に走つてしまつたのであらう」と論じ、自らを「歴史離れ」の立場に位置づけている。

(3) ただし、竹内好は伊藤整、白井吉見、折口信夫との座談会「国民文学の方向」(『群像』昭和27年8月)のなかで「(ほんとうに鬪うべきものと鬪わず、原稿を売ればいいという気持ちで書かれた中間小説のようなものは) いくら売れても、たくさん読まれても、国民文学じゃないと思う。現に菊池寛が今では読まれなくなつてしましましたからね。一時に多数の読者に読まれても、それだけを目標にしたのでは、長い時期にわたつて国民の精神の糧になることはできない」などと発言しており、必ずしも、菊池寛の文学に全面的に同調していたわけではないことが分かる。

(4) 重松泰雄は、「たゞ、『西郷札』のごときは、彼の文学的生涯の、文字どおり起点に位置する作品だが、しかしこれは、何と言つても、「或る『小倉日記』伝」に比べ薄手な作品でしかない。なるほどここにも、彼自身の生活に培われた「人間認識の基本型」(村松剛「松本清張と探偵小説」)、「文学」昭和36年4月)は認められぬではない。しかし敢えて言えば、彼の主人公に対する共感—単なる認識ならぬ、一つの「原衝動」—による、事実ならぬ(眞実)の探求はここにはない。したがつて、使用された資料にしても、すべて「新聞集成 明治編年史」三、四巻のごとき、安易な二次的資料にもたれかかつて事足りりとしている。「或る『小倉日記』伝」のすさまじい(追求力)は、そこに認むべくないのである(『松本清張の文学的出発』『国文学』昭和48年6月)と論じ、清張が引いた資料を『新聞集成 明治編年史』に断定するとともに、そうした二次資料をそのまま用いた安易さを批判している。(5) 例えば、「東京曙新聞」などでは、明治十年六月十一日、十月九日、同十日、同十三日、十一年五月三十一日など、立て続けに西郷札関係の記事が掲載さ

れている。ちなみに、十月九日の記事には、「鹿児島の賊徒等が漫りに製造したる金札の数は各種取り合せ九萬三千枚にて総て金額は十四萬千二百二十円なりと鹿児島県令より其筋へ上申されたるよし」とあるが、これは、現在、宮崎県立図書館に所蔵されている「手続書」(当時、鹿児島県に編入され、県庁の出先として置かれた宮崎支庁の出納担当だった井上市兵衛が、戦後になって、当時の経緯を政府に弁明した書類)にある「偽札(西郷札)は六月二十四日に初めて支庁に持ち込まれた。七月二十七日までに十四万三千三百円が発行された。薩軍から支庁でも使用するよう命じられたが、拒否した」(『朝日新聞』平成12年3月1日)という記録とほぼ一致する。同「朝日新聞」の記事によれば、それはいまに換算して七億円相当となる。寒冷紗という麻布で和紙をはさみ、わらび粉を使った糊で張り合わせた西郷札は、十銭から十円まで六種あり、裏面には「明治十年六月発行 通用三ヶ年限」と記されていたという。

履歴

石川 巧
いしかわ たくみ

一九六三年生まれ。立教大学大学院博士後期課程満期退学。山口大学専任講師を経て、一九七一年より山口大学人文学部助教授。

専門

川端康成をはじめとする大正後期から昭和期の文学表現を中心として、劇文学、プロレタリア文学なども研究対象とする。

主要著作・論文

主な論文に、「川端康成と菊池寛」(『川端文学の世界』4 その背景 勉誠出版)、「彼女の朝から別の朝へ—佐多稻子『キャラメル工場から』論」(『国語と国文学』東京大学)、「方法としてのレーベ・ドラマ」(『日本近代文学』日本近代文学学会)、「川端康成『転生』への誘い—一日記・ノート・手帖を通路として」(『文学』岩波書店)、「ラジオ・ドラマの季節」(『日本近代文学』日本近代文学学会)、などがある。

法の臨界に向かう言葉

—菊池寛から松本清張へ—

新城 郁夫



曲をあげて、「いまでも作品のほとんどを憶えている。」とまで書きつけてゐるわけだから、菊池の特に初期の作品への親しみから、その高い評価が始まつてることは疑えぬところだろう。つまりは、大正七年前後の数年の間に書かれた菊池の初期作品の中に、清張の菊池寛の焦点を見るのはあながち間違つていふとはいえないことである。

松本清張の「形影」は、菊池寛という一人の作家への尊敬と親愛を語つて、優れてユニークな文壇史となつてゐる書物であるが、その中に次のような言葉が見出される。
わたしは若いとき読んで「鼻」「芋粥」よりも「手巾」に感心した。そして菊池の作品は、「ゼラール中尉」「若杉裁判長」「身投げ救助業」などで彼の愛読者になつた。

この「形影」という書の中で、清張は菊池寛の文学の持つ「ヒューマン・インタレスト」や「人間に對する興味」に深い共感を語りながら、そうした文学のあり方と「対蹠的」なものとして芥川龍之介のそれを見出している。たとえば、菊池寛の歴史ものにも史書によつて得た知識で書いた物はある。が、それは芥川のように機知による新解釈だけでなく、実生活の経験を生かしている。」といった言い回しの中にも、清張の評価の指向性は明らかにされている。

しかし、ここでは、清張の提示するところの、菊池寛と芥川龍之介の作風の違いといつた比較に赴くのではなく、他ならぬ清張の菊池寛評価の契機として挙げられている作品を今一度検討する中で、菊池寛そして松本清張という二人の作家に見出せる一筋の系譜にこそ注目してみたいと思う。
清張は、先の引用部分で、菊池寛の愛読者となる契機となつた作品として、「ゼラール中尉」「若杉裁判長」「身投げ救助業」という三つの小説を挙げている。大正五年九月号「新思潮」に発表された「身投げ救助業」は菊池の小説として最も初期に属するものであり、また、「ゼラール中尉」(「新公論」一月)、「若杉裁判長」(「新時代」六月号)二作はいずれも大正七年に発表された小説であつて、これらは、菊池の初期の代表的作品である。「初期の作品はその作家の全作品の傾向を決定するといわれるが、菊池にはとくに著しい。」とする清張は、加えて、大正八年に新潮社から出版された菊池寛の「心の王国」をして、「菊池の作品をわたしがまとめて読んだ最初は短編集であつた。」と明記している。そして、その短編集に收められた「大島が出来る話」「若杉裁判長」「忠直卿行状」記「盗人を飼う」などの小説や、「屋上の狂人」「父帰る」「博徒の子」などの戯

「盗みをしたN」(大正七年七月「新小説」)、「若杉裁判長」(同年六月号「新時代」)、「ある抗議書」(翌八年四月「中央公論」)などといつた小説に特にそれは明らかなだが、この時期の菊池の小説の中に、裁判制度への疑義、時代小説で言えば仇討ち物などにみられる復讐法的な制裁への懷疑などといつた眼差しが確かに認められる。それらの小説においては、小説のなかの言葉 자체をここに引くならば、「國家の権力」(「若杉裁判長」)あるいは「國家の看護」(「ある抗議書」)として發動し機能してしまつ、まさに法システムそのものへの極めてシニカルな視線を読みとることができる。今、考察を始めるにあたつて、菊池寛という作家のなかに法制度そのものへの懷疑的な眼差しを見出すとき、同時にまた、たとえば、松川事件や下山事件、あるいは、帝銀事件や白鳥事件といった「アメリカの占領体制下にあつた戦後日本でおこったさまざまな事件」(尾崎秀樹⁽¹⁾)を取り上げたドキュメント「日本の黒い霧」(昭和三十六年三月、文藝春秋社刊)を初めとして、「天城越え」(昭和三十四年十一月「サンデー毎日特別号」)や「疑惑」(同五十七年二月「オール讀物」)などといつた代表作に見出せるような、犯罪捜査や司法制度に対する鋭い批判精神を發揮した松本清張といふ一人の作家の表現のあり方に、また、同様の志向を見出すのに、ほとんど何の困難もない。社会の様々な歪みこそが犯罪を産み出していき、時として、犯罪捜査や裁判制度そのものが、更に言えば、犯罪を巡る社会的関心を煽つていて、報道メディアそのものが、犯罪(者)を捏造していくという危うさを、たとえば大正七年前後という時期に、既に先駆的に小説において問いかけていたのが他ならぬ菊池寛だとするならば、そこで提示された法システムへの問い合わせ

を更に発展深化させて、戦後一貫してフィクション、ノンフィクションいずれの領域であるかを問わず、特にその広範な資料探索とドキュメンタルな方法によつて追求しつづけたのが、松本清張その人に他ならないのである。

2 法システムへの懷疑

たとえば、「愛読者」となった契機として一度までも言及されている「若杉裁判長」(大正七年六月「新時代」という小説。清張自身が述懐しているように「まとめて読んだ最初の短編集」に收められ、加えて、「彼の愛読者」となるきっかけとして顕揚されているこの小説もまた、菊池の初期の代表作であり、片山宏行によれば、この時期の菊池の作品に多く見られる「幻滅を経て幻覚から醒め真理に至るという「幻滅のパターン」に則って書かれたもの」の一つということになる。清張自身がこの小説に「幻滅のパターン」を読み込んでいたかどうかはむろんここでは明らかにしようがないのだが、ここでは、むしろ、菊池の「若杉裁判長」という小説の持つ主題系そのものから少しく離れて、そのモチーフにこそ注目すべきだろう。つまり、裁判という法システムに対する小説的アプローチについてである。

——これが、おおよその物語である。こうして、そのストーリーをのみ追うならば、この小説においては、それまで、「犯罪」に対して「抽象的」にして「寛大」であった「若杉裁判長」が、犯罪の被害者という当事者となつて初めて、被告に対して厳しく対処し得た、ということになるのかもしれない。

しかし、この小説の奇妙さは、決してこの「若杉裁判長」の変化を短絡的な正当性の中に提示しているのではないという両義性に見出せる。実際、「若杉さんは、自分の感情の転換が、余りに自分本位の動機から、出て居る事を心苦しく思いました。」という言葉が提示されているということから読み届けられるのは、むしろ、犯罪被害者という当事者としての心理に支配された時、「若杉さん」はすでに、公平無私であるべき裁判というシステムの中において「裁判官と被告」という関係性以外の逸脱を混入させてしまつていているということでもあつて、逆に言えば、この小説は一見「厳罰」や「懲戒」の必要を説いて居るかのようなストーリーを提示しながら、同時にその陰画（ネガ）として、裁判というシステム自体が孕んでしまうかも知れぬ恣意性の危険、更に云えば、虚構性をこそ露呈させようとしているとも考え得るのである。

こうした、裁判制度に対するある種相対主義的な視線は、たとえば「ある抗議書」(大正八年四月「中央公論」においては、いよいよ明らかになつてゐる。「若杉裁判長」が、犯罪を裁く側にその視座を据えながら裁判制度を問い合わせうとしている小説だとするならば、「ある抗議書」は、その逆、つまり、犯罪の被害者の側からの問い合わせが提示されていると言うべきである。

「ある抗議書」は、「無名の私」(大正三年五月廿一日千葉県千葉町の郊外で、兇悪無惨な強盗のために惨殺されました角野一郎夫妻)のうち「妻とし子の実弟」であるところの「私」から、時の「司法大臣閣下」へと宛てられた一通の書簡、という形式をとっている。新聞で大々的に報じられた「千葉町の夫婦殺し」事件の被害者遺族である「私」の書簡を読む時、私たち読者は次のような訴えをそこに見出すことになる。——獄中で「キリスト教」によつて自らの罪悪にまみれた人生を悔い改め、「天国に行く心持ちで、日々と死んでいく」受刑者「坂下鶴吉氏」の一方で、「私のごとき被害者の遺族」の心は如何にして救われるのか——。「抗議書」の中の次のようないい言葉がこの小説の核心を為しているように思える。

たえてしまうことになつた」というのである。この事件を契機に、「若杉裁判長」は、自らのこれまでの「罪」認識に疑問を抱き、「世の中の犯罪者」一般に対する憎悪が、初めて自分の心の中に、湧き出るのを感じました。」と語られることとなり、判決当日、誰もが予想したような「執行猶予」を付与することなく、被告の少年に実刑を宣告して、「若杉裁判長」は「サッサと退席」して

においても、やはり犯罪被害者の当事者性において、厳罰が下され私憤が晴らされるための「復讐」や「懲罰」の必要性が問われていると言うべきなのだろうか。一面において、そうした読みは正しいのだが、ここでも、この小説は、両義的であって、もう一面の問い合わせそこで見逃してはならないだろう。実は、この「抗議書」は、「死刑」という刑罰の、犯罪者と犯罪被害者双方に与える「効果」に対する疑問の書と言うべきであって、「私」の強い憤りの核心には、慈悲深いと見える宗教的改心を「国家の刑罰機関の活動」によって唱道しておきながら、にも関わらずその慈悲の裏返しにおいて、死刑という国家による殺人を受刑者自身に納得させ忍従させるような、内面の改造を強いる法システムそのもの自体の持つ欺瞞への、鋭い批判となっているように思える。

ある犯罪が起きる。それを法によって裁き、犯罪者に然るべき処罰や刑罰を与えようとするとき、実はその時、裁くこと、懲戒を目的とする刑罰執行の限界が垣間見られてしまうという事態。そのようにして、いわば法の臨界へと読み手を導きいれようとする小説の企みにこそ、菊池寛の犯罪小説の可能性が見出されると言えるだろう。そこで、次に、「盗みをしたN」(大正七年五月「新小説」)にその企みの具体的な可能性を考察し、そのことを通じて、犯罪や法システムの持つ陥穽を、まさにその犯罪の当事者であるところの犯罪者側の視点から問い直す試みの中に、菊池寛から松本清張へと受け継がれた、批判精神のあり方を読み届けていこう。犯罪という物語を、謎解きや法廷ドラマにおける勝敗の興味によってではなく、犯罪者その人の言葉によって捉え返そうとするまさに、「ヒューマン・インタレスト」の表現意識において、菊池寛から松本清張に受け継がれたものの核心がそこに見出されてくるはずである。

3 困難としての裁き

菊池寛の「盗みをしたN」という小説は、主人公「自分」が、自らのもとに届けられた「日記体の手記」を引用しながら、犯罪の成立とその犯罪を犯した「N」の捻れた心を提示する奇妙な犯罪小説である。「ある抗議書」が書簡体形式の小説であったことも重なるが、この「盗みをしたN」もまた、「手記」の引用という形式を踏襲していることは注目されていい。つまり、トリッキーな興味づけの中で犯罪が物語化されていくという構成を、実はそのはじまりから放擲しているのがこの小説であって、そこでは、犯罪そのものよりも、犯罪を犯すに至る人間の動機への関心が形成されているわけである。当然、その時、語り手である「自分」は、語られる犯罪そのものについては、メタ・フィクション的な位置に立つことになる。(犯罪を、調書やその他の証言・記録といったドキュメントによって開示し、極力その資料によって犯罪を語らせるという方

法において、やはり菊池寛の犯罪小説は、清張ミステリーの先駆をなしていると言えるかもしれない。)

主人公の「自分」は、「丸の内の××会社に勤めている」「友人のN」が、会社の大金を盗んでその現場で取り押さえられ検事局に送られたという記事を新聞で読み、驚愕する。中学時代から臆病かつ神経質で、つい先日会ったときも落ち込んでいた様子の「N」が、何故そんな大胆不敵な犯罪をしてかしたのか不可思議に思っていたところ、受刑中の当の「N」から「日記体の手記」が届くのだが、そこには、自分自身、得体の知れない衝動によって自らが盗みを働いてしまうという、「俺」の不可解な心の交錯が細かく書かれている。その手記が示しているのは、「俺は道徳を怖れる。まして法律をそれ以上に怖れる。」という言葉が明らかにするように、法規制を過剰に怖れるあまり、その法律を犯してしまうという転倒し屈折した犯罪心理であり、さらに言えば、自らが犯罪を犯すのではないかという強迫観念にとらわれる「俺」という一人の存在が、実際の犯罪者となるにいたる過程に他ならない。

小説の中で引用されている「日記体の手記」は七日分。そこには、「俺」が発作的な衝動により盗みを働くこととし、また実際無意識のうちに盗みを働き、結局受刑するに至るまでの日々の実際が、抄録という形で記述されている。事は、「麻布の竜土町を歩いていた」ある日、「二人連れの小学生」に、「ニッケルの懐中時計」を示され「これ、小父さんのじやない。」と声をかけられた時にははじまる。自分自身その理由が「全く分からない」まま、「その時俺の心は奇体な動搖」を感じる。その安物の時計について何の欲望も無いにもかかわらず、「さうだ、小父さんのだ」という一言で「この時計の占有権」が自分に移ると考えたその刹那、それを騙し取ろうとする「発作的」な衝動に囚われるのである。丁度、その時、実際の落とし主が現れるに至つて、「俺」は「盗み」を免れるのだが、自らに隠されている犯罪への「本能」に「ショック」を受け友人に相談を持ちかける。

俺は、自分の行為を浅ましいと思った。が、浅ましいと云うことは、辛抱が出来ても、どう考へても怖ろしいのは、俺の行為は、刑法に触れて居た事だ。俺は、自分の犯しかけて居た行為を考えると、心配で堪らないので、その晩法科を出た友人のKを訪問した。そして何気なく、自分の場合を説明して、犯罪を構成するか、どうかを訊いて見た。するとKは即座に、「無論、詐欺取財さ。その子供に所有権はないにしても、占有権はあるわけだから、占有権があれば立派に詐欺取財を構成するのだ。」

俺は、頭をガンと殴られたように、憤げてしまった。

こうして、「俺」という人間が、現実としてそれが欲しい訳でも必要な訳でも

ないのに、それを盗むのではないいかという不安に苛まれていく様子が告白されいく。ここで、「俺」の言葉に示されている不安が、実は、いつたい何が犯罪を構成してしまうかという問いに始まり、その犯罪の臨界点において、自分が果たして犯罪をしないでいられるだろうかという、奇妙に転倒した自己監視から生じていることは注目されていいだろう。つまり、ここには、自らが犯罪を犯すかもしれないという可能性へのバラノイックな内面への注視が示されているわけで、この時、「俺」は、自らの心を「刑法」の規制力の閉じられた実験場としているのである。

ほとんど強迫神経症的と言えるような葛藤のなかで、ついに、「俺」は、実際の「窃盗」を働いてしまう。ある日のこと、「麹町土手三番町の宮松氏を、訪問して居た」「俺」は、互いの共通の関心事であるところの日本画の話に興じることになるのだったが、そこで美しい「写真目録」を見せられる。暫時、何事もなく帰宅してふと手持ちの風呂敷を開けてみると、そこには、「宮松」邸で見せられたあの「写真目録」が入っていて、「茫然」としてしまう。このままで本当の窃盗犯になると思い、爲した「俺」は、「宮松」邸にとつて返すのだが、その時のこと、「俺」は、手記にこう書きつけていた。ここでも、何気ない言葉の中に、法制度や犯罪構成への過剰な意識が刻印されているのだった。

宮松氏は夕食中であつたが、俺の来訪を知ると、驚いて玄関へ出て来た。

俺は、予審判事の前に立った罪人のように自分の行為を陳謝した。
いつたい、この「俺」は何によつて苦しめられているのか。ここで、「俺」は、「予審判事の前に立つた罪人」としての自らの未然の可能性に怯えながら、逆に、「どうよりそれだからこそ、むしろその犯罪者」法を犯す者としての自分を先取りし、そこに自らを投影しているのである。犯罪を怖れる余り、犯罪を犯すという捻れがここにある。あるいは、犯罪を規制する法そのものが、ここでは「俺」という犯罪者を生んでいる、とさえ言えるかもしれない。

こうして、「俺」の「手記」は、奇妙な告白を重ねていく。自らの日常の四圍に、犯罪を成立させるような様々な契機や物品を発見しては、それになつて惹かれていくような分裂。そこに「俺」の不安がある。後は、もはや、犯罪を犯すことによつて、犯罪を犯すかもしれないという不安を取り払うという転倒のうちに自らを追いつめてしまうことになる。

人事により「会計課」に廻されてからというもの、「会計課長の机の上に有る、小切手や紙幣から、どれ程脅かされたか知れやしない」という状況の下、周囲からも「神経衰弱」を心配されるような日々を過ごすことになるのだが、会計課に来てから一月半ほども経つたある日、ついに、「俺」は、会社の金を窃盗することになる。その時のことと告白する「俺」の手記は、だが、その調

子において、それ以前のそれと明らかに異なっている。

俺の予想した事が遂に来た。が、来てみると、俺はあまり悲しまなかつた。來るのが、当然のように、思つた。俺の予想が実現された事に對して、俺は誰にともなく「それ見ろ!」と、云つて見たいような気がした。後悔、失望、落胆、悲痛の入り攪れた感情の背後にあつたものは、安堵の感情であつた。俺は長い試練から、やつと逃れたような気がした。

○月○日

予審の時に、俺は自分の心持ちを、可なり精しく述べたが予審判事は、冷笑しただけである。公判の時、弁護士は被告人の精神に異常があると云つて、医師の鑑定を要求した。が、裁判長は一言の下に却下した。が、俺はそれを悲しまない。俺は監獄のうちにあつて、二年来失われて居た精神の安静を、全く恢復した。こゝには、俺が盗む必要のある物は一つもないのだ。

こうして、書きおさめられた「N」の手記を引用した後、次のような「自分」の回想をもつて、この小説は閉じられている。「自分は、Nのこの手記を読んだ時、最初はNの奴、自分の犯罪を秘密化する爲に、こんな心理を、發明したのではないかと思つた。」

一見すると、狂氣を装おう佯狂の心理を「N」に見出しているかのようだが、そうだとしたら、「この手記を読んだ時、最初は」という条件が見過ごされてしまう。むしろ、この「最初は」という限定が示しているのは、既に手記を読み終え、それをメタレベルにあつて事後的に語つてゐる発話の現在において、「自分」は、この手記に告白されている「N」の犯罪心理について、一定の理解を持つてゐることであるだろう。

「盗みをしたN」という小説が、それを読む者を揺さぶるのは、そこに、いつたい何が犯罪を構成するのかという問い合わせが提示され、同時に、法はいかにして犯罪を处罚しうるかという問い合わせが提示されているからと言うべきであつて、そこでは、「法」という実定がそれ自体フィクション的な側面を内在化していることが露呈させられているためではないだろうか。

「N」は、「國家の法律」たる「刑法」を怖れるあまり、その法を侵犯するという行為に及んだわけだが、しかし、犯罪行為において裁判され受刑者となるに至つて、初めて、「監獄のうちにあつて、二年来失われて居た精神の安静を、全く恢復した。」と言うのである。この逆説の中で、犯罪とそれを裁く法システムそのものの安定した構図が逆転されている。法を犯し处罚された時、初めて「N」はその犯罪から解放されているとも言えるわけであり、さらに言えば、ここでは、幻想としての法がNという現実の犯罪者を産

み出しているということにさえなるだろう。つまり、犯罪という実体がはじめにあって、それを法が裁いているというよりも、むしろ、「法」という処罰システムが一個人の内面を支配していく過程の中で、一人の犯罪者を作り上げていくという交錯がこの小説には見出されるのである。法システムそのものがその機能の発現の過程において、犯罪（者）を作り上げていくという背理。そこにこの小説の逆説的な眼差しがあるのであり、言うまでもなく、この批判的眼差しの類似において、私たちは今ようやく、松本清張文学へと流れ込む豊かな水脈を発見することになるだろう。

犯罪を、単に処罰の対象として見るのではなく、その犯罪に纏うる人間たちの、時に不可解ですらある意識の交錯の中に追求していくとする小説の方法。いよいよ、この小説的 possibility の開花を、われわれは松本清張のミステリーの中に新たな可能性として見届けていくことが出来るのである。

4 捩造される犯罪

松本清張と菊池寛を繋ぐ線。そこに、まず、法廷という小説空間があることは注目されるべきである。菊池の「若杉裁判長」「ある抗議書」そして「盗みをしたN」、いずれも犯罪というドラマを、先ず何よりも、様々な証言や尋問といった言葉の闘争の場である裁判というシステムの中において提示するところにその特徴を有していたわけだが、この小説的志向において、松本清張こそは、その最も優れた繼承者と言わなければならないだろう。と言うのも、松本清張の作品を読むとは、そこに様々な裁判を読み込んでいくことと別ではないのだから。⁽⁴⁾

たとえば、先に指摘した『日本の黒い霧』をはじめとして、『ミステリーの系譜』（昭和四十三年六月、新潮社）などのノンフィクション作品には、実際の犯罪捜査や裁判への追求を通じて、警察制度や法システムへの批判的視点が提示されているし、これがフィクションになると、『種族同盟』（昭和四十二年三月「オール讀物」）や『疑惑』（同五十七年二月「オール讀物」）などに特徴的に見られるように、法廷での検察・弁護双方の立証・反証の闘争を通じて、犯罪が様々な形で生成しては变成していく過程が描かれていて、そこでは、むしろ、犯罪という現象が、他ならぬ裁判システムを通じて創りあげられていく過程が読みとれるのである。清張の眼差しは、犯罪という現象そのものではなく、むしろ、その犯罪を法的言語によって規定し处罚しようとする警察あるいは法権力の抑圧的な方へと注がれていると言えるだろう。

こうした清張作品の成り立ちを考察していく時、特に法廷ドラマとしての性格を濃厚に提示しながら、冤罪を生み出していくような、法廷そのものに潜む

危険を鋭く表し出す小説として「証言の森」（昭和四十二年八月「オール讀物」）は注目されていいだろう。そこで、読者は、様々な証言の集積と齟齬の中に、裁判が孕む犯罪捏造の構図を見出していくことになる。

清張の「証言の森」は、最後に至つて、本当の犯人がいつたい誰なのか分からなくなるという、奇妙な小説である。そこでは、タイトルが既に示しているように、まさに「森」という比喩に相応しいほどの大量の証言が、多種多様なドキュメントから引用されている。そこで依拠している資料は、検察調書、捜査報告書、聴取書、死体鑑定書、予審尋問、果ては大審院判決文に至るまでの広がりを見せている。その「証言の森」をぐりぬけることによって、読者は、当初、「妻和枝（当二十七歳）が何者かに絞殺されている」と「昭和十五年五月二十日午後六時半ごろ出頭して」届けを出した「被害者の夫青座村次」当人が、結局は妻殺しの犯人として大審院判決で確定するまでの糺余曲折が、事細かに提示されていくのである。ところが、小説は、その後にいたつて、真犯人として名乗りを上げる第三者の登場を介して、この事件の真相をまた、暗闇の中に押し戻そうとするのであるが、その暗闇の先には、実は、先の太平洋戦争の影が深くさしてはいるのであつた。錯綜を極めるこの小説の流れを事細かに追うことは、紙幅の関係上叶わぬことであるから、ここでは、むしろ、その錯綜の中に浮かび上がつてくる犯罪捏造の構図を、特に旧刑事訴訟法下の法廷システムにおける裁判のあり方に焦点を当てて考察していきたい。

この小説で扱われている殺人事件の犯人が、裁判上、被害者の夫「青座村次」として確定したことは既に述べた通りだが、この小説では、その裁決に至るまでの反転に繰り返転が、特に警察捜査段階での「聴取書」における被疑者「青座」の変転を重ねる自白供述と他の関係者の証言の食い違い、あるいは、予審廷における「青座」の犯行の全面否定への移行といった形の、証言自体の変質の過程の中に提示されている。

ただし、ここでおさえて置かねばならないのは、ここに提示されている裁判が、昭和十三年当時の殺人事件を扱っているということから分かるように、いわゆる旧刑事訴訟法（大正刑事訴訟法）に基づいて裁かれているということである。⁽⁵⁾ 日本国憲法に則つて改正された現行法とは大きく異なり、旧刑事訴訟法においては、自白は極めて強い証拠能力を持つていたし（自白主義）、また、捜査段階での「聴取書」も大きな証拠能力を持ち得た。また、公判以前の予審廷での尋問は糾問的色彩を強く帯びその尋問には被告弁護人は立ち会うことが出来ないという、被告人の権利を侵害する危険性の極めて高い法システムとして機能していたのであった。（もちろん、現行法においては、証拠は物証主義であり、「聴取書」にかかる「調書」は被告による誤りが無いかどうかの確認を

得る必要があり、証拠能力は厳格に制限されている。また、公判集中主義にそぐわない予審制度は現行法においては全廃されている。(つまり、この旧刑事訴訟法に則った裁判制度においては、公判前手続き段階における勾引、勾留、訊問、などの強制処分や「誘導尋問」や暴力的な取り調べによる被疑者証言への侵犯は回避しきれるものではなかつたわけであるし、予審制は被告人尋問への弁護人立会権を一切認めていない)うえ、そこで尋問は、予審判事による一方的かつ秘密裡の取り調べであり、しかも、これが公判になると決定的な証拠書類となるのであるから、いよいよ被告人は極めて厳しい立場に立たされるほしかなかつたと言えるだろう。

こうした、法システム下において裁判が進行していくとき、およそ、被告人の証言ほど重要なものも無いわけであるが、逆に言えば、その証言そのものが相当の介入を受ける可能性も高まると言えるわけで、清張の小説「証言の森」に戻るならば、そこでは、先ず、誘導という形の介入が見出されていく。

無惨な絞殺死体を発見したとして警察に届け出た「青座村次」であつたが、その最初の取り調べにたいして、「妻和枝の紙入れと、時計と、ネクタイピン」が盗まれていると応じたところから、警察の彼への疑惑が生じている。第二回の現場捜査で、当の紙入れほかが、「茶ダンス裏の壁に張り付けてあつた紙を破つた箇所」に「隠匿」してあつたことが発見されたとして、容疑者として「青座村次」は厳重に追及されることになる。はじめ、その「隠匿」したことを否認していた「青座」だが、その翌日には、「今日までは私は妻を殺した犯人はほかにありますように申し上げておりましたが、何もかもよくお調べが済んでおるようになりますから、本日は偽りのないところを申し上げることにいたします。」として、妻殺害について自白するのであった。普段から絶えず見下され不快に感じていたところ、映画に行く約束を反古にされ冷たい言葉をかけられた刹那に、逆上し絞め殺してしまい、後で怖ろしくなり、誰かに暴行・強盗されたように擬装するため衣服を散らかしたうえ、紙入れ他を壁紙の中に隠した、というのである。

いかにも、ありそうな自白供述と言えそうだが、供述の中で「何もかもよくお調べが済んでおるようになりますから」という言葉が語られていることは些か気になるところである。僅かな関係者への聞き込みと二度の現場検証しかしていない段階で、警察が「何もかもよくお調べが済んでいる」わけがないのであつて、ここでは、むしろ、「青座村次」が警察の誘導にのつて証言している可能性を窺わせる。実際、この後、「青座」の証言は、取り調べの度に変転していく。「被疑者青座村次はその翌日の真夜中に係官の厳しい取り調べにあつて」というわざわざ傍点を附した敢えての語りが暗示しているのは、捜査にお

ける厳しい誘導があつたことということであり(後の展開で、「青座」は拷問を受けたことを供述している)、唐突にも、この時の取り調べの中で、妻を殴つた後ぐつたりした姿に「劣情」をもよおし性行為を遂げた、という具合に供述を変化させる。この変化については、この後引用される死体鑑定の中の「本屍体に性交の証跡を存す。」という記述との整合性を保つためであることが事後的に提示されていくことになるという具合である。

こうして、自白は引き出されるのだったが、この自白を「青座」自身が否定することから、事は錯綜の度合いを深めていく。この自白の翌日、第4回の取り調べで次のようない供述がなされるのである。

「私が和枝を殺したというのは全然嘘であります。それでは、なぜ、私が和枝を殺しもしないのに殺したと偽りのことを今まで申し上げたかと申しますと、当日の私の行動に、たとえば、和枝が大変な状態になつていてのを知りながら手当もせず、すぐ病院に駆けつけ、また病院から戻ると交番に届出たりして他人から見ればおかしく思われるようなことがあつたり、和枝が殺された現場や物のなくなつた状況などを見ますと、私が考えても外部から入つた者のしわざでないようと思われるところがあつたりして、お調べなさる方が私が殺したという証拠がいろいろあるような口吻を洩らされましたので、これではどうも私も無事に逃れることは出来ないと思いましたから、いつそのこと私が殺したと申し上げて、一刻も早くそれ相当の処分を受けようという気になりましたので、和枝が殺されていた現場を見て知つている範囲に私の想像を加えて作り話をいたしたものであります。(略)」

「証言の森」という小説においては、この否認証言をさかいに、「被告青座村次」が犯行の全面否認に赴いていくことが語られている。そして、これは注目すべきこととして、いつたん完全否認した後、裁判の肝心要の当事者である「被告青座村次」の証言の引用が極端に減つていき、その存在も小説の後景へと遠のいていくという展開があり、それに反比例する形で、この殺人事件に直接的には関わらない関係者の、伝聞や推測に満ちた関連証言が次々と引用されそして再検討されていくという変化が見られるということがある。

先走つたことを言うならば、この小説は、忌まわしい殺人事件の犯人が誰であるか、という犯人探しに赴くかに見えて、そうした関心を転換させるようにして、誰がどのような証言をもつて犯人を語りそして犯罪を語つたのかという、証言行為そのものへとその小説的関心のシフトを移していくのである。そこで重要なのは、誰が犯人なのか、ということではなく、どのようにして犯人が作り上げられようとしたか、ということなのである。

事実、右に引用した供述の中でも、「青座」が語っているのは、そのことである。「青座」は、「お調べになる方々が私が殺したという証拠がいろいろあるような口吻を洩らした」という、いわば警察によつて設定された事件像に従つて自白をしたのであり、そこで事件は必定「作り話」という性格を帯びざるを得ない。そして、いつたんそうした「作り話」が出来上ると、その作り話に相応しい犯人が必要とされるわけで、ここで示されている構図は、犯人がいて事件が起きた、といった単純な流れではなく、犯罪事件という「作り話」(証言行為)が、裁判という法システムの中で、事件の主人公に相応しい犯人を捜し求め、様々な人間の証言行爲を重層化させながら、その犯人を創出していくという、ほとんど物語生成の行程と言えるのである。

小説では、「青座村次」の完全否認の自供の後は、むしろ、脇を固めて犯罪を立件しようとする警察の執拗な捜査の過程が提示されていく。「妻和枝の実父石田重太郎」、「和枝の姉山根秀子（当三十歳）」、「青座村次宅のすぐ隣に住む石川とも子（当六十七歳）」、「青座村次の先妻村岡妙子（当二十九歳）」、といった陳述者たちによる、「陰気な性格で、かつ人情に欠けている人物」「こせこせとして少しも男として落ちつきがない」「吝嗇で、性格も冷たく、少しも面白みのない男」といったような、極めて予断に満ちた犯罪そのものとおよそ関係の無い証言が積み重ねられていくのである。これらの証言は、犯罪についての証言というより、むしろ、犯人のキャラクターを語る言葉と言うべきである。誰もが、犯罪そのものについて全く何の情報も持っていないにも関わらず、ひとえに「青座村次」という人間がいかに犯人として相応しいかを確言しようとしているわけであつて、ここでは、警察の誘導に乗り「私の申し上げようですが、すべてが円満に解決するなら、そのようにして早く刑を受けよう」とまで自供する「青座」を含め、全ての証言者が「作り話」の共同制作者とさえ言えるのである。

こうして、犯罪について何事をも語り得ない証言が寄り添い、犯罪を捏造していく過程が次第に明らかになつていなくな、極めて怪しい証言者が現れる。「元某署の刑事巡査で、詐欺罪に問われて警察を馘首され、その後恐喝罪に問われて青座と同じ留置所内の房に留置されていた」「池上源藏」がそれ。この「池上源藏」は、予審廷において判事の取り調べに対し、「看守の口から、その者がN町の若妻殺しの犯人として検挙された者であることが判り、また新聞を盗読して、その男が青座村次であることも判りました。」と答えて、その留置場での「青座」との会話の中で、青座自身が「喧嘩の末ちょっとしたはずみで殺してしまった」と語つたということを証言している。しかし、これが、「警察に使われるスパイ」としての証言者である可能性が濃厚であることは、控訴

の後の公判でも問われるところとなつてゐるわけだし、東京地方裁判所における公判では、その「池上」の証言を「聴取」した「警部野中宗一」への尋問を通して、その捏造が疑われていく。つまり、「新聞」報道に先に触れさせ青座とという犯人像を刷り込んだ上で更に誘導によつて「青座」が罪をうち明けたという「池上」による伝聞証言を引き出した可能性が、そこでははつきりと示唆されているのだ。小説では、この「池上」と、「池上」の証言を「聴取」した「警部野中宗一」の、それぞれ、予審廷また控訴後の東京地方裁判所での公判での判事の尋問への陳述を引用していく過程で、いかにその証言が、でっち上げに近いものであるかが提示されている。

こうした審問を経て、まず、「東京地方裁判所刑事部予審判事田口政夫」により、「本件の事実について、これを公判に付すべき犯罪の嫌疑なきを以て刑事訴訟法第三百十一条により免訴とする」という判決が出される。(ここで、小説中「刑事訴訟法第三百十一条により」とあるのは誤りであることを注記しておきたい。ここで則られているはずのいわゆる「旧刑事訴訟法」第三百十一条は予審の管轄違い言い渡しの制限に関する条項であり、免訴決定に関する条項は正しくは「第三十三條」である。) また、控訴後の東京地方裁判所での公判においても、「無罪」の判決が言い渡され、昭和十六年二月十四日に審理終了となるに至るのであつた。

こうして、解決がついたかにみえた裁判だつたが、検事の控訴により、東京控訴院で原判決が覆され、「被告人を「有罪」とし、「懲役七年」の判決」が下され、更には、「被告青座村次」の大審院への控訴は棄却され、刑が確定してしまふ。第一審において退けられたあまたの証言がそこでは採用されたのであり、言葉を換えれば、多種多様な「作り話」の集積であった「証言の森」が、いわば法システムの最高段階において認証されたということであり、逆に言えば、この「作り話」としての犯罪を最終的に完成に至らしめたのが大審院であり、法システムそのものが「青座村次」という犯罪者を捏造したと言えるだろう。「犯罪の認定はほとんど青座の自白のみによること、その自白は警察の拷問や誘導尋問によると思われること、元刑事だつた同房者を証人としてその密告を傍証にしていること、以上のことなど御藏判事は一切否定してしまつたのである。」という批判的語りからも、この「証言の森」という小説が問い合わせてくるものが明かである。つまりは、犯罪の徹底的な検証を通じて、その真相を明らかにしていくべき警察捜査やさらには裁判制度が、その実、恣意的判断や予断に満ちた証言の葛藤の中で、逆に、「犯罪」そのものを捏造し犯人を創出していくという、暴力的な機能を發揮する危険を孕んでいるということについて、この小説は問いを喚起しているということである。

こうして、事件自体は決着がつけられたわけだが、この小説は、その最後に至つて、皮肉な後日談を引いて、その幕を下ろしている。「大審院の判決が確定して青座村次が刑に服して間もない昭和十八年七月のことであった。事件を扱った所轄N署に、私が若妻殺しの真犯人です、と名乗って出た男がいた。」というのである。その「男」とは、事件当初聴取されて証言していた「酒屋のご用聞き」の「山村政雄」であった。かねてから、「青座和枝」に好意を寄せていたこの「山村」が、劣情にまかせ強姦殺害したということを証言し、所轄署に自首したところ、司法主任は、取り合おうとはせず「今は戦局が重大なときで、国民こそって米英撃滅にご奉公しているのだ。そんな妄想にとりつかれてくよくよする人間は非国民も甚だしい。今度ばかりは聞き流してやるが、二度とこんなことを警察に云つて来たり、またほかの人間に云いふらすことはならん」と説き伏せる有様である。つまり、事件にいつたん解決が与えられるや、それ以外の如何なる証言もあつてはならないのであり、警察にとつては、犯罪とは立件されるべきものではあっても、決して解体され再審されるべきものではない、そうした抑圧をこの小説は見出しているのである。そして、小説は、その最後に至つて、犯罪をその当事者に寄り添いつつ問い合わせることによって、逆に、「作り話」として構成され捏造された犯罪を、いま一度未決の混沌の中に投げ返そうとしている。

小説の最後。突然、物語は、昭和十九年四月、戦局厳しいフィリピンへと向かう軍輸送船のなかで、偶然にも、「池上源蔵」と「山村政雄」が出会い、互いが同じ東京のN町の出ということから四、五年前の「若妻殺し」へと話が及ぶ場面となる。互いに探りを入れるようにして事件を語り合つたが、互いがあの事件に関係していたことが判るにいたつて、「山村」は、「古兵どのは、自分がその後、あれは自分がやつたと云つてN署に自首したことをお聞きになりませんでしたか?」と「池上」に問い合わせ、相手を驚愕させている。しかも、話は、またぞろ、次のような屈曲を見せるのである。

「しかし、古兵どの、実は、あの事件は自分が真犯人ではありません」「なに、では、どうしてそんな訴えをしたのだ?」「……よく分らないのです。あの時の自分の気持ちが」「お前がやつたのではないだろうな?」「嘘ではありません。警察に自首して述べたことが嘘だったのです。(後略)」

つまり、ここにきて、「真犯人」だと名乗り出た「山村」もまた犯人ではないということが示されたわけであり、この小説は、ついに、この忌まわしい犯罪の犯人という実体を物語の枠外に押しやってしまう。幾多の証言が、そして、

三度にもわたる法廷審理が、ただひとえに犯人の確定に向けて幾千言の言葉を費やし、犯人探しへとその興味を集約していくたとするならば、その求心力に完全に対抗するようにして、この小説の力は、その「証言の森」を悉く粉碎するようにして、犯人確定を不可能となつたとき、問いは、根源的な場所へ帰らねばならない。犯人確定が不可能となつたとき、問は、根源的な場所へ帰らねばならない。なにが人々を証言へと駆り立て、そして如何なる背景があつて、犯人が確定されようとしたのであつたか、という問い合わせである。そこで、この小説は、その後に至つて、一つの仮説を提示している。輸送船の中、「山村」から全く驚くべき話を聞かされた「池上」は、眠りにつけぬまま、ある思いに囚われていたのだった。

もしも山村が犯人でなかつたら、なぜ、嘘の自白をして出たか。その謎を解く考えが浮んだ。山村は兵隊にとられたくなつたからではないか。だからあの自首は嘘でも本当でもどちらでもよかつた。彼はただ、刑務所に入れて貰えばよかつた。戦争が進むにつれて未教育の若者がどんどん補充兵として召集されている。それを逃れるには重要犯罪人になることである。刑務所は安全な場所だ。現に青座村次は七年の刑だつた。少なくともこの七年間、青座は生命が安全に保障されているのである。山村政雄も青座のその安全な場所を狙つたのではなかろうか。……

こうした想念にとらわれた「池上」と、そして真犯人なのかどうか分からぬ「山村」は、翌日の夕刻、撃沈された輸送船とともに海の藻屑と消えていく。こう云うべきだろか、この二人の男は、あの事件の犯人たり得なかつたが故に、戦死を免れ得なかつたのだ、と。この余りに皮肉な最後に至つて、「証言の森」という小説は、一つの犯罪に過ぎない「若妻殺し」事件に、歴史の影を見出していると言えるだろう。戦局の厳しくなつていく時代のうねりのなか、人々は誰もが自らの「安全な場所」を求めていたと言えるのであるならば、「証言の森」という小説の中で、折り重なるように提示された多くの人々の証言は、それそれが、必死になつて自らの「安全な場所」を確保しようとする「言葉の闘い」であつたとも読み返されてくるだろう。自らが犯罪に関わつていないといふことの証拠として、必然的に他の誰かが犯人であることが要請されてくる。また、警察や裁判といった法システムも自らの機能の安定の為に、やはり犯人を決定しなければならない。そのような、犯罪(者)の生成に向けて、言葉が構み立てられていく不気味な力。清張がこの「証言の森」という小説において、喚起しているのは、まさにそうした犯罪を生みだし、そして犯人を作り出さないではおかしい抑圧的な社会制度であつたとは言えないだろうか。しかも、「証言」をでっち上げ犯罪の当事者として逃れ得たとしても、また、国家の犯罪と

も云うべき戦争によって、結局は死んでいくしかなかった「池上」「山村」には、法の言葉が決して捨てることのできない矛盾にみちた人間の生死のあり方が深く刻みつけられていると云うべきだらう。そこで垣間見られるのは、まさに法の臨界へと向かおうとする根源的な問いであるのだ。

5 おわりに

司法権の発動などは、民衆から、一点の疑義も起こらないような公明正大なものであつてほしい。民衆は、裁判記事などを読んでも、どちらに無理があるか、はつきり分かるのだ。被告のいつていることの方が、より正当なような感じを受ける裁判記事などは、司法権の神聖を汚すこと甚だしい。神奈川県の元事務官が三年以上無実の罪に泣いた話などきくと、我々はひとごとながら慄然とする。

昭和十一年一月、「話の屑籠」の中に書き記された菊池寛の言葉である。「戦前の『文藝春秋』で私が愛読したのは、菊池寛の『話の屑籠』で、雑誌が出ると、真っ先にこのコラムを開いたものだ。」(私のくずかご) 昭和四十二年五月～翌年四月「オール讀物」と回想している松本清張であるから、右の菊池の言葉を読んだ可能性は高いだらう。そして、菊池の「話の屑籠」自体を繙いてみると、様々な出来事への関心の中につけて、犯罪捜査や司法制度に対する批判の言葉を見出することは二度や三度ではない。そこには、犯罪事件に潜む社会的な矛盾や、更に云えば法システムそのものへの懐疑的な視点を見出すことが可能である。しかも、そうした関心が菊池寛という作家の一つの特質として考へ得ることは、本論を通じて明らかになつたところもある。しかし、ここで、さらに注目したいのは、そうした菊池の関心の中から、今まさに本論で考察してきた、松本清張文学の志向性への回路が間違いなく発見されるという、その事である。右に引用した、菊池の「話の屑籠」のコラムを今一度読み返してみると、その言葉が、ほとんどそのまま、清張の「言葉の森」という小説が喚起する問い合わせ重なつてくることが了解されてくる。犯罪が捏造され、犯人が冤罪を被るという危険を、他ならぬ「被告」の立場から問い合わせ直す事によつて、「司法権の発動」の中に危うさを見出し、「司法権の神聖」を問い合わせ直そうとする意識。そうした批判的視座のありうべき小説的形象化を、私たちは既に、菊池自身の「ある抗議書」やそして「盗みをしたN」という特異な表現の中に考察して来たわけだが、その表現志向の運動の中から、松本清張の「証言の森」という小説における発展した法システムそのものへの鋭い問い合わせもまた見出されてきたのであつた。

犯罪という現象が、犯罪者という忌むべき特異な人間によつて引きおこされ

た偶發的な事件としてのみあるのではなく、実は、犯罪そのものの中に、社会的構造や更に云えば歴史的背景といった広がりをもつた背景が潜んでいるということの発見。そしてまた、単に处罚の対象としての認識をもつて犯罪を見るのではなく、逆にその犯罪 자체が作り上げられ、時として捏造されるという危険を見過ごすまいとする批判意識。こうした発見や批判意識を、特に犯罪の被疑者自身の言葉や内面に寄り添いながら、裁判を初めとする法制度そのものの中において問い合わせ、その問い合わせ具体的な人間関係のなかに提示したのが、まさに菊池寛であったのであり、その菊池寛の中に表現者の最も優れたあり方を見出していた松本清張その人だったと言えるだらう。

ここにおいて、私たちは、菊池寛という作家と、松本清張というもう一人の作家との間に見出せる、ある共振的な表現の志向性を感じ取つていく端緒に着くことができたのではないだろうか。

註

(1) 尾崎秀樹「日本の黒い霧」の時代」(松本清張研究 第三号) 一九九七年八月、砂書房刊収録)

(2) 片山宏行「菊池寛の航跡」(一九九七年九月、和泉書房刊) の六十二ページ。

ここで片山は、次のように指摘している。「たしかに処女小説『身投げ救助業』(『新思潮』大正五年九月) から、この『心の王国』発刊当時にいたるまでの菊池の作品には、いわば救いのない作品が多い。」

(3) この小説で扱われている犯罪を、発表当時(大正七年)のものと見なすならば、ここで語られている「予審」については、いわゆる旧々刑事訴訟法(明治刑事訴訟法)に則つてゐるということになる。なお、いわゆる明治訴訟法(施行明治二十三年十一月一日、廃止大正十三年一月一日)では、第一章第六十七条から第十章百七十五条までが、予審に関する規定となつており、そこでは、予審判事は、予審中事実の発見のため必要と判断される場合には、職権をもつて、勾留されている被告人を密室に監禁することができる(第八十七条)など、強力な職権を持つていた。

(4) 松本清張自身が、法律や裁判に関して、自らの小説における意味合いを明らかにする文章として、「推理小説の発想」(松本清張全集第三十四巻)収録一九七四年二月文藝春秋刊)がある。このエッセイのなか「法律書からヒント」なる文章の中で、「カルネアデスの舟板」(文學界)昭和三十二年八月号掲載)にふれながら、法律的発想と自作の饗応に言及している。なお、この「カルネアデスの舟板」を初め、松本清張作品における「法」感覺について法学者としての立場から論究した著作として、長尾龍一「文

学の中の法」（一九九八年七月、日本評論社刊）があつて、示唆を受けた。

(5)「証言の森」で扱われている犯罪事件は、「昭和十三年五月」と明記されているから、この小説での裁判が、いわゆる旧刑事訴訟法（大正刑事訴訟法、施行大正十三年一月一日、全面改定昭和二十四年一月一日）にのつとついることは明らかである。なお、本論で記述した大正刑事訴訟法における「聽取書」問題や予審制度などの史的展開については、小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』（一九七六年、日本評論社刊）の指摘に多くを依っている。特に、明治刑事訴訟法から大正刑事訴訟法への史的变化に関しては、その「第二章 大正刑事訴訟法の歴史的意義」に詳しい。

一 「探偵術座談会」企画者・菊池寛

谷 口 基



菊池寛と日本探偵小説との因縁は意外に深い。

黒岩涙香の活躍から惹起された明治二十年代の流行から、「新青年」誌の創刊（大正九年一月）をスプリングボードとして再燃する二回目の「探偵時代」が訪れるまでの空白の時間、江戸川乱歩の「探偵小説四十年」に拠れば、密やかにこの「新文学」成熟のための土壤を耕し続けた一群の「一般文壇作家」たちがいた。彼らの名は、谷崎潤一郎、宇野浩一、佐藤春夫、芥川龍之介、そして菊池寛である。彼らの創作活動は、日本における探偵小説誕生の可能性を殆ど絶望視し、海外脱出を夢見ていた若き日の乱歩の意識を再度国内へと引き戻す重要な役割を果たした。乱歩は谷崎の「金色の死」の背後にボーの存在を透かし見たことを契機に、当時の文壇における「反自然主義運動ともいふべきもの」から派生した異端の小説群に瞠目し、見るがごとくこれらを耽読したといいう。

その乱歩に後年、〈初期の菊池寛氏の作風に似た文学的な短篇を書き得る腕

を持つてゐた〉と評価された探偵小説作家には浜尾四郎がいる。彼は乱歩言うところの〈探偵趣味〉をその作品世界に濃厚に纏う作家としての菊池寛を、乱歩以上に強く意識していた。貴族員議員・加藤照麿男爵の四男に生まれ、帝大法学部卒業後、検事、弁護士と専ら司法系を歩んできた浜尾が探偵小説作家としてデビューするのが昭和三年。彼の初期短編「死者の権利」（週刊朝日）昭和四年九月二十日には以下の一文が認められる。〈私は曾て或る小説家が、刑事案件の被害者の肉親の立場から、犯人が易々として死についたことをきて憤慨し、抗議書を出すという小説を読んだことがあります。北村薫氏も既に述べておられるように、ここで指摘されている作品が、大正八年四月「中央公論」に発表された菊池寛の「ある抗議書」であることは疑いようがない。〉

『殺人鬼』『鉄鎖殺人事件』など、ヴァン・ダイン風の重厚な長編探偵小説の作者として名を成した浜尾が、短編小説の分野では、自己が身をおいた司法界に多く取材し、法の矛盾や欠陥を鋭くシニカルに衝く、ひきしまった作風を持ち味とした事實を想起されたい。後に詳述するが、菊池寛は、司法者と一私人

「清張実話」の濫觴

履 歴

新城 郁夫

日本近代文学、沖縄現代文学専攻。

一九六七年生まれ。立教大学大学院博士後期課程満期退学。現在、琉球大学法文学部助教授。

主要著作・論文

主な論文に、「井伏鱒二『シグレ島叙景』からの眺望——アイロニーとしての都市小説」（『日本近代文学』第59集）、「金て」としての少年——目取真俊論」（『新潮』第95巻8号）、「ゼロの焦点」を読む——二つの生の戦後」（『松本清張研究2号』砂書房）などがある。

とはざまに湧きこるべき問題意識を描く「若杉裁判長」「島原心中」など、浜尾の先行作家たるにふさわしい一連の作品を遺している。具体的な作品名こそ挙げられないが、乱歩が『探偵小説四十年』に指摘した菊池の〈探偵趣味〉は、これら作品群を対象に導き得たものであろう。

しかし、江戸川乱歩、浜尾四郎ら『新青年』以後の探偵作家と菊池寛の関係を語る場合、創作家・菊池寛の業績以上に看過されはならないことは、『文藝春秋』発行人・菊池寛の果たした役割である。

同誌昭和二年十二月号掲載の「探偵術座談会」(出席者 森下雨村 甲賀三郎 大下宇陀児 浜尾四郎 尾佐竹猛 金子準二 昭和二年十一月実施)において、菊池は鮮やかな手際で出席者の発言を誘導することで、新文学＝探偵小説をめぐる現状と可能性を開示させた。諸国放浪の旅に出ていた乱歩が出席していないためか『探偵小説四十年』にはこの座談会に関する記載は一切存在しない、今日顧みられる機会の少ないこのイベントであるが、見方によつては日本の探偵小説史上に果たした役割は決して小さくない。

同座談会の意義は、「支倉事件」(後述)で探偵小説のリアリズムに開眼して間もない甲賀三郎を招き、従来の探偵小説本質論と探偵小説の定義の曖昧さに言及させるとともに、斯界きつての理論的指導者であった彼に新文学＝探偵小説の持つ様々な問題と可能性を語らしめたことと、実際に起つた犯罪事件に材を求める、現行の犯罪捜査法などを正確に導入することで、探偵小説が新しい形態に発展し得る可能性を、犯罪捜査に実際に携わっている尾佐竹猛、金子準二らのフォローを得て提示したことの二点であろう。

後者は既に、『新青年』初代編集長の森下雨村が、「科学探偵術」を解説するため検察医佐野甚七、元警察署長小泉徳之助、大審院判事尾佐竹猛ら専門家からの寄稿を掲載した特集と、意義の上において重なるが、平易な話しこそばが交わされる場である座談という形態と、門外漢的インタビューに徹した菊池寛の姿勢によつて、一般読者に対してもかなり鮮明なかたちで探偵小説と、犯罪をめぐる実際的要素との将来的なリンクの方針が示されたと評価できる。それは、犯罪、探偵、艶笑、怪奇、幻想、歴史、モダン、獵奇、ユーモアなど幅広いテーマを無批判に総括したパリア・フリー的文学領域となり果てた「探偵小説」に原点回帰を期し、後に「本格派」の主力作家となる甲賀三郎が高々と掲げた「リアリズム探偵術」宣言である。

犯罪事実を素材に仕立てられた読み物である「探偵実話」の起源は古く、それはそのまま近代日本における探偵小説の源流とも目される。久保田彦作『鳥追阿松海上新話』(明治十一年 錦栄堂)、岡本起泉『夜嵐阿衣花廻仇夢』(同年 金松堂)、仮名垣魯文『高橋阿伝夜叉譚』(明治十二年 金松堂)などのいわ

ゆる「毒婦もの」にあらわれた虚実入り乱れた猥雑な魅力は、日本人の「元來ものごとに情緒的に対応する国民性」に深く浸透し、黒岩涙香の翻案探偵小説全盛期においても、〈論理的で読みにくく非現実的な翻訳物よりは、身近で暴露的な和製物で探偵趣味を満たしたいという気持ち〉(伊藤秀雄『明治の探偵小説』昭和五十一年 晶文社)は、多数の小説読者の潜在意識下に燃り続け、涙香撤退後の『都新聞』をはじめとしたメディアに、あらたに「探偵実話」の時代を招来する火種となつたのである。

【都新聞】明治二十六年三月一日の「探偵叢話はしがき」(署名はE生)には、以下のようにある。^[3]

翻訳探偵小説が都新聞特有の呼物となり居るは今云ふまでもなし然らば此翻訳物に加ふるに日本流の探偵小説を以てし並べ掲げて彼我を比べ一層世の好評を博するや明かなり去りとて徒らに奇趣向でさへあればと云ふが如き心得にて實際在り得べからざる事柄など筆に任せて記したらんには却て識者の笑ひを招ん若す其道に就き事実談を聴きて之に肉を加へん：

しかし、〈無味淡泊〉な〈事実談〉の〈骨〉を再読、三讀するうち、そこに得も云はれざる深味⁽²⁾を感じるに至り、かつ自らの想像力によつて〈骨〉に肉付けするプロセスに興味をおぼえた筆者は、〈徒に肉を加へず骨のみそのまゝ、次号より掲げて読者諸君にも文字以外の楽しみを頗つことにしたり〉という結論に達する。〈事実談〉を骨子に、読者一人ひとりが、それぞれの想像力を恣にして肉付けを行い、独自の「探偵実話」を楽しむ。〈事実談〉をめぐる情報が正確で豊富であればあるほど、読者の想像力は、犯罪の背景や事件の細部に隠れた小説的情景を仔細に暴き立てるだろう。『探偵叢話』が、筆者の主觀を極力廃した硬質のルボルタージュとして出発したことは事実であるが、この企画が読者の「覗き趣味」をいたく刺激することで好評をとり、幾多のエピゴー⁽³⁾ネンを輩出し、それらがやがて扇情的色彩を纏わされることで、より読者の嗜好に接近した「探偵実話」に変転する道筋を辿つたことは否定できない。

新しい探偵小説のリアリズム獲得を志向した甲賀らが最初に突き当たる壁が、こうした「探偵実話」との闘いであつたことは言うまでもない。

二 菊池寛の「実話」趣味

ところで、探偵・犯罪的要素をも含めた広義の「実話」はまた、そもそも菊池寛自身が、ひとたならぬ思い入れを示した文学形態であった。『文藝春秋』誌における、一般からの「実話募集」枠の設置は昭和三年。こ

れは菊池が絶対の自信を持つて宣言した如く、文芸誌における新ジャンル開拓に「実話」という形態を採用した嚆矢と目されるべき事件であった。

「実話」を今度募集することにした。米国には「実話雑誌」があることは諸君も知らるゝ通りである。今までの日本にも、面白い実話が、現われてゐる。婦人雑誌の告白物なども、それだし、「週刊朝日」の本当にあつた事などもそれである。しかし、「実話」を実話として扱ふのは、本誌が初めてである。直ぐ、真似るものがあるかも知れないから、一寸断つて行く。願はくは、よき「実話」を寄稿して、読物界に「実話時代」を作つていただきたい。

（文藝春秋）昭和三年十月号編集後記

ここで菊池は「実話」の定義を行つていいが、「実話はだんぐり面白くないが、それについてウソの話がまじるのは、困る。文章や描写がまづくとも、ほんたうの話がいゝ」という『文藝春秋』昭和四年三月号編集後記から判断する限り、これは「事實談」、即ち「非創作」に同義のジャンルであると受けとらざるを得ない。

菊池は新聞記者出身の作家にふさわしく、世間を騒がす事件には、常に鋭敏にアンテナを張り巡らせており、『文藝春秋』誌の後記や雑感には、帝人疑獄から阿部定事件に至るまで、犯罪事件をめぐる記載も多くのこしている。それらは単なる感想にとどまらず、〈人権の尊重さるべきこと〉を説き、新聞の暴力に対し強く闘い、〈常に弱いものの味方であつた〉という菊池寛の面影を今日まで伝える資料として評価されるべきものである（河盛好蔵『菊池寛文學全集』第七巻解説 昭和三十五年四月 文藝春秋社）。

「正義派」菊池寛の横顔は、以下のような記載にもほの見える。

神戸で、一女医が、自分を裏切つた男に対し、チフス菌を交じへたカン／＼まんじゅうを贈つた事件は、いろいろ問題になつてゐる。
かう云う犯罪は、悪質な犯罪で、相手以外の人を一人殺した上、縁もゆかりもない人をチフスに罹らしてゐる。

その上、社会一般にも悪影響がある。あの当座、外からの贈り物の食物などを口にした刹那、誰でももしや、この贈物にも、チフス菌が入つてゐやしないかと、人に恨まれてゐる人は勿論だが、さうでない人でも、一抹の不安を感じたであらう。ニセ金を使ふのを、貨幣の信用を害する罪と云ふが、あの犯罪なども、殺人罪であると共に、贈物の（信用を害す罪）にも問はれてゐると思ふ。

しかし、あの女性をして、あゝした犯罪を犯させた男性の不道徳に至つては論外である。

自分は、男性の道徳中の罪の中で、女の自分に対する愛を利用して、女から金をまき上げるのが、最大の罪悪だと思つてゐるが、あの被害者の如き、それに近いものだ。女をだまして、酌婦に売り飛ばす悪人と、たいしたもの違ひはない。

女にだまされて金を取られるのは、男性の恥ではない。女の愛を利用して、金をせしめるのは、男性として最大の恥辱である。（昭和十四年八月「話の塵」より）

こうした短い感想にも窺い得る菊池の正義感の一端から、こんな人に、遭難の状況を訊いて、その絶え／＼に切り苛まれて居る胸に、少しでも触れることは空恐ろしい罪悪のやうな気がしたため、津波の罹災者より談話をとるといふ特種を自ら放棄した（死ぬまで愚鈍な新聞記者）・森小一郎（特種）『新小説』大正十一年四月）が生み出されたのだろう。

また、昭和二年五月三十日、柳田国男、尾佐竹猛を、芥川龍之介とともに迎えての座談会（柳田国男・尾佐竹猛座談会）『文藝春秋』昭和二年七月に掲載）の席上で、民俗学者と大審院判事、それぞれの立場から両ゲストの経験に基づく〈怪談〉を引き出させていることも注目される。殊に尾佐竹の実体験談は、〈探偵小説〉の世界には到底描かれ得ない「現場からの声」、すなわち、理解を絶する犯罪者の行動や奇抜な犯行動機を飾り気無く伝え、「実話」の面白さを十二分に堪能させるものであつた。既述したように尾佐竹は、「探偵術座談会」にも出席し、探偵小説のリズム獲得を犯罪捜査の現場に求めるべき、という甲賀の主張に添うかたちで、再度自己の体験談を披露している。創作探偵小説のルネッサンスとも言うべきこの時期に、現役の探偵小説作家と司法関係者の顔合わせは菊池ならではの秀逸な設定であったが、その結果、読者はここで、探偵小説という「新文学」の将来的發展を担う鍵のありかを指示されるとともに、創作とは異なる「実話」（甲賀の用語に従うならば〈犯罪事実〉）の醍醐味を無理なく再認識させられるのである。これら堅実な仕事の周到な積み重ねがあつてこそ、新ジャンル「実話」の可能性を菊池は確信し得たのであろう。

また同時期、牧逸馬、谷譲次、林不忘の三つの筆名を駆使し、翻訳、コント、海外実話、探偵小説、通俗小説、戯曲、時代小説など広い分野にわたつて八面六臂の活躍をみせた怪物的作家・長谷川海太郎の「実話」感覚も、菊池を刺激したはずだ。

長谷川は、大正十四年一月、アメリカ帰りの卓越した文学センスを武器に、

「新青年」に華々しく登場。同誌に谷譲次名義で連載された「めりけんじやつぶ」ものは、アメリカ放浪の実体験を生かしたエキゾチックな題材を音楽的と

ともなつた。も称すべき江戸前の饒舌体でくるんだ異色の読み物で、彼の文学世界の代名詞

大正十五年、「めりけんじやつぶ」で才能を買われ、嶋中雄作社長の新体制下で『中央公論』に招聘され、昭和三年三月、同社特派員として夫人同伴でヨーロッパ旅行に出発。帰国後、その独特の作風には一層磨きがかかり、殊に昭和四年十月に連載が始まった「世界怪奇実話」は、切り裂きジャックからタイタニック号の遭難に至るまで、海外の犯罪・獵奇・重大事件を捜査資料や裁判記録に正確に依拠しつつ、機知に富んだ描写や闊達な語り口を採用して再現、異例の好評を博した。

「世界怪奇実話」に限定されず、エキゾシズムを濃厚にまとったコスモポリタン作家として売り出した長谷川は、本来がリアリズム的手法を重視する書き手であったが、文藝春秋社関係の仕事はあまりのこしていない。菊池とはむろ疎遠な作家であつたようだ。しかし、「実話」を新しい文学ジャンルの位置まで高めようと意図した菊池にとって、言うまでもなく長谷川は無視できない巨大な存在であつた。わずか十年の活動期間に一時代を築いた長谷川が彗星のようにその生命を燃やし尽くした時、菊池は心からなる哀悼の意を表している。

長谷川が没した翌年、菊池は「文藝春秋実話大募集」という企画を通して、異能の作家、橋外男を文壇デビューさせている。長谷川得意のエキゾシズムと饒舌を引き継ぐようなこの新人の発掘は菊池にとって、まさに第一の牧逸馬、谷譲次の誕生を髣髴とさせる快挙と受け取られていましたとしても不思議ではない。

「実話作家」として登場した橋は、昭和十三年八月、「ナリンド殿下への回想」で第七回上半期直木賞を受賞。わずか一年数ヶ月で大衆文壇の頂点へと躍り出た。〈ウソ〉の話がまじるのは、困る。文章や描写がまづくとも、ほんたうの話がいゝと、かつては言い、橋が「実話」として持ち込む作品をも当初は事実

に基づく記録として「文藝春秋」や「オール讀物」誌上で扱っていた菊池ではあるが、橋の作品が実のところ、正確には「実話」（事実談）にあらず「実話風小説」であることは、早くから気付いていたはずだ。気付いていながら、時として、雑感「話の屑籠」の記述などで、その実話的粉飾にわざわざ手を貸したからではない（菊池寛の文学的リアリズム感覚が、この「牧逸馬以上の怪作家」（直木賞受賞の際の評議員のひとり久米正雄の言葉）によつて刺激されたからであろうか。

そもそも、「文藝春秋実話大募集」の募集要項の記載を見る限り、「翻訳及び
翻案は絶対に採用せず」という断わり書きはあるものの、素材の真偽に関する

規定は何一つ定めていないのだから、これも菊池寛の「実話」に対する意識の変節を密かに伝える資料と言えるかも知れない。

三 菊池寛の文学的リアリズム手法——「島原心中」読者論争を補足して——

『文藝春秋』誌の「実話」欄は、誌面切り取り、発禁処分など、何度かの憂き目を見ており、その度に菅忠雄ほか編集局員が形式的に辞任したりなどして世間体を取り繕つていた。扇情的、暴露的一方の応募作には菊池自身は批判的で、厳重に掲載ストップをかけていたとは言うものの、覗き趣味や好奇心が「実話」の伴走者であることに彼が無自覚であつたとは考えられない。前章に引用した菊池の「実話」募集宣言の中に「週刊朝日」の本当にあつた事」として紹介されている常司鈴太郎のルボ⁽⁵⁾などは、実際に起こつた殺人事件を司法関係の資料のみから再構成したかたちの「実話」であるが、ここでも、検察調書や検視報告の文面を通じて、犯罪の背後にある秘められた情事や異様な愛欲の様相が指摘されたり、被害者が味わつた屈辱や恐怖、肉体の損壊状態が仔細に暴露されていることに変わりはない。目前にある事実を、ほぼ事実のままに語る犯罪実話という「実話」。そこには日常生活においては想像もつかないような事象や人間心理が存在するだろう。しかし、そこで暴かれた人間の裏面史を目前にして、読者は自己の獵奇趣味を満たすのみでいいものなのだろうか。

「本当にあつた話」から一例を引く。文学趣味のある銀行員の青年と、趣味を通じて知り合った女性との心中事件である。女性は、実父とその養女との間に生を受けた〈私生児〉。さらに妾奉公を家族から強要され、出自への引け目もあって、青年からの求婚を拒む。恋慕と絶望の念に悶え苦しんだあげく、青年は女性を殺し、自殺する決意を固める。クリスマスに青年から女性へと贈られた〈錆の出ない包丁〉が心中の凶器と選ばれたが、青年は死に遅れ、大正十二年六月、京都地方裁判所にて自殺帮助の罪人として裁かれた(『錆の出ぬ出刃包丁 檢事の見解と裁判の結果』[週刊朝日] 大正十四年三月 第七卷十号)。

問 答 (論者注 檢事) 何度刺したか。
(論者注 被告) 一度突いたら、悶えて口から血を吐きました。苦し

い目をさせるのは可哀さうでしたから、又一回ばかり咽喉の所を刺しましたら、動かぬやうになりました。

問答 しづゑ（論者注 被害者女性）は熟睡してゐたのではないか。
どうでござりませぬ。

問答
たま（論者注　被害者の母）は『しづゑはよく眠つてゐた。寝込みを

答　突かれたのである」というて居るかどうか、起きて居りました。

問 その時一緒になれという交わりを求めた事はないか。

答 そんなことは更にありません。考へたこともあります。

問 突いたとき、又は突かうとしたとき女は抵抗しなかつたか。

答 しませぬ。

問 ところがしづゑの左の人指指南に傷をして居るが、それは抵抗した時に

突いたのではないか。

答 そんなことはありません。

医師の鑑定書によると、抵抗した時に出来た傷と思はれるとあるが…。

答 私が突いた時は抵抗しませぬ。

問 (原文のまま) 鑑定書によると大きな傷が七つ程あるが、それだけ突いたのではないか。

答 (原文のまま) 予審で見せられ意外に思うて居ります。

菊池が橋外男のような偽「実話」作家にシンパシーを抱いたのは、橋がどんな残酷劇や怪奇譚を描いても、常に「正義派」に属する筆致を誇っていたためであろう。どれほど読者の日常からかけ離れた異郷に奇談を展開しても、橋外男の筆は必ず読者の良識を慰撫する熱い涙と血潮の領域へと回帰するのである。彼独特の「実話」が「血あり、涙ある最も近代的な、現代が有する最も興味ある読物」(昭和十一年十二月、春秋社刊『酒場ルーレット紛擾記』広告文より)として読者の人気を集めていたことも、この理由に拠るものと思われる。「実話」作家としてではなく「実話」的小説の書き手として、橋外男は菊池から愛されたのである。

では、菊池自身は犯罪や探偵的事象に関わる「実話」を、どのようにその創作シーンで扱っていたのか。

彼の仕事には「本当にあつた事」のようなルボルタージュは存在しない。しかし、荒涼たる島原遊郭を舞台にとり、冷徹極まる司法官の「大義」が、その終幕において批判的に転倒せしめられる様が、一貫してリアリズム的手法によって描かれた「島原心中」(新潮 大正十年三月)という短編がある。この作品には同時に、犯罪・探偵(司法)的行為に創作家菊池寛が正面切って向き合った時の姿勢もまた、よく示されている。

「島原心中」は、「盗みをしたN」(新小説 大正七年五月)「若杉裁判長」(新時代 大正七年六月)「死者を喰ふ」(中央文学 大正七年六月)「ある抗議書」(前掲)といった、犯罪や事件をめぐって問われるさまざまな「権利」の問題を主題に掲げた一連の作品の最後に位置する。これら作品群が、乱歩や浜尾四郎らを熱狂させた、いわゆる「テエマ小説」であることは先述した通りである。

「盗みをしたN」で菊池は犯罪者の理解を絶する心理を描いた。「若杉裁判長」では、はじめて犯罪被害者に身を置きかけた司法官の味わう感覚を語り、「死者を喰ふ」では、入水した女性の遺体引き揚げを物見高くはやし立てる見

物人たちの卑しい好奇心を活写するとともに、自殺者の哀しみに思いを馳せた。「ある抗議書」では犯罪被害者の遺族の無念を赤裸々に叩きつけた。加害者と被害者の心理、遺族の気持ち、死者の権利、部外者のあさましい好奇心…。犯罪や人の死をめぐって想定し得るすべてのテーマが揃つたところで、「島原心中」が執筆された意義は大きい。菊池はそれまでの作品以上に、この作品を縁取る実話的粉飾に心を碎いている。

菊池にとって最初の通俗小説「真珠夫人」連載中の一挿話、という体裁をとつてのことにより、「綾部」という元検事が語る「体験談」は、否応もなく

その「実話」性を高めている。そして島原遊郭の陰惨な風景描写。どん底の生活にあえいだ果てに死を選んだ男女、心中を「裁く」司法官たち、いずれにも

まといつく〈浅ましさ〉。それらは優れてルボルタージュ風に扱われる。さて、こうした念の入った「実話」性が必然的に招來した事件と言つてしまつて良いかも知れないが、「島原心中」は作者自身も予期し得なかつたであろう読者間の論争を『読売新聞』紙上に惹起する。事のおこりは、同紙三月五日の芸欄に「愛読者」の署名で寄せられた投書である。

「無理解な検事」と題したこの投書では、法的事例に反する三つの行為(①心中した遊女の遺体の処分に、雇主である女将の主張する権利を黙認②遺体の指輪を抜き取るという債務上の要求を検事が許可③遺体の身に付いている以上、触れることが許されない指輪に司法関係者以外の手を触れさせた)を語り手である検事が認定したことに対する批判が書き連ねてある。いわば、菊池寛のリアリズム手法、小説的技巧への批判である。

続いて三月七日、「第二愛読者」の署名でさらなる批判書が掲載された。「無謀な警察医」という表題から理解できるように、作中の警察医がとつた検視の处置(死因は既に明白でありながら、しかも心中の現場で遺体の解剖を行つたこと)について、やはり「事実としてありえない」と論難した内容であった。翌八日には「小説『島原心中』の問題に就て 検事と警察医の為めに弁ず」という投書が、今度は小説愛読者の立場から先の二つの投書への批判を展開する。署名は「第三の愛読者」。この人物はかなりの小説通と見え、外見にとらわれず、小説としてのテーマを中心として作品を鑑賞せよ、と先行するふたりの投書家を諭している。

続く三月九日掲載「無謀な警察医に就て」(署名「一法学士」)は、批判の対象となつた警察医の行動の正当性を専門家の立場から述べるとともに、警察医の

示した判定が、語り手である検事の疑惑（自殺帮助）を支える布石となつてゐることを指摘、そこに作者の技巧を訴えることで最も作品論的な内容を見せてゐる。

三月十日掲載「再び「島原心中」に就て」（署名〈第二愛読者〉）で一応、この論争は終わるが、注目すべきは、投書のいずれもが作品の事實性に批判の矛先を定めていることだ。それは、この時代、文学作品内のリアリズムについていかに一般読者の意識が高まつてゐたかを示すと同時に、彼らが剖検、尋問、法令などの「探偵術」的な作品要素に対しても、いかに深い関心と先入観と予備知識とを有していたかを図らずも伝える実例として特記すべきである。

しかし、「島原心中」には、彼ら同時代読者にとつては争点として語るには及ばなかつた、自明の、堅固なるリアリズムの土壤があつたことを看過してはならない。

明治末期の米騒動以来の下層民衆の困窮生活を遠景に、有名無実の娼妓芸妓解放令以後も下層の女性を呑み込む底なしの淵であつた公娼制度。そして、大正十年の時点で、忌避逃亡者の累計三万六千七百十七人（陸軍統計報）を数えた徵兵制度。菊池邦作の「徵兵忌避の研究」（昭和五十二年六月立風書房）に拠れば当年の忌避逃亡者数は二千六百七十一人。大正七年に次ぎ、前後五年間で最大の数値である。

肺を病んだ娼妓と、徵兵忌避の貧しい若者。もがけども抜け出し得ない社会底辺のシステムを前になす術もなく立ち竦む人々の姿がこの作品に描かれてゐることは今日重く見なければならない。法の代行者として「大義」を果たした

検事が、死者の指輪をもぎ取ろうとする遊郭の女将に対して示した「小義」——すなわち人間としての「正義」——これが同作の「テエマ」であることは論をまたないが、その検事の行為に、監獄へ送られ、さらに徵兵忌避の非国民のレッテルを貼られる運命にある死に遅れた若者と、既に声なき骸となつた遊女の、窮しき果てた上でとられた選択（心中）の「正当性」を訴える「声」が代弁されてゐることに注目する必要がある。

大正十年は菊池自身が回想するように、彼の作家としての最盛期にあたる（輝かしい）『半自叙伝』年であつたが、先述の投書のこともあるつてか、彼自身はこの小説についてほとんど言及することがなかつた。しかし、司法側の人間が「死者の権利」を代行するこの作品の終幕は、「死者を喰う」に呈示され「ある抗議書」まで持ち越された問題意識に対する、菊池寛一流の決着のつけかたを明示しているように思われる。犯罪、死、司法の矛盾などを材に選びながらも、菊池がこれらを探偵小説に仕立てなかつた事情も、ルボルタージュに徹した〈犯罪事実〉の再現に食指を動かさなかつた理由も、この一連の作品に表現

された思想の流れを辿るならば一目瞭然となろう。謎解きの知的遊戯を本道とする本格探偵小説にも、変態心理を扱つた変格探偵小説にも、そしてまた、犯罪捜査や犯罪者の心理を生のままに扱つた「実話」にさえも、同時代の作品群の中には菊池が求めるべきものは表現されていなかつたのである。

四 ふたたび「探偵術座談会」

さて、話を元に戻して「探偵術座談会」である。既述のように、この座談会では、一貫して探偵小説のリアリズムが問題とされている。

菊池が最初に設定したテーマは〈探偵小説と実際上の探偵〉との乖離についての討論である。その言に従うならば、〈探偵実話と探偵小説とが非常に違つて行く〉という現象を俎上に載せたものだ。この場合の〈探偵実話〉とは、実際に発生した犯罪に対する探偵行為（捜査、推理、容疑者の選定、尋問、逮捕、裁判に至るまでの活動一切）を、その形態を限定せずに表した名称であり、第一章で紹介したような探偵小説の一ジャンルとしてのそれとは異質のものであることに留意しなければならない。

菊池の疑問に応じて甲賀三郎は〈翻訳からはじまつた日本の創作探偵小説の整髪〉をその原因として挙げ、大下宇陀児は、事実を事実そのままに書くよりも、小説にはそれなりの面白味が必要であるという、読者・作家の意識的共犯關係を指摘。尾佐竹猛は、ヨーロッパにおける犯罪の実相についても、そこに小説的に複雑な〈科学・医学的手法〉が見られるわけではない、と、小説と現実の差異を冷静に語っている。

菊池はこの後も、〈科学的な犯罪〉の実在を尾佐竹に質しているが、これはやはり、第二次探偵小説ブームに量産された荒唐無稽の「変格探偵」小説群に對して、そのリアリティの無さを敢えて指摘せしめるための所為と判断できる。

現実世界において、探偵小説的趣向の犯罪の実在と可能性が取り沙汰されてゐることに注目する必要がある。

菊池はこの後も、〈科学的な犯罪〉の実在を尾佐竹に質しているが、これはやはり、第二次探偵小説ブームに量産された荒唐無稽の「変格探偵」小説群に對して、そのリアリティの無さを敢えて指摘せしめるための所為と判断できる。

現実世界において、探偵小説的趣向の犯罪の実在と可能性が取り沙汰された後、再度菊池のリードで、話題は探偵小説の今日的傾向へと移行する。乱歩を名指しで〈廃退的、変態的〉と批判する甲賀は（さういふものをどうも私は探偵小説とは云へぬだらうと思ふのです）と言い、変格探偵に走る今日的傾向が（犯罪の巧妙さだとか、犯罪を追ふて行く探偵の非常に巧妙な探偵術だとか云ふもの）を顧みなくなつてゐることを嘆く。この後の発言で、森下雨村が（泥棒が宝石を盗んで探偵がピストルを放つ）風の、日本においては非現実的な展開に替わるものとして、探偵小説が犯罪に関する情報の間口を広げた結果、病的心理や変態性までがとりこまれてしまつたいきさつを説いている。

森下の発言を受けて、甲賀も、本格的探偵小説を書き続ける困難、常に新し

いトリックの案出にその存在理由を求めるを得ない閉塞状態を図らずも吐露している。片や菊池は大まじめに「日本などに宝石類の紛失だと西洋にある話はたくさんあるのですか」と問い、尾佐竹を苦笑させる。しかし、菊池の誘導で、尾佐竹は、明治以降の盜難事件の実相(現場ならではのユニークな情報)を語り、甲賀の以下の発言を引き出させる。

「そこで私の考へですが、本格探偵小説といふものは、段々犯罪事実の方に近付いて行かなければ存在が危くなつて仕舞ふのです。今迄のは余り作り物で本当らしさが出なかつた為に、段々飽きられたのですが、一方探偵小説が深刻な方面、いろ／＼犯罪心理とか変態心理とか進んで行くか、本格小説では出来るだけ事實を基にして進んで行くと、更に面白い物ができると思ふのです。それで私は支倉事件を書いた起源ですけれども、實際の犯罪記録を読んで見ますと、確に吾々には想像して居なかつた、面白い事柄が沢山あるのですね。それが非常に活き／＼として居るのです。吾々の頭だけで考へたことはどうも其處まで活き／＼して居ない、(後略)」

『支倉事件』(読売新聞 昭和二年一月十五日～六月二十六日)は、大正六年、当時牛込神楽坂警察署長であった正力松太郎が、詐欺、窃盗、文書偽造、暴行、傷害、贈賄、放火、殺人の八つの罪名で起訴された島倉儀平の犯罪を追いつめた、実在の事件を忠実に小説化した作品で、その内容は尾佐竹猛も高く評価したものである。同書未読の菊池は、『週刊朝日』に大正十三年から連載が続いている「本当にあつた話」をひきあいに出す。(探偵小説はある方面で犯罪心理だとか何かを取り扱つた方が面白味がありやしないかと僕は思ふのです)。

「本当にあつた話」は既述したように、司法関係者と思しい作者が、有名無名を問わず、現実に起つた殺人事件を、警察や検察局の捜査資料や裁判記録を元に再現した硬派な印象のルポルタージュである。明治期の「探偵叢話」ほど「骨」ばかりではないにせよ、小説的粉飾は最低限度にとどめられている。対する甲賀も、「殺人があつてその犯人が誰であるかといふことを、最後に解決を与へる」という探偵小説従来の「型」を打ち破る意志を仄めかしていることが見過ごせない。

詰り探偵小説をもつとつき詰めた問題にすれば、探偵小説に解決が必要だから要らぬかといふ問題になるのです。今迄の探偵小説は総て解決が必要だった。解決の無い探偵小説になれば探偵が居なくともいいわけです。詰り

殺人があつてその犯人が誰であるかといふことを、最後に解決を与へるのが探偵小説だつたのですけれども、探偵小説がもう誰が殺したか分らないといふその儘進んでも小説であります。それでは探偵小説といふことはできない。結局探偵小説の取扱ふ問題は何處迄かといふ問題になるのですけれども…。

後年の松本清張の言葉に拠るならば、〈推理小説形態として読まれた場合の、作者の思想的意図と、読者の享受との分裂〉(『黒い手帖』)が、こうした発言をした甲賀の苦しみの根であつたことは疑えない。これに続いての大下の発言――トリックではなく、犯罪の動機を赤裸々に描きたい――という希望も、(動機を主張することが、そのまま人間描写に通じるように私は思う)(同前)――いう清張の哲学を髣髴とさせる。清張の提唱する探偵小説(清張以後は「推理小説」と呼ぶべきか)の本質をめぐる理念と可能性が既にこの時点の現役探偵作家の問題意識に胚胎していることが看取でき、興味深い。

座談は以後、尾佐竹を中心に、犯罪に伴う意外性、予測不可能の犯罪者心理などが披露される。そうした「実話」をトータルにしめくつた大下の言葉もまた、印象的だ。(探偵小説にあんなことにして書くと一度にやつつけられる、そんな馬鹿氣た犯罪の仕方があるかと云ふので)。犯罪に走る人間の心理や、犯罪に巻き込まれる側のささいな事情などがリアルに語られることで、座談の帰結点では、新しいスタイルの探偵小説がめざすものの姿がおぼろげながらも輪郭を保つてきたかに思われる。

しかし結果的には、甲賀も大下も、ここで志向した理想の探偵小説の型には到達できなかつた。昭和六年七月、甲賀は『東京日日新聞』に「探偵小説はこれからだ」という一文を寄せ、本格的探偵小説の構造を完成させることを提唱。

これは彼の探偵小説の一謎に關わるリズム的傾向のみを極限にまで押し進めた論であつた。対して大下宇陀児は同紙に「探偵小説の型を破れ」という反論を送り、謎解きに終始する本格探偵小説を超越せよ、と訴え、ここに世に言つた「探偵小説論争」の幕が切つて落とされた。(探偵術座談会)で一応の結論としてまとまりかかっていた探偵小説への「実話」ならびに「実話」的リズムの採用は、ふたりの作家の間で、まつぶたつに分かれ、それぞれ独立した陣営をつくり出してしまつたのだ。論争はさらに海野十三、木々高太郎を加え昭和十一年まで続いたが、この間内務省警保局による言論統制は酷烈化し、敗戦後、甲賀と木々の間で再開された「探偵小説文学・非文学論争」も建設

的な発展を見ることなく終息。戦前探偵作家たちの悲願は、松本清張の出現を待つてようやく実現への一歩を踏み出すのである。

五 松本清張とその「実話」手法

隨筆『黒い手帖』の中で〈僕は十六、七から二十すぎまで随分、菊池寛の考え方方に影響されたと思っている〉〔推理小説の周辺〕と回想する清張はまた、同書の別章〔推理小説の魅力〕で以下のようにも語っている。

その頃、雑誌『新青年』は海外に拓殖する青年層を目標にしたような雑誌だったが、臨時増刊号にはいつも外国の探偵小説を特集した。これが面白くて私はむさぼり読んだ。はじめて探偵小説の面白さを教えられたのは、これらの翻訳小説からだった。(中略) 私が十七、八歳の頃である。

さらに乱歩以後の日本の創作探偵小説にも清張は触れていくのだが、彼の菊池寛への傾倒と、『新青年』体験がほとんど時を同じくしているところに不思議な因縁を感じざるを得ない。しかし、先述したように、『新青年』を発信地に波及する第二次探偵小説流行の先駆には、谷崎、佐藤の探偵趣味があり、芥川、菊池の「テエマ小説」があつたことを思い合わせるならば、清張におけるふたつの文学体験の同時代的共鳴はなんら不自然な現象ではなかつたのかも知れない。

ここで引用した「推理小説の魅力」という論では推理小説というジャンルが宿命的に背負つている読者受容の偏向という問題も提起されており、注目される。いわば、菊池寛がその昭和初期流行の頃に炙り出した探偵小説の欠点、探偵小説であるが故に付随するフェーチャーな諸問題は、探偵小説の意味拡大と縮小、さらに弾圧の歴史を経て、敗戦後の松本清張の登場をもって一応の帰着点を見たと言えるだろう。

その清張が『犯罪事実』に取材した作品を構成することに天才的な手腕を持つた書き手であったことは誰もが認めよう。金字塔『日本の黒い霧』はその代表格であるが、しかし、清張の『犯罪事実』とのつき合いかたは一筋縄でいかないものがあることを確認しておかねばなるまい。清張一流の「実話」作法は、素材たる『犯罪事実』との取り組み方によって無数のパターンを呈している。『日本の黒い霧』『昭和史発掘』に代表されるように、入手し得る事実としての情報をすべて読者に提供した上で、独自の推理をもつて未解決の事件や疑獄の「真相」に迫る解釈を展開するもの、『黒い福音』に見られたように、実在の事件に取材しつつ、不明部分には独自の推理を織り込み、登場人物にも作者本

位の性格付けを施し、小説化をはかつたもの、あるいは物語の発端や、背景、エピソードに実在の事件を用いてはいるものの内容の展開は飽くまでも創作であるような、清張ミステリーの全域を覆う傾向など。

清張の『犯罪事実』に注ぐまなざしは、非日常の領域へと人を踏み出させる「動機」の究明とともに、実際の犯罪現場に認められる意外な事象や、異常心理の未知の世界を開示することのみを目的とするものではない。素材が純然たる『犯罪事実』に基づくものであつても、清張の頭脳を経由することによって、それらは清張独自の思想に律された新しい宇宙へと転生する。「清張実話」とも称すべき創作品の誕生である。

その清張がおそらく戦前の「実話」の書き手としてただ一人評価したのが牧逸馬だ。牧逸馬こと本名長谷川海太郎(明治三十三年～昭和十年)は、既述したように、大正十四年の『新青年』デビューを皮切りに牧逸馬、林不忘、谷譲次の三つのペンネームを使い分け、幅広いジャンルを横断し「時代を築いた『文壇のモンスター』」である。その彼が、牧逸馬の名で昭和四年十月から八年三月まで『中央公論』に連載した「世界怪奇実話」は清張に多大な影響を与えたといふ。昭和六十年九月十二日の『清張日記』に拠れば、その十年前、清張宅を訪ねた長谷川未亡人より、彼は海太郎の蔵書一切を譲り受けている。

昭和五十年、現代教養文庫が「ロマンの饗宴」と銘打つた戦前異色作家の作品集を多数復刊した際、清張は牧逸馬『世界怪奇実話Ⅰ 淫穎の花嫁』の為に「牧逸馬の『実話』手法—牧逸馬と私—」という一文を寄せ、その時のいきさつを詳述しているが、同時に、牧の『実話』手法で清張が高く評価する三項目をも指摘していることが注目される。

一 資料ものの欠点である、科学的ではあるが退屈な内容を克服し、機知に富んだ描写や、闊達な語り口を採用したこと。

二 タイトルのつけかたが抜群にうまいこと。

三 項目すべてが、清張自身に対する客観的評価を見るかのようである。

『私が犯罪ドキュメントのようなものに興味をもち、旧作では「日光中宮祠事件」、最近では「アムステルダム運河殺人事件」のようなものを手がけるようになったのは牧逸馬の実話犯罪ものの影響である』と清張はこの解説をしめ

くくつっている。しかし私見ではあるが、牧の「世界怪奇実話」の構造からの影響がもつとも濃厚に認められると同時に、菊池寛の影すらも透かし見ることのできる対象として、「清張実話」中の異端的作品、「ミステリーの系譜」の存在を特記しなければならないだろう。

六 「ミステリーの系譜」——「声なき声」の代行——

松本清張は、戦前探偵作家たちの悲願に一応の解答を与えたのみならず、菊池寛が追求を望んだ、犯罪や人の死が伴う事件に付随する人間心理へのこだわりを正しく継承し、「社会派推理作家」の称号を受けた。清張の膨大な推理小説関係の仕事の中で、「探偵座談会」で議論された探偵小説と探偵実話の理想的結合を具現した作品、加えて、菊池寛が「盗みをしたN」から「島原心中」までの一連の「テエマ小説」に込めた思想性を受け継いだ作品として、最後に「ミステリーの系譜」を紹介したい。

「ミステリーの系譜」は「週刊読売」昭和四十二年八月十一日号から翌四年四月五日号まで連載された。「闇に駆く獵銃」「脱獄」「肉鍋を食う女」「二人の真犯人」「夏夜の連續殺人」の五作のうち、新潮社刊行の単行本（昭和四十三年六月）には「闇を駆ける獵銃」（改題）「肉鍋を食う女」「二人の真犯人」の三作が収録された。社会的影響の大きかつた政治事件や疑獄、事故に取材することで名をなした清張には珍しく、この作品には、いずれも当時としては、知られる事件、市井的事件が扱われている。しかし、「ミステリーの系譜」は強烈な芳香を放つ魔酒のごとく読者を酔わせた。さまざまな分野の表現者たちがそれぞれの領地にあやかしの花々を咲かせるために競つてその毒杯を仰いだのである。本論では、「闇を駆ける獵銃」と「肉鍋を食う女」の二作を例にとって、この作品に特徴的な「清張実話」の語り口について述べていきたい。

「闇に駆ける獵銃」は、昭和十三年五月二十一日、岡山県津山地方で起こった、いわゆる「津山事件」（津山三十人殺し）を、事件当時の警察、検察局の記録を元に再現した作品である。わずか一時間のうちに三十二名（死亡三十名）を殺傷した（世界犯罪史上でも稀な）この事件は、日華事変のさなか起つたことにより、中央・地方を問わず、主要な報道機関にも大きく採り上げられることがなかった。⁽⁶⁾むしろ、戦後に探偵小説作家として復活した横溝正史が、大作「八つ墓村」の導入部にこの事件を小説化したことにより後年、小説、評論、漫画、映画にまでその舞台を広げる契機となつた。⁽⁷⁾

短時間に三十名を、斧、獵銃、日本刀で殺害した犯人・都井睦雄の人間像を、清張は徹底した資料調査と透徹した観察眼で再現してみせる。結核発病を境に自分を疎外するようになつた村人たちへの怨恨が綴られた都井の遺書と、災禍

を免れ、生き残った村人たちの、都井の「異常性」を声高に叫ぶ警察記録とをつき合させての清張の分析は実にユニークである。陸の孤島とも言うべき僻村の暗鬱な生活や、夜這いに代表される前近代的因習の現存への正確な理解のみならず、さらに、両親を失い、祖母の溺愛のもとに育つた都井の少年期に、敢えて自己の生い立ちを重ねてまで、清張はその人間像を公平に扱おうと試みる。常に「神の視点」に立ち、犯罪の加害者も、被害者も、ひとしなみに冷然と、またシニカルに見下ろしていた牧逸馬とはまったく異質の「視点」を清張が保つてのこととは興味深い。牧逸馬ならば、こうだ。

ここにおもしろいのは、百三十年前に、フランスがこのラインランドを占領していた時、ナポレオンの残していくギロチンがある。

もちろん、いまでは博物館もので、真赤に錆びて忘れられていたのだが、吸血鬼ケルテンにたいする憎悪と遺恨に燃えたった市民有志は、この大時代なギロチンをわいわい担ぎ出してきたものだ。（中略）

一晩中ケルテンは、三人の牧師に囮まれて、独房に最後の夜を送つた。自分の殺した少女たちの家庭へ、いちいち悔悟と謝罪の手紙を書き送つたりしている。（中略）

通り魔は完全に通り過ぎた。が、この一九三一年に、一度だけギロチンが使われたことはちよと歴史的に記憶されていい。吸血鬼などと中世的なだけに、死刑も古風だった。（街を陰る死翼）

一方、「清張実話」では、殺戮の果てに自ら獵銃の筒先を胸にあて、文字通り「死人に口無し」の状態になつた都井のイメージを、誇張された語りから解放し、飽くまでも生身の人間として捉え返そうとする作者の強い意志が感じられる。これは、たとえば、都井がたつたひとり信頼と愛情を寄せていた姉との関係へのこだわりや、都井の「性的堕落」を強調した検察記録の不当さへの指摘がその好例としてあげられよう。しかし、ここで注意すべき「清張実話」の手法は、テクスト中に清張の今日的「視点」と、都井の事件当時の「視点」を清張が再現したものとの二種類のまなざしを共棲せしめたことであり、読者にはそれがどちらに属するものかとつさには見極め難いということから、一種の肢量を引き起こすことにつ効果をあげていることだ。たとえば、以下に引用するような、都井の「異常さ」を執拗に主張する女たちへの殆ど反発に近い語調などを、その好例として指摘できる。

彼の場合、その憎悪は女だけにむかっていない。その女の家族、その周

囲の者にも及んでいる。これは女の拒絶が単なる愛想づかしではなく、彼の肺病に対する嫌悪だからである。女の周囲の者も、あんな肺病やみとつき合つたら、病気がうつる、近づくな、相手にするな、と女たちに忠告もし、彼に「白い目」をむけたであろう。そこで前に彼と関係のあった女たちの態度が急変する。以前には「親族が少いからお互に助け合つてゆこう」と云い交した女が敵になるのである。

これを西田ミネについてみると、彼女は性極めて淫奔で、かつ、多弁であつた。彼女が最初睦雄に誘い水をむけたのは、

「おまえも年ごろだからムシがついたろうね」

という言葉であった。

ムシがついたというのは童貞を失つたという意味である。女を知つたらうね、と睦雄に云つたのは西田ミネの誘惑であった。

それで睦雄はミネに情交を求めたが、彼女はこれを拒絶した。その後もたびたび睦雄に迫られたが拒絶した。そういうのはミネが村の者に吹聴して回つたからであり、信用はできない。彼女がそう宣伝してまわつたかもしれない。

西田ミネは多弁であった。近隣の金棒引きである。よくあるように厚顔にして無恥な女であつたろう。自分に形勢が悪くなると、口辺に唾を溜め、嘗ての情人について逆なことを人に告げ、悪口を云いふらしていたのだろう。

これが〈犯罪事實〉を原典とするテクストの難点でもあり、同時に「清張実話」の醍醐味でもあろう。複数の「視点」を敢えて「混在」させるところには、牧逸馬からの「遺産」、いや、センセーショナリズムに彩られた明治以来の「探偵実話」より脈々と受け継がれてきた伝統的手法がはつきりと看取できる。

郷里の人々は、同情しなければならないことは知つていたが、この、あまりにも変わった化物のような姿のハノイ・シャンを目あたりに見ては、どうしても嫌悪が先に立つた。自分自身のあさましい姿とともに、郷党、ことに、かつては争つて好意を見せた女性たちの今の態度は、いつそハノイ・シャンを駆つて、狂暴な自暴自棄へ陥さずにはおかなかつた。一説にはこの危禍は、ハノイ・シャンの肉体や外貌を破壊したばかりでなく、彼の性格をも一変させて、この時すでに発狂していたのだとも言われているが、とにかく人々の知つてゐる古いハノイ・シャン知事は死んで新しいハノイ・シャンが生まれたわけだ。この、見るかげもない畸形のハノ

イ・シャンは、その、狂えるこころの全部をあげて、骨を折つて命をとりとめてくれた医師を憎んだ。世を呪つた。そして、故国を捨ててパリへ走了つたのだった。
（牧逸馬「ロウモン街の自殺ホテル」）

牧逸馬の「実話」手法にはない、犯罪者側に寄り添つた「清張実話」の「視点」は、都井その人に對する批判精神がむき出しにされた箇所において、明瞭に把握できる。都井の犯罪の動機のひとつである結核について、「一片の同情を示しつつも、それを一切の責任放擲の動機付けとする心の弱さなどを清張は容赦なく批判する。

病気はそれほどでもなかつたのだ。医師は一人だけでなく、三人も四人の医師が同じことを云つてゐる。前出の万代医師のカルテの通りであつた。少し休養し、散歩などすれば癒るといつてゐる。しかし、睦雄はそう考えなかつた。早く死んだ両親は肺結核であつた。姉の様子もおかしい。事実、姉は他家に嫁いでから発病している。彼が必要以上に結核をおそれ、そのあまりにすでに肺が侵されていると信じるのも無理はなかつた。万代医師が彼のことを「何か憂鬱症で、終日炬燵にあたりこんで散歩しないようでした。五月中旬より本人服薬せず、以後は関係なし」と云つてゐるよう、治療にも自分から絶望していた。睦雄は「この度の病気は以前のようはずつと重く真の肺結核であろう。痰もどんどん出る。血栓はまじり、床につきながらとても再起は出来ぬかもしれんと考えた」と遺書には書いているが、血痰がどんどん出るというのも遺書の性質として誇張があろう。

同作の圧巻は、都井が殺戮の門出にまず、自分の愛した祖母を殺めた際の心情を代弁した箇所であろう。この事件において、最も獵奇的に、衝撃的に語られる可能性を持つこの殺人行為に臨んだ都井に、作者はそつと寄り添い、その戦慄を体感しようとしているようだ。

殺人の直前にはもつと動搖が起つたであろう。頭に牛の角のような光を持ち、ゲートル巻きに地下足袋、帯には大小の日本刀をたばさみ、手に九連発の獵銃を提げて畠の上に立つてからもある。大事に直面しての躊躇と動搖は彼の胸に波のようにくり返してはおしよせてきた。今なら引き返せるという考えが何度か彼を搔すつたに違ひない。彼が最初に祖母の首を打ち落としたのは、その引き返しの橋を自らその斧で切断したことである。

都井はまさしく一個の「変質者」であり、その犯した罪に正当性を認める余地は皆無だ。しかし、こうした犯罪者にも自己を語る権利はある。犯罪の遠因となった山村の閉鎖性、乱れた性風俗、そして、戦争。清張は声なき殺人者に代わって、自己の「視点」から、「大義」の中の「小義」を語りだすのである。

七 「清張実話」——正義といつくしみの視座——

「肉鍋を食う女」の殺人者もまた、或る意味において「声なき」存在と言えよう。彼女には都井のように文書を通して自己内面を語るだけの能力もない。

事件は昭和二十年二月二十六日に起こった。群馬県下仁田署管内尾沢村の日雇人夫・天野朝吉宅で、朝吉の妻・秋子が、繼子の十七歳になる娘・トラを殺し、連れ子、夫とともにその肉を鍋にして食べたのである。朝吉、秋子、トラはともに精神薄弱。〈日本の未開地帯〉であるこの地では、同族結婚が多いめこのような〈忌わしい家族〉が生まれたのである。秋子がトラ殺害に至るまでの描写は恐ろしいと言うよりはひたすら悲しく、浅ましい。

秋子が力なく坐っていると、あとから起き出した子供たちが

「かあちゃん、何かおくれよ」

「腹が減ったよう」

と泣き喚き出した。

(中略)

秋子がうつろな気持ちで坐っていると、身体ばかり大きくなつたトラが、「腹が減った。何かねえかよウ」と訴えるような声を出した。このとき、秋子は急にトラが憎くなつた。

トラは食べものだけでも他の子供の二倍は食べる。知能が低いので他の家族への斟酌はなかつた。

秋子は、トラが大きな身体で子供のように食べものをせがんだとき、急に一つの考えが襲つてきた。それが彼女の胸の中いっぱいにふくらんできた。(中略)

秋子はうしろからトラを抱え起した。トラは動物的本能で危機を直感したのか、ひどく怯えた。

「かあちゃん、勘弁してちょうだい」

トラは細い声で泣きながらよろよろと逃げ出そうとした。秋子はトラをうしろから抱えたまま傍の戸棚の前に力強く押して行つた。戸棚には扉がなく、三尺くらいの高さのところに棚がついている。秋子は、その棚の上にトラの顎をのせた。そしてトラのうしろ首を強く押しつけた。そのま

ま力を緩めないと、トラははじめ手足をバタバタさせていたが、二十分くらいで身体が柔らかくなつた。

秋子はトラの死体を床の上に横たえた。

彼女は台所から鋸と包丁を持ってきた。鋸でトラの首を挽いた。次に手足を断つた。胴体だけとなつたところに、彼女は胴の胸と腹の肉を包丁で切り取つた。頭と足先、手首などは臓物と一緒にバケツに入れ、夜になつて庭先の土の下に埋めた。あたりは血だらけであった。

清張はこのショッキングなシーンに次いで、同じくカニバリズムの関係する過去の有名な事例として野口男三郎の犯罪を紹介する。この対照が見事だ。義父・野口寧斎のレプラ治療のため、未知の少年を絞殺、その臀部の肉を切り取り、ステープとして病人に与えた、という犯行のみならず、多弁で知能が高く、かつ大胆なこの男は、逃亡中、各地で次々と女性と関係をつけ、詐欺、窃盜、殺人を重ねた、正に「悪の華」である。飢餓に責められて繼子を殺す秋子とは鮮やかすぎる対比だ。この比較に清張の狙いはある。責任能力も道徳観念も欠如した精神薄弱の母親が、ただ、自分と子供の飢えを満たすために繼子を殺し、喰つた。たとえ、彼女の心の中を覗くことが出来ても、我々がそこに見出すのは底無しの暗黒のみだろう。清張にもそれがわかる。わかるからこそ、彼は秋子に身を添わせることをしない。ただ、殺人淫樂者・野口男三郎の「犯罪事実」を黙つてその傍らに置き、その対照性に「何か」を語らせるのだ。

また、作品冒頭部には、事件の現場下仁田の昔が、二人の人物の口を通して明らかにされていた。この二名は、語り手と不思議な縁で邂逅した実在の人物として、テクストの中に位置付けられている。しかし、彼らの実在の正否を問うことには意味はない。語られるのは当地の暗黒の過去——血族結婚の風習、戦中戦後の飢餓地獄。清張はこの痛ましい事件の遠因たる土地の歴史を、ここでもさりげなく「声なき殺人者」に代わって語つているかのようだ。

「実話」の伴走者は覗き趣味と好奇心である。牧逸馬は洒脱な文体で、ペーパー・キュルテンの異常な少年期を、切り裂きジャックに解体された娼婦の肉体を、フリツツ・ハールマンに腸詰めにされた少年たちの性的嗜好を暴いてみせた。それは洒脱なだけに凄みを帶びた筆致であつた。『世界怪奇実話』で「神の視点」を保ち続けた牧は、人間たちの愚行を諦念をまじえた憫笑で綴つた。しかし本来が冷徹な語り口の清張には洒脱は似合わない。都井の九連発猟銃の威力も、トラの最期の叫びも、誇張なくドライに筆写されていく。それだけに、菊池寛の遺産と思しき、「声なき声」の代弁にあたるくだりでは、不思議なユーモアと優しさ、そして妥協を許さない「正義派」の血脉が感じられてならない。

「清張実話」の魅力は、このいつくしむような「人間」への視座を保持し続けた地平に姿をあらわす。

昭和二年の「探偵術座談会」に集つた人々の夢は、全く新しい「探偵実話」の完成として、こんなに時を隔てて実現していたのである。

【注】

- (1)『日本探偵小説全集11 名作集1』(創元推理文庫 平成八年)より「解説」。
- (2)金子準一は当時警視庁の検察技師を務める医学士であり、「探偵術座談会」が催される前年の大正十五年十二月に『現代犯罪の精神病学的研究』(白楊出版)を発表。犯罪心理を精神医学の分野から論じ、注目されていた。
- (3)「探偵叢話」は元警視庁刑事・高谷為之の手記を、『都新聞』記者の清水柳塘と羽山菊醉が交互に潤色して発表された。『E生』の署名は、『土方正巳の「都新聞史』によると、初代添削者枝元長辰であろうという(以上、伊藤秀雄『明治の探偵小説』を参照)。
- (4)一例をあげると、『文藝春秋』昭和十一年十月号に発表された橋外男の『博士デ・ドゥニヨールの「診断記録」』は、ベルギー人の医学博士夫人が半人半獸の奇怪な類人猿との愛に目覚め、夫を捨ててコンゴの密林に消え去る、というプロットの純然たる創作物語であるのだが、菊池寛はこれを評価するにあたって、類似した内容の日本古来の伝承などを引用し、『怪人と一しょにゐる妻を発見して良人が救ひに行くと、妻が良人に對して、冷然としてゐる所が、前に書いた橋君の実話と似てゐると思ふ』(『話の塵』昭和十一年十一月)と指摘、飽くまでも「実話」としてのこの作品の魅力をアピールすることにつとめている。
- (5)『週刊朝日』誌上の「本当にあつた事」の連載は、既に第六卷十四号(大正十三年三月)から始まっていた。筆者常司鈴太郎の経歴は不明だが、一時休載の事情を説明したことばの内容や、ルポの殆どが関西で起こった事件であったことなどから、大阪地方裁判所、もしくは大阪控訴院の関係者ではないかとも推測できる。
- (6)昭和十三年五月二十二日付『朝日新聞』東京版の夕刊には、「三十二名を殺傷す 失恋・病苦に狂ふ農村青年 岡山県下の鬼熊自殺」という見出しで、津山からの電話報告に基づく記事八行が掲載されているが、同紙の岡山版にはこの事件に関する記載が認められない。
- (7)中野並助『犯罪の縮図』(昭和四十五年三月 法務省法務総合研究所 西村望和五十六年九月 草思社) 島田莊司『龍臥亭事件』(平成八年一月 光文社) 山

岸涼子『負の暗示』(平成三年『YOU ALL』九号) 奥山和由制作・田中登監督『丑三つの村』(昭和五十八年一月公開)など、該当する作品は多数にのぼる。

* 本稿の執筆にあたり、下記の方々より貴重な御教示を賜つた。謹んで深謝申し上げたい。

(敬称略)

阿部崇 小松史生子 末國善己 末永昭二 築山尚美
浜田雄介 羽矢みづき 村上裕徳 湯浅篤志 横井 司

履歴

谷口 一九六四年生まれ。立教大学大学院博士後期課程単位取得退学。現在、立教大学・立教女学院短期大学部兼任講師。「新青年」研究会「文学史を読みかえる研究会」会員。

専門

日本近代文学専攻。
戦争、犯罪、警察機構、探偵、性暴力など社会の「暗い側面」と文学作品の発生との関係性について論じることを自己の課題とする。

主要著作・論文

一九八八(昭和六十三)年、共著『新青年読本』で第一回大衆文学研究賞を受賞(研究考証部門)。今秋刊行予定の川村凌彌『戦後漂白—さまざまなる「戦後文学』(インパクト出版)には「橋外男の敗戦感覚」を発表。

音楽殺人の時代的過程

—菊池寛大衆長編小説から松本清張「砂の器」へ

安智史



一 音楽殺人の二つのタイプ

菊池寛が三人の子供たちと、座敷で蓄音機を聞いている有名な写真がある。いまその初出をつまびらかにしえないが、「新潮日本文学アルバム 菊池寛」(新潮社一九九四年刊)四十六頁には(昭和7年、左より長男英樹、長女瑞美子、次女ナナ子と)と浅井清によるキャプションが付されている。

御子息、菊池英樹氏から伺つたところでは、氏の記憶に残るかぎり、この写真は雑誌社のカメラマンに頼まれて作ったポーズだった。実際には家族と一緒に聞くこともふくめ、寛が蓄音機を聞いていた姿は記憶にないという。クラッシック音楽を話題にすることもなく(瑞美子氏がピアノを習っていたので、そこからヒントを得たことはあつただろう)、ただ、流行歌は時たま、街で聞いて覚えたものを、音痴に口ずさんでくれたことは、あつたそうである。

一方、菊池の盟友、芥川龍之介も、音楽知識は豊富であつたが、音痴だったらしい。ただ、芥川家にも蓄音機があり、龍之介の所有していたストラヴィンスキイ「火の鳥」のレコードをくり返し聴いたことが、自己の原体験になつたと龍之介の三男で作曲家の、のちに松本清張「砂の器」映画化にさいしては音楽監督もつとめることとなる、芥川也寸志は述べている。⁽¹⁾

ただし、野村芳太郎監督によるその映画版「砂の器」(一九七四年)には、いくつかの疑問がある。ここでは音楽面に限つてのべることにするが、たとえばなぜ、原作では前衛音楽家である和賀英良を、セミクラッシックの作曲家にアレンジしてしまつたのだろうか。しかも劇中、彼はみずからコンサートに出演するほどの、ピアニストとして第一級の手腕を披露しているのだ。原作版の、ミュージック・コンクレートならば、必要なのは人声をふくめたあらゆる世界の音響への感性と、その数理的操作のための知識、そして、当時は高価であったテープレコーダーをはじめとする音響リミックスのための装置である。これならば、幼年期からの実践習慣(一九三一年生まれという、原作の和賀の年代でいえば典型的なブルジョア家庭の環境)を必須とする、ピアニストとして第一級の手腕はかならずしも必要とされないだろう。しかし映画版は、この、和賀の生い立ちの秘密にかかる現実らしさを、そこねることと

なつてしまつた。

むろん、原作の一九六一年という現在時の設定を、一九七一年にアレンジしたため、六一年当時ミュージック・コンクレートや電子音楽などのテープ・ミュージックがもつていて前衛性がすでに失われてしまつて、という理由はある。原作中からもうかがえるが、ミュージック・コンクレート／電子音楽の区別は当時すでにあいまいになつていて。(管弦楽器というこれまでの媒体物を使わずに、新しい音を造る)(原作「砂の器」第九章4。以下カッコ内の章数は原作のもの)ことに主眼がおかれていたそれらは、生オーケストラと断絶したテープ・ミュージックとして前衛性をほこっていた。だが、七一年といえばその前衛性もすでに崩れ、ライヴ・エレクトロニクス・ミュージック／電子音楽の生演奏が一般化しようとしていた時代である。

しかし、そいつた時代風俗面をこえた疑問とせざるをえないのは、「宿命」なるタイトルを付された劇中のピアノ・コンチエルトが、「音楽のなかで、父親に会う」(劇中今西刑事を演ずる丹羽哲郎の台詞)ための作品であつたことだ。劇中、このコンチエルトは、フラッシュ・バックを駆使して描かれる少年期の和賀と父の放浪にまつわる映像を、四十分以上にわたつて忠実に盛り上げる。この巧みな音楽の情動力に、魅惑されない観客は、まずいだろう。ところが、この見事なトーキー映画の技巧は、父の手紙が本人の意向とは無関係に、捜査令状もないまま医師と主任看護婦のみの立ち会いで押収できてしまうという、七一年当時——どころか、九六年まで実効力をもつていた、らい予防法下の人権侵害の事実を、父子の物語の情動のまま、観客の目からそらす役割を果たしてしまつてゐるのである。

原作における前衛音楽家、和賀英良のミュージック・コンクレートや電子音楽も、トーキー映画をふくむ声の大量複製技術の発展——一九二五年生の芥川也寸志の幼少年期はまさにその勃興期だつた——によつて、生み出されてきたものである。しかし、聴衆は、うつとりとこの音楽に聞き入つてゐるとは言いかねた(第八章4)。原作版の和賀にとつてその音楽は、父子の物語にからみつく情動など(普通の音楽的な陶酔)(第九章4)を拒絶するためにこそ、生み出されたものだつた。それは、拒絶された聴衆にたいする心理的な優越感を誇示すると同時に、まったく異なつたレヴェルでまがまがしい音響的な力を發揮することとなる。

音響・音楽のまがまがしい力。和賀の場合それは物理的な力のレヴェル(不快音と超音波)で殺人力を發揮したが、一方彼の幼少年期、国家レヴェルでの音楽殺人が、(普通の音楽的な陶酔)によつてすべての理性を押し流す音楽の、情動力の悪用によつてなされていいたことをわすれてはなるまい。日本では一九

三〇年前後にポピュラー化した、二十世紀的な声のテクノロジー——ラジオ、レコード、そしてトーキー映画等——の総動員こそが、聴取者＝国民を、戦争する情動の主体として整備したのである。戦争によつてすべての過去を焼きつくした人間である和賀は、良くも悪くもその事実に無感覚でいられたのだろうか。

菊池寛は一九三七年九月、日中戦争勃発後いち早く東京日日・大阪毎日新聞が公募した「進軍の歌」(B面の「露營の歌」が有名)において、文学者として北原白秋とともに選者となつていた。ほかにも、「小国民愛国歌」「日の丸行進曲」など、いずれも一九三〇年代後半に盛んになつた新聞社公募の軍歌・軍国歌謡の選者でもあつた。そういう意味では、音楽一聲の情動力を活用しての国家レヴェルでの音樂殺人に、加担したといわざるを得まい。ここでいう情動力には、悲哀の感情の共有によつて、兵士たちの心を慰め鼓舞するものまでふくめられ、^{〔故郷〕}〈父上〉〈母〉〈姉〉の物語を織りこむ「露營の歌」や「日の丸行進曲」は、まさにそのような歌として兵士たちに愛誦された。

連載後半の段階で、大阪市へと設定を変更しているとはい、『読売新聞』夕刊での初出連載(一九六〇年五月十七日～六一年四月二十日)初期において、和賀の原籍地は広島市に設定されていた(一九六〇年七月二十九日号参照)。この段階で清張は和賀を、二十世紀テクノロジーの極としての、核兵器の被害者に設定していた可能性すらある。いずれにせよ、戦災孤児の前衛音楽家に、音楽一音響の即物的な力の恐怖を体現させた原作版「砂の器」は、映画版とはむしろ逆に、音楽の情動的な力への拒絶と復讐とを、描きだす可能性を秘めていたはずだった。

以下本稿は、これら声の大量複製技術の力の、二〇年代後半から六〇年代後半にいたるあらわれの一端、その時代的な連續性と断絶とを、菊池寛の大衆長編小説と、松本清張作品、とくに「砂の器」における音楽と声とにおいて、考察することを目的としている。なお、菊池の大衆小説は、「通俗小説」とよばれ、婦人読者を中心とした現代小説として、男性読者を中心とする時代小説をさす「大衆小説」と区別されていた。ただ、本稿が中心としてあつかう三〇年代はひろく純文学／大衆文学という二項対立に一般化しようとしていた時期である(とくにプロレタリア文学崩壊以降)。本稿も廣義の「大衆」文学の呼称でほぼ一貫することをお断りしておきたい。

一一 菊池寛——声の複製文化の時代

1. ポピュラー／クラッシックの大衆化時代

最初の通俗長編「真珠夫人」(一九二〇～二一年)より、菊池寛は大衆長編小

説中に、友人たちや後輩たち、のちには秘書などから教示を受けて、かならずと言つてよいほど、音楽会のシーン——西洋クラッシックの演奏会——を描き込んだ。

それは「半自叙伝」(一九二八～九年)や「新聞小説難」(一九二四年)等で自らの音感のなさを述べる、菊池自身の趣味・教養をしめすものではなく、登場人物たちの、文化資本としてクラッシックを所有できる階級＝ブルジョア性をしめし、あわせて女性読者をメイン・ターゲットとする物語世界に、モダンさと上品さの彩りをそえるための意匠というべきものである。

しかし、一九二〇年代後半からの作品には、微妙な変化が見られはじめる。

一九二五年の「第二の接吻」で、この年放送が開始されたばかりのラジオをいちはやくブルジョア家庭にもたらした菊池の物語世界のなかに、一方ではクラッシック音楽そのものが次第に大衆化し、一方では彼の原作による映画主題歌「東京行進曲」「不壊の白珠」の登場(いずれも一九二九年)に代表される、レコード歌謡が登場・普及していく時代相が、モダンさやブルジョア性のしるしという範囲をこえて、フィードバックされていくのである。

たとえば、「青春図絵」(一九三〇～三一年)には、ブルジョア家のパーティーで、ヒロインの一人、玉枝がリストを弾いたあと、まさに「東京行進曲」(西條八十作詞、中山晋平作曲)を弾いてパーティの雰囲気を和ませ、ジャズレコードによるダンスがはじめられるシーンが登場する。

二〇年代後半以降、大資本化し、電気吹き込み式になることによつて声の再生能力を飛躍的に向上させた蓄音機という声の複製メディアは、^{〔流行小唄〕}で、ヒロインの一人、玉枝がリストを弾いたあと、まさに「東京行進曲」(西條八十作詞、中山晋平作曲)を弾いてパーティの雰囲気を和ませ、ジャズレコードによるダンスがはじめられるシーンが登場する。

二〇年代後半以降、大資本化し、電気吹き込み式になることによつて声の再生能力を飛躍的に向上させた蓄音機という声の複製メディアは、^{〔流行小唄〕}すなわちレコード歌謡というジャンルを生み出し、ジャズを普及させ、洋の東西を問わないポピュラー・ミュージックを一般化させた(ただし、ポピュラー・ミュージックそのものが多層的であつた点については後に触れる)。ここでいう「一般化」には、大衆化(とくに都市中間層への普及)ということとともに、「青春図絵」のように、華族も多数参加するパーティにおいて、ジャズレコードが不可欠のものとなつてゐることまで、ふくめられる。

この作品には、ダンスホールそのものが重要な舞台として登場することにも着目しよう。^{〔チャズで踊つて〕}(西條八十作詞「東京行進曲」とあるように、

当時、ジャズはダンスの伴奏音楽であり、ダンスホールは二〇年代後半、ジャズとともに急速に普及していった。客層も、華族の子弟から中間層まで多岐にわたり、また、^{〔明けりあダンサーの涙雨〕}(同右「東京行進曲」ダンサーはそ

れ以下の水準になる。「勝敗」(一九三一年)、「街の姫君」(一九三五年)に、ヒロインが、生活難からダンサーに「身を落とし」、苦難するという設定もあるが、ブルジョアを中心とした、さまざまな階層間の男女の順列組み合わせが描かれる菊池の大衆長編小説において、以後格好の舞台となる。

一方では、声の複製メディアが、クラッシック音楽そのものを大衆化していく時代相も読みとることができる。たとえば「蝕める春」(一九三一年)には、ヒロインたる三姉妹の組み合わせ相手として、華族の三男の若き音楽家、四條兼男なる人物が登場する。

公爵近衛篤磨の次男、当時三十三歳の近衛秀磨が連想されよう。近衛は一九二六年に新交響楽団(新響)を結成。前年放送が開始されたばかりのラジオ局の援助を得て日本に専門の交響楽団による定期公演を定着させ、しばしばラジオ放送もおこない、戦後のNHK交響楽団の原型となつた。ラジオ局とも運動したクラッシック界の動きが、マスメディアをぎわせる時代背景を取り込まれているのである。

また、この作品には、一九二九年完成の日比谷公会堂で四條が「東京交響音楽会」を指揮するシーンがある。それ以前から、一九〇五年完成の日比谷野外音楽堂における陸海軍の軍楽隊の定期演奏会が、東京市民へのクラッシック普及にある一定の影響をおよぼしてきた。しかしそれが菊池の大衆長編に登場することではなく、描かれてきたのは帝国ホテルや帝国劇場、あるいは別荘地等におけるブルジョアの音楽会(アンサンブルも小規模)にかぎられていた。ヒロイン自身はあくまでブルジョアに属しているにせよ、「蝕める春」は、経済的にはそれ以外に属するファンをふくむこととなる、公会堂でのコンサートを描きだしたわけである。

以後音楽会シーンは完全に日比谷公会堂に移行し、「明麗花」(一九三三四年)では新響定期演奏会そのものが登場するようになる。「結婚の条件」(一九三五年)中の、定期演奏会シーンの言葉を引用すれば「若い学生達や、芸術家達など、経済資本がある程度貧弱であつても、文化資本、学歴資本にめぐまれている人々であれば赴ける程度には広まりをみせていたことが読み取れよう。また、「貞操問答」(一九三四五年)に登場する「新音楽協会」(あきらかに新響がモデル)の楽団員、美沢のように、専門交響楽団に属する職業演奏家(ただし初任給四十五円で、女学校教員のそれよりも低いとされている。ちなみに当時の蓄音機の値段は安くて五十円前後)が登場する時代風俗も、菊池の小説には描きこまれている。

一九三一年の「蝕める春」にもどれば、経済的な没落により職業婦人となつた末の妹の勤めるオフィスの社員が、やはり「東京行進曲」の一節を口づさむ

シーンもある。しかもこの作品には、菊池寛自身の作による、三姉妹の詞まで挿入されている。⁽²⁾

複製技術の大衆化を背景に、クラッシックの一次的な受容を豊富におこなえる階層(イコール、複製技術を個人レヴェルで豊富に所有・受容できる階層でもある)にあこがれつつ、一方でレコード歌謡(の歌詞)的世界に親しみを感じる読者層が、この時代に確立するにいたつたわけである。

こういったクラッシック/ポピュラー両者の、いずれも複製技術の大衆化とともにう普及をたくみに取り込んでいるのが「結婚街道」(一九三三年)である。ここでは、一方の主軸をなす若き外交官夫婦が、しばしば、一緒に「流行歌」を口ずさむ。ただし、ここでいう「流行歌」とはシャンソンであり、日本のではないということでポピュラー・ミュージックそのものを差異化し、モダン——ときに軽薄さもしめす——を強調している。

一方もう一組においては、帝大の若き物理学助教授がクラッシック好きで、クラッシックレコードの収集が趣味である。西洋ポピュラー・ミュージック・モダン(ときに軽薄)、クラッシック・知的・上品、という表象であるが、この作品では、実際の演奏会に行くシーン、および自演シーンはもはや登場しないという点を重視しよう。

そうじて、新聞・雑誌読者層のあこがれと欲望を誘う生活をおくる作中人物が、クラッシック好きでありながら生演奏から完全に切り離され、すべて声の複製品ですませている(そのこと自体が読者のあこがれの対象となる)というのには、菊池の作品においては画期的なことかもしれない。

やがて一九三八九年発表の「愛憎の書」において、日比谷公会堂における女性ピアニストのコンサートに出かけるヒロインは、音楽鑑賞好きの女性事務員(チケットは会社のコネで入手)として登場する。この作品では、公会堂でのコンサートに出かけることと、ブルジョア宅でのレコードコンサートへ参加することが、中産階級に属する彼女のシンデレラ・ストーリーの発端となる。

2. 存在の根源としての声

以上は基本的に、物語の背景をなすブルジョア世界の雰囲気を引き立たせつつ、読者層に親しみと、その裏返しとしての階級的欲望を喚起するための意匠、という側面における音楽の活用である。しかし、菊池の大衆長編小説にも、少數ではあるがそれ以外の意味をもつて音楽が登場するものがある。その場合に込められる意匠は、クラッシックの上品さ、西洋ポピュラー・ソングのモダンさあるいは軽薄さ、レコード歌謡(日本のポピュラー・ソング)の親しみ、いざれともことなるものである。

その最初の例は、「受難華」(一九二五~六年)における、ヒロインの夫が、その無教養さのしるとして、浪花節の吉田奈良丸の爱好者とされているものであろう。そのレコードは、すべて揃っているほどのブルジョアでありながら、浪花節を爱好者するということは、ヒロインのクラッシック好きにたいして、夫の無教養・がさつさをあらわすしとされるのである。

これまで論じてきたタイプの音楽の爱好者が、一定の階級性をあらわすという以上に、あまり個々のキャラクターを際だたせてはいないのとは対照的に、民俗音楽（と、ここではかりに呼称しておくこととする）の爱好者は、その人物のキャラクターをきわだたせるかたちで登場しているのである。

「受難華」の夫の場合は、それがマイナスの要素としてあらわれているわけだが、より積極的な意味をなうのが、「花の東京」(一九三二年)におけるヒロイン、漁師の娘杉山あい、の場合である。

パーティーの席で、高慢な華族の娘エマ子は、アメリカのカレッジ留学時代に受けた声楽レッスンの腕を誇示し、軽快なジャズ・ソングを原語で歌う。そのあとでいに〈気のきかない唱歌でも歌はせて、みんなの侮辱の的にしようとする〉。あいは勇気をふるつて、漁村の網引き歌をうたう。その声が意味するには、以下のようなことだ。

　　・自身その歌によつて彼女の素性を、みんなの前に正直に、さらけ出してしまつた。その歌ひ方は、避暑に行つた海浜で、かりそめに覚えたといふ歌ひ方ではなく、彼女が生れてから十七八年の間、身にしみて覚えてゐることを露骨に示したあた。

(私は漁師の娘です)

　　・告白したのと同じことだつた。

(中略)

「い、声ね！」

　　・一人の令嬢がいつた。だが、その声には、もう自分より身分の下のものに対する蔑みの調子が交つてゐた。

この当時は民謡がブームとなつていて、それは、西條八十の「東京音頭」(一九三三年)に代表されるご当地ソング・新民謡との混交にあきらかなるように、伝承歌であれ新作ものであれ一緒に、民謡が声の商品としてのポピュラー・ソングの一角に組み込まれたということにほかならない。

菊池小説のヒロインとあらうものが、民謡を歌つても、作中の令嬢たちからはともかく読者からの幻滅の念は誘わなくなつたという点に、その事実は端的にあらわれている。

レコードはすべて収集しているとされる)も、彼女の「田舎者でとも、い、お母さん」(吉岡の言葉)ぶりのしるしなつてゐる。かつて「受難華」の夫の浪花節好きが、ヒロインと読者とに、幻滅を誘うものとして登場したこととは対照的である。

民謡や浪花節がいずれも、それを爱好者する人々のキャラクター、さらに、いいの歌声にあきらかなるように、存在の根源をしめすものとして、登場するのである。これは一方、民俗音楽の商品価値 자체が、存在の根源という物語（のもたらす情動力）に求められ定着した、ということにほかならない。⁽⁴⁾

さらには、商品価値としての存在の根源が、存在の根源としての「日本」に接続されていくという時代相も、ここに読み取ることができよう。それらは商品として、新たにつくられた民俗性、というよりも民族性にほかならず、浪花節も明治以降新たに作り出されたジャンルであることはいうまでもない。

「花の東京」の吉岡も、母やあいを故郷にのこして、上海事変に徴兵されてしまう。日本においては、本格的なクラッシックよりも、軍国歌謡をふくむボビュラー・ソングこそが、十五年戦争期、大衆を戦争する主体として国民化することに、大きな役割をはたすこととなる。

三 松本清張の時代

1. 大量死の時代の後

松本清張の、菊池の作品への具体的言及は、そのエッセイや自伝、あるいは短編（啓吉もの、時代物等）に集中している。しかし、清張自身の自覚をこえて、菊池の大衆長篇と清張の推理・探偵小説との間には、時代的な連続・不連続性が刻印されているといえよう。

たとえば、「砂の器」の和賀英良が、およそ都市ブルジョアとは無縁の出生の秘密をもつにもかかわらず、作曲家——というより音響の芸術家——として登場した背景にも、三〇年代以降進行した声の複製芸術の一般化（一九三一年生まれの和賀はなんらかのかたちでそれに触れる機会があつた）を読者の側で想定しておかなくてはなるまい。現実の作曲家でいえば、三〇年生まれの武満徹が敗戦末期、旧制中学の勤労動員中、見習士官からひそかに聴かせてもらつたシャンソンレコードのひびきから作曲家をこころざしたというエピソードなども思い浮かべられよう。（ちなみに武満は、正規の音楽教育から外れたところから登場し、當時ミュージック・コンクレートで知られていたという点でも和賀を連想させる。）

さらに「砂の器」第九章4には、戦前の菊池大衆長篇を彷彿とさせる、ブルジョアのパーティー・シーン・ラヴ・シーンも登場する。戦前であればつづが

なかつたであろう和賀と佐知子のドライヴは、数年後にオリンピックを控えた

〈近ごろの東京の交通は癡痺状態〉でどこおり、戦前ならば大ブルジョアの個人宅であつたろうパーティーは〈元公爵家〉を買いつた〈政府の迎賓館〉でおこなわれる。だしそれゆえに、というべきか、このラヴ・シーンはいわば、戦前、菊池の時代には最新の風俗であつたものの、戦後ふたたび安定した時代における風俗的な差異をふくんだくりかえしにすぎないものとなつている。

もつともその陳腐さも、犯罪トリックとしての音楽・音響と、声の複製技術との絡みあいを、よりきわだたせるためのものであつたかも知れない。やはり菊池小説のダンスホール・シーンを彷彿とさせる、ナイトクラブでポピュラー・ミュージック（ルンバ）にあわせて踊りながら佐知子が口にする「しあわせだわ」の言葉は、菊池「愛憎の書」におけるパーティ・シーン、ヒロイシの恋人がクラッシックレコードを聴きながら口にする「音楽は、楽しく聞くものですね。」とも、遠く響きあつてゐるだろう。

しかし、声の大量複製技術が大量死をもたらしたのちの時代に、あたかもその時代がなかつたかのよう、幸福な音楽のありかたは許されるのだろうか。冒頭で述べたように、和賀が戦災孤児であるという設定自体に、異和はふくまれていよう。笠井潔『探偵小説論』（全二冊、東京創元社一九九八年刊）は、膨大な死体の山が凡庸な数字に換算されてしまふ、徹底した人間性の抹殺であった第二次大戦の戦後文学として戦後探偵小説を評価し、松本清張の「点と線」「ゼロの焦点」など五〇年代後半の作品を、社会派推理小説のはじまりとしてではなく、戦後探偵小説の、最後の傑作群として位置づけている。みずからを、戦災によつてまつたく架空の人間として創りあげた和賀英良にも、〈大量死の時代の壊れた人間〉（笠井前掲書）性は刻印されており、その彼に音楽の情動性を拒絶するミュージック・コンクレートはたしかにふさわしかつた。

ただ、ここではさきを急がず、松本清張には独自の“声”への志向を読み取れるいくつかの作品が存在しているということを、まず確認しておきたい。

清張自身は、藤井康栄氏に伺つたところでは、古典的な意味での音楽への苦手意識をもち、カラオケにいつても決してうたおうとはしなかつた、という、なにやら菊池寛ぱりのエピソードももつていてらしい。これまた菊池のエッセイにならつた「私のくずかご」（一九六七～八年）中では、みずから（音痴）ぶりに触れてゐる。しかし、自ら商業デザイナーであり、「装飾評伝」（一九五八年）等多くの作品で画家とその世界を描きだした清張は、一方で広義の音響、声、そしてその複製技術——いずれもミュージック・コンクレートの根幹をなす要素でもある——が人間の感性・情動にもたらす力に、鋭い問題意識

を有していた作家だといえる。

たとえば、「砂の器」において重要な要素をなし、『松本清張事典』（一九九八年勉誠出版刊）にも項目のある、方言への志向もその一環にほかならない。「砂の器」と同時期に雑誌連載された、やはり戦争の記憶を根底にする「球形の荒野」のラストシーンで、ヒロインがそれと知らぬまま再会する父に、親しみを抱く因にも、彼がフランス人でありながら日本語を母語として純粹の江戸弁を話すことがあつた。両者の交情は、童謡の声が喚起する記憶によつて完成する。戦争の記憶にからむ歌詞をもつポピュラー・ソング「上海帰りのリル」の情動力が効果的に使用されている「捜査圈外の条件」（一九五七年）なども思い浮かべることができよう。

さらに、清張には直接に声の複製技術がからむ一連の作品が存在している。電話交換手が電話越しに聴く声の記憶がからむ（のために交換手は殺されてしまう）「声」（一九五六年）や、テープレコーダーがからむ「ゼロの焦点」（一九五八～六〇年）、「不安な演奏」（一九六一年）、「二つの声」（一九六七年）など。「砂の器」は、それらの代表的な作品なのである。

そもそも、声・音は、ポオ「モルグ街の殺人」（一八四年）以来、人間の存在/不在証明（アリバイ）にかかせない、もつとも探偵小説的な素材である。声の複製技術がらみの探偵小説も、蓄音機を活用したアガサ・クリスティ「アクリイド殺人事件」（一九二六年）以来、めずらしくはない。また、広い意味での振動・波動が、複製技術とからめられる先駆的作品として、無線技師でもあつた海野十三の「振動魔」（一九三一年）「ラヂオ殺人事件」（一九三三年）、さらにはSF「十八時の音楽浴」（一九三七年）なども忘れてはなるまい。

しかし妊娠中絶に特殊な音響を利用するという点でも「砂の器」の先駆といえる「振動魔」をはじめとする海野十三の諸作品が、戦前派作家による奇抜な物理的トリックの構築という範疇におさまつており、結局は彼自身、戦争に勝ち抜く主体の構築に回収されたのにたいし、清張におけるトリックには、より周到な小説的構築が認められる。それは彼の、磁気テープ志向にも絡んでいよう。

冒頭で述べたように、ミュージック・コンクレートと電子音楽とは、第二次大戦後という時代精神を共有しつつ、出自をことにしていた。それが和賀の時代にはほぼ同一の志向をもつものとしてとらえられているのも、声の複製技術としての磁気テープを、不可欠の媒体^{メディア}リテクノロジーとしている点が共通であるからだ。最初の国産テープ発売は一九五〇年。高価であるため放送メディア（とくに五一年に発足した民間放送）で活用され、清張はそれを「ゼロの焦点」においてさりげなく、アリバイトリックとして導入した。

「砂の器」の直後（一部期間重複）に雑誌連載された「不安な演奏」も、その発端は連れ込み宿の盗聴テープを聞くことからはじめられる。『立ち聞き』がある事件の展開に重要な役割を果たすという物語の技巧は、菊池寛の小説においても「忠直卿行状記」（一九一八年）以来、さきにあげた大衆小説においてもしばしば用いられており、それじたいは徳川末期の人情本以来めずらしくない技法である。それが、磁気テープによる盗聴という現代的な意匠のもとに展開されることとなっている。

一九六七年発表の「二つの声」は、六〇年代後半、もはやポピュラー音楽界でも常識化していた多重録音そのものをアリバイトリック化したような短編だ。鳥の声を取る（六〇年代後半には一般家庭レヴェルで「生録」が広まりはじめていた時代相が読み取れる）ためのテープにとらえられた二度にわたる男女の会話は、先のものはすでにテープに録音されていた声がさらに録音されたものであり、二度目のものはその場で録音された声だった。「砂の器」には、直接にアリバイトリックとしての磁気テープは登場しない。しかし、アリバイトリックとしての磁気テープが、すでに戦前に一般化していた蓄音機によるアリバイトリックの現代的な変奏にすぎないともいえるのにたいし、「砂の器」におけるテープ・ミュージックは、より声の複製技術の本質に迫るものとして登場している。

2. “声”の戦後派

磁気テープが、不在／存在証明のためのトリックたりうるということは、磁気テープがとらえる声を、その具体的な出自から切り離すことができるからである。これはミュージック・コンクレートの基本的なコンセプトに重なる部分をもつている。「砂の器」第九章1で引用される、諸井誠のテクストは、以下のようなものであつたはずだ。

「具体音樂」という名称はたいへん誤解を招きやすい。すなわち、これらの素材音はすべて音響本来の意味（発音の原因・目的等）とは無関係に、個々の独立した音そのもの、すなわち『音響オブジエ』として作曲家にと

らえられ、用いられる。

この、出自から切り離され、「音響オブジエ」化した声と対照させられるように、「砂の器」では、なまの声のアクセント——さきにも触れた方言に代表される——が一方の重要なポイントとして登場する。

それが、殺人と結びつくという点では「表象詩人」（一九七二年）が連想される。昭和初年代の小倉に赴任した技術者の夫人は、生粋の東京言葉のアクセントによって、文学作品の活字によつてしかそれを知らなかつた地元の文学青年

たちの心をとらえ、やがては殺されてしまう。声（方言）のアクセント、その音のひびきが原因で殺されたようなものだ。逆に、電気的加工をくわえられた声（電話越しの声）の出自を、鋭く聞き分けたばかりに殺されてしまうのが「声」の女性ということになる。

第二章で論じた民謡において典型的であるが、声のひびきは、その持ち主の出自や、来歴に結びついている。「砂の器」で、若手評論家関川重雄は声のアクセントからタクシー運転手に出身地を指摘され不快になる。第一の被害者、三木謙一は、出身は岡山県だが、出雲地方に十年間赴任しているうちその地方の方言を身につけ、おそらくは当時の記憶を共有すべく和賀＝本浦にその方言ではなしきけた。和賀も同じ方言によって応じたわけだが、しかし、和賀にとってその当時の自己存在は抹消すべき過去にちがいなく、彼にとつてその言葉のひびきは——「球形の荒野」のラストシーンとはちょうど正反対に——おぞましい記憶の物質的現前、具体音そのものとしてひびいたにちがいない。

三木の顔面が破壊されていたのは、被害者の身元を不明にするにとどまらず、被害者への怨恨があつただろうことを今西刑事は推測している（第十四章2）。過去の、具体音としての現前こそが、和賀の憎悪をかきたてたであろうことは想像にかたくない。

作中、和賀がなぜミュージック・コンクレートに集中するようになつたか明示されてはいない。そうじてヌーボー・グループにたいして冷笑的な地の文の語りはもちろん、今西刑事の推理もそこまでは及ぶことなく終わつている。

もちろん、一つには、作中の関川の陰口「今までも、それを先駆的にやつた人はいる。和賀は、そこに目をつけてはじめたんだがね。（中略）独創というものが全然ないんだよ。他人のものをあとから割りこんで横取りする。こりやあ楽だ」（第八章3）どおり、時代の流行に乗つたということはまちがいないのである。一九五〇年代後半は、戦後現代音楽運動のビークをなし、先に言及した武満徹（注5参照）の参加していた一九五一年結成「実験工房」など、「ヌーボー・グループ」のモデルと目することができる音楽・芸術家集団がいくつも存在していた。三木殺害の動機が、現世的成功の障害排除という、その後のいわゆる社会派推理小説におきまりのパターンであるといふ点からも、〈聴衆のだれもが、この音楽の前に劣等感に陥つていた〉（第八章4）、時代のなかで優越感を手に入れるための手段、という側面は当然大きかつたであろう。

しかし、より大きくは、「ヌーボー・グループ」のコンセプトが、既成価値の破壊にある点を重視すべきであろう。ミュージック・コンクレートそのものが、第二次大戦における、テクノロジーを駆使しての徹底した破壊・大量死のうちに、いわば戦後派の音楽として登場したといふ点とかかわるのだ。

磁気テープそのものが、第二次大戦期、ナチス・ドイツによって実用化されたものだった。現在の音楽や音響は、世界大戦のときのテープレコーダーによって開発されたものである。テープレコーダーは録音と放送、蓄音機とラジオをこえて、シミュレーションの帝国をつくりだした。(フリードリヒ・キットラー『グラモフォン・ファイルム・タイプライター』石井泰夫他訳一九九九年筑摩書房刊一七四頁)。

また、

敗戦のときぼくは中学四年、十六歳であった。明日からの自分は誰も頼りにせずに自分で歩いていくことしかないのだと考えた。あの日の空はどこまでも青かった。その染みるような青い空の強烈な印象とともに、あのときの決意をぼくはいま鮮明に思い出すことができる。そしておそらく、ぼくと同じ世代の作曲家たちもこのような精神の状態をあのときもつたにちがいないのである。

『日本の作曲家たち』上巻(音楽之友社一九七八年刊)「はじめに」 戰後作曲家たちの盟友であり、現代音楽評論で活躍した一九二九年生まれの秋山邦晴(やはり「実験工房」に属していた彼を、関川重雄のモデルと目していいかもしれない)は右のように述べている。本浦秀夫自身が、大阪空襲(初期設定では原爆投下が想定されていた可能性があることは冒頭で触れた)によって、彼の過去を示す一切の書類が灰燼に帰し、彼を世話していた一家も跡形なく全滅したことにより、それまでの自己を破壊して和賀英良となることができたのである。現実にも、戦後電子音楽の第一人者にして、ミュージック・コンクレートを電子音楽に融合させたことで知られるカールハインツ・シュトックハウゼン(一九二八年生まれ)自身が、兵士であった父を失い、精神病者であつた母親をナチスによって“処分”された、ケルンの戦災孤児であつた。

ミュージック・コンクレートは、作中の和賀「寂滅」がそうであるように、人声もその素材として取り込むことができる。しかも、ソングのレヴェルをはるかに越えた、純粹に音響学的な素材としてである。

菊池寛の時代、人の階級や出自をあらわすものとして利用された声と音楽は、個別の人間の存在を越えたレヴェルで、世界の音響のなかに、音そのものとして開放される。音の即物的な存在の追求による、存在の根源という情動的な物語からの離脱。和賀が、その離脱＝開放——のみならず、思いのままのコントロール(作中の関川の批評の言葉でいえば「音楽のすべての主要なパラメーターにおける組織的変奏」という思想)第八章4)をこそ望んでいたということは、間違いないであろう。

3. 六〇年代小説としての「砂の器」

しかし、その音楽－音響の思想そのものが、現世的な成功にむづつく時代が訪れた時、和賀は自らの開放のための技術を、最悪のかたちで応用することとなつた。さきにふれた「球形の荒野」が、五〇年代の総決算としての安保闘争の動乱を同時代としていたとすれば、「砂の器」は、その裏返しとしての六〇年代の幕開けを背景としていた小説だったといえよう。十二月に打ち出された池内閣の所得倍増計画によって幕を開けたこの時代——音響による殺人が、騒音公害というかたちでポピュラー化する時代でもある——は、既成価値の破壊そのものが、商品価値を帯びてしまう広義での戦後の価値観の確立期(高度経済成長期のはじまり)にはかならなかつた。

和賀も、たぐみに大臣の娘にして新進彫刻家、田所佐知子の愛をえて階級的に昇を完成しようとしたとき、みずから技術を悪用することとなる。彼は作中、これから音楽はヨーロッパ中心ではなくなる、と述べ、アメリカ留学の準備を進めている。これもそれまでヨーロッパで、国家財産の後ろだてを得て发展してきたミュージック・コンクレートや電子音楽にたいし、アメリカ、ジョン・ケージの不確定性音楽が台頭しはじめていたことに着目したものであろう。ちなみにケージは一九六〇年「カートリッジ・ミュージック」によって、すでにポピュラー・ミュージック界では(エレキ・ギターというかたちで)当然のものとなつて、電子楽器の生演奏に先鞭をつけた作曲家でもあつた。

ケージ自身が、それに同調したわけではないにしても、六〇年代、彼の音楽が世界的な流行をみる背景には、ポピュラー／クラッシュ・クラッシュという垣根をこえて、複製文化の臨界点としてのポップ・カルチャーの時代が本格化したことがある。すなわち前衛芸術／大衆芸術という区分自体が、無効化する時代がおとずれようとしていたのである。

これは、「砂の器」という作品が、前衛音楽運動を取り入れることによってボビュラー文学としての成功をおさめた、という事態と並行関係にあるといえよう。たとえば、「人間の命感、といったものを出したいたと思っていました。そのため音の持つているエネルギーといったもの、それを集成してみたんです。」という和賀の佐知子への言葉とともににはじめられる、以下のようなシーン。

一種異様な音が出はじめた。(中略)聞いたかぎりでは、普通の人間にはメロディーも美的官能も感じられなかつた。(中略)そこには普通の音楽的な陶酔はなかつた。無秩序で晦渋な音響が、聴者の知能を意味ありげに刺激していた。

和賀英良は、エンジニアの研究室のように並べられた機械類を背に、佐知子を眺めた。彼女はうつとりと聞いていたが、すぐ称賛した。

「すてきだわ、それ、きっといいものになりそうよ！」（第九章4より）

この、地の文の冷笑的な語り口と作中人物の熱心な言葉との乖離は、佐知子がファインセに心酔しきっている事態をしめすとともに、ミュージック・コンクレートの前衛としての内容を無化し、その音楽（と、佐知子の心酔ぶり）

の文化的な悪趣味^{キツチユ}をきわだたせる機能をになつてゐる。この小説のストーリーそのものが、「民衆は（中略）つねに先駆的な難解に閉口するが、そのうち、それになれてくる。その順応が理解の中へ導いてくれるのだ」（第八章4の関川の言葉）と述べる前衛芸術家たちの俗悪さをあばきだすことによつてプロット化されているのだ。

いかなる前衛も、その内容への理解とは無関係に、キツチユとして消費される時代のおとずれを、この「砂の器」は予告してみせてゐるのである。

ただ、和賀がミュージック・コンクレートに集中した理由として、現世的成功の側面を前景化し、地の文の冷笑的な語り口に徹したことは、アヴァンギャルドのキツチユ化を鮮明に印象づける一方で、和賀の音樂的來歴そのものはらむ戦後的问题を、正面から提示しえない原因ともなつた。

戦争による廃墟を内に秘めた前衛音樂家としての和賀の問題は、破壊を刻印された藝術を、それがあたかもなかつたかのよう振る舞いはじめた一九六〇年代の風潮の中で、現世的出世の手段としてしまつたことにあるだろう。しかし、地の文の冷笑的な語りからも、粘り強く真相にたどり着く今西刑事の推理からも、この問題は抜け落ちざるをえない。むろん田村栄『松本清張』その人生と文学（啓隆閣新社一九七六年）が指摘する（二四九頁）ように、今西刑事が和賀を犯人であるとほほ確信している作中の時点でも、それを伏せて最後の部分で一切のカタストロフィーが訪れる構成を取つたため、トリックそのものの本質に絡んでしまう、英良の音樂的來歴の問題を、描きこめなかつたという理由もある⁽⁵⁾。

今西刑事の勝利は、野心と嫉妬にとりつかれた作中の前衛芸術家たちなどをはるかに凌駕するレヴエルで、さりげない日常の事物（ふと耳に入る雑談、週刊誌や新聞記事、映画や写真などの複製メディア）に感覚や知覚を働かし、記憶にむすびつけることによつてもたらされた。そういう意味ではむしろ彼こそ、根源的な藝術家の名にふさわしい描かれ方をされている。

しかし、妻との堅実な市民生活を一貫させてきた今西刑事が和賀にたいしておぼすことのできた推測は、肉親にハンセン病患者がいることからくる差

別・偏見にたいする同情であつても、市民生活が廃墟と化した戦後から出発したテープ・ミュージック本来のコンセプトにかかる同情ではなかつた。

今西刑事にかんしては、この点はやむをえまい。しかし、映画版「砂の器」のよう、この今西刑事の同情を膨らませ、一方声の戦後派の問題を消去してしまふ余地を、原作の冷笑に徹した語り口そのものがあたえてしまつたことも、まちがいあるまい。

もつとも、かつて最新風俗として、声の大量複製技術の一般化を取り入れた菊池寛大衆文学は、一方で一九二七年に結成された「スルヤ」など、マスメディアからズレた先進的な音樂集団を作中に取り入れることはなかつた。一九三〇年代は、一方では坂口安吾がジャン・コクトーのサティ論を訳し（一九三一年）、伊福部昭、早坂文雄らが日本初演した（一九三四四年）時代でもあるが、同時代のアヴァンギャルドそのものが、生のかたちで菊池寛大衆小説の世界に入りこむことはなかつたのである。

たいして、同時代のアヴァンギャルドを取り込みつつ、その前衛としての意義には深入りせずに悪趣味として描きだす松本清張の姿勢には、「大衆」そのものの変質をふくむ、大衆文学の第一人者がもつ一九三〇年代と六〇年代との連続性と断絶とが刻み込まれている、といえるかも知れない。

〔注〕

(1)『芥川也寸志 その藝術と行動』(出版刊行委員会編東京新聞出版局一九九〇年刊)三七・八頁。

(2)「蝕める春」が「婦人俱楽部」に連載された一九三一年は、講談社を母体とす るキングレコード創立の年でもあつた。「婦人俱楽部」にも定期的にキングレコードの挿み込み広告が挿入されている。なかに、『講談俱楽部』連載中の加藤武雄「火の翼」の小説小唄化という企画も確認できる（八月号）。菊池の詞（初出は七月号）そのものがレコード化されたか否かは未詳であるが、雑誌・大衆小説とのメディア・ミックスに、音樂産業が大きな位置を確立した時代相が、この菊池の「小唄」試作にも反映しているといえよう。なお当時の講談社の、声の大量複製メディアと雑誌とのメディア・ミックス戦略については佐藤卓己「キングの時代 ラジオ的・トーキー的雑誌の動員体制」。（近代日本文化論7 大衆文化とマスマディア）岩波書店一九九九年刊）参照。

(3)この作中人物とは、基本的には上流階級の人々であることはいうまでもあるまい。ただし、「上流階級」は、それじたい多層的で、文化資本／経済資本／学歴資本の絡みあいが複雑であり、大きく分ければ、華族、大資本家、高級官僚、やや下つてエリートサラリーマン、それらに交錯する形でインテリ

ゲンチャ、といった諸要素が多様にむすびあう。さらに日本においては、ボピュラーミュージックの受容といつても、それが日本のものか西洋のものかで意味がことなり、同じブルジョア一家でも、世代によつて音楽志向がまるで異なる点も考慮すべきである。

ここにはヨーロッパにおいては十九世紀後半、ブルジョア社会のなかで確立した職業交響楽団が、日本においては一九三〇年代、声の複製メディアの大衆化の時代のなかでこそ本格化した、という時代背景のちがいも絡んであろう。それは同時に「金のないインテリ階級」(貞操問題)が、日本において一般化した時代もあり、三〇年前後からの菊池の大衆小説にも、この時代変動は描きこまれている。

(4)浪花節の来歴については兵藤裕己「浪花節と国民国家」——声の文学史』(『国文学』一九九九年十一月号)参照。

(5)ここで一九六一年当時の日本における、実際の戦後作曲家たちについて瞥見しておきたい。

「砂の器」の和賀英良は一九三三年生まれ。ただしこれは戸籍上のことと、本来は本浦秀夫、一九三一年生まれである。作中の現在時は、初出連載、初刊単行本(一九六一年光文社)では一九六〇年とされていたが、現在の全集、新潮文庫等では一九六一年とされている(作中和賀、関川の年齢が、それぞれ一歳ずつ加算されたことによる)。

まず、本文でも言及した一九二五年生まれの芥川也寸志。彼の「マイクロフォンのための音楽」は、一九五二年NHKの音楽番組「音楽のアトリエ」のために、磁気テープによって操作された音楽と、生オーケストラとの協奏というかたちで作成された、日本最初の本格的なテープ・ミュージックである。一九五九年には映画「男性飼育法」でミュージック・コンクレートをもちいている。

一九六〇年当時、ミュージック・コンクレートと電子音楽で知られていた音楽家といえば、一九五六六年黛敏郎との共作「7のヴァリエーション」以降、電子音楽で知られ、作中でも引用されている諸井誠が一九三〇年生まれ。ちなみに彼の父親は、クラシックの大衆化を刻印する詩「ベトちゃんシユバちゃん」「お道化うた」の作者中原中也の盟友にして、「スルヤ」の主催者、諸井三郎である。

また、一九五三年に「X・Y・Z」でミュージック・コンクレート、五五年には「素数比の系列による正弦波の音楽」その他電子音楽の先鞭をつけた黛敏郎が一九二九年生まれ。彼が、作中の和賀の「寂滅」を連想させる「涅槃交響曲」(ミュージック・コンクレートではないが、音響学的な思考において

て共通する)を発表したのは一九五八年である。

さらに、本文でも触れた一九三〇年生まれの武満徹(ただし当時の武満はミュージック・コンクレートで知られる一方、電子音楽には批判的であった)。彼は秋山邦晴の編集していた一九五七年一月号『プレイバック』の座談会「機械音楽の未来」において、秋山とともに「砂の器」そつくりの音樂殺人の可能性を話題にしている。一九三一年生まれというと、当時テープ・ミュージックに手を染めてはいなかつたが、音樂にかんする数理的操作の徹底をめざしていた松平頼暁が思い浮かべられる。

「砂の器」連載当時、担当編集者だった山村亀二郎は取材のため若手文化人グループとも交わったという(「砂の器」のころの清張さん『松本清張全集』第五巻(文藝春秋社一九七一年刊)月報)が、およその作曲家のちが、同時代的なモデルといえるだろう。ちなみに『日本の作曲20世紀』(音楽之友社一九九九年)には、「砂の器」のモデルは当時の黛敏郎といわれてゐるという記述もある(長木誠司執筆「黛敏郎」の項)。

(6)清張は映画版「砂の器」を称賛する言葉をのこしている(『キネマ旬報』一九八二年九月下旬号インタビュー「初めて自作の脚本を執筆して」)。映画版が、原作が果たしえなかつた作中人物の來歴と彼の音樂との関連を——その内容と方法に問題があることは本論で述べたとおりであるが——描ききつている点に、着目したものであろう。

履歴

安智史

さとし

一九六四年生まれ。立教大学大学院博士後期課程修了。現在、愛知大学短期大学部専任講師。

専門

日本近代文学専攻。

萩原朔太郎を中心に、明治末年から昭和にかけての文学者たちとマスメディア、大衆社会状況との関連を主な研究対象としている。

主要著作・論文

主な論文に、「ソングの誘惑」(『日本近代文学』第51集)、「網膜のスクリーンに投射されるも」(『四季派学会論集』第7集)、「二つの世界戦争のあいだに」(『現代詩手帖』一九九九年一月号)、「萩原朔太郎と小林秀雄をめぐる一面」(『國文学』二〇〇〇年一月号)などがある。

危機をめぐる連載小説

—菊池寛の「震災」から松本清張の「戦時外交」へ—

前田潤



かつて松本清張は、「新聞の現状をどう変えるか」という加藤周一との対談の中⁽¹⁾で、新聞紙面の構成と読者との関係をめぐつて次のように述べていたことがある。

たとえば社会面に事件がない日がありますね。そのときはトップがないといつて整理部でも困るわけです。だからどうでもいいものを、あたまにもつてくる。四段抜きぐらいにしないと見栄えがしないから。そうすると読むほうは、その価値判断に錯覚がくるわけですよ。重大なニュースが殺到した日には、のせることが多いから、かなり重要な報道も小さく扱われる。その日のニュースのあるなしによって、扱いがちがつてくる。そうすると読者のニュースの価値判断というものが、見出し四段抜き、五段抜きという場所の問題に関わつてくると思います。

新聞紙面の構成は読者の読み方を規制し、同時代の社会的な関心のあり方を強く方向づける。清張は、事実報道の裏面に潜む、素材の選択やその提示方法と関わる報道主体の恣意性について語っていたわけだが、それは同時に、メディア上の情報編成の様態が読み手の価値規範を演出・醸成するという認識を示す発言でもあった。

清張の論理を展開すれば、新聞紙面が「四段抜き、五段抜き」の「重大なニュース」で覆われている時こそ、メディアの言説が読者の「価値判断」に最も強力に作用するのだと言うことになるだろう。まさにそれは事実であって、例えば天災時や戦時をその顕著な実例として、身に迫る「危機」をめぐる報道が、圧倒的な力で情報を統制し、読者の視線を一元化する重大な契機であったことは疑いのないところなのだ。同じ対談の中で、「まえの安保騒動のとき、新聞が大きく扱つて、かえつてデモを煽った結果になつた」と述べている清張は、もちろんそのことに自覺的であつただろう。

無数の不透明な読者と向き合わざるを得ない大量出版時代にあっては、読者を鮮明に枠づける「危機」は、職業作家の追い風となつて、フィクションナルな発想を促す恰好の機会でもあつたはずだ。なぜなら、「危機」をめぐつてうつ

ろいゆくメディア上の言説状況との継続的・横断的な対話を重ねることで、同時代の社会的な関心のありかや読者の立つ位置について、書き手は比較的正確に把握することが可能であつただろうからだ。

この小論は、関東大震災前後の菊池寛の連載小説と、日米安保闘争期の松本清張の連載小説を主な素材として、物語の発生・運動の契機となる伝達メディアの志向や執筆時代の規制の問題を考えてゆこうとする試みである。一つの「危機」と、その「危機」をめぐる報道との関わりにおいて、書き／読まれた両者の作品に照明を当て、その類似的な誕生のメカニズムを明らかにしてみたい。

一

復興の目覚ましい足取りや、災後の出版景気なる状況への留意が必要なことは無論だが、関東大震災直下における活字・出版メディアの壊滅的な被害のあたりようが、メディアの一時的な活動停止と呼ぶにふさわしい重大な事態であつたことに疑いを挟む余地はない。東京を中心とする刊行物流通の回路は瞬時に寸断され、印刷・出版業務は一時的に凍結した。

文学領域への影響も深刻な形で浸透する。新聞雑誌から、人々の口の端に登る話柄をも含めて、震災直下における情報の価値は、圧倒的に震災とその周辺に集中する。何よりもまず「震災」ありきという特異な言葉の磁場が形成され、そして不可避的に、震災と関わる実効性・速報性・特報性を持つ情報がより高い価値を有するという言説編成上のヒエラルキーが形作られてゆく。新聞紙上における文芸欄、文芸消息欄は一時的に例外なく中断され、「文学」や「文壇」は震災を核とする波紋状の言葉の広がりの外縁部に据え置かれてゆくこととなる。

そうした中、震災発生以前から、新聞・雑誌で連載が続けられていた長編小説の掲載を、一体どのように処理すべきかという問題が当然のごとく浮上してくる。それは、震災報道の渦中にいて、世界観の全く異なる小説の掲載を継続し得るか否かという現実的な編集方針上の問題であると同時に、重い歴史性を担う時代の空気の中で、巨大な力によって一方向的に制御された受容の場へ向けてフィクションを書くことの本質的な意味が、自ずと問われてしまふ機会でもあつたはずだ。いわば震災は、小説世界の内と外との本来デリケートな絡み合いを、生の姿で露呈させる希有な局面でもあつた。

震災後順次復刊する在京の各新聞紙面からは、それまで連載されていた長編の読物が一斉に姿を消す。そしてその中にはもちろん、「東京朝日新聞」の小山内薰「背教者」や、「国民新聞」の細田源吉「金」のように、新聞社側の方針により志半ばで中絶を強いられたと思しきものや、震災報道の中で再び掲載

されることのないまま、自然消滅するように未完中絶を余儀なくされる作品も少なくなかった。直下の混乱の中で、新聞が震災報道に専従せざるを得なかつたのは必然的な事態であつた。⁽³⁾

もちろん、雑誌も新聞と同様の問題を抱え込んでいた。十月に入り足並みを揃えて復刊する雑誌群は、新聞報道に続く形で競つて震災を特集する。小論文、隨筆、短編小説といった毎号読み切りの記事を中心にならねばならぬ連載はともかくとして、大正期半ば以降創刊が相次ぎ急速に発行部数を伸ばしていた婦人雑誌のように、新聞同様、毎号連載小説を掲載していた雑誌は、その掲載方針に関してやはり現実的な対処を迫られていた。もちろん新聞と比較して、雑誌には復刊までの時間的な余裕があり、また新聞ほどの時事性や速報性が期待されている訳ではないから、即座に小説の連載を中止する必然性はない。しかしそのことが逆に、継続されねばならない連載を巡つて、メディアと書き手の双方が抱えた問題の内実を露わにするのである。

震災を挟んで菊池寛が連載を続けた作品が、「婦女界」掲載の「新珠」(大正一二年四月～一三年一〇月)であるが、まずは震災直下における婦人雑誌の誌面状況を概観しておきたい。「主婦之友」・「婦女界」という、当時発行部数で全雑誌中の第一位と二位を占めていたと推測される二誌に照明を当ててみよう。

『主婦之友』十月号「大震大火画報」は、雑誌協会の取り決めに従う形で十月中旬に発売される。森戸辰夫、吉岡弥生、久米正雄、山室軍平といった「名士」による「大震大火遭難実記」を中心にはもちろん、横浜、鎌倉、横須賀の惨状を報ずる記事によって被害の全貌を概観し、「家を失い飢餓に泣く避難所の觀察記」、「住む家も食ふ物も着る物もない避難者慰問の記」といった権災者の現在の声を掬い上げるルポルタージュを配し、写真、スケッチをふんだんに使った誌面は、「震災」を分かり易く伝えるという意味では完成度の高いものであったと言える。そして耳を澄ませば、震災後に各所で聞かれる声がここにも反響していることは容易に気が付くはずだ。渋沢栄一を典型とする周知の震災天譴説が、災後に行なわれる様々な議論を誘発する一つの契機であつたことは疑いないが、それを肯んずる論調がこの紙面にも早速現れていた。渋沢の言葉を引きつつ「有島事件は風教堕落の絶下でありました」、「東京市民の靈魂は、其財産と肉体とが滅びる前に既に滅びて居たのです」と言う内村鑑三はさらに次のように述べる。「大地震に由りて日本の天地は一掃されました。今より後、人は厭でも緊張せざるを得ません。払いし代價は莫大でありました。然し挽回した者は國民の良心であります。之に由て旧き日本に於て旧き道徳が復たび重んぜらるゝに至りました。新日本の建設は茲に始まると

して居ます」。

批判、揶揄する者も少なくなかつた天譴説だが、この「主婦之友」震災号においてはそれが主調低音として響いていた。震災は爛熟した都市文化と輕佻浮薄化した人心への警告であり、これを機としてそれらの「一掃」と「旧き道徳」の復活が図られねばならないという見方が誌面には横溢していたのである。

より正確に言えば、震災が天譴であり警告であるとする、時代を広く覆つた論調は、この婦人雑誌面において、まずは女性自らが生活と精神を引き締めねばならないという、家庭婦人の身の丈に合つた戒めの文脈によつて周到に変奏されていたと言えるだろう。「震災前の日本ことに東京市民中には、健全な生活状態でないものがありました」と言い、「それが一朝にして、すべてを奪い去られたのでありますから、もとの眞面目な生活に復へるべきは当然だ」とする『主婦之友』記者の呼びかけは、天譴の認識から歩を進めて、復古と自戒の精神を湛えている点において先の内村鑑三の発言と通底している。

またそれは、危機に際する「婦人の働き」の重要性に目を向け、「消費の節約」を説く衆議院議員田川大吉郎の主張とも響き合つてゐる。田川は、「握り飯一つ、沢庵に梅干し、淡茶の一杯」で誰もが満足して食事をしている震災直下の現状を習慣化することを勧め、歐州大戦において、華美を廃し活動的たるべく婦人の服装が質朴になったことを例にあげて、日本の婦人が服装の面でも「歐州の婦人に劣らない程度の眞面目さをも」この危機を乗り切るべきだと主張するのである。そこには、洋装の普及や家庭の電化、共同住宅の建設など都市復興の過程において諸領域で一挙に浮上してくるライフ・スタイルの合理化、「文化生活」の実現へとつながる視点の端緒が既に内包されていたと言えるだろう。実際、田川の論に関わらず、震災後の婦人雑誌の主要な課題の一つは、家庭生活の様々な部分における根本的な組織化・科学化・合理化の奨励にあつた。だがしかし、田川の思考の起点には、やはり「節約」と「質朴」とがあつたことを忘れるべきではない。震災後に本格化する生活の合理化を巡る議論とは、震災直後に過熱するものなのではなく、飽く迄もそれは、震災天譲説とも触れ合う都市文化の現状に対する疑義や感情的反応の先に準備されていに過ぎない。少なくとも、極限状況での様々な体験を回顧し、復興へと向かう「都市」と「婦人」の物語を編み上げる震災直下の『主婦之友』誌面が、「合理化」待望の声とはまた別の、「眞面目な生活」や「旧き道徳」への郷愁と、質素儉約を是とする後ろ向きの概嘆に満ちていたことは事実なのである。

復刊当初の『主婦之友』誌が反動的とも言うべき言説に覆われていたのは、震災直後の衝撃がそのままに反映していたと見れば当然のことであつた。『婦女界』に目を転じてみてもそれと同様の傾向は伺うことができる。『婦女界』

一〇月号「関東大震災写真実記」は、「主婦之友」と同じく震災印象記、被災地・被災者ルポルタージュを軸にした特別号であるが、編集長都河龍の手による巻頭文「大震災から受けた大教訓」にも、やはり、天命を受けて我身を正せという強固なロジックが脈打っている。「大自然の大破壊は来たらすとも、奢侈の風、浮華の俗に充満してゐた我が古き大東京は、早晚、その亡びの日の来るべき運命にあつた」と捉える都河は、時日が経つにつれて、女性の化粧など奢侈浮華に傾く兆候が再び見え始めていることを指摘しつつ、「どうぞ自重して下さい、緊張して下さい、罹災者でなくとも。生活に余裕のある身分であつても」との呼びかけを行なうのである。来たるべき未来の建設に向けて、震災を機に堅実な生活へ立ち返れとする都河の主張は、一月号「婦人修養訓」号における「批判会速記録」中の発言などでもさらに繰り返されてゆくものであり、この期の「婦女界」に底流する志向をはつきりと物語ついている。

それまでの婦人雑誌が、必ずしも華美を煽りたてることにのみ執心してきた訳ではなかつたにせよ、新時代にふさわしい、都会的で洗練された趣味や生活様式を提案することによって多くの読者を牽引してきた一面があるだけに、震災直下の「主婦之友」・「婦女界」に見られるこのような傾向は、大震災に直面した婦人雑誌というメディアの立つ位置を、非常に不安定なものとしていたと言えるだろう。

一一

ところで、菊池寛「新珠」を含めて、こうした婦人雑誌に連載されていた長編小説はどのような道行きを辿るのだろうか。「主婦之友」・「婦女界」連載の小説に目を向けてみよう。

注目すべきは、震災直前の「主婦之友」九月号より連載が始まつていた里見弾「火蛾」の物語の運動である。資産家の末娘として生まれながら、望まれて岩井の兄弟にあたる「漢詩人一家」にもらわれ養女として育てられた美佐子が、「文芸講演会」の催しで「東京から招かれてきた壯い作家たち」の一人である岩井隆吉と出会い（九月号「講演会」）、美佐子が上京の折り箱根の温泉に逗留していた岩井と偶然再会する（一〇月号「蜘蛛の糸」までの経緯が語られた後、物語内では、岩井の宿において二人が対座する場面で九月一日の一二二時十分前）を迎える。「九月一日」の見出しを付された一月号誌面では、恋に落ちかけた男女が箱根の温泉宿で大地震に遭遇する生々しい瞬間が描かれることとなる。既にほのめかされていた、若い婚約者に死なれた小説家岩井と洋行帰りの青年長谷部との間の美佐子を巡る恋の駆け引きは一時棚上げにされ、物語は一転罹災体験記の様相を呈する。倒壊する宿屋から投げ出されて助かった二人は、近くの山上の松林で一夜を明かした後、「一望焼野原の横浜」を目にしつつ数日かけて東京市内へと歩き着く。避難民に揉まれ、焦土と化した被災地を辿りながら歩みゆく過程において二人は、互いに対する思いを深めてゆくのである。

震源に近い箱根の揺れを直截に書き込んだこの希有な小説は、その実もう少し本質的な部分で震災を抱え込んでもいた。美佐子は自分の出生の秘密を知つて以来、家産傾きかけた養父母のもとでの質素な生活を厭い、実父の遺産が残された東京の生家、大和家での華美に満ちた生活に馴染んでいた。親孝行のつもりで養父母の住む「南海外れの市」へと一時帰省した際に同じく東京から来ていた岩井と出会つた訳なのだが、その後の生母清子や兄の輝顕、その友人の長谷部らに囲まれた箱根でのホテル暮らしさは、やはり生家でのブルジョア生活の延長線上にあつた。老母と二人千駄ヶ谷の「小さな借家」に暮らす岩井は、箱根での再会当初美佐子に対する階級的な違和感を覚えていた。しかし、そうした感情は共に震災を生き延びることによつて一変する。「大和家の富や名望も」、「美佐子の社交や才女ぶり」も、「岩井の作品や文壇的地位とともに」一切の背景と属性を無化し、二人を、「男が女を愛する心、女が男を愛する心、それだけ」にしてゆくものとして震災体験は機能していたのである。

もともと「振子地獄」の題名で構想されていたこの小説は、大和家に連なる長谷部と岩井との間の階級的対立を下敷きに、美佐子を巡る三角関係を描き出そうとしていたと考えられる。そして、その大きな枠組みは最後まで崩されることはない。東京に帰還してひとまず岩井の自宅に避難した美佐子は、そこで岩井の母からの手厚い看護を受けた後、大和一族に奪い返されるようにして岩井家を去る。大和家に戻った美佐子を待つものは、不自然なまでに執拗な長谷部からの求婚とそれを支持する資産家一族の論理であった。最も重要なのは、それに応ずる美佐子の対応ぶりであるだろう。美佐子は長谷部からの求婚と共に、慣れ親しんだ大和一族からの干渉を一切拒絶し、既に心情的に乖離していいたはずの養父母に自らの将来を委ねることを決するのである。選ばれたのは貧しき岩井であると同時に美佐子の養家であつたと言つていい。資産家である生家を去り、「善良」で、「貧乏」で、地方にて慎ましやかに生きる「老漢詩人」の養父の元に帰る美佐子の思いは、もちろん、震災直下の婦人雑誌に漲ついていた思考や感性と通じ合うものであるだろう。美佐子の選択、そして生き様は、掲載誌「主婦之友」の誌面に現れた一つの志向を裏切らないものとして造形・描出されていたと言えるのだ。

一方、「婦女界」連載の「新珠」はどうであつたろうか。
連載継続と関わる問題を書き手の裁量に委ねたと思われる「主婦之友」とは

異なつて、「婦女界」誌は書き手との摺合わせを経た後に明快な解答を出していいた。「婦女界」一〇月の震災特別号には「本誌の連載小説に就て」という興味深い社告が掲載されている。

▲今の大震災によつて、元の大東京の大半は跡形もなく破壊し尽されて、当分の間、五年、十年、或は二十年後でなければ、復興された新帝都を見ることが出来なくなりました。

▲そこで且下本誌に連載中の小説「地上の星」「新珠」「処女」等は、その筋道は何れも元の東京を背景として運ばれてゐるために今後の場面に於て事実に相違する處多く、それかといつて俄に焦土となつた東京を持ち出すのも余りに作者の芸術心を傷ふものであるといふことから、今後の運筆方針に就て各作者から交渉がありましたが、本社としては、折角今まで運ばれた筆を、急に挫折して模様替をするの不可なるを思ひ、矢張り今まで通りにして、更に一段の光彩を添へるよう靈筆を揮つて戴くことに致しました。

▲従つて今後本誌の各小説に現はれる背景は、依然元の東京によること、なりますので、それは過去の東京を偲ぶよすがとして、その心持の上にご愛読くださいざることをお願い致しておきます。

連載継続にあたつて一つのガイド・ラインが与えられた以上、物語はそこから逸脱を回避して伸長する他ない。都市壊滅の現実と凄惨な被害報道を横目で見ながら、モダンで都会的な「婦女界」連載の小説は書き継がれたのである。

菊池寛「新珠」は、名声轟く「日本画の大家」である父が死して後、残された三人の美しい令嬢たちが、「華族出の青年洋画家」として知られる子爵の淫蕩な欲望の魔手に、次々とからめられてゆき、新時代の女性を最も力強く体現する奔放な末娘によつて姉二人の無念が晴らされるという復讐譚であつた。権勢高き父死後の家庭の不遇という状況が設定されてはいたものの、アトリエと展覧会を行き来し、三越や帝劇に足を運ぶ登場人物たちの日常はまさにブルジョア階級のものであつた。そこでは、子爵と共に帝劇でヴァイオリンの演奏を聞き、評判の女優劇を見ることが、若い娘たちにとっての恋の成就を意味していたのである。

震災後の連載部分では、さすがにそうした象徴的な都市の風俗に触れる場面を書き込むことが慎重に避けられてゐると見えるが、雑誌の要請と連動する形で、物語の結構に大きな揺れはなく、従つて、震災の暗い余韻に浸る民意を掬い上げることができないのは無論のこと、恵まれた環境に置かれた登場人物たちの生活意識に何らかの変化が見られるわけでもない。姉二人を傷つけた色好みの子爵が、末娘の手で退治されるという勸善懲惡的な結末を迎えるとはいっても、そこに華族の滅びが暗示されているわけでもなく、なにより、当の娘た

ち自身の階級的な意識や感情には少しの動搖もないものである。

「社告」がいくら「過去の東京を偲ぶよすがとして」この小説の背景を眺めて欲しかつたところで、燃え上がる帝劇の様をルポルタージュする記事の傍らに掲載されたこの「新珠」から、過去を「偲ぶ」気持ちを呼び起こすことには難しかつたのではなかつたか。地方在の読者は別として、震災で我身の搖れた読者が多少なりとも違和感に近い思いを抱いたであろうことは容易に想像できるのである。結果として、「主婦之友」の「火蛾」とはまさに対照的に、「新珠」は震災直下の雑誌面の構成や婦人雑誌を満たしてい論調とは逆行する物語を展開した。それが、不可測の事態によつて招來された、不可避の選択であつたとしても、作品の作り手である菊池寛が、当時の婦人雑誌同様の不安定な位置に立たされた自分に割り切れない思いを抱えていたとしても不思議なことはなかつた。

三

菊池寛は、「新珠」の連載を大正二年一〇月まで続けることになるが、それと並行して、「東京日日新聞」・「大阪毎日新聞」紙上では新しい長編小説「陸の人魚」の連載を始めている（大正二年三月二六日～七月一四日、全一回）。震災後およそ半年後に書き始められるこの作品において、菊池寛は初めて関東大震災を基底に置いた物語を構築する。

しかしながら、半年という時日の間には、メディアに表出する震災を巡る言論状況も大きく様変わりしていく。震災を取り込んだ連載小説や文士によるルポルタージュ、「震災もの」と評された身辺雑記的な小品なども既に数多く発表されていた。逗子の自邸を失つた里見弾が、自らの罹災体験を元に、迫力ある遭難場面に見所のある「火蛾」を作り上げたような虚構化の手法も、もはや時期的な新鮮さを欠いていたと言えよう。体験記や遭難記の類の文章は飽和状態に近く、その「瞬間」を描くことや単調な「美談」「哀話」によって読者の関心を引き寄せるができるような状況は既に終わっていた。「陸の人魚」はそのような場所で書き始められるのである。

実際、年明けて大正二年になると、陰鬱に沈みがちであった時代の空気も、復興へ向けての力強い歩みによつて一掃されてゆく觀がある。「復旧でなく復興」とのスローガンを掲げて、前例を見ない壮大な都市改造計画を立ち上げた後藤新平の構想は、縦割りの官僚機構と各省庁の打算に阻まれて縮小に縮小を重ねるが、ひとまず一二年末には、修正案を受け入れる形で帝都復興予算が予算総会を通過しており、社会的な復興への地盤は整いつつあつた。また、震災の発生によつて延期されていた皇太子裕仁親王と良子女王の結婚を一月二六日

に控え、各新聞紙面には前々からこの一大慶事を祝い盛り上げようとする記事が頻出し、國家と帝都の新しい幕開けがそこに象徴されているかのような趣で、復興ムードは一気に高まっていたのである。

だが一方、人々の震災に対する関心は完全に失われてしまつたわけではない。『大阪毎日』の客員を勤めていた菊池寛と関係が深く、「陸の人魚」が連載される『東京日日新聞』の新春以降の紙面に注目してみたい。『東京日日』の朝刊第一面に度々掲載された書籍広告欄は、新年の話題としてどのような情報が流通していたかを明らかに伝えてくれる。そこでは、必ずしも「震災」の文字ばかりが踊つていたわけではないが、震災や復興、そして罹災下の耐久生活と関わり、読者へ向けて文明の展望を示す書物が、圧倒的な支持を受けて版を重ね、出版物の切り札として宣伝されている様を目にすることができる。一月二日の石丸悟平「最後の東京」一二五版、「禁欲」五三版出来の広告を始めとして、「地震の科学」(一月四日)や「世界の終わり」二三版(一月四日／二月一四日)といった自然科学系出版物の広告、震災で死亡した唯一の文学学者厨川白村の絶筆を含む「十字街道を往く」(一月一〇日)、長田幹彦「大地は震ふ」の重版広告(二月九日)、室伏高信「文明の没落」(二月一〇日)、堺利彦「地震国」(三月六日)などの大きな広告が目を引く。第一面書籍広告欄以外でも、講談社「大正大震災大火災」の発行が五〇万部を突破したとの報知広告(一月一六日)など、他にも多数の震災関連刊行物の宣伝・紹介が見られる。内容に関わらず、「震災」や「復興」、「文明一新の季節」といった表現を絡めた宣伝文句を付す刊行物もきわめて多数に上っている。震災騒ぎに便乗するだけの本も少なくなかつたと考えられるが、むしろその騒ぎに積極的に関与することによって、利益の大きい商いを可能にしてくれる読者の市場が、この時期になつても依然存在していたことは確かなのである。

そればかりではない。新年を迎えて尚、清浦新内閣の出発や御成婚祝賀関連の記事の傍らでは、震災後遺症とでも呼ぶべき、それ以前とは明らかに次元を異にする震災後日譚が少しづつ露呈していった。われわれの記憶に新しい阪神大震災の後、仮設住宅での孤独死やPTSD(心的外傷後ストレス障害)が時を経て社会問題化していくのと同様に、大正の震災もまた、当時の社会と人間の深層を徐々に冒し始めていたのである。例えれば、「避難女の投身自殺」(一・四)、「罹災者妻を殺して自殺」(一月七日)というように、罹災後不由な生活を余儀なくされた人々が、自己の内部や家庭内に複雑な問題を抱え込んで、自殺・心中・殺人に及ぶという形で現象化する。建築資材を中心とした物価の異常な高騰が、この時期盛んに報じられているが、そうした経済的な動揺に代表される諸層にわたる社会システムの不安定は、人々の生活環境に直截

に投影していたと考えられ、震災の圧力は、いわば二次災害のように、民衆の心身に食い込んでいたと思われるのだ。

そして何よりも重要なことは、未曾有の災害によって自己の運命を蹂躪されたり、たとえ目に見える被害を被っていないとも、今ある自己の生が立ち所に破壊され得る危うさを孕んでいることを実感として知つた人々が、震災後半年近く経過した時点において尚、滅びの予感に震え、更なる「天譴」の到来に恐怖し続けていたことではないだろうか。「震災」が決して過去のものではなく、まさに現在形の脅威として在京の人々の心を覆つていたことは、やはり当時の報道を辿ることで見えてくる。「マニラに激震」(一月三日)、「イタリーにまた強震」(一月六日)と外国の地震が過敏に報じられる中、一月一五日に神奈川地方を襲う比較的強い余震は新たな「大地震」の到来であるかのごとく大々的に報じられ、「横浜市民は極度の不安」(一月一六日)といつた過剰反応を引き起こしていた。来日したイタリア人彫刻家の地震予告を「外人の予言を一笑に附す気象台」(一月二〇日)と打ち消す報道や、「熱海の海鳴り地震と無関係」(三月一三日)などと混乱を憂慮した報知が行なわれていたことは、それ 자체、天災へのただならぬ不安が潜在していたことを裏付けている。

こうした現実的な不安や不可知の未来への戦きは、「震災」を素材化して描く新たな小説的契機足り得る。震災関連出版物の盛況も充分にそれを支えていた。メディアとの周到な対話をさえ行なわれていれば、「震災」を取り巻く有り得べき「読者」の分布図と、「震災」と「読者」との距離が正確に測定できたはずだ。描かれるべきは、その「瞬間」でも被害の実体でもなく、社会と個々人の隅々に分け入った「震災」の微妙な相であるはずだった。

「陸の人魚」は、震災のおよそ一月前、大正一二年八月を起点とする物語として書き起こされる。失脚した政治家の娘麗子と、敏腕をうたわれる「三井系の実業家」を父に持つ敏子の、家庭の浮沈を背景とした従姉妹同士の確執は、夏の軽井沢の別荘地で、麗子の「愛人」北川の存在を巡つて激化する。麗子へのライバル心旺盛な敏子は、麗子の恋愛を壊し、北川の心を自分のものとするべく、様々な策略を張り巡らすのである。経済界に名の聞こえ、実行力ある父に、敏子が北川との婚約をねだつたことにより、その話は麗子と北川の愛を知らぬ麗子の父藤島定一に伝えられ、藤島家に出入りする北川は、好きな女性の父親から別の縁談をもちかけられるという不本意な事態を招くことになる。そんな中、物語内部で震災は発生する。震災は敏子の奸計を助ける役割を果たし、北川は麗子への愛を裏切ることと承知しながら、敏子との望まぬ結婚へ向けて踏み出すことを余儀なくされる。病に倒れた麗子の存在を無視して実現される北川と敏子の結婚式当日、「一つの爆弾」のように投げ込まれる麗子から

の手紙を得て、罪の意識から自制心を失った北川は、大勢の待つ式場を脱け出し元の恋人のもとへ駆けつける。引き返すことのできない場所へ来てしまった二人は、「一人とも瞳孔が開いて心が狂いかけてゐる」姿のまま、「恋愛の国へ死を賭して」の「旅立ち」に出るのであつた。

この物語の優れたところは、地震や火災そのものを持ち込みながらも、主要な登場人物たちが誰一人、震災火災の「有形の損害」を受けていない点にある。悲劇の契機は、「全滅」した鎌倉にいる「愛人」北川の安否を心遣うあまり、麗子が「胸の病気」を重くしたことと、北川の横浜の「叔父」が財を失い、「復興の金策にもがき苦しんだ」ことにあつたのである。「叔父」は北川との関係を通じて敏子の父から復興資金を借り、北川はその借金を成立させるために、一時曖昧な形で敏子との結婚を承諾しなくてはならない羽目に陥る。北川の不徹底な態度や、冬を迎えて転地療養のために麗子が東京を去ることが、二人の悲劇の進行を加速化させていたのである。

語り手の言うように、ここでは、「当人も気づかず、しかも一生そのために苦しみ通す」程の影響力を持つた震災の、「無形の損害」の一端が描き出されている。震災を機として種々の誤解や関係の齟齬が生まれ、それらが複雑に纏め合つて一つの悲劇が招かれられる。言うまでもなく、これは震災後しばらくを経た時期の、都市の不健康な空氣を連想させる。一人の恋愛の破綻は、震後の社会の動搖期に、事実として充分に起つて得た劇を体現するものであつたのだ。

「畏き辺にお目出度い儀式があるのに倣つ」た正月下旬の敏子と北川の結婚式が、「御慶事を記念に結婚がふえた」(一月一三日「東京日日」とされる社会の動向に連なるものであつたのと同様に、震災にも揺らぐことのない敏子の父の「三井」の資金が、「叔父」復興の糧となり、その裏面で北川と麗子の運命を左右する重要な動機となつていたことも、「金融界復興の先駆」新陣容を整へた三井銀行」「模範的社会奉仕 三井合名の活動」「貿易の復興と三井物産会社」(一月一四日「東京日日」と大々的に報道される震災後の三井資本の余力と完全に符合するものであつたのだ。

「陸の人魚」という作品は、関東大震災の発生による価値観の変動や、文化・社会の大がかりな再編成の中で形作られていつた物語である。物語の生み出される起点が震災にあるといふばかりではなく、災後微妙にうつろいゆく「震災」¹¹「危機」をめぐる言説の色合いを充分に呼吸し、メディア上に顕在化する「危機」にまつわる情報と、そこに露出する「危機」を取り巻く人々の意識のありようを、物語の骨格として重ね合わせている作品であった。

「陸の人魚」が向き合っていたのは、全国に散らばる二〇数万の婦人読者を遥かに超える、東京およそ四五万、大阪一〇〇万の不特定の大規模な読者の層

であった。¹²増加する新聞購読者や大量出版時代の雑誌・書籍購買者の不透明な実体を榨付けるやり方として、当面の社会事象を取り込み、メディアを彩る言論の状況に機敏であることはきわめて有効な手段足り得た。メディアで連呼され、既に選別淘汰された価値的な言葉に連なろうとすることは、確かに、大量消費時代の中での小説の商品化を一層促進する危うさを孕んでおり、また、「文学」の二極化を強力に推進する圧力を多分に含んでいる。事実、菊池寛が「文学」の大衆化の急先鋒を担つた職業作家であると考えることに大きな異論はないだろう。しかしながら、大正末のこの時期において、読者と情報を圧倒的な力で統制し、書き手としても無視することの難しい重大な創作の契機として、「震災」が横たわつていたことの方に、より大きな問題は潜んでいるのではないかであろうか。小説の素材としての「震災」は、「文学」の二極化の裏面にある小説読者の均質化・一元化に深く関与し、色濃い社会性を帯びた小説を待望する受容層を開拓し定着させる大きな要因ではなかつただろうか。菊池寛が狙い撃つたのは、震災による死者約一〇万の周囲を取り巻く人々、それは、「震災」の傷の痛みを反芻し続ける在京の罹災者であり、メディアを通じて顕在化する「震災」の後遺症に心を痛める人々であり、「天譴」へのリアルな恐怖を潜在させていた東京と大阪の都市住民であり、ひいては、「震災」を未だ忘れて去ることのできない同時代の「大衆」そのものであつた。

四

一つの時代を彩る歴史性は、テクストと向き合う読者の視野を榨付けると共に、書き手の着想や創作上の課題にも大きく投影する。ある歴史性の刻印が、言葉の強固な反復としてメディア上に立ち現れるとするならば、活字メディアとの継続的な対話・往還を通じて一つの劇が萌芽する可能性は常に存在するし、こと不透明で巨大な読者の層を前にする時代に至つては、その行為は、読者と同じ地平に立とうと意志する書き手のささやかな努力を意味することになるだろう。

戦争と、戦後に生き続ける戦争の爪痕を描き続けた松本清張の軌跡は、作家自らの体験を辿り直す営みでもあつたはずだが、それはまた、戦後様々な局面で新たな様相を見せて蘇る戦争の痕跡や、種々の戦時研究の進展とも無縁ではなかつた。いわば松本清張とは、戦争と対峙する存在であると同時に、時代のうつろいの中で刻々と変化してゆく戦争の陰影を小説に刻み込む作家でもあつた。ここでは、そうした清張の特質をはつきりと映し出す小説として、「球形の荒野」(昭和三五「一九六〇」年一月~昭和三六「一九六一」年一二月「オール讀物」)を取り上げてみたい。

「球形の荒野」が連載された二年間とは、かの六〇年安保を巡つて国民的な一大闘争の繰り広げられた激動の時代であった。安保改定を巡る岸信介内閣の

政治姿勢と外交手腕が目下の国民的注目を集め、終戦促進のための捨て身の外交手段として、死亡を擬して連合国側に身を投じた一外交官の、蘇りの物語は連載されていたのである。日本の新たな外交のありようが模索されるその渦中に、知られる戦時外交の内幕を照明し、しかも物語の「現在」を昭和三五年の秋（連載開始時のおよそ一年先）に設定した上、そこに「死者」と共に戦争末期の密かな終戦工作を掘り起こすという構造を持つ物語を展開させている以上、安保締結とその後の日米和平の趨勢が注視されていた連載時期との呼び合いを充分に考慮する書き手の企みがあつたことは疑いない。その意味で、「戦時外交と戦後外交とを重ねあわす複眼的思考を試みる——それが清張さんの問題意識であつた」（文春文庫解説）とする樋口謹一の指摘はまさに正鵠を得ている。戦時外交を巡つて「過去」と「現在」とが交響する物語は、日米戦後外交を巡る劇的な現在とパラレルに進行し、連載小説の内と外とは、ここでやはり生々しい絡み合いを見せていたのである。

だがそれでも、六〇年安保と戦時の秘密外交とは、どのような筋道で結び合つていたのだろうか。当然のことだが、昭和三五年秋の日本を舞台とする「球形の荒野」に、執筆連載途中の出来事——例えば三五年の新安保の成立や発効、デモ隊の国会突入や岸内閣の退陣など——が描き出されているはずはなく、そもそも日米安保自体がこの小説の中で問題化されているわけではない。また、安保闘争はそれ自体、一外交官の生を賭した終戦工作を想起させるものではないのである。

安保徹底阻止の思考に底流する論点とは、新安保条約の締結が、旧安保体制からの離脱ならぬ新たな日米軍事同盟の締結を意味しており、日本が米軍の極東基地として冷戦体制下の格好の軍事目標となることに他ならないとする見方であった。それはもちろん、戦争末期の破滅的な日本の状況の記憶に依拠する必然的な思考であつたが、更に言えば、太平洋戦争開戦から本土決戦、原爆投下に至る日本の破局が、軍部の独走に加えて政権担当者の拙劣な外交に基づく軍事同盟の締結によつてもたらされたものであるという、見方によつては甚だ自己弁護的な考え方だが、戦後十数年を経た日本人の多くに抱かれていたことも事実なのだ。つまり、安保是非の議論の渦中で、日本の戦時外交の失敗が類似的に浮上してくることは不可避の事態であつて、昭和三五年一月一九日の締結前の活字メディア上で最も活発な議論が行なわれた時期——「球形の荒野」の連載開始以前、そして恐らくはこの小説の構想期にもあたる——に、外交の失敗を二度と繰り返すなどの強い論調が安保反対の言説に入り混じつて台頭して

いた事実は見逃せない。例えばこんな風に。

かつて一九三六年の日独防共協定が結ばれたとき、それがあの太平洋戦の破局につながることを、国民の大多数は予測しなかつた。その危険を警告する声は、暴力的に沈黙させられたからである。それ以後、一九四〇年の日独伊三国同盟の締結に至るまで、いわゆる政界の上層部では、これをめぐつて深刻な抗争が行なわれたが、その反対派が軍部の力に屈して、終に日本は、後に命とりになつた三国同盟に踏み切つたのであった。（中略）そして一九四一年、ヒットラーと会見して帰国した松岡外相は、この三国の軍事同盟の大義名分として対米強行論を主張し、近衛首相の外交交渉による対米関係打开の努力を、決定的に挫折させてしまった。軍事同盟の優先によつて、外交が終息してしまつたのである。——私たちは、もとより安保改定をそのまま伊独伊三国同盟に等しいなどといつもりはない。しかし、世界大戦の危険をはらんでいる二大勢力の対抗の中で、その一方と軍事同盟を結ぶという点では、両者に共通なものがある。（『読者に訴う』『世界』昭和三四〔一九五九〕年一月 岩波書店）

安保のは是非を巡る思考は、日本の戦時外交の愚を回顧的に招き寄せる。⁽⁷⁾ そしてそのことが、日本を全面戦争へと歩ませる現実の愚かしい外交政策の対極に、終戦を導く秘められた外交の物語を構築する可能性を開いたのである。

同年六月に死去した芦田均が公刊を急いだとされる『第二次世界大戦外交史』が、やはり安保締結直前の一〇月に刊行されていることなども、同様の趨勢の中に置いて考えて構わないだろう。外交官を経て首相となる芦田のこの大著は、当事者による戦時外交の総決算の意味を帯びており、一〇月一三日の『朝日新聞』では、その追悼出版記念会開催の報道が行なわれている。また、八月一五日終戦の日を契機とした戦争回顧の風潮が、雑誌の特集記事を中心に、安保論争下のこの年、例年以上に喧しく、戦時の「亡靈」が蘇る劇が生み出される土壌は準備されていたと言えるだろう。

しかし、物語に立ち返つて考えてみると、中立国の日本公使館の一等書記官である野上顯一郎がとつた行動とは、果たして「外交」と呼べるようなものであつただろうか。眞実を家族にも知らせず、中立国の病院で胸の病気により死亡したと公表し、その陰で日本の軍事情報を携えて連合国側の諜報機関に身を投げる野上の行為が、全ての起点となつて物語は動き始めるのである。成長した娘の面影に密かに接するために、「死後」十数年を経て日本の地を踏む野上を待ち受けていたのは、彼の生存と終戦工作の事実を嗅ぎつけ、皇國を敗戦へ

導いた裏切り者として彼を追う陸軍武官と右翼組織であった。野上の娘久美子の恋人である新聞記者添田による追跡劇の醍醐味も、相手が戦後日本を徘徊する戦争の「亡靈」であったところに依拠しているのである。

実際に戦時外交に関わった加瀬俊一が「日本ばかりでなく、外国の歴史を調べても、このような事例は皆無である」(全集第六卷解説)と言うように、外交手段として考える限り、野上の方法や位置はやや現実性を欠いていたと言えるだろう。野上の行為とは、「外交」というよりは、戦中の諜報活動にも似た過激さを帶びていた。

その野上の任務と関連して、やはり「球形の荒野」連載開始前の昭和三四年八月、「週刊現代」に非常に興味深い記事を見る事ができる。八月とあって、「戦争秘話特集」(八月二三日)など戦争回顧の記事が目に付くわけだが、「学徒、海軍水中特攻隊」なる特集を組んだ八月二日号では、「生きている中野パイ学校」と題された陸軍中野学校の活動をルポする記事が掲載されている。中野学校の沿革から諜者の養成法、その配属先などが記された後、最も先鋭的な諜報活動を行なう存在として、「完全に現地人になりきつて民族工作をする」ので、軍籍はもちろん、日本人の戸籍からもはずされる」とされる「遊離課員」の働きが紹介されるのである。実際にその任務に就いていた者の、「任地におもむく以上、真相を家族に話すことは許されないし、おそれ早かれ、自分は「戦死」として日本人の戸籍から抹消されることは判っていた」という証言を見ても、野上顯一郎の担つた役割との類同性が色濃いことは明らかだ。更に、この記事の最終節は、「よみがえる中野学校の亡靈」との小題を付して、現代の日本が東西両陣営のにらみ合いにより謀略の一大拠点と化していることを告げ、日本の「遊離課員」の中にも「今なお各地で活動している者もある」と報告しているのである。「週刊現代」に「雲を呼ぶ」を連載していた松本清張が、この記事に目を通した可能性は高く、時期的に見ても、「球形の荒野」の骨格に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。清張は、戦争末期の国家レベルの外交戦に、過酷な諜報戦の内実を重ね合わせて、一書記官の生の劇化を図つたのではないだろうか。

「球形の荒野」の書き手が、安保改正を取り巻く多様な言説の位置関係に自覚的であったことは疑いない。過熱する外交の時代に湧出する戦時の記憶の断片は、一つの大きな物語の中で整合、立体化され、和平の行く末を案ずる人々の前に、現在の和平成立に至る経緯を明かす一挙手として提示されたのである。「新珠」の書き手同様、恐らくは同時代の活字メディア上を激しく往還したであろう「球形の荒野」の書き手が、「震災」ならぬ「戦争」の反芻によって呼び寄せられる読者の規模と視線の向きを、正確に補足する術を既に体得してい

たことは間違いない。

震災や安保闘争という日本の危機に直面しつつも、危機そのものを無思慮に主題化するのではなく、「危機」を核として、その周辺に群がる人々の意識と関心のありようを測定して小説を組み立てる手腕を見る限り、「球形の荒野」と「新珠」とは極めてよく似ている。ただし、「現在」の危機的状況と関わる思考の過程で徐々に呼び起こされてゆく「過去」の不安と危機感とを鋭敏に感受して、今まで立ち込めつつある未来を閉ざす不穏な空氣に重ね合わせてゆこうとする「球形の荒野」の試みが、同時代との向き合い方において間接的で婉曲的である分、より精緻で巧妙な小説作りの手つきを感じさせることは事実である。

〔注〕

- (1) 「別冊 潮」(一九六六年一〇月)における対談。引用は「文学と社会——松本清張対談集」(新日本出版社一九七七年六月)によった。
- (2) 東京出版協会(出版業者統括団体)二二二名中一六七名罹災。東京書籍商組合(書店・取次・出版社包含団体)一七二五名中九五六名罹災。在京印刷業者の八二%、製本業者の九二%の罹災(『日本出版百年史年表』日本書籍出版協会一九六八年一〇月)等の数字が一つの指標となろう。
- (3) 「東京日日新聞」の菊地幽芳「彼女の運命」、「読売新聞」の中村武羅夫「群盲」等震災を挟んで連載が継続される新聞小説も存在する。ただその場合、新聞発行能力の回復と災後の大きな混乱が鎮まるのを待つて、およそ一月ほどのブランクを置いた後に掲載を再開するという術がとられた。
- (4) 「婦人俱乐部」の編集長を務めた橋本求は、大正一三年頃の『主婦之友』の発行部数が二三・四万部、「婦女界」が二一・二万部であり、全雑誌中の一位・二位を占めていたと述べている(『講談社の歩んだ五十年・明治大正編』講談社一九五九年一〇月)。
- (5) 「東京日日新聞」の発行部数については山本武利『近代日本の新聞読者層』(法政大学出版局一九八一年六月)中の昭和二年のデータに基づく。「大阪毎日新聞」については、大正二三年一月一九日の『東京日日』紙面に「『大阪毎日』の百万部祝賀会」の記事がある。
- (6) 「球形の荒野」の作品の検討は初出による。昭和三七年一月文藝春秋新社発行の単行本以降は、舞台が昭和三六年秋に改められている。
- (7) 清張が「霧の旗」を連載中であった『婦人公論』昭和三四四年一〇月号では、「日本の外交」と題する加藤周一・森恭三・日高六郎による鼎談が行なわれている。その中で記者が「日本が本当の外交をしていないということは、日

本には立派な外交官がいないからではありますか」という問いかけをし、議論が戦時のアメリカのダレス外交へと展開されているが、ここにも『世界』に似た思考を読み取ることができる。

附記 本稿は松本清張研究会・第二回研究発表会（平成一二年六月十日 於立教大学）での口頭発表に基づいています。会場の内外で多くの貴重な助言をいただきたことを記してお礼申し上げたい。

履歴

前田 潤
まえだ じゅん

一九六六年生まれ。立教大学大学院博士後期課程（日本文学専攻）に在学中。

専門

関東大震災直下の新聞・雑誌連載小説の掲載状況や物語の変貌を目下の研究対象とする。

主要著作・論文

主な論文に、「菊池寛「登場」の内幕」「文壇」を睨む「無名作家」――（『立教大学日本文学』第七号 一九九六年七月）、「中村武羅夫「群盲」の亀裂――「関東大震災」直下の連載小説」――（同 第八十二号 一九九九年七月）、『芥川龍之介全作品辞典』（一部執筆 勉誠出版 二〇〇〇年六月一日）などがある。

松本清張氏は、「哲学館事件」（『小説東京帝國大学』）に何をみたのか？

松本清張氏は、「哲学館事件」

（小説東京帝国大学）に何をみたのか？

衛藤吉則



【論文構成】

第Ⅰ章 清張小説における「小説東京帝国大学」の位置

- 第1節 フィクションとノンフィクションの中間小説として
第2節 「小説東京帝国大学」執筆にいたる過程

第Ⅱ章 「小説東京帝国大学」の意図と構造

- 第1節 東京帝国大学七博士事件
第2節 南北朝正闇問題

第Ⅲ章 清張による「哲学館事件」の解読

- 第1節 「哲学館事件」とは?
第2節 事件の一般的解釈
第3節 事件の清張的解釈

第Ⅳ章 清張解釈の妥当性

- 第1節 文部省による私学排斥説
(1)「学制」(明治5年)・「教育令」(明治12年)による私学容認
(2)「帝国大学令」(明治19年)による私学排斥
(3)「文部省第二十一年報」(明治26年)による私学容認
(4)「私立学校令」(明治32年)による私学統制・一部容認
(5)尾崎文部行政(明治31年)による私学奨励策としての教員免許無試験検定資格の認可方針
(6)明治32年以降の反私学派による反動政策
第2節 教科書事件批判回避説
第3節 ミュアヘッド倫理学批判説
第4節 加藤弘之・井上円了――井上哲次郎思想対立説
(1)明治期における思想潮流の変遷過程

第Ⅴ章 「哲学館事件」解読の視点

- 第1節 「教育勅語」成立の経緯
第2節 「教育勅語」をめぐる動搖1――西園寺公望の「教育勅語改革論」――
第3節 「教育勅語」をめぐる動搖2――伊藤博文・牧野謙次郎文書から――
第4節 「哲学館事件」の布石としての「中島徳蔵教育勅語撤回事件」――
(1)明治34年の風聞

(2)加藤弘之の思想

①進化論的国家思想

②中島徳蔵との思想的関連

(3)井上哲次郎の思想

①「教育勅語」擁護派の重層構造

②井上哲次郎の観念論哲学の射程

③井上哲次郎とミュアヘッド倫理学説

(4)井上円了の思想

第5節 国体・皇室問題をめぐる山県有朋――飯野吉三郎――隈本有尚陰謀説

(1)山県有朋の位置づけ

(2)飯野吉三郎について

①清張の描く飯野像

②史実としての飯野像

イ. 上京・廃娼運動

ロ. 足尾銅山鉱毒事件・大日本精神団

ハ. 政界上層部とのかかわり

二、「哲学館事件」関与の可能性

(3)隈本有尚について

①隈本人間関係

②加藤三雄(工藤雄三)との関係

③隈本の思想

イ. 実在性回復に向けた衝動

ロ. シュタイナー思想への接近

ハ. シュタイナー思想の展開

a. カント的認識の二元論をめぐる主觀問題として

b. 認識主觀問題の克服

④新たなる隈本像

④陰謀説の妥当性

(2) 小股による「中島徳藏教育勅語撤回事件」の否定

(3) 私論——「中島徳藏教育勅語撤回事件」肯定説

① 明治31年の湯本武比古への不敬発言について

② 明治34年の「教育勅語撤回説」との関係

イ. 小股論について

ロ. 「勅語の徳目」について

ハ. 「智仁勇の三徳」について

二. 「本務の分類」について

③ 中島徳藏の勅語批判から「哲学館事件」へ

イ. ジャーナリズムによる中島原因説

ロ. 中島をとりまく文部省の構造

ハ. 中島の日記にみる人間関係

第VI章 「哲学館事件」研究を終えて——清張論の特徴と問題の所在——

第I章 清張小説における『小説東京帝国大学』の位置

第1節 フィクションとノンフィクションの中間小説として

作品『小説東京帝国大学』⁽¹⁾は、明治後期、とりわけ日清戦争後から日露戦争

前後に生起した実際の事件、「哲学館事件」、「東京帝国大学七博士事件」、「南北朝正閏問題」(関連事件として「大逆事件」を含む)を対象にしたもので、そこにおいて松本清張は、政・官・学の錯綜した権力構造を「小説」という枠組みで読み解くことを試みている。こうした清張氏の試みに対し専門家の評価

は大きく二分される。

ひとつは「天皇制国家における近代」という重い主題を潜在させた野心作⁽²⁾『三好行雄』、「天皇制絶対主義を推進しようとする政府、その背後にいる山県有朋、政府の政策の具体的実行を受け持つ官僚、これらの勢力とつながりながらも、学問の自由をもつてこれらと対立する東京帝国大学等の官立大学の教授陣、天皇制体制を破壊しようとする社会主義者達などの数多い登場人物の時に保身を含んだ生きざまが、豊富な資料を駆使して、克明にリアルに描き出されている。この小説はそうした意味において、明治の矛盾、明治の苦悩を物語る『小説明治政治史』である。政治や学問の世界における巨大権力機構を余す所なく鋭く分析していく見事である』(石黒吉次郎)とする肯定的評価であり、そこでは明治天皇制絶対主義の解明へ向けた清張の力量と鋭い洞察力が賛辞をうるのである。

いまひとつは、「フィクション三部、ノンフィクション七部のいわばセミ・ノンフィクション」⁽⁴⁾〔青地晨〕、「小説としての面白さよりも、実録物としてのそれにかたむいている」⁽⁵⁾〔石黒〕とその小説構造を分析された上でなされる、『小説東京帝国大学』は『小説・帝銀事件』にくらべると事実への依拠がはるかに強く、だといつて、純粹なノンフィクションに徹するリゴリズムからも自由である。この中間性が小説としての結晶作用を妨げたのは事実で、必ずしも成功作とはいえない』(三好)、「小説としてみる場合、『小説東京帝国大学』は成功しているとはいえない」(青地)といった、その構成上の問題点を指摘する論評等である。

これら両評価は、現実の事件を完全なるフィクションとしてではなく、作家のイマジネーションをともなった「推理」小説⁽⁶⁾という形式で語ることへの困難さを表徴しているようと思われる。清張自身、そのことを「史的事実の叙述に、想像による描写の世界が圧迫された。限られた枚数ではやむを得ない」と叙述している。しかし、その後も清張は、そうした限界に挑戦するかのように事実領域に立脚した小説記述にこだわりづけていく。では、いつたい清張小

説を経験に根ざした事実の領域に誘う原動力はなんであろうか。

第2節 「小説東京帝国大学」執筆にいたる過程

元来、清張小説の根底には、自らの生活体験ゆえか、人間の現実の「生(1e-ben)」から発する衝動が息づいている。こうした観点に立ち、清張はそれまでの(推理)小説について、「つくりごとがひどすぎる」「生活が書けていない」「物語の中に人物が類型的で…生きて、血のかよっている、われわれと同じ人間とは思えない」と批判を加えている。つまり、清張は、根源的な動機としての人間の「生」を、事象に即して構造化していくことを自らの小説でめざしたのである。しかも、こうした人間的な「生」の動機部分を核として社会に目を轉じたとき、推理小説的な手法で描き出せ、しかも清張自身の生の波動と重なる題材を見いだしたのである。いわゆる「社会派」といわれる清張のノンフィクション分野の台頭がそれである。

青地晨や田村栄によれば、清張作品がノンフィクションの傾向を強く打ち出していくのは、「小説・帝銀事件」(昭和34年)からあるとされる。⁽⁹⁾その「帝銀事件」のさらなる課題が「日本の黒い霧」(昭和35年)へと引き継がれ究明されていく。その後、清張は実在したいくつかの事件を小説において読み解くことをしている。そして、さらに清張の鋭い社会洞察の目は、明治以来「権力」の中枢であることを維持してきた政府・官僚組織へと向かうのであった。その結果が、近代天皇制絶対主義体制を形成した山県有朋の視点から描かれた『象徴の設計』(昭和37~38年)であり、東京大学という学閥を中心とした権力構造にメスと入れた『現代官僚論』(昭和38~40年)⁽¹⁰⁾であった。こうした流れの中で、この『小説東京帝国大学』が発表されたのである。

その後、清張のノンフィクション的傾向は、藤井康栄(現松本清張記念館館長)という文藝春秋の担当編集者の大きな協力をえて、『昭和史発掘』(昭和39~46年)⁽¹¹⁾といった現代史における偉大なノンフィクションの遺産を残すことになる。また、青地によれば、ノンフィクションに限定しない場合、こうした学閥・大学教授という権威への清張の批判は、「断碑」(昭和29年)、「笛壺」(昭和30年)、「石の骨」(同上)、「カルネアデスの舟板」(昭和32年)、「落差」(昭和36年)等にすでに表れているとされる。

以上の状況の中で、明治40年6月から「小説東京(帝国)大学」(サンデー毎日)が、「婦人公論」の「砂漠の塩」や、「婦人俱楽部」の「葦の浮船」、「宝石」の「Dの複合」の連載と並行して書かれていたのである。当時、専属速記者として清張の小説の口述筆記を手がけた福岡隆は、この『小説東京帝国大学』について「松本さんが前から書きたいと思っていたもので、それだけにこ

の作品に対する熱の入れ方もすさまじかった」と、当時の状況を述べている。また、福岡によれば、清張は小説を書くうえで必要な資料について、昭和40年6月の執筆開始時にはほんままで自分の手で収集を済ませており、昭和41年10月までの連載期間中の取材調査は東大総長だった南原繁との会見しか記憶にならないとされる。また、当時、「サンデー毎日」の清張担当編集者であった増田れい子が、編集者としては飯野吉三郎の記事を東京大学の「明治文庫」に収集に行ったのみであると言っていることからも、清張が「象徴の設計」、「現代官僚論」での研究関心をさらに広げ自らの手で『小説東京帝国大学』の各事件の解明に向けて資料収集・取材調査をおこなっていたことが判明する。

【註】

(1) この『小説東京帝国大学』の単行本として1969(昭和44)年12月に新潮社から出版されたが、初出は、『サンデー毎日』の1965(昭和40)年6月27日号から1966(昭和41)年10月23日号に掲載された「小説東京大学」である。本論文では、明治期を中心に時代的な考証をおこなうため、年号の表示について西暦を使用せず、元号表記を用いた。

(2) 三好行雄『小説東京帝国大学』(解説)、新潮社、昭和50年、592頁。

(3) 石黒吉次郎『松本清張事典』勉誠出版、平成10年、188~189頁。

(4) 青地晨『小説東京帝国大学』(解説)、文藝春秋、平成6年、496頁。

(5) 三好行雄、昭和50年、591頁。

(6) 青地晨、平成6年、498頁。

(7) 松本清張『小説東京帝国大学』(あとがき)、新潮社、昭和50年、584頁。

(8) 松本清張『隨筆黒い手帳』講談社文庫、昭和58年、36頁。

(9) 青地晨、平成6年、496頁。田村栄『松本清張の世界』光和堂、平成5年、173頁。

(10) 当時の清張の専属速記者であった福岡隆は、学閥形成の主体であった東京帝国大学に焦点をあてるに至った『小説東京(帝国)大学』の直接の契機は『現代官僚論』ではないかと筆者に示唆してくれた。また、福岡は、清張が『小説東京帝国大学』執筆にあたり、事前に自ら資料を収集し、昭和40年の執筆時にはほぼ資料はそろっていたとされる。

(11) 文庫化には至らなかつたが『小説東京帝国大学』とも関係する「政治の妖雲・穏田の行者」がその中で取りあげられている。また、藤井によると、文庫化するか否かの取捨選択は清張自身の判断でなされ、フィクション的要素をもつものがはずされたのではないかとされる。

第Ⅱ章 「小説東京帝国大学」の意図と構造

清張は、「小説東京帝国大学」で何を主張したかたのか。

その直接的な回答を、清張は小説の「あとがき」において示している。すなわち、清張は、明治19年に制定された「帝国大学令」の第一条を考慮に入れて、「國家ノ須要ナル」人材を養成する目的の東京帝国大学の性格を明治後半期から小説にしてみようと思⁽¹⁾ったと、この小説執筆の動機を語るのである。

清張による東京帝国大学の性格描写は、具体的には大きくは先に示した「哲学館事件」、「東京帝国大学七博士事件」、「南北朝正閏問題」「大逆事件」を含む⁽²⁾といった三つの事件を通して描出される。第一の、文部省による学問の自由への干渉が焦点となつた「哲学館事件」(明治35年)については、次章以降で検討を加えていくためここでの説明は省略したい。この章では、第二と第三の事件にかぎつてその概要を示すこととする。

第1節 東京帝国大学七博士事件

清張が小説中にとりあげた第二の事件とは、対露強硬論を主張する帝国大学側と、対外関係を配慮しようとする政府・文部省との対立を描いた「東京帝国大学七博士事件」のことをさす。東京帝国大学法科大学教授戸水寛人をはじめとする七教授が時の総理大臣桂太郎に満州問題に関する意見書を提出し、日露開戦の必要を説いたことに事件の端を発する。一方、こうした帝大側の干渉に対し、外交と戦争を混同すべきでないとの立場から、「理想団」のメンバーである黒岩涙香、内村鑑三、幸徳伝次郎、堺利彦等が反戦論をくり広げた。しかし、明治37年に日露戦争は開戦し、ルーズベルト大統領の条件を受け入れる形でボーツマス条約が締結され、明治38年に終戦を迎えることになる。しかし、その間も戸水等は独自の講話条件を提示するなど桂内閣の軟弱外交を批判したため、久保田謙文部大臣は、再三山川健次郎総長を通して訓戒を申し伝えられた。が、戸水ら七名は抵抗を続けたためついに東京帝国大学を休職処分に追い込まれる。しかし、この处分によつて東京帝国大学側は、文部省の「権力の乱用」を指摘し、「言論の自由」「学問の独立」を主張し、戸水らの復職を山川を通じて要求し抵抗をした。その結果、講師職としての復職はかなつたが、教授職への復帰は文部省の抵抗で実現しなかつた。しかも、山川総長自身も責任をとり、辞職するにいたつた。東京帝国大学側は、山川と戸水の復職、さらには

文部大臣の引責を問うべく、全員辞職を覚悟で闘争を繰り広げた。最終的には、山川の復帰はかなわなかつたが、久保田文部大臣の辞任で事件は収束に向かつた。

この問題について清張はどう解釈しているのであろうか。清張は、

久保田文部省対東京帝国大学とい

う構図についてたんなる「學問・言論の自由」をめぐる闘争図式とは考えていい。というのは、帝大側の「言論の自由」論の背景に久保田文相への個人的な私憤といえる感情が読みとれるからである。清張は、そうした私憤的攻撃の根拠に、久保田が在野時代に茗渓派の頭目として東京帝国大学を攻撃し、下から上への一貫した学校制度改革を最初に主唱したという一面を指摘するのである。しかも、日清戦争以前に「神道は祭天の古俗」と説き、不敬罪に問われ東京帝国大学教授職を追われた久米邦武の事件に際して大学側が口を閉ざしつづけた事実と対比させて、この戸水らの日露開戦論議のみが「學問の自由」を問えるような問題ではないと考えるのであつた。その対応を示す彼らの行動の根底に、清張は東京帝国大学を特徴づけるある傾向を見るのであつた。清張は、自ら信頼できるとする二人の人物の評を取り上げ、そのことを記述している。

ひとりは、政・官・財の各界に通じたとされる評論家鳥谷部春汀である。こ

の問題について鳥谷部は、現在の帝国大学は経営も国家予算でまかなわれ、純然たる独立の位置なく、教授もまたひとしく政府の官吏である以上、いきおい官紀の支配を受けなければならないとするのである。

いまひとりは、清張氏が実証的史学者とする田口鼎軒である。彼は、久米邦武の論文「神道は祭天の古俗」を『史海』(明治25年)に掲載した人物であるが、「學問の自由」の本質を貫いた人物として清張によつて高く評価される。その田口は、久米が不敬罪に問われたことに対して、新説を出すことが皇室に不敬になるだろうか、日本人はだれでも随意に古代史を研究する自由をもつてゐるのではないかと主張するのである。本居、平田のごとく單に古事記の字句を考証するだけでは不十分で、荒唐無稽な神代史に、人種、風俗、言語、器物など多角的な科学的研究のメスが入り込む必要があるとするのである。まさに、清張の歴史観の一端をここに知ることができる。



戸水 寛人
『国史大辞典』(平成5年 吉川弘文館)

つまり、以上の「東京帝国大学七教授事件」において、帝大を頂点とする学制に対して、清張は改革の必要性を説いた文相久保田謙の立場に身を置き、東京帝国大学の主唱する「學問の自由」が眞の精神的独立ではなく、私怨や私情を通じて要求し抵抗をした。その結果、講師職としての復職はかなつたが、教授職への復帰は文部省の抵抗で実現しなかつた。しかも、山川総長自身も責任をとり、辞職するにいたつた。東京帝国大学側は、山川と戸水の復職、さらには

にもとづくものであることを指摘したのであつた。

第2節 南北朝正闘問題

次に、「南北朝正闘問題」について清張氏がいかに問題設定しているのかについてみていただきたい。先の事件が、「文部省と東京帝国大学の対立」の構図の中で、東京帝国大学の「学問の自由」「大学の自立」が問題視されたのに対し、ここでは実証主義史学にもとづく喜田貞吉を中心とした文部省内部における東京帝国大学出身者の「南北朝正闘論」をめぐる対応をクローズアップさせたものといえる。文部省は、先のいわゆる「戸水事件」で辞職した山川健次郎はじめ、加藤弘之（委員長）、菊池大麓（副委員長）といった元帝国大学総長歴任者や穂積八束、中島力藏、荻野由之らの帝国大学関係者を教科用図書調査委員会の主要メンバーに加え、明治41年からの教科書の改訂に臨んだのである。この明治41年の教科書の改訂は、教科書汚職事件後の明治36年に検定教科書が確立されて以来の本格的な改訂として位置づけられた。とりわけ、小学校の歴史教科書について起草委員会（荻野由之ら）の提案は、南北朝正闘問題に関する記述を示したが、北朝を教科書から抹殺するのはよくないとの山川の提言を受け、加藤らの賛同もえて、喜田貞吉を中心とした南北朝併記の教科書記述を採用することになった。南北朝の正闘にかかる皇位継承順位について、その軽重を問わず併記するといった歴史方針は、明治28年の東京帝国大学の「大日本史料」編纂開始以来の実証主義史観にもとづくものであり、これは当時の総長から文部大臣、宮内大臣の承認を得ている事実でもあつたとされる。

しかし、こうした方針にもとづき編纂された歴史教科をめぐって、国史講習会（明治43年11月10日～12月1日）において問題が発生することになる。富士小学校長峯間信吉や沼津中学校長中石勉三らは、歴史事実よりも「大義名分」を重視した水戸公の『大日本史』や頬山陽の『日本外史』を根拠とした南北朝優位説を主張し、起草委員の喜田に抵抗を示した。しかも、峯間らのこうした抵抗の背景には、帝大による教科書編纂の独占を非難する早稲田大学牧野健次郎ら講師陣を中心とした「大日本国体擁護団」の存在があり、彼らは代議士の藤沢元造を動かし議員質問において正闘問題を問おうとしたのである。しかし、この動きは、山県に伝わり、国民が動搖、混乱し、反乱するのはもつとも避けたいとする山県の意向によつて桂を通して隠密裏に抑えられた。

さらに、この「大日本国体擁護団」の峯間らは、穂田の行者飯野吉三郎のもとへ相談へ行く。飯野は、こうした事件が起ころるもの文部省の歴史方針が的を得ないからであるとした。さらに、飯野とつながる山県は、この喜田の北朝優位説が、森近運平の天皇暗殺計画にみられる事態を誘発することに非常な危惧

をおぼえることになる。というのは、森近は、久米邦武の『大日本古代史』を読み、紀元がつくりごとであるとの判断をし国体への疑いを示すことになったからである。こうした山県を背景とした政府側の取締強化が、明治44年の幸徳秋水ら24名の大逆事件へとつながっていくのである。その際、社会主義者のアメリカにおける動向が、東京帝国大学教授高橋作衛から穂積陳重を通して山県に伝えられたとされ、穂田の行者飯野もまた、奥宮や幸徳と交わることで得た情報を提供することになる。

以上の「南北朝正闘問題」を通じて清張は何をいたかったのであろうか。非難される事件の中心に東京帝国大学出身の文部官僚喜田貞吉がいることは確かだが、清張氏自身、「こういう幅の広い学者は現在ではない」と述べるように喜田の実証主義的な歴史解釈には共感的な態度を示すことになる。しかも、同じ教科用図書委員会の委員であった井上哲次郎が喜田等の形勢が悪くなると、反自然主義の立場から、森近運平らの国体破壊の動きの原因が喜田たちにあるかのような意見を出すにいたつて、清張が喜田的な歴史解釈を越えて喜田という人物の悲哀さにかなりの共鳴をしているかのようみえる。

そのことは、清張が二度にわたり引用した喜田の回顧的な記述からも推察される。喜田の南北朝併記説に対し脅迫などの嫌がらせがつけられたという。喜田はそのころを振り返つてつぎのように回想している。「自分はこれも長年の不徳の報いかもしれないと思った。自分はよく人を怒らせた。よく人を困らせた。ずいぶんと意地つ張りで、狹量で、思いやりのない挙動もかなり多かった。そんなことが度重なつて多くの人に甚だしい迷惑をかけた以上、その報いがどうしてこずにいられよう。：これがもし他の温厚な長者によつて起こされた問題であったならば、こんなにまで大きな騒ぎにはならずして公平な判断が与えられたのであつたかもしれぬ」と。この喜田の言葉に清張の喜田への好感の情がうかがわれる。しかも、喜田が教科用図書調査員を諭旨免職された際、東京帝国大学側はだれひとりとして喜田の弁護をせず、責任をすべて喜田ひとりに押しつけた点について、清張はふたたび語調を強くして、天皇の問題はいつも口を閉ざしつづける東京帝国大学の性質を強調するのであつた。つまり、喜田に代表される純粹学問上の歴史解釈が、道義的解釈を根拠とした教育・歴史観によって、依然として公的な理論に達することを阻まれるという明治期の学問的限界を清張はみるのである。

そして、この南北朝正闘問題は、清張によつて大逆事件との関連でもつて語られることになる。つまり、清張は実証主義的歴史家への保守伝統派の巻き返しとしてこの「南北朝正闘問題」をとらえ、その保守派的動向のうちに国体維持という観点からなされた社会主義者弾圧事件が「大逆事件」であつたとみる

のである。大逆事件判決の翌日に『読売新聞』(明治44年1月19日) 紙上でトツブニュースとしてその事件が特集されたが、清張はその事件記事の下に小さく載せられた「論議」という囲み記事に特別注目している。その記事は、「南北朝対立問題、国定教科書の失態」と題され、「日本帝国において真に人格の判定をなすの標準は、知識徳行の優劣よりも先づ国民的情操、すなわち大義名分の明否如何に在り」という象徴的な文言を載せている。しかも、清張は、こうした「南北朝正閏問題」の根幹に明治国家成立の立役者である山県らの討幕運動家の存在を見、彼らの理論的支柱であった「忠憤義烈精神にもとづく尊皇イデオロギー」(南北朝優位説につながる)が明治天皇制絶対主義の確立に利用されたと主張するのである。清張が「南北朝正閏問題」の最後にこの大逆事件当時の記事を引用したのは、その内容が明治という時代の限界を象徴するものであつたからだと思われる。

以上みてきた三つの事件の基底には、清張がこの小説で描き出そうとした「國家ノ須要ナル」人材の養成を目的とする東京帝国大学の性格描写が随所に垣間みられる。この明治期において、官学としての指向性を示すべきであるその東京帝国大学の学問は、進化論、社会主義、唯物論、功利主義、国家有機体説、キリスト教的博愛主義、実証主義科学といった西洋近代思想の急激な流入にとどまらない、それらと「天皇制」との思想的整合性が問わねばじめることになる。小説の舞台は、日露戦争の前後であり、ブルジョワ的なデモクラシー運動が展開される大正期とは異なり、「学問の自由」は天皇制との葛藤を示しつつ、山县の指標の枠内にとどまりつづけたのであった。以上で、「小説東京帝国大学」中で取り上げられた第二、第三の事件についての概要について説明を終えたい。これらに関する清張の叙述は、かなりの部分、事実に沿った展開をなしているものと思われるが、これらに関する逐一の分析は本研究の範囲を超えるため割愛したい。

三好が『小説東京帝国大学』の「解説」において述べているように、清張のこの小説は、「体制の〈原理〉としての天皇制に政治と学問がどうかかわっていったか」を、「絶対主義政体の黒幕としての山県」と「穂田の行者の飯野」を核として近代とシャーマニズムの癒着した明治権力構造のうちに描き出していった作品であるといえる。しかも、彼らの陰謀に巻き込まれ破滅する奥宮が清張によって魅力的な人間像として描かれ、ほんらい工藤が演じたかもしれない小説的な動きが奥宮に託された作品の底を深くすることになつたという三好の分析も得た指摘であると感じる。では、清張が『小説東京帝国大学』中において、第一にとりあげ、明治期後

半に繰り広げられたイデオロギー・学問論争をもつとも象徴的に映し出した「哲学館事件」は、錯綜する政・官・学・宗教の関係をいかに有機的に構造化させていくのであろうか。

[註]

(1) 松本清張『小説東京帝国大学』新潮文庫、昭和50年、584頁。
 (2) 久米邦武は、わが国の神道は中国で行われていた祭天の古俗が輸入されたものだという説を『史学会雑誌』(明治24年) や『史海』誌上に掲載し、不敬罪に問われ東京帝国大学を辞職させられた。

(3) 昭和50年に書かれた堀松武一の「哲学館事件と南北朝正閏問題」「日本教育史II」(世界教育史大系2、講談社、52-68頁) もまた、清張と同じ『読売』の「論議」をあげ、哲学館事件と南北朝正閏問題を政治的な連続的問題としている。

(4) 三好行雄、昭和50年、591-592頁。

第III章 清張による「哲学館事件」の解説

第1節 「哲学館事件」とは?

松本清張が、「小説東京帝国大学」でとりあげた「哲学館事件」とはいかなる事態をさすのであろうか。



東洋大学図書館
『中島徳蔵先生』(昭和37年 東洋大学)

井上円了創設の哲学館(東洋大学の前身)は、明治32(1899)年に文部省から、中学校・師範学校教員の無試験検定の認可を得ていた。そして、明治35(1902)年におこなわれた認可第一回目に当たる学生の卒業試験に際し、認可にふさわしい教育内容であったか否かを調査すべく規定に従つて文部省視学官による監督がおこなわれた。その際、ミュニアード著、桑木巖翼補訳『倫理学』("The Element of Ethics")によつて講義した中島徳蔵講師(倫理科)が課

した試験問題のひとつ「動機善にして惡なる行為ありや」への答案中に、動機が善であれば弑逆も認められるかのごとき記述が発見された。このことが国体上問題ありとされ、同年12月13日付で哲学館は無試験検定の認可資格を剥奪されたのである。これが、世にいう「哲学館事件」であり、当時は学問・教育の自由の問題を中心に行われ、マスコミを巻き込み社会問題にまで発展した。そしてこのときの文部省視学官が限本有尚であり、哲学館倫理科講師が中島徳蔵であり、その答案を書いた哲学館学生が加藤三雄（小説では工藤雄三）なのである。

第2節 事件の一般的解釈

清張は、この「哲学館事件」について大きく二つの次元で見方を提示している。ひとつは、当時の一般的解釈としての記述であり、もうひとつは清張自身の解釈を加えた記述である。ここでは、まず、前者の一般的解釈としての「哲学館事件」を清張がどのように整理しているのかについてみていこう。

そうした解釈は、清張によって当時の新聞・雑誌等の記述を参考に編まれていくことになる。まず、清張は、事件の大要を中島徳蔵による長文の抗議文「哲学館事件及び余が弁解」（『万朝報』『読売』日本』『毎日』『丁酉倫理会倫理講演集』等。明治36年1月28日）や、「文部省視学官の言果たして真ならば」（『読売』明治36年2月3日・4日）、「哲学館事件に関する文部当局者の弁疏」（『時事』明治36年2月16日）、「文部省当局者に告ぐ」（『読売』日本』『時事新報』（明治36年2月21日～26日））、また限本の談話を掲載した「哲学館認可取消事件」（『読売』明治36年1月29日）等から主として把握・引用しているものと思われる。

小説のストーリーもほぼこの雑誌記事上の叙述に添った形で展開されている。さらに、事件の一般的因に關しても先の中島の投稿記事を含め、さらには報道側の解釈として「頑冥固陋の文部省」（『万朝報』明治36年1月30日～2月1日）、「哲学館事件」（『東京朝日新聞』明治36年1月30日）、「教育界の一問題」（『毎日新聞』明治36年2月1日）、「文部省の狹量」（『日出新聞』明治36年2月9日）、「学理に対する政權の迫害」（『中國民報』明治36年2月3日～6日）、「哲学館事件」（『慶應義塾學報』）、「哲学館認可取消事件」（『早稻田學報』第76号）が本論中に掲載され、この事件の原因が多角的に論じられている。他に、「哲学館事件」において学説上の問題が指摘されたミュアヘッドの倫理説や、それをめぐる学説上の議論に関して清張は、桑木嚴翼（ミュアヘッドの倫理学書について）（『讀賣新聞』明治36年2月6日～8日）、文科大学哲学科三年生「哲学館事件」に関する学界の識者に言す（『時事新報』『毎日』『讀賣』日本』『日出』『報知』明治36年2月19日～21日）、井上虎藏（局外中立生の所論について）（『日

本』明治36年3月3日）、丁酉倫理会「哲学館事件に対する意見」（『丁酉倫理会倫理講演集』）等を援用しつつ整理している。さらに、「隈本といへば、彼に付ては面白い話がある。彼は全体星学者で、現文相とは大学の師弟で……」と記載された「隣の噂」（『讀賣』）や、「隈本は：随分数学などは良く出来たが、極めて意地の悪い性質であるから、菊池大麓に憎まれて、明治十四年三年級の時に落第させられ、其儘退学した者だ。……山口高等中学校の教授となつたが、生徒がストライキを……」（机の塵）（『萬朝報』）の引用に例をみると、清張は登場人物の描写なども当時の新聞記事に若干手を加えて書き進めていることが分かる。

以上の考察から清張が当時の一般的な「哲学館事件」理解を、新聞・雑誌記事によって構築していくことが判明するのである。しかも、その引用記事の典拠は、「哲学館事件」をめぐる当時の新聞・雑誌記事を総集した清水清明編『哲学館事件と倫理問題 正・続』（明治36年）からであることが推察されるのである。というのは、「哲学館事件」をめぐる記事は当時新聞・雑誌等に明治36年を中心に総計600回以上記述されているが、清張が引用・参照したと思われる上記の記事はすべて前掲の清水編の著作中に収まっているからである。では、ここで当時の新聞・雑誌記事を援用することで清張が整理した「哲学館事件」の一般的な原因を整理してみたい。

1. 文部省のニセ忠君愛国主義に端を発する私学排斥説

隈板内閣（明治31年6月～10月）の時、慶應義塾にかかわりをもつ三田派の尾崎行雄が文部大臣となり、私立学校に奨励すべく、東京専門学校や慶應義塾や哲学館等のいくつかの私学に対して中学校・師範学校教員の無試験検定の認可の方針を打ち出した。しかし、「共和演説事件」での失脚以後、再び大学派の文相にかかり、政策上の反動として私学排斥の一環として「哲学館事件」が起つた（慶應義塾は、明治32年7月に認可され、同年12月には設備不十分で認可の取消を言い渡されている）。

2. ミュアヘッド倫理学説批判説

中島が試験に課したミュアヘッドの学説は、久米邦武が『史海』誌上に発表した「神道は祭天の古俗」の学説同様、國体にそぐわない学説であると文部省が判断したため。

3. 教科書事件批判回避説

教科書収賄事件によって文部省が大打撃を受けつつあるとき、さらに哲学館事件が國体違反、不敬事件等で注目されれば、敵を前後二門に引き受けれる窮状となるのでそれを避けるために哲学館に厳しい処置を下した。

4. 井上円了——井上哲次郎思想対立説

哲学館長井上円了と、哲学館事件に際して隈本が相談したとされる井上哲次郎との確執由来する。ただし、この説が掲載された『日出新聞』誌上において井上哲次郎はすぐにその説を否定している。

5. 文部省の官内官吏配慮説

文部省が、不敬事件として官内官吏が干渉することを畏怖した。

以上清張があげたものは、ほぼ当時の新聞記事等で取りざたされた「哲学館事件」の背景となる主な論説であるといえる。

第3節 事件の清張的解釈

先にみた当時の一般的な事件理解に加えて、小説中で、清張は主たる登場人物を通して、自ら考える「哲学館事件」の真相を語ることになる。これら清張の視点を、「哲学館」「文部省」「東京帝国大学」「宇宙神教」「軍部」「政府指導者層」「宮内省」「社会主義者」「新聞・雑誌・団体」といった諸組織に区分し、彼がこの「小説東京帝国大学」においていかなる設定をしていたかを別表1のように整理してみた。

別表1 ①

哲 学 館	清 張 の 設 定
哲学館事件にかかる人物	井上円了 (哲学館館長)
中島徳蔵 (哲学館倫理学講師)	英國流の合理主義に対抗しようと東洋主義、とりわけ仏教の立場からの哲学を起こそうと哲学館を創設。哲学館事件の最中、洋行し、イギリスからの軍きな狂句や道歌を寄せてくる。東京大学文科大学長井上哲次郎と思想的に反目。
工藤雄三 (答案の学生)	グリーン氏の自我実現説を継承するミュアヘッドの倫理説を支持。論戦の人。罪もない他の卒業生や在学生を理不尽な文部省の処置から救いたいと、孤軍奮闘し、新聞・雑誌・丁酉倫理会を中心に世論に訴える。哲学館事件の原因を「四つ目屋」事件や教科書収賄事件のとばっちりや、私学の撲滅にあると考える。
湯本武比古 (哲学館教授法講師)	〔勅語読本〕を書いた愛国者。哲学館事件に際し、館長井上円了と中島講師とともに文部省の説得にあたる。事件後は、謹慎し、中島講師排斥の先頭に立ち、隈本をこつそり訪ねていく。
福岡県朝倉郡の生まれ。福岡の修猷館中学の秀才。隈本が同中学校の校長をしていたときの部下が推薦状を添えて訪ねさせた。つまり、視学官の隈本有尚は工藤の身元保証人で、「哲学館事件」は隈本有尚との陰謀によって生じた。しかし、裏切り者(工藤)はさらに奸黠な人物(隈本)の裏切りにあった。卒業後は、教員免許状ほしさに権力に通ずる飯野のもとへ身を売り、書生となる。晩年郷里の中学校教師をし、吉野作造の活躍をみて当時の事件のことを小山東助に手紙で伝えようとするが、小山の死でその手紙は戻ってくる。哲学館事件の原因を、文科三年生や自由民権の闘志奥宮健之との会話を通じて、文科大学長井上哲次郎と哲学館館長井上円了との確執にみたり、文部省の私立への圧迫、さらには宮内省の圧力などにみる。奥宮とは偶然の出会いながら、その権力層に対する嗅覚の鋭さに興味を引かれいく。奥宮が大逆事件で嫌疑を掛けられ刑死したことを探り、「仮に僕が奥宮の立場だつたらどうなる。人間はみんなそういう弱さを持っている」と書簡で述べる。	〔勅語読本〕を書いた愛国者。哲学館事件に際し、館長井上円了と中島講師とともに文部省の説得にあたる。事件後は、謹慎し、中島講師排斥の先頭に立ち、隈本をこつそり訪ねていく。

東京帝国大学		文 部 省		
山川健二郎 (帝大総長兼教科書検定委員長)	加藤弘之 (元老、もと三学部綜理)	尾崎行雄文部大臣 野尻事務官 局長)	岡田良平 (総務長官兼普通学務)	菊池大麓 (文部大臣)
国粹主義者。倫理とは畠違いの理科。中島の説得に際して、「動機よければ弑逆も可なり」という説を引例そのままに説明したことは「不穏當どころか實に大不都合だ」と一喝した。	モールス、フェノロサ、外山正一、矢田部良吉らのダーウィン進化論に影響され、明治15年に從来自らが主張した天賦人権説を転向し、進化論、唯物論、無神論、利己主義、國家有機体説、超國家主義にもとづく「人権新説」を説いた。當時政府の代弁者の存在であった。東京大学綜理を経て総長を永年務める。井上哲次郎とは思想的立場を異にし、動機論論争をなす。中島は加藤の実証主義的な思想に感化。	松方内閣のとき尾崎行雄が文部大臣の椅子に坐ったが、尾崎氏はさすがに文部省慣例の偏狭な施策を是認せず、私立学校を奨励しようとの考え方をもつて、慶應義塾、早稲田専門学校、国学院ならびに哲学館の四私立大学に、その卒業生には無試験で中学及び師範学校の教員免許状を与えるという特權を以てした。ところが、尾崎氏が退職して大学派の人々が再び文相の位置に就くや、文部省は忽ち旧方針にもどり、私立学校の迫害をはじめた。	明治35年12月14日、哲学館に中等教員無試験免許の取り消しを口頭で説明に来る。	岡田局長代理の言いなり。工藤によつて、菊池、岡田、隈本の密な関係が示唆される。菊池が帝大の綜理であつたころ最も井上哲次郎を信頼。隈本を理学部の学生時代に留年させる。

宇 宙 神 教		東 京 帝 国 大 学		
飯野吉三郎 建部遜吾	元良勇次郎、中島力造、 中島力造 (同第二講座教授)、建部遜吾 (社会学講座教授)	石井波平・小山東助・ 高橋正熊 (文科三年生)	元良勇次郎 (心理学倫理学論理学第一講座教授、 中島力造 (同第二講座教授)、建部遜吾 (社会学講座教授)	井上哲次郎 (文科大学長)

東京帝国大学では、加藤氏の唯物主義思想に対しても、文部省はこの事件を事前に摘發することを準備していたのではないかと考へる。しかも、世間でいわれている教科書疑獄の目を逸らすためという理由以外に、この事件の根源には井上哲次郎 (唯心論)・山川健次郎 (精神家) と加藤弘之 (唯物論) との対立、加えてそれぞれにつく山県と伊藤の関係、さらには「國体」「天皇の尊嚴」の問題があると考える。その問題に対しても、東京帝国大学が文部省擁護にまわり、口を閉ざしていることに不満を抱く。

哲学館事件を通して工藤にその解明の糸口を探る中で、文部省はこの事件を事前に摘發することを準備していたのではないかと考へる。しかも、世間でいわれている教科書疑獄の目を逸らすためという理由以外に、この事件の根源には井上哲次郎 (唯心論)・山川健次郎 (精神家) と加藤弘之 (唯物論) との対立、加えてそれぞれにつく山県と伊藤の関係、さらには「國体」「天皇の尊嚴」の問題があると考える。その問題に対して、東京帝国大学が文部省擁護にまわり、口を閉ざしていることに不満を抱く。

東京帝国大学では、加藤氏の唯物主義思想に対しても、文部省はこの事件を事前に摘發することを準備していたのではないかと考へる。しかも、世間でいわれている教科書疑獄の目を逸らすためという理由以外に、この事件の根源には井上哲次郎 (唯心論)・山川健次郎 (精神家) と加藤弘之 (唯物論) との対立、加えてそれぞれにつく山県と伊藤の関係、さらには「國体」「天皇の尊嚴」の問題があると考える。その問題に対して、東京帝国大学が文部省擁護にまわり、口を閉ざしていることに不満を抱く。

東京府下豊多摩郡千駄ヶ谷村穂田 (外松陸軍主計監) の屋敷を譲り受ける)で、天照大神を祭神とした「宇宙神教」をひらく。信奉者には、陸軍では兒玉源太郎中将、外松少将、同郷の大島大佐があり、政治界では伊藤博文、山県有朋等がおり、宮内省関係では下田歌子を通じてつながりをもち、社会主義者では奥宮や幸徳等との接触がある。とりわけ、奥宮に関しては、日露戦争後の帝都内乱を受け、国民大会委員長河野広中のために司法当局と折衝した際、彼の兄である東京地方検事局検事正の奥宮正治と接觸していることも記述。ただ、上流階級との接觸は彼にとってますなどしている。日本精神団を設立。飯野の正体は、詐欺術で頭官に取り入ろうとしているだけ。恐喝の前科者にもかかわらず、飯野が依然として知名貴賤の士に接近し、上流家庭に出入りして精神家とまでもはやされ不思議な信者を持つに至つたのは、彼の怪腕によるものであるが、このほかに有力

社会主義	宮内省関係	政界	軍部	宇宙神教
奥宮健之	下田歌子 伊藤博文 山県有朋 大島健一 外松孫太郎	伊藤博文 山県有朋 大佐。飯野と同郷（岐阜県） 陸軍砲兵大佐。飯野を信奉。 陸軍主計監。陸軍少将。飯野に自らの屋敷を提供。 娘も飯野に娶られる。	児玉源太郎 大島健一 外松孫太郎	米村忠三 (書生) 九州筑後福島の出身。工藤とは同郷で年は三つ上。 工藤に、飯野のところに下田歌子が来ているのは、 哲学館事件に対して宮内省が憤慨していることを伝 え、話し合いをしているためと説明する。

新聞・雑誌・団体	社会主義
丁酉倫理会（波多野精一、桑木巖翼、村上専精、朝永三十郎、浮田和民、藤井健次郎など） 日出國新聞 早稲田学報 慶應義塾学報	じ、強盗殺人。その後、釈放され、急進的な社会主義運動をなだめようと奔走する中で、大逆事件の嫌疑を掛けられ刑死する。哲学館事件に関して、事前に万端の用意ができていた事件だと考える。世間では井上哲次郎が文部省の諮問に答えて処分を進めたというが、井上は道具でもつと上のほうで計画しているとみる。性格描写として、「飯野とは千里の違いがある」「同じ希体な男でも飯野吉三郎と違つて奥宮にはなにかわけの分からぬところがある。強気のようで弱い気性が見え、賢いようで間抜けたところがある。放蕩無頼のようだが、小心な几帳面さがあり、行動力があるようで臆病なところがある。」文部省の十八番である二七忠君、二七愛國主義、私立学校撲滅の意図（尾崎文相の私立学校優遇の反動）。

別表1 ② ○共感的立場 ×反感的立場 △利用関係・共感反感不明

	かかわる人物	哲学館事件に	哲学館	文部省	東京帝国大学	宇宙神教	軍部	政界	社会主義
哲学館	井上円了	○							
	中島徳藏	○	×	○	×	△	○	×	
	湯本武比古	×		○		○			
	工藤雄三	○	○		△				○
文部省	隈本有尚	×	×	○	△	△	×		
	菊池大麓			△	○				
	岡田良平	△		○					
	野尻事務官								
	尾崎行雄								
東京帝国大学	加藤弘之	○							
	山川健次郎			×					
	井上哲次郎	×	×	○	○		×		○
	文科三年生		○						
宇宙神教	飯野吉三郎		△	○					
	米村忠三		○						
軍部	児玉源太郎								
	大島健一								
	外松孫太郎								
政界	山県有朋				×	○			
	伊藤博文				○	×			
宮内省関係	下田歌子						○	○	
社会主義	奥宮健之		○				△		

その全体の構造を概観すれば、清張の設定は、ほぼ先の一般的な事件解釈に添つたものといえるが、そこに清張独自の視点が加えられていくこととなる。具体的には、清張の「哲学館事件」の真相理解は以下の5つの視点に集約できる。カッコ内は清張が事件の真相として語らしている登場人物をさす。

1. 文部省による私学排斥説 (中島徳藏)

2. 教科書事件批判回避説

明治35年の4月と12月に起きた「四つ目屋事件」や「教科書収賄事件」⁽⁵⁾で窮屈に立たされた文部省が、逆に攻撃の矛先を哲学館に向けたことによる。

(中島徳藏)

3. ミュアヘッド倫理学説批判説

ミュアヘッドの倫理学説を危険視していた視学官隈本有尚に、その教科書を使用していた哲学館が摘発されたことによる。(元視学官が中島徳藏に語る)

文部省は、隈本を使って国体上危険とされるミュアヘッドの倫理学自体の否定を企んで事前に摘発の準備をしていた。そのきっかけを哲学館に求めた。

4. 加藤弘之・井上円了——井上哲次郎思想対立説

哲学館館長井上円了と、哲学館事件の際、学説上の相談を受けたとされる文科大学長井上哲次郎との確執。ならびにその井上哲次郎と、中島の学問上の師とされる加藤弘之との唯心論・唯物論といった思想的対立。(文科

科大学生が工藤雄三に語る)

国体・皇室問題をめぐる山県有朋——飯野吉三郎——隈本有尚(加藤三雄)陰謀説

この事件の主な原因である倫理学上の問題(「動機が正しければ弑逆も可なり」)が、国体の精華・皇室尊嚴にかかり、山県をして明治政府の精神的支柱である天皇制絶対主義イデオロギーの堅持にはしらせたこと。そのことを清張氏は、「日露戦争を翌々年に控えた山県が国内の与論を国権主義に統率しようとする意図から、飯野を使つて文部官僚を躍らせ、哲学館に一悶着させ、國論を君王絶対主義に運んだ」という筋書きを説明している。そこでは、山県→飯野→隈本・加藤→哲学館事件という構図が設定されている。

(奥宮健之、工藤雄三)

以上の清張解釈の分類は、先にみた当時の一般的な「哲学館事件」理解とほぼ近い構造といえるだろう。しかし、第五の山県——飯野——隈本・加藤陰謀

説は清張の独自な視点であり、文部省——東京帝國大学——私学哲学館といった枠組みを越えて、当時ほどんど強調されることがなかつた宮内省、宗教家飯野吉三郎、明治政府の実際上の権力者山県有朋、さらにはそれらの動向に間接的なかかわりをもつ社会主義者奥宮健之、といった広がりのもとに語られることに特徴がみられる。「哲学館事件」で清張がもつとも思い入れをもつて描く奥宮健之や工藤雄三の言葉として語られる第五の説は、清張自身の解釈であるととらえることができる。以下、上記五つの視点について、教育史・教育哲学のフィルターを通してその妥当性を順次吟味していきたい。

〔註〕

- (1) 東洋大学の調査によると、当時この「哲学館事件」は、確認されただけでも新聞・雑誌各紙に約600におよぶ関連記事が掲載されており、とりわけ明治36年の2月と3月に事件関連記事が集中し、「哲学館事件を取り上げない新聞は新聞にあらず」とさえいわれ、2月においては関連記事が掲載されなかつた日は4日しかないとされる。東洋大学井上円了記念学術センター編『井上円了の教育理念』平成11年、113—115頁。
- (2) 「隣の噂」「読売」(明治36年2月7日)。清水清明編『哲学館事件と倫理問題』続 文明堂、明治36年、255—256頁。
- (3) 「机の塵」「万朝報」。清水清明編『哲学館事件と倫理問題』続 文明堂、明治36年、256頁。
- (4) 清張の原文では、「松方内閣」となつてゐるが、これは明治36年1月30日の「万朝報」の記述が「松張内閣」と間違つていてそれを引用転記する際に生じたミスといえる。清張氏は当時の新聞記事を直接か、あるいは「哲学館事件」をめぐる当時の新聞・雑誌記事を総集した清水清明編『哲学館事件と倫理問題』(正・続)を通して考察、引用しているが、それらの記事を転記・引 用する際、文言をわかりやすくなるよう口語調に修正して記載している。
- (5) 江戸時代から両国にあつて猥褻な用具や媚薬などを売つてゐる店「四つ目屋」のことが女子国語読本に検定を経て載つてゐた事件で、文部省の教科書検定のすさんさが指摘された。
- (6) 当時の教科書検定制度は、文部省検定済みの多数の教科書の中から、各府県毎に教科用図書審査委員会の審査を経て採用されることになつていて、自社の教科書を採用してもらうように謀る教科書会社と審査・裁定に関与した審査委員等との間の贈収賄が発覚した事件。明治35年12月17日に発覚して以降、知事をはじめ視学官、師範学校長、県・郡視学などが摘発された。海後宗臣編『日本教科書大系 近代編第一巻 修身(一)』講談社、昭和36年、25—26頁参照。

第Ⅳ章 清張解釈の妥当性

第1節 文部省による私学排斥説

清張は、「哲学館事件」の原因の一つに文部省による私学排斥の動きがあつたことを指摘している。それは、この事件による処分が端的に物語つてゐる。

すなわち、不敬な講義をしたとされる中島徳藏講師の辞職処分に加え、哲学館学生が既得して

いた中学校・師範学校教員の無試験検定の資格の剥奪がなされた点である。しかも、その資格剥奪の対象は、問題の試験解答をした加藤三雄(工藤雄三)の

みでなく、当該の教育部第一科(教育)の全学生ならびに、試験を受けていなかつた第一科(倫理)および第二科(国語・漢文)、さらにはまだ中島の倫理学の授業さえ受けていない在学生以下にまでおよんでいるのである。このことは、「なぜ、哲学館が標的とされたのか」という問い合わせの回答に直結しているよう思われる。なぜなら、中島の取りあげたミュアヘッドの倫理学説自体や中島の授業方法だけが不当であつたとすれば、処分の対象は中島のみでよかつたはずであるし、また加藤が中島のミュアヘッド学説の試験問題を無批判に解答したとすれば、加藤の処分だけでよかつたといえるからである。全学生に対象を広げたことは、哲学館からの認可剥奪が目的であつたことがうかがえるのである。こうした清張の指摘を、教育政策上の政府・文部省の私学対策という視点から以下裏づけてみたい。

(1) 「学制」(明治5年)・「教育令」(明治12年)にみる私学容認

まず、明治政府は、近代教育制度を確立すべく、明治4年7月に文部省を設置し、そのもとで欧米制度をモデルとして明治5年に「学制」を布いた。そこでは、開明的な雰囲気のもと、「私学私塾家塾ヲ開カント欲スル者ハ、其属籍住所事歴及学校ノ位置教則等ヲ詳記シ学区取締ニ出シ地方長官ヲ經テ督學局ニ出スヘシ」(以下、原文に適宜句読点をふる・筆者註)と近代学校体制の中に私学が位置づくことが保証されたのである。さらに、明治12年の教育令においては、小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校については「各人皆之ヲ設置ス



中島徳藏の講義風景
「中島徳藏先生」(昭和37年 東洋大学)

ルコトヲ得「私立学校タリト雖モ府知事県令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ、補助金ヲ配布スルコト得ヘシ」とあるように私的立場での学校設立の範囲が明確にされ、私学が国庫補助の対象たり得ることも明記された。

(2) 「帝国大学令」(明治19年) にみる私学排斥

しかし、この私学育成の傾向は、明治19年に「帝国大学令」「師範学校令」が公布されるにいたり、制限が加えられるようになつていく。つまり、この学校令によつて帝国大学と高等師範学校は官学としての特別の地位を与えられ、尋常師範学校は府県に設置が限定されたのである。一方、私立学校としての設置が認められたのは、小学校、中学校、高等女学校、実業学校等に対してで、専門学校が正式に公認されるのは明治36年の「専門学校令」以降となり、私立師範学校の設置禁止もこの時点から規定されることとなる。

明治初期と打つて変わつたこうした私学抑圧政策は、高等中学校への入学資格を公立尋常中学校に制限しようとした文部省の施策にも表れる。明治24年、文部省は、高等中学校への入学資格を尋常中学校の卒業生に限つて認めるとの方針を打ち出し、これを受け、第一高等中学校は公立尋常中学校卒業生のみに無試験入学の特典を与える措置をとつた。第二高等中学、第三高等中学、山口高等学校など七高等中学もこれに続いた。

(3) 「文部省第二十一年報」(明治26年) にみる私学容認

しかし、ここで注目したいのは、明治26年の時点で、伊藤博文内閣(井上毅文相)はそうした私学排除の扱いを撤廃している点である。つまり、明治26年の「文部省第二十一年報」において、「私立尋常中学校中其ノ可ナルモノハ府県立尋常中学校ト同一ノ取扱ヲ為シ」とされ、同年2月の第四議会での質問に対し、「高等中学校入学試験ハ、官公立尋常中学校ト私立尋常中学校ト其取扱上区別ナシ。但シ設備等不十分ナル尋常中学校ニ於テハ此限リニ非ス」という政府答弁書が出されているのである。すなわち、この時点から、政府・文部省内部に私学保護の圧力がかかり始めたといえる。

だが、このような私学側の巻き返しは、明治31年に普通学務局長になる沢柳政太郎が明治23年に著した「公私



沢柳 政太郎
『国史大辞典』(平成5年 吉川弘文館)

府・文部省内の微妙な勢力関係に左右されしていくことになる。

(4) 「私立学校令」(明治32年) にみる私学統制・一部容認

こうした文部省内部での私学派・開明派官僚と旧保守派官僚との拮抗関係は、明治32年8月3日に私立学校を監督統括するために規定された「私立学校令」(勅令第359号) の制定過程に顕著に表れてくる。「哲學館事件」の直前にあたる私学政策として注目してみたい。

まず、問題は、改正条約に伴う外人居留地制度の廃止予告(明治32年7~8月)に端を発する。つまり、外人居留地制度の廃止によって、近い将来、居住地域を制限されなくなつた外国人が一齊にキリスト教伝道を目的とした私立学校を設立するのではないかという明治政府の危惧にもとづき文部省は、私立学校に関する法令措置の再検討に入ったのである。この懸案は、具体的には、明治31年の隈板内閣時に、尾崎行雄文相、高田早苗文部省参与官、柏田盛文次官といった憲政党の大隈派・福澤派の文部官僚側から、第二回高等教育会議に中立的な形で提起された。しかし、尾崎文相が舌禍事件で倒れたあと、その建議は山県内閣(樺山資紀文相)に引き継がれ、政府委員の岡田良平文部省参与官による「私立学校令」(第一次案) という形で、今度は非常に保守的な色合いを強め、第三回高等教育会議(明治32年4月)に提案されたのである。



岡田 良平
『中島徳蔵先生』(昭和37年 東洋大学)

岡田提案の第一次案は、第三回高等教育会議(明治32年4月17日、18日、22日)において、加藤弘之を議長として、文部省参与官岡田良平、穂積八束、手島精一、伊沢修二、鎌田栄吉、江原素六、田中敬一、菊池大麓、隈本有尚らの出席で開催された。提案の「私立学校令」(案)のうち審議過程で問題となつたのは以下の条文であった(カッコ内は筆者)。

第九条

私立学校設立者ハ相当学校教員免許状ヲ有スル者又ハ教員タルノ認可ヲ得タル者ニ限ル(私立学校の設立者は、教員免許状をもつ者にかかること)

第十六条

文部大臣ハ教育上弊害アリト認ムル教科書ノ使用ヲ私立学校ニ禁止スルコトヲ得(私学の教科書を禁止する権限を文部大臣に与えること)

学校比較論(哲学書院)の「國家は当然教育事業に干渉し…その民間の私設に任すべからざるものは取りて以て公設と為さざるべきらず」という言辞からもわかるように、強力なものではなく、その後も、官学・私学の拮抗関係は政

第十七条 小学校、中学校、高等女学校、其他学科課程ニ関シテ法令ノ規定ア

ル学校、及政府ノ特權ヲ得タル学校ニ於イテハ、宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ得ス（私立学校においても官立学

校同様宗教教育・儀式を行わないこと）

第十八条 私立学校ニ於テハ政治ニ関スル時事ヲ講義論議スルコトヲ得ス（私立学校は時事問題を教授の対象としないこと）

右の政府岡田提案に対して次のような反論が高等教育会議議員から出された。

九条に関して、東京帝国大学法科大学長穂積八束は、私立学校設立者が教員資格を有する者に限定される必要はないことを主張し、貴族院議員の伊沢修司や東京工業学校長手島精一、東京帝国大学総長菊池大麓もその意見に同調した。また、十六条に関しては、麻生中学の江原素六、慶應義塾の鎌田栄吉といった私学関係議員から削除が要求され、穂積も内務省が発禁していない図書の使用を文部大臣が禁じるのは「言論の自由」「出版の自由」を妨げるものだと法的解釈を加えた。これに対しても岡田は、間違いを恐れていたは監督はできないと十六条の正当性を強調した〔文部大臣ガ教育上弊害アリト認ムル教科書ヲ禁止スルコトモ決シテ誤リガナイト云フコトハ云ハレナイ：併シ夫ノ間違ヲ恐レルヤウナ：日ニハモウ監督ト云フコトハ少シモ出来ナイノデアリマスル：是丈ノ権力ヲ文部大臣ニ持タシテ置カネバナラヌト思ヒマス〕。また、岡田は、十七条についても、宗教上の教育とは、宗教經典を用いる場合のみでなく精神的感化に至るまでを意味するとし、そうした精神的感化をもたらすような宗教教育一切を禁止することを説明した〔総テ精神ニ於テモ宗教上ノ教育ヲ施スコトヲ禁スルト云フ積リデアリマス〕。また、岡田提案の十八条に対しても、穂積から、一般の法律で取り締まることができる政談禁止を「私立学校令」に盛り込むのは不体裁だとの指摘がなされた。鎌田もまた、行政官は人の精神に立ち入ったことはやるべきでないと穂積見解を支持した。

上記のような反対意見が主としてあがつたが、ともに少数意見で、最後に隈本有尚が「十六条十七条十八条ノ各条ニ付イテ成規ノ賛成者ガアリマシタカ」と議長に問うと、議長の加藤弘之は「マダアリマセヌ——賛成ガアリマセヌカラ消滅致シマシタ」とこのまま高等教育会議を打ちきっている。

しかし、以上みてきた高等教育会議での決定案文は、キリスト教学校の廃滅を憂えた外国公使からの働きかけも手伝って、法典調査会の審議過程の段階で、九条、十六条、十八条については削除され、十七条の宗教教育の禁止規定のみが明治32年6月21日の内閣提出の第二次案のうちに採り上げられることにな

る。つまり、高等教育会議で否決された江原、鎌田ら私立学校側の主張は「私立学校令」制定に際し確實に活かされていったのである。これを機会に政府・文部省内における私学派・開明派官僚の勢力はかなりの程度確実なものとなつていったものといえる。

ここで、明治初年から明治35年「哲学館事件」以前の政府・文部省内部の私学政策を簡単に振り返ると、明治5年の「学制」（私学容認）→明治19年の「帝國大学令」「師範学校令」（私学排斥）→明治26年の「文部省第二十一年報」（私学容認）→明治32年「私立学校令」（私学統制・一部容認）といった流れをたどつていることが分かる。

（5）尾崎文部行政（明治31年）による私学奨励策としての教員免許無試験検定資格の認可方針

以上のような政府・文部省内の私学・開明派と旧保守派との拮抗関係は、日露戦争を目前にして、「私学への中学校・師範学校教員免許無試験検定の認可」問題をめぐってさらなる対立を開拓することになるのである。この問題こそ、本論稿で対象とする「哲学館事件」に直結するものと考えられる。問題が展開された時期は、明治31年から35年の「哲学館事件」にかけてであるので、政府・文部省内は、私学排斥派に対して私学擁護派がある程度発言権を強めていた時期といえる。

この教員免許無試験検定を私学にも与えよという提起は、まず、私学側の攻勢として表れてくる。このことは清張も引用したであろう『万朝報』の記事によつて確認することができる。

「先年松隈内閣成り尾崎行雄氏文部大臣の椅子を占めるや、氏は流石に文部省慣例の偏狭政策を是認せず、私立学校をも奨励せんとの考えを以て慶應義塾、早稲田専門学校、国学院及び哲学館の四私立学校に付与するに、其卒業生は無試験にて中学校及び師範学校の教員免許状を受領することを得べしとの特權を以てしたり」。

つまり、初の政党内閣である隈板内閣（明治31年6月～10月）において慶應

義塾に關係をもつ尾崎行雄が文部大臣となり、彼が中心となつて私立学校奨励策の一環として教員免許の無試験検定資格を私立学校に認可する方針を出すことになるのである。

では、なぜ尾崎は私学奨励を進めようとしたのだろうか。また、どの方向に向けてどの程度まで奨励しよ



尾崎 行雄

〔国史大辞典〕(平成5年 吉川弘文館)

71

うとしたのであろうか。この問い合わせに対しては、教員検定試験等国家資格試験での私立学校の実績や卒業生の社会での活躍といった状況をふまえた上でおこなわれた私立学校連合による文部省交渉の内容が回答を示してくれる。

明治31年の隈板内閣の尾崎文相時代に、私立学校は、法学（東京法学院、明治法律学校、和仏法律学校、日本法律学校、東京専門学校）、文学（哲学館、國學院、東京専門学校）、政治経済（専修学校、専門学校）、医科（済生学舎、芝医学校、高山歯科医院）、理化（東京物理学校）、中学（早稲田中学校、城北中学校、外数校）の連合を組み、私学への特典付与の建議案を尾崎文相に請願したのである。その内容は、政治経済が普通文官資格を、文学・理化が尋常師範・尋常中学・高等女学校の教員免許を、医科が実地試験のみによる開業免状を、そしてすべての領域にわたり公私不分試験による海外留学生選抜を要求するといったものであった。それは、江原素六、棚橋一郎、杉浦重剛、市島謙吉、今泉定介らの起草によって尾崎文部大臣に提出され、尾崎はこの建議書に同意をしたとされる。尾崎は、この建議書を明治31年10月5日から20日にかけて開催された第二回高等会議にはかり、諮問案第四「師範学校中学校高等女学校教員免許ノ件」として若干の修正を経て承認を受けることになる。

しかし、一方で文部省内においては、「私立学校にては、官立学校に比し萬般の設備に於て猶欠くる處あり、今俄に同一の待遇を与ふることは到底能くしきざる所あり」という反対意見もあり、建議案が承認された明治31年段階においては、私立学校の課程設備等に関する一定基準を作成し、それにかなうか否かを調査中であることが記述されている。こうした状況をみると、この私学連合による尾崎交渉の成果は、つまるところ、政府・文部省内の早稲田、慶應の私学派や開明派官僚の勢力拡大に呼応したものにすぎず、省内の勢力変更にともなつて実現の程度は左右されていく可能性を残していたと考えることができる。

そして、表面上には、尾崎交渉の結果として、教員免許状の無試験検定の認可について、明治32年4月5日に山県内閣の樺山資紀文部大臣のもと文部省令第25号として「公私立学校外国大学卒業生の教員免許に関する規定」が法令化されるのである。それを受け、まず、明治32年7月7日に東京専門学校が、つづいて同10日に哲学館が、翌明治33年7月27日に国学院、同年3月13日に慶應義塾、同9月8日に青山学院等が私立学校の口火を切つて認可された。¹⁰

(6) 明治32年以降の反私学派による反動政策

しかし、尾崎文相時代の文部省内の確定事項がある程度継承されたとしても、先に指摘したように、私学派——反私学派のパワーバランスは微妙であり、「共和演説事件」での尾崎文部大臣の失脚以後、再び反私学の動向が顕在化している。

くことになる。そのことを先の「万朝報」は、「然るに尾崎氏退職して大学派の人再び文相の位置に就くや、文部省は忽ち旧方針に立返り、私立学校の迫害を始めたり」と表現している。そうした事実は、つぎの記述によつて確認される。「先づ文部省は官立諸学校の付属として臨時教員養成所なるものを設立したり、ここには中学校卒業生若しくは同等の学力ある者を試験を経て入学せしめ、修業二年の後中学校及び師範学校の教員免状を付与することとせり、…私立学校はこれが為めに大なる妨害を受けたるなり」と。つまり、政府・文部省は、明治35年3月に、東京帝国大学や官立諸学校の中に入学資格を中学校卒業生に限らない二年課程の臨時教員養成所を設け、大幅な教員不足を官立の名において補おうとしたのである。しかし、こうした措置は、中学校卒業生しか入学を認められていない三年制の私立学校にとって、教員養成という点でみた場合、決定的な不利益となつたことはまちがいない。まさに、反私学派・保守官僚派の巻き返しである。

こうした反私学派による反動政策の中で、慶應義塾がまず、私学連合交渉の末獲得した無試験検定の認可（明治32年7月）を、直後の12月に設備不十分を理由に取り消され、さらに、哲学館が、明治35年12月の、かの「哲学館事件」を通して中学校・師範学校教員免許の無試験検定の認可といつた特典を剥奪されたといえるのである。したがつて、清張が「哲学館事件」の原因の一つに私学排斥説を立てたことはこうした背景からも妥当であったと結論づけることができる。はじめに想定した「なぜ哲学館か？」の理由は、まさにこの私学排斥の流れの中に見いだされるのである。

第2節 教科書事件批判回避説

清張がとるこの説は、「毎日新聞」等の当時の記述に依拠したものと推定できる。その内容は、明治35年に起きた「四つ目屋事件」（4月）ならびに「教科書收賄事件」（12月）で窮地に立たされた文部省が、国民からの批判の矛先を「哲学館事件」に転じようとしたとするものである。この「四つ目屋事件」の「四つ目屋」とは、江戸時代から両国にあって猥褻な用具や媚薬などを売つていた店のことと、その店のことが女子国語読本に検定を経て掲載されていたとして文部省が批判された事件のことである。また、「教科書收賄事件」とは、文部省の教科書検定制度の弊が表面化した事件といえる。当時の教科書検定制度は、文部省検定済みの多数の教科書の中から、各府県ごとに設定された教科用図書審査委員会の審査を経て採用されることになつていたが、現実は、教科書会社側からの贈賄工作によってその採用が決定されていた。そうした日常茶飯のな腐敗構造が告発され、明るみに出たのがこの事件である。明治35年12月17日に

発覚して以降、知事をはじめ視学官、師範学校長、県・郡視学などが摘発された。⁽¹⁾

本節では、学校教科書に関して政府・文部省がいかなる対応をしてきたのかをみるとことでこの「教科書事件批判回避説」の背景を探つてみたい。

先にも言及したが、明治5年の学制改革に反映された、明治初期の文明開化・欧米心醉の傾向は、明治10年代にはいると衰えを見せ、保守派主導による儒教的伝統的教育の再興がめざされはじめる。そうした傾向を決定づけたのが、明治12年の「教育聖旨」であり、その前半部分にあたる「教学大旨」では、明治維新後欧米文化に心醉してわが国古来の道徳を忘れた弊を改めるべきことが説かれ、それは具体的には仁義忠孝の儒教道徳を教育の基本とすべきであることが示されたのであった。教科書に関しても、こうした趣旨にとどづき不当と思われる教科書は使用が禁止されていった。

さらに、文部省は、明治13年に文部省中に編輯局を置き、伝統主義者である西村茂樹を局長とし、小中学校教科用図書を編纂することを始めた。一方、民間の教科書出版に関しては、明治14年5月の「小学校教則綱領」の公布とともに開申制度をとり、使用教科書の報告を求め、明治16年7月31日の文部省達に開申制度をとるに至っている。さらに、明治19年の3月から森有礼文部大臣のもとで進められた「帝国大学令」「小学校令」「中学校令」「師範学校令」等の学校制度改革の中で検定制度が実施され、形式上は政府・文部省主導の教科書指導体制が成立するのである。しかし、実情は、修身においては「大學」「論語」、漢学者の手になる「修身児訓」、欧米諸国の原書の訳書、といった書物を読ますことに重点がおかれ、「修身科デアルカ読書科デアルカ分カラヌヤウナ有様ヲ呈シ⁽³⁾」といった未徹底な状況であった。しかも、当の森文部大臣においてすら「修身書ハ必シモ持タセズトモ宜シイ、用イヌ方ガ却ツテ宜イ位デアル」と視学官を通して地方に説かせており、この時点で必ずしも政府・文部省内の教科書政策・道德政策が一枚岩でなかつたことを露呈している。

そして、時代は内閣制度(明治18年)、帝国憲法発布(明治22年)、第一回帝国議会(明治23年)を経て、着実に近代国家体制を整えていく。教育においては大きな変革の時期を迎えることとなる。すなわち、明治23年10月30日発布の「教育ニ関スル勅語」がその最たるものとなる。その「教育勅語」は、「小学ニ於ケル修身ノ教科書ニ就キマシテハ世間デモ非常ニ心配シテ参リマシタ、是等ノ事ガ聖聴ニモ達シ⁽³⁾」という木場貞長の議会答弁が示すように、教育への天皇の危惧に端を発するものとして成立し、その後、「教育勅語」は、明治近代国家の教育的精神支柱として絶対的な権威を徐々に確立していくのである。明治24年11月にこうした実際上の権威づけとして、まず「小学校教則大綱」が制定されている。そこでは、「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ良心ヲ

啓培シテ其德性ヲ涵養シ(第2条)と記述され、天皇の教育方針としての「教育勅語」が修身教育の根柢であることが法令で唱われるにいたつたのである。しかも、同時に公示された文部省訓令第五号では、小学校の任務は兒童を「忠良ノ臣民」たらしめることだと規定され、小学校教育における教育勅語精神の浸透が進められていくのである。

さらに、明治29年の帝国議会(第九議会)において、貴族院から「小学校修身ノ教育タルヤ國家ニ至大ノ関係ヲ有スル」という建議がなされ、それ以降、検定教科書中、修身教科書や小学校教科書は国定化すべきであるとの意見が議院内外で重きをなすにいたつてゐる。しかし、まだ文部省としては「修身書ノ編纂ヲ政府ニ於テ致シタイト云フコトハ、時機サヘ熟スレバ必シモ当局ニ於テ不同意ヲ表スル所デハアルマイト思ヒマスガ、時機ガ達シタヤ否ヤハ未定ノ問題デゴザイマス」と、いまだ推進の方向を出すにはいたつてない。この時期、教科書をめぐる当面の課題としては、市販教科書価格の高いことや紙質や印字の劣悪さが問題となつており、明治30年の第十議会において貴族院より、「国費ヲ以テ完全ナル小学読本及修身教科書ヲ編纂シ、其ノ売価ノ如キモ成ルヘク之ヲ低廉ニシ、多数ノ兒童ヲシテ容易ニ購求スルコトヲ得セシメ」という建議がなされる。

以上の状況を受け、明治31年の高等教育会議でも貴族院同様修身教科書の国定化が建議され、さらに、明治32年3月(第十三議会)においては衆議院でも同様の建議もあり、文部省はついに明治33年4月1日に「修身教科書調査委員会」を発足させ、加藤弘之を委員長として国定修身教科書の編纂準備にとりかかるのである。

以上みてきたように、文部省は、認定教科書によって、兒童・生徒を教化することの効用について認識を深めつつ、編纂局(明治13年)を置き、教科書検定制度(明治19年)、「教育勅語」制定(明治23年)を経て、修身教科書調査委員会の設置(明治31年)にいたつたのである。しかし、現実には、「哲学館事会」の直前にあたる明治30年代には反政府勢力の圧力もあり、教科書の国定化には達することができずにいた。しかも、依然として印刷や販売は民間任せであつたこともあり、紙質の劣化、内容の改竄、さらには販売をめぐる贈収賄等が當時横行していたのである。清張が問題視した明治35年の「四つ目屋事件」や「教科書取締事件」はこうした文部省の教科書行政の不徹底さによってもたらされたものといえる。木場の「文部ノ事ニ附キマシテハ方針ガ変ルト云フコトノ苦情ハ屢々耳ニスル事⁽⁴⁾」という言葉は、まさに当時の文部行政を象徴した言葉といえる。この事件への国民の批判はすさまじいものでほとんどの新聞で連日関連記事が組まれていった。

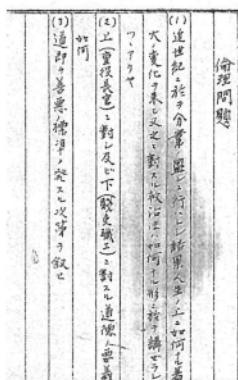
この「教科書事件」とほぼ時期を同じくして「哲学館事件」が起ったのであり、哲学館への異常なまでに厳しい処分が、文部省みずから教科書行政の不備を挽回するための權威誇示と勘ぐられても仕方のないことかもしれない。

間接的ではあるが、先にあげた「公立私立学校外國大学卒業生の教員免許に関する規定」(明治32年)において、無試験検定資格の認可条件として、私立学校の設立者は、「教科書及参考書目録」を提示し、「文部大臣ノ許可ヲ受」け、「学科ヲ教授スルニ足ルヘキ教員其他ノ設備アルコト」を求められたのである。「哲学館事件」の主たる処分理由は中島講師の教授のあり方であったが、処分の背景には中島講師の使用したミュアヘッドの教科書の妥当性の問題もまた確実に存在したのであった。このことを考えあわせると、「哲学館事件」の処分は、明治32年の「私立学校令」をふまえたうえでおこなわれた、文部省の教科書行政策転換を示すデモンストレーションであったとそれないこともない。事実、「教科書収賄事件」を契機として、文部省は、「哲学館事件」を処分した同じ菊池大麓文部大臣のもと一気に教科書の国定化に加速していくことになる。ただし、こうした「教科書事件批判回避説」からだけでは「なぜ、哲学館が標的になつたのか」「なぜ、中島が個人攻撃を受けたのか」の理由は説明できない。

第3節 ミュアヘッド倫理学批判説

清張は、「隈本および文部省が、中島の使用したミュアヘッド倫理学書について從前から国体上危険視していたゆえに哲学館が摘発された」とする説を、中島が訪ねた元視学官あるいは加藤三雄(工藤雄三)の言葉として本文中で述べている。

この記述は、処分決定後に中島が新聞各社に投稿した長文の抗議文「哲学館事件と倫理問題」(I「余が哲学館事件を世に問ふ理由」、II「哲学館認可取消事件の顛末」、III「処分」、IV「倫理教授及び教育行政上の問題」、V「高等倫理教授に関する余が弁解」)のうち、第IV章に記述された「視学官隈本有尚君は平生「ム」氏倫理説を以て危険なる者と排斥し居れるを確聞⁽¹⁾」や、「文部省視学官の言果たして真ならば」という中島による論説中の「隈本君は直覺説に私淑するものなり、少なくとも高等師範程度の教科書としては、直覺説ならずば危険なりと為すものなり」等の文言からの引用と思われる。ここで、この



中島徳蔵の東京工業学校における試験問題

(東洋大学所蔵)

学説の争点を明確にするために、中島、隈本のやりとりを中心にして論点を概括してみる。

まず、中島と隈本の当時の立場を確認しておきたい。中島は、明治27年に東京帝国大学哲学科を卒業後、浄土宗高等学院の教授としての職を得、さらに明治30年5月に哲学館の倫理学の講師として赴任している。⁽³⁾ 哲学館での主たる担当科は西洋倫理史、倫理、実践道德等であったが、「哲学館事件」当時は倫理学と倫理学史を担当していた。問題となつた卒業試験(明治35年10月25日)⁽⁴⁾は、中島が担当した教育部第一科甲種(倫理科)の倫理学の試験であつた。

一方、隈本は明治11年に東京大学理学部本科に入學し、星学を専攻するものの卒業にはいたっていない。その後、成立学舎(明治14~15年)、東京大学理学部星学教場補助(明治16年)、東京大学予備門生徒入学試験委員、東京大学予備門教諭、東京大学理学部准助教授(明治17年)、福岡県立修猷館初代館長(明治18~22年)、山口高等中学校教頭兼教諭(明治22年)、山口高等中学校教授(明治23~27年)、福岡県尋常中学修猷館館長(明治27~34年)を経て、文部省視学官に明治34年8月10日付で着任するのである(第5節の隈本の項で詳細に検討)。そして、明治32年に定められた「公立私立学校外國大学卒業生の教員免許に関する規定」(第4条)の「文部大臣ハ、師範学校・中学校・高等学校教員検定委員又ハ其ノ吏員ヲ派遣シテ卒業試験ニ立会ヲ為サシム。但委員又ハ吏員ハ試験問題及答案ヲ査閲シ試験場ニ参列ス」および、明治32年に改定された「文部省視学官視学規定」(視察・検閲の事項・「学校教育ノ状況、学事関係職員執務ノ状況、教育学芸ニ関スル諸施設ノ状況」)にしたがつて、隈本は哲学館の卒業試験(無試験検定資格をえた認可第一号の学生が対象)の監督に赴くのである。しかも、その哲学館の卒業試験(明治35年10月25日)⁽⁵⁾の直前にあたる明治35年4月26日には、文部大臣菊池大麓は各府県視学官会議を開き、「視学官は其職掌学務の行政官たると共に学事の視察を司るべき者なれば常に館内の学事を巡回し、単に形式の視察に止まらず、十分教育の精神的実質に付き視察監督するを要す」と、視学官による学校検閲を強化する訓示を出しているのである。したがつて、この「哲学館事件」を考える際、そうした背景のもとに哲学館は隈本視学官による監督を受けたものと考えておかねばならないだろう。

中島は、教育部第一科甲種(倫理科)の倫理学の試験問題のひとつに、講義で使用していたミュアヘッド著、桑木巣翼補訳「倫理学」(富山房)の中から「動機善にして惡なる行為ありや」の問題を出した。そして、問題とされた学生加藤三雄(工藤雄三)の答案は、以下のようにミュアヘッドの著作をそのまま引用

用する形で記述されたとされる。⁽⁷⁾

人は、彼が予知せざりし結果に対しては、之を予知せざりしてふ事に責任ありと云はば兎も角（其結果其者には）責任ありと云ふを得ず。且又、単に彼の志向たるに止まりて、動機ならざりし結果の部分を見て、之に善惡の判断を下すべきものに非ず、否らずんば、自由の為に弑逆をなす者も責罰せらるべく、自ら焚殺の料に供せんが為に溺死せる人を救へる暴君も弁護の辞を得べし。唯夫吾人が動作全体を計算し、（二）其結果が全体として善なるか惡なるか、

（二）是等の結果が當の目的なるかの問題に答へたる後吾人は始めて之に就き

て道徳的判断を立つるの権利ありとするなり。

右の記述の大意を示してみよう。

私たちは予期しない結果に対して、予想できなかつたことに責任を問うならまでも、結果そのものの責任を問うことはできない。しかも、その人の單なる表面的な「志向」（目的を達しようとしてとする手段や實際の結果のうちに表れるその人の性向）を見ることだけに終始し、「動機」（ミュアヘッドにとって道徳的善そのものを意味する「目的」をさす）とは異なる結果の部分だけを見て、これに善惡の判断を下すべきではない。こうした忠告を無視するならば、自由のために君主を殺す者も罪を問われることになるし、自ら焚殺の刑に處そうとして溺れかかっている人を救う暴君もその行為が正当であると弁明することだつてできることになるだろう。ただ、おこなわれた行為の全過程を計算して、（1）その結果が全体として善であるか、あるいは惡であるか、（2）その結果が道徳的善としての「目的」と一致するか否か、という問題に答えたあとにはじめて、私たちはこの行為に対する道徳的判断をなす権利があるといえるのである。

以上の内容を記述した加藤三雄の解答を視学官隈本はみつけ、動機が正しければ、「自由のために君主を殺すこと」を是認しているミュアヘッドの倫理説の不都合を感じ、次のような問いを発したとされる。中島の「哲学館認可取消事件の顛末」にしたがい、隈本と中島の会話を再現してみたい。

隈本 ム氏の主義に批評を加へたりや

中島 講じ居る主義は大体教師が此程度の生徒に適したりと認むる本なれば

隈本 伊庭の所為は如何

中島 不可なり

隈本 動機善なるに非ずや

中島 否、彼の動機は単に主觀的感情的にして善に非ず

隈本 然れども動機善なれば弑逆も惡に非ざるにあらずや

中島 �弑逆も絶対的に不可なりといふにあらず、唯だ已むを得ざる非常の場合にありて、其動機もし善ならば之を是認することもあるべし、本朝左る不詳の例なしと雖も、西洋に於てクロンウェルの所作の如きは、史家の是認を受けたるが如し

隈本 グリーンも然かく説くや

中島 然りと信ず

ここで語られた「伊庭の所為」とは、伊庭想太郎が国家のためとして、當時政界工作の黒幕とされた政友会系幹部星享を東京市役所で暗殺した事件（明治34年6月）をさす。隈本はこの事件もまたミュアヘッドが認める「動機善なれば弑逆も可なり」の事例に相当するのではないかと問うたのである。しかし、中島はのちにも主張するとおり、「動機」というものは、主觀的感情的なものや目的から遊離した手段や結果に向かおうとする「志向」とはまったく異なるので、伊庭の例は「目的」としての眞の「動機」とはいえないとしたのであった。しかも、明治31年の帝国教育会の講演や、明治33年に著した『倫理学概論』において、中島自身、「世界列国中独り我国にありては國家と云へば已に絶対的に善なる主權者を意味す、一般国民の君國に服従するは、道徳的に善なりとの信念確乎たる亦宜ならずや」と、絶対君主的政体と自らの所論が矛盾しないことを示したのであった。そのうえで、最上目的のためになされたイギリスのクロムウェルの事例が公的には認されたものとはいえ、単なる理論上のことでわが国の場合には該当しないと、その後、重ねて強調するのであった。

しかし、その後中島自身、「哲学館認可取消事件の顛末」において、「文部省は哲学館の倫理は国体に合はせざる不穏の学説なりとし、或は卒業生に検定免状を与へざるの風説あり」と語つてゐるようすに事態の好転は期待できそうになかつた。明治35年11月17日に文部省普通学務局長代理岡田良平の名で哲学館に問題の倫理学について照会後、哲学館は経過報告をし、さらに中島は、哲学館長代理（井上円了洋行のため）として、岡田普通学務局長代理、山川健次郎検定委員長、松村検定委員会主事を訪ね必至の説得・説明をすることになる。しかし、そうした中島の弁明は容れられず、12月14日に私交上の関係で哲学館講師湯本武比古を訪ねた文部省視学官野尻精一によつて、13日に哲学館の認可が取り消されたことが報告された。それによれば、文部省は、哲学館ならびに中島が提出した教科書、書面、生徒答案から総合的に判断して、中島の倫理科教授と使用した教科書の内容が国体上不都合であるとし、哲学館学生の教員免許

無試験検定資格の剥奪を決定したとされる。そして、4日後の明治35年12月18日に、13日付の菊池文部大臣名の認可取消の公文書が出され、翌明治36年1月21日には学生の無試験検定の不合格が小石川区長石井義弘の名で通知された。中島もまた、諸事情を勘案して哲学館ならびに東京高等工業学校の職を解かれることになった。

以上の「哲学館事件」の内実をみていくとき、政府・文部省の処分主体者が、中島の倫理説を否定したのは明らかであり、それは明治35年前後における政府・文部省内の開明派に対する保守派の巻き返しの動向に符合するものと考えられる。しかし、中島が「倫理教授および教育行政上の問題」(『万朝報』『読売』他、明治36年1月28日⁽¹⁾)で指摘しているように文部省の検定試験に応じた者の多くは、ミュアヘッドの書を参考書として多く読んでいたのも事実であり、アヘッドの倫理書は高等学校その他の官立諸学校において教科書として用いられていたことも確実であろう。だとすると、なによりに哲学館だけが処分の対象となつたのか。「偶然」や「見せしめ」という言葉で括るには、あまりに厳罰であると思われる。したがつて、ミュアヘッド倫理学説の危険性が哲学館处分の唯一の理由であるということはいえないものと考へる。また、先に確認したが、哲学館に無試験検定の認可が下りた明治32年当時、中島はすでに同館で倫理学を教えており、文部省令「公立私立学校外国大学校卒業生の教員免許に関する規定」(明治32年)の無試験資格の認可条件に従うならば、私立学校の設立者は、「教科書及参考書目録」を提示し、「文部大臣ノ許可ヲ受」けなければならぬことになつてゐる。つまり、哲学館がこの規定にしたがつてゐるとすれば、倫理科の教員免許認可の条件として倫理学の教科書(ミュアヘッドの『倫理学』)を明治32年の時点で文部省に提出しているはずである。一般には、「哲学館事件」後に、文部省が教科書の照会を要求していることからも、教科書への文部省のチェック体制が機能してなかつたと考へる方が妥当といえるのかもしれないが、明治32年の規定が実行されてゐたとするならば文部省は事前にその内容をチェックし、監査した可能性も否定できない。加えて、仮にそうした事前検閲の可能性がなかつたとしても、この事件に対する用意周到な文部省の対応は、哲学館を摘発すべくして視学官を通じて学校検閲に臨んだと考へる方が妥当と思える。これらの推理については、第V章で別の視点から検討を加えていく予定である。

第4節 加藤弘之・井上円了——井上哲次郎思想対立説

清張は、この小説において、帝国大学文科大学生が哲学館学生工藤雄三(加

藤三雄)を訪ね、「哲学館事件」について議論するという設定をしている。この想定は次の当時の記事に由来するものと考えられる。つまり、実際に、帝国大学文科大学哲学科第三年生一同を代表して、石井波平、小山東助、高橋正熊、瀧村斐男、三澤糾の名で、『時事新報』『毎日』『読売』『日本』『日出国』『報知』『万朝報』の各紙に明治36年2月19日から24日にかけて「哲学館事件に関する学界の識者に言す」と題する寄稿文が掲載されたのである。それによれば、彼らの投稿意図は、「哲学館事件」をめぐる問題の本質が「単に一中島氏若しくは一哲学館の利害得失に止まらずして、国民一般の倫理思想と密接の関係を有する」と考えられるため、新聞紙上を通して各界からの論評を請いたいということにあつた。具体的には、問題となつたミュアヘッド倫理学説ならびに中島の教授法に対する処分の究極的前提・根拠とされた、「國体の精華、皇室の尊嚴」について、彼らは、口を閉ざしつづける識者たちにその解答を促したのである。清張も、この事件の核心を帝国大学内の加藤弘之、井上哲次郎の思想対立、さらにはもつと内奥では伊藤博文と山県有朋がそれぞれに影響力を与えていると推測し、「今度の問題の所在が國体に関する点にあり、ひいては天皇の尊嚴の問題に波及している」とする見方を工藤(加藤)と文科大学生との会話として語らしめるのであつた。具体的には、明治15年に「天赋人权説」から「進化論的国家有機体説」への思考転向を図つた加藤弘之の唯物思想と、國家公認の勅語擁護学者井上哲次郎の観念論思想とを対峙させ、加藤側に中島徳藏・伊藤博文を、井上側に山川健次郎・山県有朋を配置させたのである。

では、こうした対立構図の検討にはいるまことに、「哲学館事件」にいたる明治期の思想変遷過程を天皇制絶対主義とのかかわりにおいて説明しておきたい。

(1) 明治期における思想潮流の変遷過程

明治維新前のわが国においては、「神儒仏の三教」と称された神道、儒教、仏教が国民生活に浸透し、国民性を形成する大きな要素となつてゐた。しかし、維新後顕著となる三つの思想的傾向によって、それらは大きな比重の変化を強いることになる。つまり、第一は藩閥政治家主導によつて明治政府の中核として据えられた、儒教道德と神道精神を柱とした天皇制絶対主義、第二が西洋近代思想としてのダーウィン進化論、マルクス社会主義、イギリス功利主義思想(ベンサム、ミル、スベンサー等)、フランス啓蒙思想・実証主義(ルソー、モンテスキュー、コント等)などであり、第三が博愛・ヒューマニズム精神を旨としたキリスト教思想であつた。とりわけ、第一、第三の外国思想の流入は、井上哲次郎が評したように、「單に優勢と云ふ位ではなく、洪流の如く侵入してきた」のであつた。しかも、欧米において、第一の流れとしてあげた新進思想が保守的反動的立場によつて迫害と弾圧の闘争を強いられたのと同様に、わが国

においてもこれら新進思想は明治期を通して抑圧の過程をたどることになる。

しかし、この新進思想の抑圧という現象を欧米の場合と比較すると、わが国においては唯一ダーウィン的進化論のみが、保守・反動勢力による急激なる批判を回避し、逆に天皇制絶対主義における國体理論の一部として正当なものとして位置づけられたのであった。こうした相違は、神と人間と動物の本質的差異を前提とするキリスト教文化圏と、汎神論的思想土壤のもとに一元的にものごとを見るわが国との相違に由来するものと考えられる。

しかし、そうした日本の土壤に照らしてみても天皇に神性を見るという宗教的基盤を背景にもつ絶対主義体制と、唯物論的自然科学的潮流の中で発展してきた進化論との本質的な矛盾は避けられないものと思われる。では、そうした矛盾を含む西洋的進化思想は、いかにしてわが国の國体思想に組み込まれていったのであろうか。

森戸辰男によると、わが国にはじめて進化論を輸入したのは動物学教授のエドワード・S・モールス (Edward Sylvester Morse) であるとされる。それ以前は、東京開成学校時に博物学教授マッカーテーが在任していたが、彼は宣教師であつたため、「此頃イギリスにダーウィンと云ふ人が居て人間は猿から來たものだと云ふて居るが、實にツマラヌ説であるから万々そんことを聞いても信じてはいけぬ」と学生たちに語っていたとされる。一方、モールスは開成学校時には一つ橋の講堂や市内の公会堂等で進化論を説き、明治10年には東京大学法文理学部の動物学教授としてその論を官学において展開していくのである。さらに、モールスの紹介によって明治11年から13年にかけて東京大学で政治学、理財学、哲学を教授したフェノロサ (Ernest Francesco Fenollosa) や、明治11年から東京大学の英文学論理学哲学教授となつた外山正一 (スペンサーの哲学と共に) や植物学教授となつた矢田部良吉らによつて進化論は、國家公認の学説として西洋と同様の弾圧を受けることもなく官学のうちに重要な位置を占めていったのである。

では、国体と本質的には矛盾するその進化論を政治的国内的に正当化していくのはだれであろうか。それは、まさに清張が本小説で取りあげた加藤弘之院議員、枢密顧問官といった要職を歴任する。とりわけ、「哲学館事件」当时においては、高等教育会議議長、教科書調査委員会会长として文部教育行政の実際上の指針策定者としての立場に身を置いていた。また、「哲学館事件」の講師中島徳蔵は、加藤が帝国大学総長の任にあつた時期に帝大の学生 (明治24年) であり、のちに彼は、加藤の引きで文部省の修身教科書起草委員に抜擢されたのである (これについては第V章で解説していく)。このような意味でも、「哲学館事件」に大きくかかる加藤の思想を明らかにしておくことは事件の解明に有効であると思われる。以下、清張小説の思想的中心を担う加藤弘之の進化論思想を概観してみたい。

(2) 加藤弘之の思想

① 進化論的国家思想

加藤の「自叙伝」によれば、自らの進化論思想の契機と立場は、「英國の開化史の大書バッブルの著書 (Thomas Babell "History of Civilisation in England")」⁵・筆者註⁶を読んで所謂形而上学なるものの殆ど荒唐無稽なるを初めて知り、専ら自然科学に依拠せざれば何事をも論究すること能わざることを感じて、それからダーウィンの進化論やスペンサー・ヘッケル其他の進化哲学を読む・進化主義なるものは:「此宇宙を純自然的發展と見るのであるから、別に此宇宙を支配する大意志、大理性⁷云ふが如き怪しきものを豪も認許せぬ主義である」というよう⁸に語られるのである。

その加藤の進化論思想の結実は、明治15年に出された『人權新說』であった。



加藤 弘之
『国史大辞典』(平成9年 吉川弘文館)

その中で、彼は自らが從前依拠した天賦人權説(國體新論⁹)等)が、地動説の時代に天動説を説くのと同じようなまつたくの「妄想」であったとし、それに徹底的¹⁰な修正を加えたのであった。そうした天賦人權説批判の背景には、急進的自由民權運動の否定、加えて民主・平等・博愛の精神にもとづき拡大の傾向にあつたキリスト教ならびに社会主義の排斥といつた加藤の政治的意図との重なりを推察できる。というのは、それらは、ともに「優勝劣敗の定規」といつた進化の法則を鑑みない反國家主義的思想であると彼によって判断されているからである。「日本臣民たるよりもコスモポリタンたるがよい¹¹云ふやうな思想が多少起こってきたならば、今日までの忠愛心は痛く減殺される」という加藤の言評からもそうした彼の思想傾向の根拠をよみとることができる。彼にとつて、國家秩序と淘汰概念に反するあらゆる概念、つまり「天賦人權」、「普遍的愛」、「階級なき平等」等が攻撃の対象とされたのである。

だが、「淘汰」概念によつて先の「天賦人權」等の思想が否定できたとしても、加藤のダーウィン的淘汰理論や功利主義的利己主義はいかにして天皇制国

家主義と結びつくのであろうか。これには清張が指摘しているように、「有機体進化論」という理論枠組みが必要となるのである。こうした考えもまた、加藤はヘンリー・トーマス・バッケルの『イギリス文明史』において学んでいるのであり、これは文化の「発展」という進化論思想の延長に位置づく考え方であるとされる。このような立場によれば、国家は、単細胞体から複細胞体を経て進化発展を遂げた最も進化した有機体の形式であるとされるのである。さらに、有機体の最終段階としては、全人類、全世界といった包括的な形式が想定されているが、加藤はいまだその段階には達していないと解している。彼の「自然と倫理」によれば、淘汰の原動力である「唯一利己的根本衝動」から「純乎的利己」（混じりけのない利己）と「進化的利己」（利己のより高次の段階）が分生するとされ、この「進化的利己」こそ、進化論と天皇制絶対主義とをつなぐ概念とされるのである。加藤は、「進化的利己」について次のように規定している。すなわち、「他人若しくは国家の幸福利益を努めて図ること、即ち、忠孝仁義友愛その他徳義を行うこと」と。つまり、近代以降広く諸科学において用いられた「成長の有機体論的パラダイム」を加藤も自らの進化論に採り、より高次の有機体的進化段階としての「進化的利己」を設定する中で国家・君主における忠君愛國の精神の必要性を説いたのである。しかも、あくまで、現在の国家状態は、国際道徳への高まりにいたつてないので、国家道徳と国際道徳が相矛盾する場合、国家道徳に従わねばならないとしたのであった。

では、国家に有機体としての最高存在という地位を与えたとしても、国体と密接な関係にある神道・儒教に対して、加藤はみずから支持する唯物論・無神論との矛盾をいかに克服していくのであろうか。加藤は唯物論的発想に立ち、「神道なるものは宗旨としては決して進歩發達したものではない。然るに此の進歩發達していなかる神道を重視して立派な宗教として仏教や基督教に対抗しよう」と云ふのは甚だ謬見である。左様なことをしては却つて吾国体を傷害するようになる」と、神道を国家宗教とすることに強い反対を示している。しかし、彼は同時に、日本の神々や皇祖皇宗については「宗教的崇拜物」としてではなく、宗教的色合いをなくした祖先崇拜の一環としての「現実物」として取り扱うべきだという見解をも示している。つまり、当時の彼にとって、宗教というものはまったく理解のできない迷信とされ、祖先、皇祖皇宗の崇拜という次元において国體觀との接点をかろうじでもちえたのである。

以上が、明治15年以降の加藤弘之の進化論的国家觀の概要である。そして、宗教家や観念論哲学者たちが主張する宗教的あるいは精神的体験の意義を否定した加藤の宗教觀は、明治半ばに広く展開された德育論争を生むことになる。加藤は、明治20年11月に開催された大日本教育会において、「德育について

の一案」と題して、德育は専ら宗教によるべきであること、具体的には神儒仏基の諸宗教による道德教育を各学校で競争的に実施させることを主張した。この主張は、これまでの彼の所論と異なるかのような印象を与えるが、そうではなく、彼の道德的進化のヒエラルキーにおいてその競争性・差別性は正当なものとされたのである。つまり、「德育といふものは智識を開く者ではない。：重に感情に因て出来るから。：神様とか仏様とか上帝とかいふ様なものが大本に立て。有り難い恐ろしいといふ所に因て教へが行き届いてくるのであります。：二千人の内で千九百九七、八人までは盲目で。その他の二、三人が目明きである。：それだけ多い盲目の世の中であれば盲目を治める道具といふ者がなければならぬ。：神、儒、仏、耶蘇：四つの修身料を置いて互ひに教へさせた時は互ひに競走するだろう。：宗旨の存亡興廢は此競争で定まつてくる」と。しかも、この差別的教化ともいえる加藤の「德育としての宗教教育」は、それまでの政府主導の儒教主義教育のアンチテーゼとして立てられていたのであった。

だが、こうした加藤的進化思想とは別に、明治23年の「教育勅語」発布までは、藩閥政治家とも思想的関連をもつ「儒教的忠孝主義」「水戸学的大義名分主義」を學問的に擁護した東京帝国大学教授内藤耻叟（国体發揮 明治22年）を中心とした漢学派や、元田永孚らの宫廷派の影響力も依然として保たれていた。こうした加藤の宗教論や本節第3項にあげる井上哲次郎に代表される宗教論争はいざれも、天皇制教育理念とその教育の行き詰まり打開の途を、天皇制理念と「将来の宗教」との結合に求めるべく問題提起されたものといえる。では、つぎに「哲学館事件」に際して、筆者が注目する倫理科講師中島徳藏と、この加藤弘之との思想的関係について検討を加えてみたい。

② 中島徳藏との思想的関連

具体的な思想内容の記述はないが、清張は小説の中で、中島徳藏が加藤弘之の進化論的思想に感化を受けていたことを記している。事実、中島の思想には進化論的な基盤があるものと思われる。

「中島徳藏先生」によれば、中島（16歳）は明治16年の小学校教員時代にミルの「自由の鐘」、スマイルズの「西國立志編」、ギゾーの「ヨーロッパ文明史」、福沢諭吉の「西洋事情」「學問のすすめ」等を読み、近代西洋思想の素養を高めていったとされる。その後、中島22歳の時（明治18年）、帝国大学予備門専修科後期生として入学が許されるも、学費上の問題から退学を余儀なくされ、同年末に再び郷里に戻り小学校長兼訓導として明治24年まで勤務することになる。そのころ中島は進化論を背景とするスペンサーの教育論に傾倒し、講演等でそうした主張を広めていったとされる。その後、学資を自らの力で貯め、再

び明治24年に帝国大学哲学科専科に入學し（當時、加藤弘之が学長）、29年の卒業まで、哲学・倫理学の考究に努めている。当時の帝国大学では進化論、功利主義をはじめとする近代西洋思想が講義されており、とりわけスペンサーに關心のあった中島は、中島力造（心理学倫理学論理学第二講座）の説くグリーン倫理学中の「自我実現説」に大いなる共感をえたものと思われる。そして、そうした学究の結果として、帝大卒業後、中島は、哲学館在職時に『倫理学概論』（哲学館、明治31年）、『倫理学講義』（富山房、明治32年）、『倫理学原論』（内午出版社、明治41年）等の倫理学書・解説書を刊行していくことになる。

では、加藤の進化論とこれらの中島の思想は具体的にいかにリンクするのであろうか。中島の右記著作における倫理学上の課題は、個人主義と国家主義、利己主義と博愛主義、唯心説と快樂説といった思想的対峙あるいはそれに起因する政治的社會的対立に対して、なんらかの調和的解答を示すことにあつたといえる。それは、日露戦争を前後する時代において根本的価値觀に搖れる指導者層への啓發とも受けとれる内容であった。中島は、こうしたみずから倫理学的使命を、「倫理学は、：世に重大至難の問題続出する時に当たりて、最も之が功用を感じらるる」と、著作において語っているのである。しかも、その倫理学の方向は、明治期に流入した近代西洋思想の潮流と軌を一にしたものであつた。では、こうした中島の発想は、加藤的な國家觀・宗教觀と具体的にいかなる関係を有するのであろうか。

まず、中島の國家觀を考察するに先立ち、加藤の基本的な思想方向を示しておきたい。加藤は、「哲学館事件」當時、元老として貴族院議員に身をおきつつ、文部省の諸委員を務め、文部行政の中心的立場にあつた。それゆえ、本来ならば加藤は、忠孝主義の立場から「教育勅語」を固守する立場にあつたはずであるが、それに反して彼の主張は一貫して東洋思想の偏に固執することへの非難に向けられていた。中島や井上円了との関係に限定するならば、哲学館の新校舎への移転式典（明治22年11月30日）での加藤の祝辭にこうした思想傾向が示されている。

その演説は、「日本人トシテハ、無闇ニ西洋ヲ尊ビ我邦ヲ卑ムナドト云フコトハ言ウマデモナク不都合千万デアルカラ、此ノ学校ガ将来日本主義ヲ執ルトイフ事ニ就イテハ何モ異論ハ無イガ、爰ニ学生諸子ニ少シ注意シテモラハネバナラヌ事」¹⁰があると切り出し、東洋主義に偏ることの非を説くのである。その上で「普遍公平ノ目ヲ以テ諸学説ヲ取り集メ又判断スルトイフコトニ心掛けモラヒタイモノデアル」とし、道理を研究する方法上においては、「眼中唯々ノ世界アルノミニデナケレバナラヌ」と世界的な視点に立つことを強調するのであつた。つまり、東洋主義に偏せず、世界的な視点に立つべきことが彼によ

つて哲学館学生ならびに参列者に伝えられたのである。

同様の見解を中島の国家論、道徳論のうちにもみることができる。中島は、「吾人は必ず古聖人の教を尊重することを期せざるべからず。然れども亦余りに其外形に拘泥すべからざるなり」¹¹とし、さらに「元来實際行為の規則、及び作法なるものは、比較的に普遍化的なる一道德主義よりのみ純粹に割り出しうるものには非ず」と、行為の規範として規定される道德律的なものがひとつの主義に偏することを加藤同様非難するのである。しかも、実際に、中島は自論の中で、東洋女性が絶対的服従を強いられたため、「禽獸的愛他心」「奴隸的愛他心」といった歪んだ愛他心をもつにいたたとする加藤説を引用して、そうした女性の卑屈的無氣力的状態は東洋的絶対服従の弊であるとの指摘もしている。さらに、中島はそのような、「個人を忘れて他人に尽くせ」といった徳目を国家が強調する東洋主義の傾向を批判し、自らが他人の奴隸となることや、逆に他人が自己を奴隸にすることは真理ではないとするのである。

宗教論についても、中島は加藤とほぼ同一の見解をもつていていることが分かる。加藤が、神仏等の形而上の实在を一切否定し、宗教は無知な民衆にとって教化上必要であるとする立場に中島も立つのである。中島は、神仏といった靈物の存在は経験科学的には実証できず、しかもそれら靈物からの命令や默示を信ずる根拠がないとしている。すなわち、「絶対我、あるいは大我とならなくてはならん」と命ずる前に、グリーンの『倫理学序論』が言及しているように、まづもつてそこで語られる「大我」とか「知識」とか「自然」という問題を先に論じることが必要であるとするのである。科学は無前提を根拠としないというのである。また、この中島の主張は、「大我の声」を道徳的進化の高みに想定した井上哲次郎（次節で詳細に検討する）への批判とも考えられる。

さらに、「天に口なし民を以て之を言はしむ」（天意は民を通じて表れる・筆者註）とする孟子の説に対し、中島は「一般衆人が何心なく感じ及び発言する所は即ち神仏の御声なりと。而れども一般民衆なるものは元來無知蒙昧にして随分奇怪なることをも言い触らし兼ねぬものなり」と、民衆の無知を以て否定するのである。まさに加藤の視点に重なるものである。そして、中島は、「神仏に口なし、人の道即ち是れ神仏の道」とする宗教的立場をとり、「人の徳を為すには必ずしも神仏或は天を仮り来るを須い」¹²ず、人は人として其中に人の行為の標準を明識し得とす」と明言するのである。つまり、一般に科学的根拠を見いだせない天や神仏の声ではなく、自らは現実の人間生活や思考の中で捉えていきたいという主張であった。

そして、中島は、以上の自らの国家論、宗教論の理論的根拠に、加藤同様、進化論的視点と人間相互の有機的関係をあげ、さらにその上に自らの思想の最

高形式としてグリーン倫理学の自己実現説を置くのである。そこにおいて、たんなる主觀主義にもとづく絶対的服従主義は否定され、自他相互の有機的関連において、「内は自己の能力如何を考へ、外は自己の位地及社会の状態を察し、適宜に自己の実現を企図すべき」とする彼の自己実現説が展開されるのである。彼のいう「自己（自我）実現」とは、人間の諸性能中に含まれている最上目的を実現することを意味している。そして、人がその究極目的としての自己実現に達した場合、「善良なる品性を造れるに至り、其諸方面に発現する活動自然に矩を越へざるに至れる」といった理想的な倫理状況が生まれると彼は考えるのであった。しかも、中島はこうした自己実現説が、形而上の命令や人間を超越した天命とは別次元の学説であるとの立場から、加藤同様、「徳を天賦と為す勿れ」、「非天賦論の真理なるを信ぜずんばあらず」と言明するのである。すなわち、徳や人格は天賦的なものではなく、現実の経験からえられると主唱するのである。ここでも、また加藤論の再来と思える主張がくり返されていることが分かる。

以上の中島の思想傾向をみると、ダーウィン進化論やスペンサー、ヘッケルの進化哲学を自らの思想の中心に据え、非天賦人権説の立場から進化主義的国家有機体論を唱えた加藤弘之の思想構造との共通性を感じざるを得ない。では、加藤思想と中島的立場はまったく同一のものということができるのである

か。 加藤と中島の思想を厳密にみていくとき、そこに若干のずれを見いだすことができる。そのことは、加藤が著した『道徳法律進化の理』に対する中島の批評（『教育学術界』第8・10号）として、さらにはその中島の批判に対する加藤のリプライとして表れてくる。しかし、それらの論争は、「中島君が拙者の下編即ち道徳法律論に就ても批評の労を取られんことをとくに請求したい。中島君の如く学者的に君子的に攻撃されるのは僕は最も歎ぶことである」という加藤論文の末尾に付された言葉からも分かるように、敵対的な論駁というよりも、共通の理論基盤を前提とした者同士の論議といったものといえる。その論議の要点をあげてみたい。

中島は、『教育学術界』（第10号）において、加藤が愛己心と愛他心をまつたく同一源にみ、道徳的に高次な愛他心さえも、より根源の低次の愛己心から説明しようとすることに対し批判を加えている。そうした批判に加藤は、『哲学雑誌』（第15巻164号）でこう答えていた。中島の主張は、人間と動物は異なるので動物を以て人間は語れないといつてはいるようなもので、こうした誤解は、低次の愛己心から愛他心への変成といった進化の視点を用いることで解決する、と。しかも、愛己心から独立した愛他心というものは生存競争という視点に立つ場

合、成立しないともいう。つまり、人間社会が進化すれば、とりわけ社会内部においてはむやみやたらに激しい闘争はしなくなる。それは、愛己心＝自己保有心が働くからで、そこにおいて秩序や平安が保たれると加藤はいうのである。

以上の論争をみると、中島と加藤の理論上の分歧はそうした人間本性についての理解の差異にあるものと思われる。中島が、「博士（加藤弘之・筆者註）は：無限純乎的愛己心のみを有する実物を捕らへ来つて、夫れより變性的愛己心の生じ来る次第を明示するに於て成功したりとは云ふべからざらむ」と語るよう、中島にとって、どこまでも人間の愛他心は動物的な愛己心とは区別されるものであつたし、自己保存的欲求という低次の愛己心とは切り離された別次元の愛他精神の存在を彼はみていたのである。一方、加藤も、「愛己」と云へば幾分か他を害して以て己を利することを云ひ、また愛他と云へば幾分か己を損して以て他を利することを云ふ」と愛他に際して自己の第一性が崩れることも指摘しているが、加えて彼は次のように説明するのである。つまり、「但し僕が所見にては其実己れを損するにはあらずして却つて己を利することなれども」と。すなわち、自己を犠牲にして他者に尽くす状態は、突き詰めれば自分を利するためにやつているに過ぎないというのである。ここに加藤が、徹底した利己主義・性悪説に立脚していることが判明する。以上の加藤—中島の論議に付言するならば、こうした加藤の性悪説的利己主義的発想は、「母の子女に対する愛情の如き、之を利己として説明するを得ず」と主張した井上哲次郎への批判としても表れてくる。加藤の『道徳法律進化の理』では、そうした井上の論は、「わが子を愛せない母親がいることから分かるように、「愛は経験上成立しうるのみで普遍的本源的ではない」と論駁されることになる。つまり、この愛に対する理解にかぎっては、中島はこうした加藤解釈とは一線を画し、井上哲次郎的な普遍的道徳に傾いているといえそうである。

最後に、「哲学館事件」との関連から、中島の基本的な思想傾向をおさえておきたい。「哲学館事件」では、彼の教授・出題したミュアヘッドの動機説の一部「動機善なれば弑逆も可なり」が問題視され、彼はみずからの倫理思想が国体に矛盾しないことを諸方面に弁駁していく。ところが、その「哲学館事件」が起きた以前の中島の著作にも同様の思想的縮図を見いだすことができる。中島は、明治31年の『倫理学概論』において「所謂國家主義は如何」と題して、国家や君主が道徳性を有するか否かによってその存立の是非が問われるべきであるという自説を展開している。その際、中島は国家に服従することには異論はないが、ローマの暴君ネロや中国の桀紂の残酷無道な行為は認めることができないとして、そのことを「匹夫糾を誅するを聞く、未だ天子を弑するを聞かず」という孟子の暗喩的な言をあげて説明している。つまり、この言葉は、

天命による易姓革命を容認した孟子が、天意に添わない匹夫と化した暴君を弑逆することを暗に認めたものと解することができよう。まさに、「哲学館事件」の、あの「動機善なれば弑も可なり」の議論を彷彿させる。しかも、中島は、ここでものちの「哲学館事件」同様、「此の日本たる東洋の君子国に於ては、何人も国家主権には絶対的に服従せざるべきからざるの義務あるを感じ居ること最も痛切」、「此豊葦原の瑞穂の国は、長いに道徳的な、善なる、「ヨキ」國家なり」、「世界列國中独り我国に於ては、國家と云へば、已に絶対的に善なる、國家を意味す」と、暴君ネロの事例はわが國の例としては不都合であることを力説するのである。しかも、彼が自らの國家主義觀を述べたあとにあえてこうした説明を加えたのは、「偶ま之」（國家主義・筆者註）が理論的証拠を説明するものある時は、直に之を不敬者、不忠者なりと為さんとするの傾向あり」とする社会現状をふまえていたのであり、その言動の陰に徹底した尊皇派国粹主義者の思想的压力が現存していたことを伺わせる。中島が、「哲学館事件」に際して、自らの忠君的立場を示すものとして文部省に差し出したのがこの「倫理学概論」であったわけであるが、反対派にとつては、「哲学館事件」での中島の説明の焼き直しにしかならなかつたものと思われる。

以上みてきたように、加藤、中島は若干の相違はみられるものの非常に類似した西洋近代的な思想傾向を有していたことができるだろう。しかも、開明派と保守派が依然、微妙な勢力関係を保持していた当時にあっては、それらとの相違ゆえ細心の配慮のもとに自らの思想を表明していくことも理解される。

(3) 井上哲次郎の思想

① 「教育勅語」擁護派の重層的構造

では、同じく明治期日本の思想界をリードし、加藤とはまったく対立的な観念論的立場から教育勅語を擁護していく井上哲次郎の思想とはいかなるものであつたのだろうか。また、「哲学館事件」に際して、その井上の観念論思想はどういう影響力をもちえたのであろうか。

井上は、第一回の東京大学哲学科の卒業生にあたり、明治15年から大正12年まで東京大学で哲学を教授した明治期を代表する学者であり、思想的には、ドイツ留学を経てわが国にドイツ観念論哲学を広く定着させたことが評価されている。しかも、その観念論的立場にもとづき



井上 哲次郎
『中島徳蔵先生』(昭和37年 東洋大学)

「教育勅語」を強力に擁護した政府の御用学者としてもよく知られている。明治35年の「哲学館事件」当時には東京帝国大学文科大学長として学術界を代表する学者といつた確固たる地位を築いていた。では、以下、こうした政府イデオロギーの代弁者としての顔をもつ井上の思想的影響について吟味してみたい。

井上は、ドイツ留学から戻った明治23年に、政府の依頼を受け、さっそく「教育勅語」についての解説書「勅語衍義」を書き、それが日本固有の国民道徳であることを公的に裏づける試みをおこなつている。そして、井上はその立場から、無差別の愛を説くキリスト教の思想が天皇への無条件的忠誠を旨とする「教育勅語」に反するとして、論文「教育と宗教の衝突」においてこれを論駁するのである。これが世にいう「教育と宗教の第一次論争」の引き金となつたのである。しかも、この井上論を契機として生じた理論論争は、明治24年から25年にかけて現実のキリスト教弾圧事件としても現れてくる。たとえば、第一高等中学校教員であった内村鑑三は、勅語を礼拝しなかつたためその嘱託を解かれ、熊本英学校、八代南部高等学校、山鹿高等小学校ではキリスト教的立場から勅語・御真影受容に抵抗を示した教師や生徒が退職・退学処分を受けた。しかも、こうした井上論を背景とした思想弾圧事件を経て、当時まだ不安定であった「教育勅語」は、徐々にその権威を確固たるものにしていったとされるのである。

しかし、ここで確認しておきたいことは、「教育勅語」体制の学問的擁護者がすべて井上的な思考と同一歩調をとつたわけではなく、きわめて多様な重層的構造によつて保たれていたという点である。たとえば、井上哲次郎が忠孝論を中心とした哲学的立場から、勅語について政府公認解釈ともいえる「勅語衍義」を刊行した際、同じく「教育勅語」を強烈に擁護する漢学派からは次のような抵抗が示されたのである。その攻撃の矛先は、井上の「勅語衍義」の「自序」の記述「故ナク主君ヲ侮慢シ、若シクハ傷害セバ、上下ノ秩序ヲ乱ルノ端緒ニシテ、誰カ之ヲ怖レザランヤ」に対して向けられた。その中心的人物である遂志生（小股憲明によればこの人物は東京帝国大学漢文学教授内藤耻叟であるとされる）は、この井上の記述に対して、「若シ故アラバ主君ヲ侮慢スルモ可ナルカ、故アラバ主君ヲ傷害スルモ可ナルカ」と批判し、井上自身を「君ヲ弑スヲ以テ臣道」となす者と攻撃したのである。つまり、「なんらの理由もなしに君主を侮蔑したり、傷害したりすることは、国内秩序の混乱の原因となる」とする井上の「一文は、天皇崇拜者にとって「もし理由があれば君主の侮蔑、傷害も可となる」と解することもでき看過できない暴言として強烈に非難されたのである。まさに、「哲学館事件」における問題の一文「動機善なれば、弑逆

も可なり」とのアナロジーを感じる。しかも、こうした命題に内藤ら漢学主義の勅語擁護派が敏感に反応したことは「哲学館事件」を考える際にも一考の余地があるものと思われる。彼らにとって、西欧臭のある学問やその支持者は漢学否定の傾向があるとしてことごとく敵対視されたのである。では、それをもつて一足飛びに漢学派が「哲学館事件」に関与したと推定することができるであろうか。

筆者は、漢学派が極端な勅語擁護者であるとの見方には当然賛意を示すが、「哲学館事件」への直接的な関与についての可能性は低いものと考える。というのは、つぎの一連の事実によってそう思えるからである。つまり、第5回高等教育会議（明治33年12月15日～21日）の諮問事項「中学校二閥スル事項」（『高等教育会議決議録』）中に「中学校令施行規則」案があり、そこでは従来の国語漢文科において漢文を新設の国語科に組み込むことで漢文科そのものを廃止しようとする建議が出された。しかし、こうした文部省の漢学排斥の議に対して、明治34年2月27日に九段偕行社において漢学者たちは160名におよぶ決起大会を開き、漢学の独立をめざしたのである。さらに、こうした勢力は帝国議会において、細田謙蔵他十二名の連署で「師範学校中学校漢文科名称存置請願」が提出され、実現した中学校令施行規則（明治34年3月5日）においては請願通り漢文科の存続が認められたのである。そして、この漢学擁護派の発起人として名前を連ねたひとりに哲学館長井上円了がいたのである。つまり、井上円了は明治33年から34年時点において漢学派の利益と一致した行動をとっていたことが分かるのである。それゆえ、漢学派による哲学館攻撃の可能性は少ないともみるのである。



満頭山
『国史大辞典』(平成5年 吉川弘文館)

つづけて、もうひとつ、同じ勅語擁護的立場からなされた井上哲次郎批判の事例をあげておきたい。その事件は、大正14年に、井上の「吾が国体と国民道德」（広文堂書店）中の記述をめぐって生じた。極右国粹主義者として知られる頭山満は、井上が前掲書で言及した二つの点、つまり、天照大神は史実でなく神話に属すとした点と、三種の神器中鏡と剣は模造であるとした記述を問題視し、井上発言は「不敬」であるとその責任を追求し、結果、井上は公職を辞すことになったのである。佐藤秀夫によれば、さらにこの事件の根源的原因は植民地教育をめぐる井上の教育勅語修正論にあるとされている。すなわち、こうした極右勢力の井上攻撃は、井上が大正8年に「教

育勅語に修正を加へよ」「教育新聞」(第60号)の中で、「教育勅語」の「璽祖先の遺風を顕彰するに足らむ」という趣旨を民族的に同化していない植民地下にある朝鮮民族や台湾の民衆にまでも適用するのは困難であると指摘したことへの反感と運動するのではないかと佐藤はみるのである。こうした天皇制絶対主義の微妙な重層構造ゆえに、勅語擁護の学者として確固たる地位を築いていたと思われた井上もまた、「儒教的忠孝主義」「水戸学的大義名分主義」を忠実に守らうとする立場によって「不敬」の汚名を着せられ、失脚させられるという態勢を招くことになったのである。

②井上哲次郎の観念論哲学の射程

では、清張が「哲学館事件」の読み解きにおいて、観念論・唯心論といった大きな概念で、当時の加藤弘之らの唯物論的立場と対峙させた井上哲次郎の思想とはいつたらいどのようなものであつただろうか。この項では、「哲学館事件」の直前に、再び世間で「教育と宗教の第二次論争」として波紋を呼んだ井上の「宗教の将来に関する意見」（『哲学雑誌』(第154号、明治32年)）を中心みていくことにしたい。

まず、井上は、当時の国民への「教育勅語」の浸透状況を鑑み、その趣旨の徹底が不十分であることを認識していた。そのことを、彼は「教育勅語」が「わが国教育の主義方針であることは勿論」だが、それは実は「要項」にすぎないから、「他に動機を与へて聖意を貫徹せしめねばならない」と述べている。³⁴そして、勅語不徹底の原因を彼は「倫理教育の不十分」にみるのである。

彼は、自らの倫理觀をこう示している。「人類の道徳的行為を対象とする学科を倫理學とす。倫理學は単に知ると云ふことの学科にあらずして、又行ふと云ふことの学科なり、即ち道徳の何たるかを知ることを期すのみならず、又如何にせば道徳を行ひ得べきかを示すものなり」と。そこにおいては、加藤弘之らがめざそうとした「倫理學の科学化」は次のように否定される。「自然科学は直に自然現象を捉へて研究するものなればなり、然るに近時倫理學をも自然科学の如く、客觀法により、倫理的事実を研究するところより誤りて、倫理法 Stittengesetz と自然法 Naturgesetz を混同し、遂に倫理學を單に知ることの学科とならしめたり、單に知ることの学科となれる倫理學を取り、之を宗教に代へ、以て德育を奨励せんとする」と。つまり、彼によれば、経験的実証主義科学の「明証性」概念はもともと自然科学領域のみに適応できるものであるにもかかわらず、体験的次元を内包する倫理學の領域にその方法論を使用することは矛盾した学問的立場であるとされるのである。そして、井上の精神科学的立場ともいえる思想は、るべき倫理觀を、表層的意識的かつ個人的な体験世界における意識レベル

ルの進化過程のうちに求めていかねばならないとするのであつた。すなわち、「一切を融合せる無限の大我より来たるの声なり、此大我の声は独在の時、耳にささやく声なり、夜半暗黒の裏に聞くべき声なり、人をして恥辱若しくは悔恨の念を起こさしむる声」、ここに倫理の発源をみ、この大我に従えば、「己が為す自己が感ずる所と調和し、始めて自己充足 *Selbstbefriedigung* を得て、寂然不動、如何なる事變に遭遇するも、雲煙過眼に外ならず、外界より帰納せる倫理規定は、内外を間隔するの弊を免れざるも、内界より發射する道徳工夫は、此の如き弊あることなし」：是故に宗教に常住不滅の真理ありて之れが根柢たるを知るべきなり⁽⁴⁾とされるのである。

こうした自らの思想を根拠として、井上は、唯物論、功利主義、機械論思想とたびたび衝突を繰り広げた。そのうち最も激しく対立したのが唯物論と直結した進化論の立場をとる加藤弘之であった。井上は加藤に対し、「進化主義の見方に於いて余り物質の一方に偏した處から、必然の結果として權力即正義というような考えが生じてきた」と徹底した非難を加えた。つまり、井上はこれら唯物論的立場が現象を超越した立場をも現象と同じ空間内に引き込み認識の対象としうとした点に理論の矛盾を見るのである。では、加藤以外に帝大系の倫理学説に対して、井上はどのような態度を示したのであろうか。

彼の友人で、「哲学館事件」

当時、東京帝国大学で心理学倫

理学論理学の第一講座を担当し

た元良勇次郎の唯物的心理学に

対してもまた、「素朴实在論に

立つてゐる」とその理論構造の

單純さを指摘し、「元良の倫理

學説は感情主義で、快樂説で、

畢竟一種の功利説に外ならな

い」と精神進化の次元を看過した單純な情欲レベルの思想であると非難した。

井上は、実在について、現象をそのまま実在とみる一元的表面的実在論として

の「素朴实在論」、実在を現象の彼岸にあるものとする「二元的实在論」とい

つた二つの实在論を退けたうえで、自らの「現象即实在論」を提示している。

この立場は、科学的進化論やカント的「存在——認識の二元論」のよう、科学

的認識の対象を現象界に限定する立場を越えて、現象界に限定された経験的認

識と実在にかかる超越的認識とを連続的高進の図式から融合的に読み解いていこうとするのである。⁽⁵⁾

そうした視点において、同じく、東京帝国大学の同第二講座を担当していた



元良 勇次郎

『中島徳藏先生』(平成37年 東洋大学)



中島 力造

『国史大辞典』(平成5年 吉川弘文館)

中島力造もまた批判を受けることになるのである。具体的には、イ

ギリスの倫理学者グリーンの自我実現説の克服として自我の実現を

社会において成り立ちらとした

中島の人格実現説は、日本語の概念分析をおこなわず、しかも「教

育勅語」との関連性を説かなかった

めに、「何處までも西洋倫理学の

出店といふやうな遣り方」と非難された。しかも、こうした論議において井上は、この中島的な「西洋倫理学の出店」といった學問的手法が學界で広く普及しつつあるので、倫理学研究上に一大革新を起こさなければならないとも主張している。⁽⁶⁾さらに、こうした井上の発言をそのまま「哲学館事件」に移写して考へた場合、そこに重要な思想対立の図式が見いだせるのである。なぜならば、「哲学館事件」の際、中島徳藏が取りあげ問題視されたミュアヘッドの倫理説こそが、中島力造の説くグリーンの自我実現説の解説であり、井上哲次郎にとって、両中島の説くグリーン流の自我実現説は、「一大革新」のもとに一掃されるべき対象であつたと想定することも可能となるからである。

ほかに井上が反意を明示していた思想としては、無神論、唯物論的立場を背景として當時勃興していた社会主義、共産主義があげられるが、ここでは「哲学館事件」に直接かかわる、問題となつた中島徳藏のミュアヘッド倫理学説に対する井上の見解に焦点をしぼつてみていただきたい。

③井上哲次郎とミュアヘッド倫理学説

ここでは、「哲学館事件」で問題となつたミュアヘッドの倫理説について井上哲次郎がいかなる思想的立場を示したのかをみていただきたい。「哲学館事件」に際して、「読売新聞」(明治36年1月29日)に掲載された「文部大臣は参事官並に学者に諮詢して、其可否の取調を命じた」という限本の談話为契机として、『日出國新聞』(2月23日)で「哲学館事件」は井上円了と文科大学長井上哲次郎の反目が原因であるとの記述が出た。それを受け、井上哲次郎は2月26日の同紙や3月1日の「中央公論」で、「哲学館事件」に際して文部省より喚出されたこともないし、哲学館ならびに井上円了に宿怨を抱いていたという事実もない、事件への関与を全面的に否定した。そして、明治36年4月1日に問題のミュアヘッド倫理学説に対する持論を、「太陽」誌上に詳細に展開するのである。

井上は、この中で主に「動機」と「結果」について論じている。というのは、

一般に「哲学館事件」の際の哲学論争において「動機善なれば弑逆も可なり」というミュアヘッドの動機説そのものが問題視されたからである。彼は、まず自然科学の「原因——結果」といった単線的な外的因果関係と区別して、「道徳的行為の原因」を内的な「動機」(意志の結果)とするとの定義づけをおこなっている。その上で、「動機」によって行為の善悪の判断をする立場を「動機論者」とし、行為を成し遂げたあとに、その結果が社会に有益であるか否かを道徳的判断の基準とする立場を「結果論者」と位置づけている。そして、「結果論者」は往々にして行為結果の快楽や幸福を有益さの指標とするため功利主義に立つ者が多いとされている。

では、問題となつたミュアヘッドはこれらのうちどちらの立場に立つのであろうか。井上は、ミュアヘッドもグリーンも結果論との調和を努めているが、いずれかといえば「動機論者」の性質の方が優つてゐる⁽¹⁾とされる。ミュアヘッドの動機説に特徴的なことは、「動機」が行為の「結果(目的)」を予測したものとして設定されていることである。そうした目的と一致した動機の状態を想定することは、動機論と結果論を統合した枠組みを理論上指定しているということを意味している。

しかし、井上はそうした設定が次の点で非現実的であることを指摘している。

- a. 一々の行為において、結果を見越した意志発動は困難であること。
- b. 動機論者のいう「結果」と、結果論者のいう「結果」とが本質的に異なることによって理解者側に問題や矛盾が生じること。

このことは、一般に、一方でミュアヘッドやグリーンを功利主義・進化論的な流れに位置づけ、他方でヘーゲル的な観念論の系譜に置くといった矛盾した状況があるということ、また、その背景にこうした各立場の「結果理解の相違」が存在するということを意味しているのである。たとえば中島が前者の立場に立つて観念論を批判し、井上がミュアヘッドやグリーンを動機論者としてカント派に位置づけていることはそうした状況を示したものといえよう。そして、井上は自我実現説について、みずから観念論的立場から、「其自我実現説と云ふ事は利害得失の一点より打算して定めて来たのではない、是は利害得失以上のことである、精神上自己充足の得らるるのは此に在ると斯う見て、人生の指針を定めてきた」と解釈するのである。

c. 右記 a b と同様の視点から、「動機」についても各立場は、「外界の動機」と「外界の動機」の相違をもたらすこと。

すなわち、動機論者は前者をとり、その動機の根源を精神界に置き、結果論者は外界の諸対象から動機を導くとされる。

したがつて、a から c の理由によつて、ミュアヘッドの動機説は理解する側

が動機論に立つか結果論に立つかで理論上想定された「動機と結果の調和」は矛盾を示すことが井上によつて指摘されたのである。しかも、結果論は、「客觀の倫理」「智慧の道德」をめざすゆえ、その根柢には経験的実証主義科学を背景とした功利主義を置き、動機論は「主觀の倫理」「情的の倫理」の性質を有するため宗教と相通じる傾向がある⁽²⁾とされた。加えて、結果論者は社会公衆に最も有益なることを目的とするため、最終的にそこでの自我実現は「利他的功利主義」という立場の中でめざされることとなり、動機説の場合は個人のうちににおける自己充足となるとされる。

以上の説明において、井上自身は「動機論」の立場に立脚し、「最高の思想を立てて精神上之を追ふて進んで行くと云ふやうな事は是は動機論の特色であります、個人が人格的理想を実現しやうと云ふ事になりますと云ふと、いつでも自分の生命を安全に維持して行くとは限らない。種々なる場合に遭遇しては生命も抛たなければならない」と「教育勅語」における忠君愛国精神を想像させるような言辞を残している。しかも、上記のミュアヘッドの動機説をめぐる問題を熟慮した結果、井上は、「哲学館事件」でかわされた中島徳蔵と隈本有尚との会話、いわゆる「伊庭想太郎とクロムウェルの道徳的行為上の関連」についてこう語つている。「伊庭想太郎とクロムウェルとの行為に何程の差異がありませう、伊庭想太郎は主觀的には善であつたけれども、客觀的には正しくなかつた、クロムウェルは主觀的にも客觀的にも正しかつたと斯う云ふ工合に判然差別を立てる事が出来ませうか。伊庭想太郎も客觀的知識が無かつたと云ふ訳ではない、客觀的知識に不充分な所がありましたらう、けれども帰する所は之が一番正しいと思つたに違ひない、クロムウェルも矢張り斯うやるが一番正しいと主觀的に之を思ふて其行為を決定したに相違ない：それで客觀的知識に関する側は、唯程度の差があると云ふべきであります、決して種類の差があるわけではない」と。そして、最後に「哲学館事件」の真相について井上は、決して「私立学校撲滅」や「学問の自由妨害」や「偽忠君偽愛國」などではなく、わが国の国民教育を統轄するという目的の上からの行政処分であったと断言するのである。

以上、検討してきた井上哲次郎の主張にもとづくなれば、「哲学館事件」で倫理問題が問われた中島徳蔵、さらには同様の思想傾向をもつ加藤弘之、中島力造の思想と、井上の観念論とは根本的な立場の相違を有するものといえる。それは、「教育勅語」の理解についても同様の本質的差異を示すもので、井上が、こうした中島らの倫理的立場に対し、「一大革新」のもとに一掃されるべきとする思想排斥の意図をもつてゐたことは十分理解できる。では、こうした井上哲次郎の思想的意図は、哲学館館主井上円了にはいかに向けられたので

あらうか。

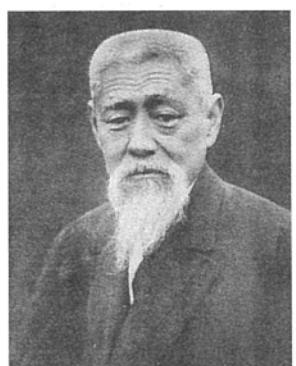
(4) 井上円了の宗教論

ここで、井上哲次郎と哲学館館長井上円了について語つておくる必要があるだろう。井上哲次郎は、円了が東京大学文学部哲学科の学生であつた時の師にあたる。井上哲次郎は、「仏教の大いに衰へた時に、哲学としての仏教の大いなる価値あることを世に鼓舞して、仏教と哲学とを結びつけ」たと、円了の仏教哲学運動を評価し、その立場の理想主義的反唯物主義的な傾向を評価する一方、「哲学を借りて仏教を復活するにあるの嫌ひがないではなかつた」と若干その取り組みについての問題も指摘している。では、円了の方は師井上哲次郎をどうみていたのであらうか。

哲学館経営の雑務処理に追われていた井上円了は、ある人物の指摘で井上哲次郎の「宗教の将来に関する意見」『哲学雑誌』(第154号、明治32年)を読む機会をえていた。彼は、当時文科大学長であつた井上哲次郎を「博覧強記を以て世に知られ、立論の正確なる、識見の卓絶なる」未来の総長、未来の文相となるべき「有望の位置」として賞賛する一方、「其論旨に於ては聊か同意を表す能はざるものあり、之を黙々に付し去るは亦学術界に不忠実なるの評を招かんことを恐る」と、みずから見解との相違から井上論に論駁を加えるのである。

円了は、井上哲次郎の宗教意見を、「三田派の自尊菩薩」(福沢諭吉の慶應派に代表される独立自尊主義)、「番町大菩薩の自利教」(加藤弘之の利己主義的立場)などと同様、旧仏教を厭惡する風潮の主たるものとして取りあげるのである。とりわけ、自らと井上哲次郎の見解との相違を、①純粹學問としての倫理学的要素を宗教の第一原理としたこと、②諸宗教を長所短所をもつゆえ一括して総合的新宗教を構成すること、③人格的実在を宗教のうちから排除したこと、の三点にみている。まず、第一と第三の視点についてみてみたい。

第二の各宗派の欠点についての觀点は、円了によれば、「宗教の罪ではなく、之を弘通する人と之を受容する社会との罪に帰せ」られるべきことであり、井上哲次郎の発想は、玉を瓦と見誤り、玉についた汚れを落として光を取り戻すことをせず、それすべてを破壊して新たな宗教をつくろうとする事であると批判された。第三の觀点については、井上哲次郎が、倫理学の名において一



井上 円了
『中島徳蔵先生』(昭和37年 東洋大学)

切の特殊性を排除し、普遍性のもとにすべての人格性を非人格性に昇華しようとした点を批判しているのである。さらに、井上哲次郎が倫理学において知の体系を求めようとしたのに対し、円了の場合、そうした知力的要素は、当為(sollen)の世界である倫理学や、自然科学的手法を旨とする心理学ではなく、純正哲学的思考(有限的識心とされる)において求められるべきとされた。しかも、そうした知的作用は宗教においては感情と結びつくため、有限的色相としての人格性を現すとされる。つまり、井上哲次郎のいう「大我の声」は、円了の場合、人間的感情を帯びた「大我の色相」となるのである。円了は、この主張のあとに、若干シニカルに、「井上哲次郎の大我と掛けて何と解く」と謎掛けをしている。その答えは、円了によれば、「濱の松風と解く、その意は、音ばかり」ということである。

では、第一の觀点についての円了の見解を述べてみたい。この井上哲次郎の宗教と倫理学の同一視について、円了は、宗教心が起るのは外部からの注入によるのではなく、「人性自然の發達上内部より開展したるもの」であるとし、客観的知識としての倫理学と、みずから説く宗教心が本質的に異なることを主張する。つまり、宗教は、認識論上の不可知領域に身を置くのであって、純正哲学が不可知領域や可知領域を総合的個別的に外から解明していくのとは根本的に異なるとするのであった(井上哲次郎の倫理的立場は個人の内的な声にもとづくとする「倫理の先天説」に依拠するもので、この点円了と同じであるが、円了は学術的倫理が可知界を本領とするとして井上哲次郎の説を否定するのである)。さらに、井上哲次郎が「釈迦・耶穌の幾万の生靈を感化して、偉大の勢力を死後數千歳のあとに維持するは、独り倫理上の感化」であるとすることに対する、円了は倫理上の感化は宗教に付随する一条件であるとみている。つまり、仏教・キリスト教といった宗教が数千年間社会の人心を引きつけてきた事実をもつて、円了は逆にそれらが示す宗教教義によって「神人冥合、心仏一体の妙境に」いたることが可能であることが証明されたと理解するのである。また、人智、人力の及ばない領域として、円了は、学問的には無前提に立たざるを得ない生存の根柢の問題や、階級再生産論にみられるような動かしようのない不遇者の現状などをあげ、そうした現実において宗教が必然的に発生してきたし、維持されていると考えるのであつた。

こうした宗教觀は、ある意味で加藤弘之が説く人間の進化論的ヒエラルキーを前提とした宗教政策を想像させるが、それとはまったく異なつており、そのことは先の井上哲次郎批判論文中で、円了が加藤について、「番町大菩薩の自利教」と揶揄し、「加藤博士の宗教は愚民の頑弄物の如く解釈」宗教を目して愚民の頑弄物となすもの:未だ宗教の本領を知らざる妄評に過ぎず」と酷評し

てることからも分かるのである。すなわち、円了は各人の人知能力を超えた不可知領域に対し宗教が成立するとしたのであった。つまり、賢愚利鈍の別なく、貧しさゆえにそこから脱したいと祈ること、病苦のゆえに病の回復を願うこと、人間実存の意味を問うこと、すべて「宗教」であるというのである。けつして加藤のいう「盲目者」ゆえの宗教ではないのである。

以上のことから、無差別の愛を説くキリスト教や一宗派としての仏教を、國家精神という「教育勅語」の枠組み内で批判する井上哲次郎、加藤弘之両者に對して、円了は、「未だ仏教の味も耶蘇教の趣も感知せざりし人：共に一笑に価するに過ぎず」と否定的な判断を下すのである。すなわち、思想上においては、円了は元来宗教の本質を否定する加藤とはまったく相反し、宗教を倫理に取り込もうとした井上哲次郎とも根本的には立場を異にしているといえる。しかし、それは思想上のことであり、円了による哲学館の設立（明治20年）に際して、加藤弘之は元老院議官として、同じく元老院議官の西周や中村正直、宮中顧問官西村茂樹、文科大学長外山正一、そして岡田良平らとともに贊助を表明して設立を支援している。しかも、加藤も井上哲次郎も「哲学館事件」をはさんで哲学館の講師を務めており、ともに明治38年以降は円了の政治的配慮もあつてか、哲学館の顧問としての役職に就いているのである。

以上の本校の考察にもとづくなれば、井上哲次郎と、加藤弘之・井上円了ならびに中島徳藏の思想的相違は確実であり、とりわけ、問題となつたミュアヘッド倫理学説に関して井上哲次郎が、加藤・中島的な思惟を危険視している点は「哲学館事件」を考察する際、ひとつの手がかりとなるものと考へる。

第5節 国体・皇室問題をめぐる山県有朋——飯野吉三郎——隈本有尚陰謀説

(1) 山県有朋の位置づけ

「哲学館事件」の真相をめぐる議論のうち、最も清張の直観的創作的な構想力が發揮されたと思われるのがこの第五番目にあげた「国体・皇室問題をめぐる山県——飯野——隈本陰謀説」である。清張の描いた「哲学館事件」の筋書きは、奥宮健之や中島徳藏をして語らしめた「日露戦争を翌々年に控えた山県有朋が国内の与論を國權主義に統率しようとする意図から、飯野を使つて文部官僚を躍らせ、哲学館に一悶着起させ、國論を君主絶対主義に運んだ」という言葉に集約されるものと思われる。つまり、哲学館でのミニアヘッド動機説（動機が正しければ弑逆も可なり）が、国体の精華・皇室の尊嚴にかかわるとして、山県をして明治政府の精神的支柱である天皇制絶対主義イデオロギーの堅持にはしらせたことに端を発するという見方である。しかも、この清張の読み解きでは、明治政府の実質的指導者としての山県有朋と宇宙神教を創設した

宗教家飯野吉三郎ならびに文部省視学官隈本有尚が直接間接にかかわりをもち、この「哲学館事件」が展開されたとされるのである。当時のマスコミにおいては、清張も引用した『毎日』（明治36年2月1日）の「文部省が此の軽舉に出たる動機を求めるに、一に宮内官吏の干渉を恐怖したるに依る」や、他には「教育學術界」（第3号、明治36年3月1日）の「此等の処置は文部省の本意にあらず、一に宮内省の指しがねに出て、文部大臣は只恐惶頓首したるに止まる」という記述に若干ではあるがそうした宮内省原因説を見いだすことができる。しかし、具体的な記述内容はまったくなく、さらに、そこに山県有朋が関与していたとする記述も、飯野吉三郎がかわっていたといった叙述もみることはできない。では、その清張の独自な「国体・皇室問題をめぐる山県——飯野——隈本陰謀説」にはいかなる妥当性が示されるのであろうか。

まず、清張説の根本的動因とされた山県有朋が、いかにこの「哲学館事件」にかかわりうるのかを検討してみたい。明治維新成功の立役者で藩閥政治家の中心的存在でもある山県は、新制明治政府において皇室と直結する軍事統制国家の基礎を「軍人勅諭」発令によって築いた人物であり、さらに、伝統保守派と開明派の勢力拮抗で動搖する教育行政にあって、明治23年の總理大臣時に地方官議会の強い後押しでもってふたたび「勅諭」のもとに教育をも天皇制絶対主義のもとに位置づけた人物でもあつた。軍事と教育を統合し超然主義の名のもとに明治天皇制国家を堅持しようと意図した山県の「教育勅語」がここに成立したのである。この「教育勅語」成立以後、教育界は、日露戦争後に出来た「戊申詔書」（明治41年）によつて天皇制教育体制が確立するにいたるまで、「勅語」をめぐつて諸勢力が対立し、動搖をきたすことになるのである。しかも、この山県によって成立した「教育勅語」をめぐる諸勢力の抗争において「哲学館事件」が生起したといえるのである。これに関する具体的な考証は、後の章にゆずることとして、ここでは当時の山県の政治的な位置づけと、清張が設定した飯野吉三郎、隈本有尚との関係に限定して述べていきたい。

日清・日露戦争間における明治政府内の山県の位置づけを考える場合、同じ長州閥で政党との連携を模索していく伊藤博文との関係について述べておく必要があるだろう。

明治14年の政変以降、伊藤らによつて追放された大隈重信や福沢派の進歩開明派官僚は、反政府勢力の結集を政党において模索した。そして、板垣らが明治14年に自由党を結成したのを受け、大隈、尾崎、犬飼、矢野らは明治15年に立憲改進党（明治29年には進歩党）を設立するにいたる。明治30年代に入るところした政党勢力は議会内でも多数を占めるようになり、政権確保をめざす伊藤は、自由党、進歩党といった大政党との連携を模索していくことになる。

そうした伊藤に対して、山県は藩閥政治による超然主義の貫徹を主張し、伊藤と対立するのであつた。そして、そのような対立構図のもとに、明治31年6月に、反藩閥を標榜する自由・進歩連合としての憲政党内閣、すなわち隈板内閣が成立したのである。こうした事態は、山県にとって大きな失望となり、知人宛の書簡に「遂に明治政府は落城して、政党内閣と為りたる」と語るおよんではいる。その後、「共和演説」による尾崎文相の退陣とともに後継指名をめぐつて憲政党内は分裂し、旧自民党系と連絡のある桂太郎が間に入りふたび山県内閣が成立するのである。しかし、當時としては山県流の超然主義にもとづく藩閥政治は実現不可能であり、旧自由党系との連立でもってはじめて議会での過半数を確保したのである。その後、こうした山県——桂路線と、明治33年に憲政党を母体に立憲政友会を組織した伊藤——西園寺路線は、大きくは「保守伝統派」と「開明派」として対立の溝を深めていったのである。明治35年に発生した「哲学館事件」は、まさにこうした大きな政治的闘争の波に呑み込まれていった事件といえるだろう。この事件において、山県は「教育勅語」の、ひいては天皇制教育体制の最大の擁護者として位置づくであろう。清張が「哲学館事件」の影に山県ありとみたのは、当然の帰結といわねばならない。



山県有朋と伊藤博文
『太陽』(明治36年)

(2) 飯野吉三郎について
① 清張の描く飯野像

清張は、飯野について、東京府下多摩郡千駄ヶ谷村穂田において天照大神を祭神とした「宇宙神教」を創設し、のちに「日本精神團」を設立した宗教家として小説に取りあげている。また、飯野の信奉者として、陸軍の児玉源太郎中将、外松孫太郎少将、大島健一大佐、政界では山県有朋、伊藤博文、宮内省関係では下田歌子らがあげられており、そこに政治的交流があつたとされる。そ

して、社会主義者では奥宮健之と幸徳秋水との接触があつたとされる。しかも、その奥宮に関しては、日露戦争後の帝都内乱（日比谷焼き討ち事件）を受け、国民大会委員長河野広中のためには司法当局と交渉した際、彼の兄である東京地方検事局検事正の奥宮正治と接触していることも記述されている。ただし、「小説東京帝国大学」における清張の記述をみると、飯野については、知名貴顯の士に取り入り、宮内省にまで自己の権力拡大をねらった怪僧的側面が強調され、こうした飯野の詐欺にだまされる「上流階級の人間には何か欠点があるようである。精神的に彼らに不均衡などころがあるらしい」という評価が与えられているのである。

では、清張はそのような飯野像をいかにして組み立てていったのであろうか。松本清張記念館館長藤井康栄によれば、清張の得た飯野情報は当時の「サンデー毎日」の担当編集者であった増田れい子によつて東京大学の「明治新聞文庫」から収集されたものであることが確認されている。当時の飯野に関する情報源としては、明治29年に飯野が起こした白木屋事件をとりあげた「奇怪なる精神学者の拘引」（朝日新聞）（明治29年6月25日～28日）や、飯野に財産を没収されたとする並木縫吉の告訴に端を発する「報知新聞」の大正14年1月から4月にかけての大連載記事、さらには間接的ながら、飯野との醜聞があつた下田歌子を取りあげた幸徳秋水の「妖婦下田歌子」（日刊平民新聞）（明治40年2月24日～4月13日）が主たるものとしてあげられる。清張はこれらをもとに飯野像を編んでいったものと考えられる。事実、飯野に関しては、その人間描写（『報知新聞』、同年1月10日夕刊11面等）、政治家・高級官僚との交友関係（同紙、大正14年1月11日朝刊11面等）、下田歌子との関係（同紙、同年1月10日夕刊11面等）、書生等の活動（同紙、同年14年1月10日朝刊11面）など、新聞記事を参考に創作したのではなかと思われる箇所が数多くみうけられる。こうした創作経緯は、清張自身、「黒い手帳」において、「小説のヒントやアイデアというものは、電車やバスの中で、ひょいと思いつくこともよくあります」と、新聞記事から思いついて、そ



飯野吉三郎の記事
『報知新聞』(大正14年)

れを発展させることは、また、しばしばあります⁽⁴⁾」と述べていることに合致するものといえる。

では、清張が描いた飯野像について、その妥当性を、以下検討してみることにしたい。

②史実としての飯野像

イ 上京・廃娼運動

飯野に関する歴史的研究としては、飯野を直接知る飯野官吉の著作『穂田の神様 飯野吉三郎の風影』(文藝書房平成9年)がある。本論稿では、主としてこの飯野官吉の著作を通して飯野の実像を概略し、山県有朋ら政界との実質的な関係がありえたのか、または文部省(隈本有尚)との連絡の可能性があつたのか等を検討してみたいと思う。

まず、宇宙神教創設以前の飯野について清張は、「飯野の前身はよく分からぬ。彼が岐阜に生まれて、出京してからは簾竹を操つて易をみていたという説もある。一時は学校の教師をしていたという説もある」と、当時の一般的な飯野情報から出京時の状況を記述している。飯野官吉によれば、事実、飯野は、明治19年ごろ、兄盛篤によつて書かれた、郷里の先輩大島健(後の陸軍大臣)、下田歌子(実践女子学園創設)、三好学(植物学者)の依頼状をもつて上京を果たしたとされる。しかも、上京の際、大島中尉宅へ4ヶ月逗留した後、築地明石町の私立鈴木学校の教員となつている。教員時代の飯野については、当時教えたあった鏑木清方による『こしかたの記』⁽⁵⁾によつて具体的に知ることができ

では、小学校教員としてスタートした飯野が、政治的宗教的な活動とかかわつていつたのはいつごろからであろうか。

史実的には、それは、小学校退職後の廃娼運動(明治22~24年が全盛)⁽⁶⁾への関与として現れる。伊藤秀吉の『日本廃娼運動史』(昭和6年復刻版)⁽⁷⁾によれば、明治23年に発足した東京廃娼会発足の運営委員15名の中に徳富猪一郎(蘇峰「国民の友」「国民新聞」)、森林太郎(鷗外)、島田三郎(横浜毎日新聞)、巖本善治(女学雑誌「日学校教頭」)等とともに飯野吉三郎の名をみることができる。しかも、これらのメンバーとともに飯野は条約改正問題の際、「木曜会」を組織し反対運動を開することになる。さらに、飯野官吉の調査によれば、明治23年5月24日から開催された日本全国同盟廃娼会年回では大会書記に推され開会の辞を述べたとされる。また、元来この廃娼運動のはじまりが明治19年に発足した基督教婦人会廃娼会であることや、その廃娼運動の中心的存在であり、飯野と深いかわりをもつた巖本や島田がキリスト教徒であったことを考えあわせると、飯野が

この時期キリスト教思想となんらかの接点をもつたと考えることも可能かと思われる。飯野がのちに創設した「宇宙神教」という名称は、偶然的な一致とも思われるが、「我等は信す、宇宙には愛を以て其性とする唯だ一の神ありて存し、唯一の主イエス、キリストに在て、唯だ一の施恩の聖靈に由て、我等に啓示せられたり、必ず終には人類の全体を挽回して聖潔と幸福とに至らしめ給ふべし」とした当時の自由派基督教の雑誌名『宇宙神教』(『自由基督教』の継続誌)やその派の学校名(宇宙神教学校)と符号しているのである。しかし、ここではそうした推測を重ねることは避け、この時期を境に飯野が宗教家へと変貌をとげたという事実のみを示すにとどめた。このような経緯を経て、飯野は、明治26年「日本精神講談」という私塾を設立し、さらに、29年の「白木屋事件」を経て、明治34年に田中正造の天皇直訴にまで発展した「足尾銅山鉱毒事件」にその史的足跡を残すことになる。

ロ 足尾銅山鉱毒事件・大日本精神団

田中を中心とした「足尾銅山鉱毒事件」への反対運動は、明治33年5月21日に神田基督教青年会館で鉱毒調査有志会を結成するにいたつている。その会員には、キリスト教徒をはじめとする宗教界、マスコミ等の言論界、そして政界などから幅広い勢力が結集し、先の廃娼会のメンバーたちも加わっていたとされる。飯野官吉は、そこにおいてはじめて吉三郎と田中正造が出会つたのではないかとみている。実際、その接触の記述は、田中正造が天皇に直訴する明治34年12月10日に先立つ、同年9月4日や、直訴後の明治36年7月11日、9月25日の田中正造日記に飯野宅への宿泊記録等として表れる。⁽⁸⁾さらに、その田中日記(明治36年9月28日)から飯野と政界をつなぐ記述を見いだすことができる。つまり、田中は、「足尾銅山鉱毒事件」をめぐつて時の内務大臣児玉源太郎との会談を実現しており、その児玉・田中会談に飯野が同席したことが「二十八日飯野氏同伴、内相ニ面会シテ書シテ留メ置カシム。鉱毒問題ハ国防問題ナリ」と記されているのである。⁽⁹⁾

つまり、この明治36年を前後して飯野は、児玉源太郎との関係を深め、軍部の中枢に影響力を及ぼしへじめていったと思われる所以である。そして、飯野は、日露戦争に際して児玉源太郎を助けるべく満州に渡ることになる。さらに、戦争終結の兆しがみえた明治38年6月27日の『寺内正毅日記』に「夜間飯野吉三郎満州ヨリ帰京來訪、児玉總參謀長ノ談片ヲ伝フ」と記されるように、飯野は日本に戻り児玉からの報告を伝え、つづいて明治38年9月5日に河野広中を中心として起こつた「日比谷焼き打ち事件」の鎮静に向け奔走するのである。⁽¹⁰⁾では、こうした飯野の一連の社会的政治的ともいえる活動において、「哲学館事件」とかかわる動きを読みとることができるであろうか。「哲学館事件」

が教育問題であることを考へると、飯野と関係があつた下田歌子の言動を通して考察していくことが有効であると思われる。

「寺内正毅日記」の明治38年2月3日の記述に、「四時過下田歌子女史訪問同氏ハ時勢ノ趨勢ニ鑑ミ我教育界ノ精神教育ニ注意スペキ要件アル旨ヲ説キ飯島某（飯野某の間違い・筆者註）二面会スペキ旨ヲ依頼セラル由テ之ヲ承諾シ置ケリ」とあり、下田歌子が時勢の趨勢を鑑み、當時教育総監であった寺内正毅にわが国の教育において精神教育を重視する必要を説き、飯野に会うよう求めたことが判明する。事実、この発言から一日後の2月5日の寺内日記には、「午後飯野吉三郎氏來訪 経國ノ論議ニ就キ端緒ヲ聴ク再会ヲ約シテ去ル」と國家の教育論をめぐって一人が会見したことが記されているのである。こうした飯野の精神教育重視の働きかけは、児玉との約束であつた「大日本精神団設立構想」にもとづくものと推測される。なぜなら、飯野はこの時期、そうした構想の実現をめぐって二人が会見したことが記されているのである。こうした飯野の精神教育重視の働きかけは、児玉との約束であつた「大日本精神団設立構想」にもとづくものと推測される。なぜなら、飯野はこの時期、そうした構想の実現をめぐり、明治38年10月24日に河野広中をも訪ね、つぎのような相談をしているからである。それは、「河野磐州伝」の「飯野吉三郎氏來訪 国民俱楽部及維新俱楽部ノ設立談アリ」という河野日記によれば、その数ヶ月後にある同年12月に、のちに「超国家主義団体大日本精神団」を築くことになる主たるメンバーが飯野邸に会したとされる（明治三十九年十二月 飯野吉三郎方へ会す）。主たる出席者は、陸軍砲兵大佐大島健一、権太民政署民政長官熊谷喜一郎、陸軍主計總監外松孫太郎、内務省警保局長古賀廉造、そして下田歌子であった。そして、明治42年12月20日飯野吉三郎を盟主として、下田歌子、河野広中等とともに「大日本精神団」が成立したのである。

以上のことから、飯野は、小学校教師辞任後、「日本精神団」を經營するかたわら、廃娼運動や足尾銅山鉱毒事件を通して、着実に市民運動的かつ政治的な人脉を形成していっていることが判明する。しかし、当時の飯野が、軍部の教育総監としての寺内に接触しえたとしても本論文で問題とする山県有朋、西園寺公望をはじめとする政界・文部省幹部とのつながりをもちえたといえるであろうか。そうしたかわりを示す若干の手がかりが、やはり下田歌子との関係において存在している。



田中 正造
〔国史大辞典〕(平成5年 吉川弘文館)

ハ. 政界上層部とのかかわり

飯野は、明治40年に、下田の学習院留任をめぐって、先の寺内正毅（当時陸軍大臣）を通じて、時の文部大臣牧野伸顕と会談をおこなつてゐる。牧野は、当時のことをこう語つてゐる。「西園寺内閣在任中、寺内陸相から、飯野吉三郎という人に会つてくれとの紹介があり、ただし話は取り上げる必要はない、会つてくれたならそれでいいのだ」ということで、飯野と会見したのだと。飯野会見の意図は、下田の醜聞（平民新聞）を嫌つて学習院を解雇しようとする乃木学習院長の方針を牧野文部大臣の力添えで撤回してもらうことにあつた。しかし、会見後の牧野の感想は、「飯野はある方面では崇拜者もいて、相当の知恵者のように思つてゐたが、この話の浅薄なには驚いた。それで相手になる気もしないので、程よくあしらつて返した『牧野伸顕日記』」というきわめて冷淡な表現として記述されている。ここからは、明治40年当時、飯野が下田を通じて文部大臣に接見したとしても内実はともなはず、依然、飯野の政治的影響力は児玉、大島、外松に代表される軍部に限定されていたことが理解できる。

また、下田とは直接関係をもたないが、明治45年4月の「原敬日記」にも、ゲッチングン大学のルドルフ・オットーの伊勢神宮参拝の際生じた事件にかかり、飯野と接觸があつたことを裏づける記述が現れてゐる。内容は、オットーの伊勢神宮参拝に先立つ明治45年3月13日に神宮の内宮正殿で窃盗事件が発生したことについて飯野が面会を求めるといったものであつた。『原敬日記』はその会談内容をこう記している。「十九日 飯野吉三郎なる者、神宮今回の出来事に付、余に面会を望むと云ふに付官舎にて面会せしが、此男は岐阜県の者にて、神宮の事に付ては兼ねて精神家として色々の者を籠絡し居る由なり。今回之事に付ても一二の神官等を扇動し居るやに聞く。余は面会して何を云ふやと思ひたるに、先づ空氣の関係とか云ふ事を説き、三月十三日の夜は空気に異変あり、何か神宮に異変なきやと案じ居たりとか、：嘆言をなし、頻りに精神的講釈をして帰れり。随分此手に乗る者も多きやにて故児玉源太郎なども大いに力を添へたりとは途方もなき馬鹿らしき話なり」。この話の背景を知るために若干の説明を加えたい。原が西園寺内閣の内務大臣であつた明治45年に、オットーは日露戦争で示された日本の神道的精神文化の優位性の根拠を調査すべく訪日し、桂太郎総理や東京帝国大学医科大学長青山胤通（飯野と晩年まで深い親交をもつ）と懇談をした。さらに、「改造世界」（大正10年1月号）の記述によれば、その際、オットーは日本の精神文明の源流「神道」について知りたいと申し出、桂と青山は飯野邸を訪ねることを勧めたとされる。青山自身が「五感以上さらには何ものかを持つて居る」と評する飯野を通じて、彼に日本の精神性を解説させたというのである。その後、オットーは伊勢神宮を飯野とともにな

われ参拝し、神宮皇学館長森田実の案内で神宮境内を案内・紹介されたのである。飯野による原訪問はこうした背景のもとに実現したが、「元来我邦には此類の似せもの多く大概精神家と云ふ者は此類なり。此等は國家の進軍を害することも尠なるざるか如し」という原の言葉にみられるように、次期政権を担う開明派の原敬には当時の飯野は詐欺士的な存在としてしか認識されなかつたことが分かるのである。つぎにみる西園寺公望にしても原同様の見方が飯野に対してなされている。

典拠が明らかでないが、「妖傑下田歌子」の中で南條範夫は、飯野が西園寺公望に「神託により閣下に面会を申し込みたい」と申し出たのに対し、西園寺は書生を通じて「神様は、わしには、飯野とかいう男に会うなという御託宣を下さつた」と伝え、面会を拒否したとされている。こうした西園寺の飯野観を裏づける資料として、大正9年の『原敬日記』(大正9年6~7月)が参考となる。そこにおいて、原が、宮内省に關係のある下田歌子を介して皇后陛下に飯野が靈旨を出ししているといった状況に非常な不快感を示している箇所があり、そこでは西園寺もまた同様な不快感を表していることが原によって語られているのである。

二、「哲学館事件」関与の可能性

以上みてきた明治期の飯野人脈について、「哲学館事件」が位置づく明治30年代半ばまでに限定して整理してみたい。飯野は、明治20年代半ばには巖本・徳富・黒岩らジャーナリズム勢力とともに廃娼運動に取り組み、そうした仲間とともに明治33年から34年にかけて展開された「足尾銅山鉛毒事件」運動に参加し、田中正造とかかわりをもつようになっていく。しかも、その田中との出会いと前後して飯野は、児玉源太郎との関係をつくることに成功しており、その結果、明治36年にその児玉に田中を紹介するにいたついている。さらに、彼は思想的に共鳴する児玉が提案したとされる「大日本精神團設立構想」を実現すべく、明治38年には下田を通して寺内と会見していることも判明した。しかし、こうした飯野の政治的影響力の拡大とは別に、のちに実権を握る西園寺・原といつた政友会の開明派幹部が飯野・下田的な立場に不快な感情をもつていたことも明らかになつた。したがつて、飯野が「哲学館事件」当時に教育事象的なものに関与した可能性としては、児玉との関係を通してか、あるいは下田歌子を通じてしかないものと考えられる。

こうした事情を鑑みると、飯野——下田の想定する精神上の教育改革計画(明治38年寺内会談)がこの文部省廃止的な発想と相同意見には断定できないものの、文部行政に対して改革の必要性を感じていたという視点と、同じ思想をもつ児玉が文部省廃止論の政治的潮流のもとに文相となつたという経緯を考え合わせると、同一の方向性をもつていたのではないかと想定することは可能である。しかも、教育を軍事的高揚の手段と想定し、「教育勅語」を策定した軍閥出身の山県有朋が桂内閣の背後で影響力を与えていたことは確実であるので、そうした意味でいえば、山県——児玉——飯野(下田)といつた関連があつたものと推測することはけつして非現実的とはいえないのです。

飯野が児玉にはじめて接触した時期について示す資料が現在のところ確認できぬため、飯野官吉が指摘した明治36年9月28日の田中・児玉・飯野の会談をめやすとして考えていくこととした。しかも、「哲学館事件」の時期との関係から児玉とのかかわりをみていく場合、明治34年6月から38年12月にかけ

る。飯野の後見人でもあり、下田とも同郷の関係から親密な交流をもつていた

陸軍大佐大島健一は、「下田歌子先生伝」中で、下田について、「教育の事に就ては常に其不振をかこち居られ」と記述し、大島自身との間でも明治28年以降、教育上の問題を含めて頻繁に連絡を取り合っていたことが記されている。しかも、その大島の記述によれば、下田と山県が会見（明治40年当時の下田学習院留任の件）をもつていたということ、また山県が下田について「女史の学力、識見を嘆賞し、「あれが男であつたならばなア」と大島みずからに語つたといふ事実が分かるのである。

つぎに、下田と当時の文部行政のかかわりを示す資料をあげておこう。それは、「哲学館事件」直前にあたる明治31年6月18日（勅令第105号）の高等教育会議規則改正にともなう新たな議員組織において示される。つまり、高等教育会議（文部省の諮問機関）の構成メンバー中に、「哲学館事件」を検討するにあたり本論稿でとりあげてきた下田をはじめとする主たる人物の名を確認することができる。つまり、高等教育会議議長加藤弘之を先頭に、下田歌子華族女学校長、山川健次郎東京帝国大学総長、穂積八束法科大学長、青山胤道医学大学長、井上哲次郎文科大学長、手島精一高等工業学校長（中島の開明的思想を評価し講師に招く）、井上円了哲学館長（私立学校長四人のうち一人）、そして福岡県尋常中学修猷館館長隈本有尚といった人たちが、将来の教育問題を構想すべくその高等教育会議の場に集つていたのである。思想的な問題を別にするならば、清張が仮定した山県——飯野（下田）——隈本のうち、下田と隈本はこの会議において接点をもちえたわけである。こうした状況を考え合わせると、清張が小説において、なんらかの材料やみずから歴史直観にもとづき山県——児玉——飯野（下田）という構図を想定したことはまったくの虚構と一蹴される根拠はないものといえる。

ではつぎに、政権外部から、国粹主義的圧力によって山県的な天皇制絶対主義を推進した頭山満と、飯野との親交についても付言しておきたい。頭山満を首領とした極右勢力は、井上哲次郎の項でも確認したが、徹底した国粹主義に立つため、「教育勅語」擁護学者の井上哲次郎さえも天皇制解釈の不都合さゆえ「不敬者」とし辞任に追い込んだのであった。その頭山は、同じく国粹的立場から飯野と関係をもち、飯野が、昭和19年2月3日に78歳で生涯を閉じた際、出された死亡広告において葬儀委員頭山満（友人代表）、一条孝（明治神宮宮司）、水野鍊太郎（政友会系の内務官僚）、内務大臣、文部大臣、柳川平助（陸軍中将）、第二次近衛内閣の司法大臣、大政翼賛会副総裁）、塩野秀彦（司法官僚、司法大臣）、白鳥敏夫（外交官、ドイツ大使大島浩と三国同盟を結んだ当事者）として名前を連ねたのである。これらの頭山をはじめとする連名者の所

属からも飯野の政治的位置が想像できるものと思われる。

最後に、飯野が直接、哲学館に対していくかに考えていたのかを垣間みれる記事を紹介しこの項を終えたい。それは、明治40年に、教員免許無試験検定の再認可のかなた新制東洋大に通学する目的で、神宮皇學館長桑原芳樹の紹介で飯野を穩田に訪ねた田中治吾平（のちに神道系の練真道という宗教ならびにその宗教にもとづく練真高等学校を開き、昭和42年に東洋大学から「日本統一神思思想の発達」という論文で学位を授与された人物である）の回顧録「八十路の思い出」に表されている。それによれば、田中は書生的なあつかいで飯野家に住み込んでいたが飯野との意見の衝突によってついにそこを五日で飛び出したとされる。田中によれば、それは直接的には「飯野氏は私に洋大通学を約束してくれたが、その翌日、言を改めて洋大通学は意味がないから止めて、ここで神の道を修業せよと命じた」こと、さらには来訪していた下田歌子の前で田中をさしながら「この書生も何処の馬の骨だか分からぬが、頼まれたから置いてやつておる」と言われた点にあるとされる。しかし、またこの背景には、「君は昨日、新聞の求人広告を見ておった。それは一心であり、正直ではない」とする飯野の見解と、「私は神を信ずることができない」とする田中の立場の根本的な相違があつたものと思われる。が、そうした顛末は別としてここで注目したいのは、正式な皇學館長の推薦状をもつて頼ってきた田中に対して、飯野が「洋大通学は意味がない」と指摘している点である。上で確認してきたように、明治40年ごろの飯野の思想は、廃娼運動・足尾銅山事件期にかかわったキリスト教的人道主義思想から変遷をとげ、「日本精神団」設立以降かなり国粹主義的傾向を帶びていたものと思われる。しかも、飯野が下田とともに当時の教育状況を憂えていたことを考え合わせると、田中に語つたその言葉には「哲学館事件」とのかかわりを想像させる。

(3) 隈本有尚について

文部省視学官隈本有尚についての評価は、一般に、「専門の学に通せざる視学官等の官吏が、功名顕に学者の説くところの学説に容喙し、其の意見の異なるがため、種々の報告を監督官庁に致して其の手柄なさんとするに至りては、疾むべき弊害といふべきこと」（『日本人』）という「哲学館事件」をめぐる酷評によつて占められることとなる。清張もまた、隈本については、「隣の噂」（読売新聞）や「机の塵」（万朝報）の記事を援用して同様の評価を小説において下すことになる。しかも、この「哲学館事件」の惹起にあたり、隈本が哲学館学生加藤三雄（工藤雄三）を利用して、中島徳三排斥への画策を謀つたという設定がなされるのである。では、こうした清張の設定は史実としてみた場合、いかなる妥当性をもちうるのであろうか。以下、隈本の生涯ならびに思想を通じて、

さらには加藤三雄との具体的なかかわりを通して検証していただきたい。

①隈本の人間関係

隈本についての研究としては、川添昭一「哲学館事件の文部省視学官隈本有尚について」日本歴史学会編『日本歴史』(第193号6月号、昭和39年)、小松醇郎「隈本有尚と哲学館事件」(幕末・明治初期数学者群像 下)(吉岡書店、1991年)、拙論「隈本有尚とシユタイナー思想との関係について」日本仏教学会編『仏教教育学研究』(第7号、平成12年)等がある。これらにとづき、隈本有尚の履歴を以下に整理してみたい。

隈本は、万延元年(1860)年、福岡県筑後国久留米郡坂川(蛍川)町の井上家に生を受け、幼名を木六郎といった。その後、隈本家の養子となり、明治5年から明治7年にかけて郷里の宮本中学校(好生館、縣洋学校を経て名称変更)に貸費生として在籍し、その優秀さゆえ弱冠14歳で算術助教の任をえている。しかし、明治7年末の宮本中学校廃校によつて、彼は翌明治8年に上京し、東京英語学校に進んでいる。さらに、明治9年には開成学校に入り、明治10年には東京大学予科に編入を遂げている。そして、その翌年の明治11年には東京大学理学部本科に入学するのである。その後、隈本は星学科教授メンデンホール(T. C. Mendenhall)によって実地天文学を学んだのち、星学科の第一期生となるが卒業にはいたっていない。そして、明治14年の第三学年の時点から明治15年までの間、成立学舎教諭を務めているのである。その後、隈本は明治16年の東京大学理学部星学教場補助を皮切りに、以下に列記するように公教育にかかわっていくのである。

東京大学予備門生徒入学試業委員(明治17年8月21日)、東京大学予備門教諭(明治17年9月1日)、東京大学理学部准教授(明治17年11月17日)、福岡県立修猷館初代館長(明治18年7月10日)、山口高等中学校教頭兼教諭(明治22年6月18日)、山口高等学校教授(明治23年10月15日)、福岡県尋常中学修猷館館長(明治27年8月7日)、叙從六位(年俸1500円)(明治33年12月10日)、文部省視学官(明治34年8月10日)、東京高等商業学校教授兼文部省視学官(明治35年4月1日)、独・英・白・米留学(明治36年2月25日)、長崎高等商業学校初代校長(明治38年4月25日)、京城中学校初代校長兼教諭(明治42年4月3日)、統監府(朝鮮総督府)中学校長兼教諭(明治43年4月1日)→大正2年2月1日)。

川添や小松の論文においては、東京高等商業学校教授赴任以後の欧米留学(明治36年)についての正確な記述が欠落しており、大正2年以降の足跡は確認できないとされる。ただ、晩年の記述については、ともに(川添の記述を小松が引用)「得意の天文学の知識をかつて占星学＝易の科学的研究から、相場師の運

勢を占つていた」といった伝聞的な表現で稿が閉じられている。

以上の履歴において、隈本は「哲学館事件」に関するいかなる人間関係を結んでいたということができるのであろうか。筆者が特別に注目しているのは、彼が所属した「学士会」と「東京数学会社(のち数学物理学会)」「丁酉倫理会」と、それにかかる人脈についてである。

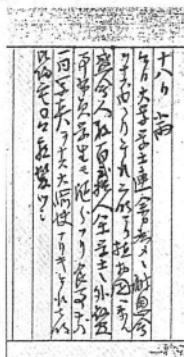
まず、学士会についてみてみたい。元来、この学士会は、「学士会規則」第1条に、「本会ハ帝国大学ニ関係アル学友相会シ友情ヲ保チ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的トス」とあるように、東京帝国大学の学士取得者を中心とした親睦団体をさしている。その入会資格には、(1)博士学士及大学本科卒業之者、(2)帝国大学ノ教授及助教授タリシ者、(3)第1条ノ範囲内ニ於テ本会ノ特撰ニ係ル者、と会則に規定されている。こうした学士会の内実に照らしてみた場合、隈本は理学部本科に入学するものの、卒業にはいたつておらず、上記規定の特撰条項によつて会員資格をえたものと考えられる。

では、この学士会はどのような性格のものであり、隈本はそれとどのようにかかわったといえるのであろうか。学士会の起源は、東京大学綜理(法・理・文)を務めた加藤弘之の元老院議官転出(明治19年1月)にともなう小石川植物園での謝恩会(明治19年4月18日)にあるとされる。

その謝恩会を受け、加藤の指名によって、高橋一勝(法)、緒方正規(医)、和多義陸(工)、棚橋一郎(文)、田中館愛橘(理)ら五名が学士会創立委員として「学士会規則」を作成し、明治19年7月に学士会が創設される運びとなつた。では、この学士会には具体的にいかなる人物が所属していたのであろうか。明治22年5月の「学士会会員姓名録」(学士会事務所)によつて、「哲学館事件」前後に文部行政に直接間接



小石川植物園での加藤弘之(前から二列目右から四人目)を囲んだ写真
〔学士会百年史〕(昭和61年 学士会)



加藤弘之の当時の日記
〔学士会百年史〕(昭和61年 学士会)

にかかわっていた人々を列挙するならば、外山正一（文学博士）、加納治五郎（文学士）、矢田部良吉（理学博士）、澤柳政太郎（文学士）「以上委員」、穂積陳重（法学博士）、穗積八束（文学士）、戸水寛人（法学士）、岡田良平（文学士）、加藤弘之（文学博士）、高田早苗（文学士）、辻新次、隈本有尚、山川健次郎（理学博士）、松井直吉（理学博士）、木場貞長（文学士）、菊池大麓（理学博士）「以上会員」の名前が見いだせる。彼らは、明治30年代におけるわが国の文部行政の中核を担う人物であり、隈本はこうしたメンバーとこの会を通じて直接間接に密接な関係を維持しつづけていたと考えられる。隈本の入会は上記資料から、明治19年から22年の間に限定されるため、福岡県立修猷館初代館長時代か、山口高等中学校教頭兼教諭時代と想定される。明治35年時点では会員数が4000人を越えるのに対し、隈本が加入した明治22年当時の会員数は915人と1000人を下回っており、まだ学士会の創生期であったといえる。しかも、そうした当時、学士会をえていない隈本が入会するには相当有力な推薦者が必要であったことは想像に難くない。では、隈本はいつたいだれの推薦を受け入会を果たしたのであろうか。隈本は公職を退いた大正2年以降東京に転居し、学士会館での午餐会に積極的に参加し、そこで数度に渡り講演をしたり、またこの学士会が発行している『学士会月報』に論文を寄稿したりしている。その事績を年代順にあげてみたい（以下、「学士会月報」）。「帝国産業の前途」（大正7年7月）、「時に就ての思い出」（昭和4年6・7・8月）、「高等科学の知識」（昭和4年9・10・12月）、「高等」科学の知識——三世因果と実生活（昭和5年2・3月）、「故山川先生に就て思出の一、二」（昭和6年7月）、「故浜尾先生銅像に謁しての思出」（昭和8年7月）、「時局当面の認識」（午餐会講演、昭和9年1月）、「文教史料・武藏伝の見直し」（午餐会講演、昭和10年9月）、「新学士招待会の席上の口演の要旨」（春期懇親会、昭和11年5月）、「懐旧閑話——東大寄宿舎事件」（昭和11年6月）、「五〇年前の懐旧」（昭和11年10月）、「懐旧閑話（物理学訳語のこと）」（昭和11年11月）、「維新後我が国に於ける兌換券發行の跡を温ねて新経済機構の要を憶う」（昭和16年10月）、「維新後の幣制と在来の藩札及至錢貨」（昭和17年6月）。

山川 健次郎
『国史大辞典』（平成5年 吉川弘文館）

これらの記事や講演録を通してみると、この学士会における隈本の推薦者ならびに支持母体が推察されるのである。とりわけ、昭和6年に書かれた「山川先生に就て思出の一、二」においてそれは裏づけられる。その記述によれば、

これら記事や講演録を通してみると、この学士会における隈本の推薦者ならびに支持母体が推察されるのである。とりわけ、昭和6年に書かれた「山川先生に就て思出の一、二」においてそれは裏づけられる。その記述によれば、



菊池 大麓
『中島徳蔵先生』（昭和37年 東洋大学）

隈本は明治9年の開成学校入学時から東京大学予科門時代（明治10年）を経て、東京大学理学部学生・職員時代（明治11年～18年）といった在京期間（その後隈本は福岡の修猷館に赴任する）の長きにわたって、山川健次郎との親交を深めていったことが示されている。とりわけ、明治17年5月には山川、菊池を発起人とした東京数学学会（のち数学物理学会）。隈本は、ここでマトリックス理論をはじめて学会員に紹介している（や、羅馬字会、物理學訳語會に参加し、數学物理學會では隈本は事務委員として山川事務委員長（会長は置かず）のもとで尽力し、福岡に転出の際には会から謝状を受けている。したがって、當時、学士会に隈本を推薦できる人物としては、同じく數物會に属した5歳年上の菊池大麓も考えられるが、地位的年齢的なことを考え合わせると、山川健次郎がもっともふさわしいものと考える。さらに、「哲学館事件」の直前にあたる明治31年には隈本は山川の推薦か、高等教育會議議員として山川の麒麟に付したことが先の論文に記されている。そこでは、隈本は山川に「論議上先鋒を承ることもあった」とされ、「議論中私は往々にして苦戦することあつたけれど、心窃に先生を後援として氣丈夫なるを致した」とも記述されている。また、明治34年には中学校教科目取調委員としても山川と同席したが、数学の分科細目について「先生の意見書きをなした」と述べられているが、修身については「先生は倫理学の大要」の類を挿入すべきとした点について「私は追随し得なかつた」と、意見の相違も語られている。

では、つぎに隈本が後年とりわけ深くかかわりをもつことになる「丁酉倫理会」についてみていく。もともと、この会は明治31年1月に横井時雄、大西祝、姉崎正治、雀部顯宜、岸本能武太によって倫理学上の問題を究明するために設立された団体である。しかも、この「丁酉倫理会」において、中島徳蔵は編集幹事（明治33年入会）を務めるなど中心的な役割を担つており、「哲學館事件」に際して「丁酉倫理会」は明治36年3月10日付でミュアヘッド動機説の危険性を否定する声明を出し、文部省処分の不当を訴えた団体でもあるのである。その「丁酉倫理会」の雑誌『丁酉倫理会倫理講演集』に隈本が会員として論文を寄稿しはじめるのは明治38年からであるので、「哲學館事件」への反発はそのころには融解し、隈本個人を受け入れるにいたつことが分かる。中島徳蔵も編集幹事として、この「丁酉倫理会」で隈本論と読者の間に見解のずれが生じた場合など隈本を助けるべく調整役をするなど、過去の私憤は別として学

問上の真理追究を優先する形でこの雑誌の編集運営に尽力している。こうした「丁酉倫理会」の状況において、隈本は欧米留学帰国後の明治38年から、亡くなる昭和18年まで継続して70本の論文を『丁酉倫理会倫理講演集』誌上に掲載していくことになる。

この「丁酉倫理会」の構成員を、「哲学館事件」の関係者に照らしてみた場合、桑木巣翼、中島徳蔵、元良勇次郎らミュアヘッド倫理説肯定派が多数を占め、そうした西洋功利主義思想に反対する立場としては、井上哲次郎・吉田熊次郎をみるとどまる。しかし、本雑誌において隈本は、井上哲次郎をはじめ、他のだれかも思想的に言及しておらず、まったく独自の考星学的立場から記述していくことになる。したがって、この「丁酉倫理会」は、隈本にとって欧米留学でえたみずから思想発表の場としてのみ機能していたものと考えられるのである。

以上のことから、隈本の社会的活動の背景となっていた組織は、「学士会」と「東京数学会社（のち数学物理学会）」であり、その中心的な後見人は「哲学館事件」当時教科書検定委員長を務めていた山川健次郎であったといえるのである。しかも、「哲学館事件」の折りに、中島が山川を訪問し、ミューアヘッド倫理学の正当性を説いた際、そうした説明に対しても山川が「大不都合なり」と喝した事実を鑑みれば、事件当時の隈本と山川の関係も推測できるものと思われる。

②加藤三雄（工藤雄三）との関係

では、つきに清張によってその陰謀説が取りざたされる隈本と加藤三雄（工藤雄三）との関係についてみていく。

まず、前掲の履歴において、隈

本が福岡県尋常中学修猷館の館長であった時期（明治27年8月7日）に注目してみよう。清張の小説では、加藤三雄は同修猷館を卒業後、哲学館に進学するため隈本を後見人として上京したとされる。さらに、「哲学館事件」に際しては、隈本と共に中島の倫理思想・教授の不穏当さを摘発するといった設定が加藤についてなされたのである。

しかし、現実には、加藤三雄は明治29年に修猷館を卒業しており、それはまさに隈本が二度目に



隈本有尚と明治29年の卒業生
『修猷館二百年史』（昭和60年）

修猷館館長に返り咲いた年の二年目にあたる。そのことは、加藤自身の回想録にも貴重な証言として次のように書かれている。それは、「哲学館事件」との関係において述べられている。「我れ東都に出でしより五星霜漸く第一段階を登らんとして端なくも此に顛倒す。自ら招くの罪なるかな噫。：：今も忘れないのは試験監督の隈本有尚先生である。予が中学修猷館（福岡）在学の時先生は館長として赴任せられ、色々の改革があつて大に官紀を振るせられた。五年生となつては修身の教授を受けたが、後で考へるとそれはヘルバートの五道念の話であつた。先生が頗る厳肅の態度でお話になつたことを今にも記憶している。所が中学卒業後七年にして偶然にも再び先生にお目にかかるたまう。予の答案が、大問題を惹起したことは先生の懇切なりし御薰陶に対して正に恥ち入る次第である」。

この加藤の記述から、加藤が修猷館の最終学年において館長隈本による修身の講義を受けたこと、しかもその内容が當時高等師範、高等中学校等でしきりに提唱されていたヘルバート主義にもとづくものであつたことが確認できるのである。さらに、隈本との影響関係を確認することはできないが、彼が修猷館に着任（明治27年）する以前に在任した山口高等学校では谷本富が教授として、ヘルバート主義の普及に大きな影響力を与えていたのである。したがって、当時の隈本における教育的立場は、伊沢、湯本ら多くの高等師範系の思想的立場がそうであったように、天皇制絶対主義精神と西洋近代的教育技術の併合、いわゆる「西洋の藝術、東洋の道德」にもとづくものであつたということができる。こうした隈本による東洋・西洋思想の折衷傾向は彼が就任を引き受けた修猷館において、自らが学んだ「宮本中学校（洋学校）」や、英語による講義を前提とした東京大学の講義スタイルをまね「英語修猷館」（推薦者とされる金子堅太郎の方針でもあつた）を実現しようとしたことに表れている。

以上の点をふまえ、加藤の回想録を根拠とするならば、隈本と加藤との接点はこの修猷館時代にみることができるものの、それは、たんなる館長（教諭）と一学生といつた一般的な関係であり、清張がいう、後見人説、あるいは事件における共謀説といつたものは成立の余地がないものと考える。「哲学館事件」当時の苦惱を克明に語る加藤三雄の日記を以下にあげることで、共謀説が妥当でないことを示せるものと考へる。

【加藤三雄日記】

明治35年
5月17日

卒業試験は六月二十五日よりなるを以て少し復習に取りかかる。

6月19日

七時半起く。応用心理を読む。午後出校。井上先生は本日福井県に出張せらるるにより、試験後に於ける送別の辞を述べられたり。実行を重んぜよ國民道徳普及策を講ぜよとのことに就き諄々として教示せらるる。誠に感佩の外なし。

(6月23日から7月10日までの日記が書かれなかつた理由として、「私等甲種生の卒業試験は、特典認可日付より三年間の在学を必要とするとの解釈よりして、十月に延期せられたのであつて、乙種生のみが卒業することになったので、私等はアテがはづれて頭がムシャクシャした時である」と説明されている)

7月12日

神田明神内花樓に於て第十二回哲學館卒業生別離会あり。西洋料理会費一円五十銭來会者四十余名。井上先生、安藤幹事を招待す。先生の演説會員の演説等ありて、最後に予は猶卒業者にあらざるも一言述べしとて、當局者の杓子定規なること及び學校の不注意なりしことを述べたり。或は幹事の意を損ぜしやも知れず、然し徒然草に何とかありしを真似たるなり。

7月13日

午前九時、井上先生より昨日の返礼として皆々招かれたり。先生は自ら茶を汲み菓子を出して歓待せらる。昨日予が唱へたる不平に対して氣毒なりといはれたり。師弟を思ひ給ふ先生の真情ありがたきことぞ。画箋紙半折及扇面に揮豪して各卒業生へ下さる是れ絶好の記念品なり。先生の我等を愛し給ふこと誠に感激の外なし。

7月14日

第十二回卒業証書授与式挙行。予等は試験延期に付參列せず。此の日我がクラス会は記念として校庭に枝垂松を植えたり。

10月25日

本日より三十一日まで倫理科甲種卒業試験施行。今日は支那倫理史及倫理學なり。共に大問題のみなれば失敗したり。明日は日曜なり。今夜は頭も疲れたれば夕食後直に就床す。

11月7日

一般の卒業式は七月に終へたりしも、教育部第一科の甲種生のみは延期となりしを以て漸く本日卒業式を挙げらる。卒業者四人加藤、古川、杉山、杉本の順なり。証書授与に次いで井上先生の訓示あり。文部省特典を得て以來第一回の卒業生なれば、責任の重大なること及び西洋學問を日本の國家的に應化すべきことに就き教訓あり。中島先生は自我實現説は理想的の実現を意味するを以て利己的ならざること、其の他此の説を持して実

際社会に活動する際に於ける注意など指教せらる。最後に予は總代として答辭を述べたり。修養と活動と相伴はしめて國家教育の為に力むべき意味を以て答ふ。

11月8日

六時起く。英語研究。植物園に井上先生洋行送別会あり出席す。夜、修身教育二科の無試験検定願を書く。弦月原頭にあり、虫声次第に弱りて秋正に深し、木の葉色付き霜将に至らんとす。三年の苦漸く卒へたり。今川小路より昼夜の弁当を抱へて木挽町電信局に通ひし時の辛労を想ふ。いざ是よりは浮世の荒波に棹して渡りなん。ああ面白し面白い。

11月15日

午前八時半、新橋停車場に井上先生の洋行を送る。印度より歐米に行かれ學事視察の後、六ヶ月を以て帰朝せらるるといふ。道中の安全を祈ること切なり。帰りて「ヴィイカ」を読む。

(この後、16日まで日誌は書いていないとされ、ただつぎの一旬が半紙半枚に書いてあるとされる。冬枯れや財布をたたく窮措大 紅葉散る谷間々々の草家かな)

また、その年の歳末の記録として、加藤は自らの記述を要約しつつぎのように述べている。「歳末は忙しきものかな、苦しきものかな、分きて予等に取扱ては今年の暮ほど苦しきはなし。十月末の卒業試験も無事に終了したりと喜びし間もなく一大打撃を受けたり。倫理學試験問題中に動機善にして悪なる行為ありやといふあり。予等はミュアヘッド氏倫理學の講義をなして研究したりが、該問題も本書中にあることなれば、動機と結果とは分離して論ずべからず。動機即結果なりとの結論に基きて答案を作成し、猶同書中に或る引例を記憶のままに挿入したり。是れ抑々の大過誤にて一大打撃も是より起りしことなり。試験監査の文部省視学官隈本有尚氏は試験答案の査閲によりて學校の不都合を責め、文部省はかかる學説を無批評に教授する哲學館は特典を取り消さざるべからず。中島先生は教育界に出づべからずとしてそれの処分を行ひたり。然れども學説として學術上の真理を研究し、之を我が國に適用するに及びて、誰か之を其の儘に實行するものあらんや。苟も國家教育の任に当らんとするもの、かかる愚を演ずるものなし。さはいへ哲學館の認可取消は予が答案より起こりしことなれば、表面上の責任は兎も角も、予は井上先生、中島先生其他學校當事者及同窓の諸君に対して面目なき次第なりといふべし。：：久し振りにミュー・ヘッドの「エレメンツ、ラヴ、エシックス」を繙き事件の根源となりしが所を読みかへした。書物は各頁毎に赤インキのアンダーラインと註解とで奇麗に汚れていて当年の勉強の跡が歴々と現はれている。『A man can not be held

responsible for consequences which we did not foresee...So Judged, the regicide for the cause of freedom would be condemned。』是が問題の焦点である。学説の当否は兎もあれ我が國体上より何等の考察をも廻らなかつた事は非常の不注意であつて、当時の浅慮を悔ゆる次第である。されば之を無批評に看過した事は一面に於ては我が胸中に何等の蟠りもなく光風霽月夢にも悪意なかりし事を証明するものである。

明治36年

3月1日

中島先生を訪ぶ。静岡に需要あれども免許状なくてはとの事なり。ああ免許状！ 哲学館事件真に夢の如し。兄上へ手紙をかく、何とて書きたる、種々運動したれど奉職口なきを以て小学教員とならんとす。不面目の次第なり。お許しあれと書く。十日ぶりに湯に入る心配の垢終に落ちず。尋常科を卒業して高等科に入るとき更に進んで中学に入るとき更に進んで出京の時。此の間一として満足の事なし。哲学館を卒へたる後は更に更に吹く風強し。

3月5日

本日の二六新報は哲学館事件に就きて卒業生の戦はざるは無氣力なりと刺激す。直に然らざる旨を答へて、吾人は本館を愛す、館主は今海外にあり、父母家にあらざるに子恣に行ひて家を焼かば何の面目ありてか父母に見えんとて、其の黙する理由を述べて新報に投ず。吾人豈氣節なからんや床上に劍あり以て其の味を知るべし。

3月21日

中島先生を訪び、小学校に出でんといふ。そんな事は止めたがよい、体裁がわるいからといはれたり。近頃は日誌をかくも懶くなりき。頭の痛は常に堪へず、脳病になりやせん、気も狂ひやせんなど思ふこと度々なり。所の書籍次第に減り行く。梅散つて貧乏日記かく夜かな此の頃「アチツクフィロソファー」を耽読す其の境遇相似たりばなり。

4月16日

東京府立織染学校教諭ニ任ス。九級俸給与。漸く餉口の道を得たり。卒業後半歳の間、生活難に狂奔して曙光始めて現はる。是れ偏に中島先生、沼澤兄其他諸賢の御盡力に基づく。否、哲学館を立てて我等に人の道を教へ給ひし井上先生の賜による。いざ是より天下青年を相手に腕白大将となりて働く。否、最初の腕試しに文検突撃をやらざるべからず。ああ刮目して見よ。暫くは桃に雌伏や貧に処す。

以上で、加藤の日記の引用は閉じられている。加藤は、明治38年2月に文検口頭試験を受け、ミュアヘッド事件に関する質問と注意を受けるが無事に合格にいたつている。

上記に示した加藤日記の記述から、清張が記述したような隈本との陰謀説はほぼ否定してよいものと思われる。というのは、明治35年10月25日の倫理学の試験終了を経て11月8日に修身と教育の無試験検定願いを提出した時点においてはまだ、加藤は三年間の課業が終わつたことへの安堵と将来への希望に胸を膨らませてゐるからである。しかも、明治35年11月17日の文部省の事実調査としての紹介、さらには同年12月13日の認可取消通知が彼にとつて突然のできごとであったことからも、陰謀説は成立しないものと考えられる。加藤は、事件へのみずから責任と事件打開へのみずから無力さ、そして中学校・高等学校の教員となるという自らの夢がうち碎かれたことに対し、非常なる苦惱にさらされていていたのである。決して、清張が設定した「裏切り者はさらなる奸黠な裏切りにあつた」という共謀説的な構図は成り立たないものといえるのである。しかも、加藤が貧農の出身で云々という記述も清張的な対立図式を引き立てることには有効にはたらいたものと考えるが、実際の加藤家は士族の家系で土地ではかなりの旧家であり、加藤の兄昌光は同じく修猷館を卒業したあと、郷里の小学校校長を経て村長を務めているのである。最後に、卒業後の加藤の履歴について知りうる範囲で述べるならば、明治36年に中島等の斡旋によって東京府立織染学校教諭に勤めたあと、明治41年には井上円了の紹介で夏目漱石が勤めた愛媛の松山中学に13年間勤務している。その後、加藤の回想録では大正6年に「出京の便のよい」とされる学校に転勤している。晩年は、福岡市立福岡商業高等学校に赴任していたことまでは確認される。

以上のことから、この複雑な「哲学館事件」の人間関係において、加藤がかわりをもち得たのは直接的には中島徳蔵と井上円了のみであったといわねばならないであろう。

では、最後にこれまでの先行研究でほとんど研究がなされていない隈本有尚の思想について以下検討を加えたいと思う。

(3)隈本の思想

隈本は、中島によつても、清張によつても、「直覺主義者」という枠に位置づけられ、とりわけ当時の世論や清張小説の役割においても、「日本人」の隈本評にあるような「専門の学に通せざる視学官等の官吏が、功名顕に学者の説くところの学説に容喙し、其の意見の異なるがため、種々の報告を監督官庁に致して其の手柄なさんとするに至りては、疾むべき弊害といふべきこと」といふ一定の人物像が採用されてきた。

では、そうした想定に立つ場合、隈本の直観主義とはいがなるものをいうのか、さらにそうした直観主義的立場は彼が属した文部省においていかなる勢力関係のうちに位置づくことになるのか、といった問題を解決していかなくてはならないものと考へる。ここでは、従来、「哲学館事件」論争において、またその後の「哲学館事件」研究、あるいは隈本有尚研究において看過されてきた隈本自身の思想的背景にふみこんで検討してみたいと思う。それによつて、その思想が、山県的な天皇制絶対主義、飯野的な宗教的極右勢力、湯本的なヘルバート主義的国粹主義、井上哲次郎的な「教育勅語」擁護としての觀念論、内藤的な漢学伝統主義等のどれに位置づくのか、あるいはそれらのどれにもあてはまらないのかがおのずと判明していくものと考へる。では、隈本の思想を彼の生涯を通じて読み解いていきたい。

イ. 実在性回復に向けた衝動

隈本の思想は、中島が編集幹事を務め、日本の倫理学会を代表する『丁酉倫理会倫理講演集』や、彼が属した「学士会」の発行雑誌『学士会月報』等に多く公表されている。それらに示された隈本の約90編にもわたる学術論文と著作を通覧するとき、そこにはある一定の思想的傾向を伺い知ることができる。³⁴それは、現在支配的な「形而下の科学」とそこから分離された「形而上学」とを総合する理論構築の希求ともいえるべきものである。すなわち、彼は自らの論文において「可視の事実を対象とする科学的立場」と「不可視な実在論的本質を対象とする立場」とを連続的に架橋する生そのものを問う理論の構築を目指していたといえる。

では、なにゆえ隈本はこうした本質的言明にまでおよぶ「実在性回復」への衝動を内的にもつこととなつたのであろうか。隈本は、晩年の論文において、自らの生涯をかけての関心事は、「我々は何處から来たか」「何故に此處に来たか」「何處へ行きつゝあるのであるか」といった「吾々自ら」についてであつたと語つている。また、隈本は、現代文明の欠陥を次のように記述している。自然科學的思考の蔓延した結果、「内的生活の空虚、混沌、不満、識心の不安定、意志の邪曲、ついには肉体上の退化、不健康」³⁵が進み、現代文明は「実在性との接觸を失つた」と。しかも、そうした自然科学に支配された文明への疑惑や、本質的な自己実在にかかる問題意識は、彼の実体験にかかわっていることが彼の記述から推察できる。彼はそのような事柄について次のように語つている。

「人が或災難に会した。：：その儘苦痛に没頭するに止まるものであろう。今一の態度はこうである。：：私の今の災難には原因がある。：：加害者は他にいない、私自らである。：：かくて、：：かうした思想の針路を廻つて自ら心中凡ゆる感情を起し、そこに未曾有の大実験を得るのである。：：必ずや深き真実心に出で、

可及丈強き力を具するやうあらねばならぬ」と。さらに、彼の考星学的天文学の視点から書かれた論文において「人間は悲哀極まつて覺醒する；悲哀我が身に墜下し來り、乾坤閉塞するとき、人は始めて内に弧身の弥陀、胸中の天国を索むるものである。失意落胆の境遇に立ち、四圍皆寂漠たる破壊の跡を觀るとき、人は始めて思ふのである：人生畢竟如何：吾人は何の故に此に来たれるか」と。それ此の瞬時分、即ち覺醒の發端である」と述べている。

すなわち、実在論的形而上的なものへ向かう隈本の認識欲求は、「苦境」ともいえる自らの人生体験に起因していることが想像できるのである。事実、隈本の生涯においては二度の大きな苦境を見る事ができる。一つは、東京大学においてである。貸費生として郷里の名門宮本中学校に三年間在学した後、東京英語学校、開成学校、東京大学とエリートコースを歩んでいた隈本は、数学の菊池大麓教授やアメリカ人教師との理論をめぐる確執や、父親の死にともなう学資上の問題によって有能でありながら卒業に至つていない。³⁶東京大学理学部の第一期生には、星学専攻の隈本の他には、後に日本の物理学界を支えることとなる田中館愛橘東大教授、数学界をリードした藤沢利喜太郎東大教授、音響・鉄道・造船の分野で活躍した田中正平の三人のみが在籍していた。が、隈本だけが落第の憂き目をみ、最終的に学士号を得ていないのである。専門の天文学で将来を約束されるはずであった隈本のこの挫折は計り知れないものがあつたと思われる。また、いまひとつは文部省視学官時代に自らの臨監を發端として起こつた、かの「哲学館事件」であつたと考えられる。彼は世論においてこの事件の首謀者とみなされ、社会的な批判を受けることとなる。しかも、当時、哲学館処分の根拠として展開された隈本の直観主義は、ダーウィニズム、功利主義、さらには弁証法的な思考を背景として當時趨勢を占めていた批判的合理主義等の哲学主張によつて論駁されていくのである。

彼は、こうした苦境を通して、自己を超えた力の存在や自らの生の意味を問いつけていき、自らの直観主義的思想の理論的基盤を模索していくものと考えられる。そして、こうした理論基盤として彼が最初に据えたのが、宮本中学校時代（博物学において星学を学ぶ）、東京大学時代（理学部星学専攻）を通じて最も精通していた天文学の理論であった。しかも、その天文学は彼自身が大學時代に研究した自然科学的な実地天文学ではなく、人間と宇宙との内在的な関係を超感覚的なレベルで探求する占星術的な考星学であったのである。しかも、人間の実存を規定するメカニズムを解明し、それを自然科学と相補的な新たな科学的立場として提示したいという彼の強き思いは、その後、理論的な深まりをみせていくことになる。

隈本は、「哲学館事件」後、文部省視学官としての任にありつつ、東京高等商業学校教授を兼務している。そして、その一年後の明治36年に彼は官命によつて英、仏、独、白、米へ留学することとなる。彼の思想転機はまさにこの留学によつて生じたといえる。のちに、『書齋』(昭和14年)の中で「官命に依て英、仏、独、白、米に留学数ヶ年、傍ら彼の地の先哲に就き神秘諸学の源泉に酌み⁽⁸⁾」と記されるように、隈本はこの欧米留学において新たなる科学的立場の鍵を現代神秘思想のうちに見いだすにいたつている。そこでの学問的収穫は徐々に整理され理論化されていった。その最初の公表が、明治38年の「所謂「天然科学派」の書に就きて」「丁酉倫理会論理講演集」(以後「丁酉」と表記する)という論文であり、彼はその中で「クリスチヤン・サイエンス(基督科学派)」と「ニュー・ソート(新思想派)」と呼ばれる二つの学派を紹介しており、そこでは肉体と区別された精神としての実体が説かれ、とりわけ彼がそうした立場を自らの宗教的な世界観で重ね見ようとしている点が注目される。

そして、隈本はこのような新思想形成において、精神科学的思想の最たるものとして位置づけられることもある、ドイツの思想家ルドルフ・シュタイナー(Steiner,Rudolf)の思想と出会うことになるのである。その時期についてみていきたい。シュタイナーの名を明記していないので断定することはできないが、大正元年の「宗教的、道德的情操の教養上見神派の心理学の応用」「丁酉」中にシュタイナー的概念の最初の使用が見いだされる。つまり、隈本が「見神派」と呼ぶ、キリスト教神秘主義の「ノスチシズム(Gnosticism)」と「ミスチシズム(Mysticism)」、それに印度思想に思想的根拠をもつ「セオノフィー(Theosophy)」といった三つの立場に関する論述の中にシュタイナー思想との類似性を見いだすのである。そのことは、上記の三つの立場について、シュタイナー自身も、「いかにして超感覚的世界の認識を得るか」(1904/5)の中で「神秘家(die Mystiker)、グノーシス(die Gnostiker)、神智学者(die Theosoph)は、古来肉眼で見たり手で触つたりする」とのできる物質界の事物と同じように心(Seele)や精神(Geist)の世界も現実に存在しているのだと語つてきた」と叙述し、「神秘学概論」(第16—20版)の序文の中で自らの「神秘学」はキリスト教的グノーシス主義の教説(gnostiatische Lehren)、東洋の叡智による文学(orientalische Weisheitsdichtungen)から得たものであると記述していることからも確認できるのである。しかも、大正元年のこの隈本の論文において描かれる「肉体」、「精體」、「欲體」、「自我」といった人間の構成体の区分と発達概念は、シュタイナーの区分した物質体(physischer Leib)、エーテル体(Aetherleib)、アストラル体(Astralleib)、自我(Ich)の分類や、歯芽交代期と変声期

といったシュタイナーの発達区分と重なるものである。また、その論文上で説かれる各時期の教育内容についても、シュタイナー同様、第一期が終わる歯芽交代期までには、「模倣」が重視され「絵画」や「示例」を通した想像力の育成が目指され、変声期を迎える第二期までには、抽象をさけ、具体的な表象により感情を重視した教育が行われるべきことが指摘されている。また、子どもに対して靈魂の不滅と肉体との関係を説こうとする際、蝶と蛹を引用するのはまさにシュタイナーの場合と同様である。したがつて、この論文が引用された大正元年にはすでにシュタイナー文献についての解釈が進められていくことが推定されるのである。けれど、何らかの理由で彼はこの大正元年の時点では論文中にまだシュタイナーの名前を挙げることはしていない。

その後の論文においても隈本はシュタイナー的概念を論文中で使用するにもかかわらず、しばらくの間はシュタイナー自身の名前をそこに明記することはしていなかった。私見によれば、それは隈本自身が、自らのシュタイナー思想の消化の程度を考え合わせた場合、あまりにも特殊な概念でもって語られるシュタイナー思想を当時の学術界が受け入れることがまだ不可能であると判断しているためではないかと考えられる。そのことは、大正2年の「歳月を重ねるに随つて、愈々学理として諸君が御同意を与へらるるならば、そこで始めて私の考へて居る最終究竟の断案まで御話する機会が到来せうかと思ひます」という叙述や、大正4年の「ロジー(筆者註:考星学)」の「背後に於て之を統一する一大原理:此の根本原理に就きては既に学者の説あり、之を紹介するが為には更に一著を要す」という論文上の記述からも推察できる。

そして、大正11年、隈本が主として自らの哲学的立場を主張してきた「丁酉」誌上に訳者匿名としてはあるが、シュタイナーの思想がショーン・デスマンドの論文「国家に関する新説」において紹介されるのである。この訳者についても断定することは困難であるが、その後この「丁酉」誌上でシュタイナーの国家社会有機体の三層化論(国家経営に際し、政治的領域、経済的領域、精神的領域を厳密に区分せよという主張)を展開するのは隈本のみであることを考えると彼の訳である可能性は高い。だが、隈本は大正元年から10年経過した大正11年の時点でもまだ自らの名前を出すにいたっていないのである。

しかし、その後、筆者の調査によれば、同じく「丁酉倫理会」の会員で東京帝国大学教授の吉田熊次が大正12年4月22日の哲学会春期公開講演会の講演において「精神に関する哲学的見解の新傾向」というタイトルで、精神を直接、間接に教育上の根本原理とするものとして概要的なものではあるがシュタイナーに言及し、それを『哲学雑誌』(第38卷47号、大正12年7月)や著書『増補最近教育思潮』(教育研究会出版、大正13年)の付録(大正12年7月18日付)上

に筆記録という形で著すのである。しかも、その吉田の忠告を受け、同じく東京帝国大学の入澤宗壽が昭和4年から5年にかけてなされた欧米視察に際してシユタインナー派の学校を数多く訪問し、後にそれに関する著作を公刊していくことになるのである。また、京都帝国大学教授であつた谷本富も昭和2年にシユタインナーに関する論述をはじめ、後に隈本同様仏教教育学の観点からシユタインナー教育を推奨していくのである。さらに、こうした世界的な精神観の再考といった時代的な流れは、20世紀初頭から半ばにかけて成立した相対性理論、量子論によって一層加速されることとなる。こうした均質的時間・ユークリッド的三次元空間・質量を伴う物質といった三概念を重視した従来の自然科学とは別の新たな科学的潮流について、隈本は先見的にも相対性理論と量子論とを挙げ、「今や總て此の状態が変化した!…物質体・空間・時間・エネルギーに就いては幾多の複雑性が発達した。従つて古正教の仮説の単純な安全性は消滅した」と述べるに至っている。彼は、従来の絶対空間・絶対時間にもとづき、物質とエネルギーの問題に終始した要素還元主義的機械論的なニュートン的世界観に代わって、非物質的な意識の次元をも包み込んだ全体論的一元論という新たな思考パラダイムでもつて時代が組み替えられるべきことを内的体験衝動としていち早く感じ取つていたものと思われる。以上の状況を踏まえて、隈本はシユタインナー思想の流布について機が熟してきたことを徐々にではあるが実感してきたものと思われる。

ハ、シユタインナー思想の展開

大正11年にはじめてシユタインナーの国家社会有機体の三層化論が『丁酉』誌上に掲載されてから三年後の大正14年に、ついに「瑜伽の修練と其の結果(一)」「丁酉」の中で隈本は初めてシユタインナーの実名を挙げてその思想を自らの理論のうちに説くこととなる。彼はその論文の中で「今瑜伽の教學は、…宇宙の進化上意識の發展する法則は、…之を各個の意識に應用し、以て修習を怠るなれば、個人本来の進化過程は促進せられ得ると。即ち之が本編に於いて余の叙述を試みようとする所のもの。参考書に至つては現代既達の著作にして浩瀚なものがある、…その實際に亘る部分に就いては、余はスタイル博士の証見に負う所が多い。」と述べ、とりわけ自らの思想を瑜伽教學としてシユタインナー思想を根拠に展開していくことをするのである。このようなシユタインナー思想を基盤とする思想形成について、大正14年以後彼が記した論文著作約60編中、直接間にシユタインナーについて述べたものが、半数以上あることからもその重視した様子がうかがえる。この年以降、彼は昭和18年の84歳で生を閉じるまでほとんどとされることなく毎年この『丁酉』誌上にシユタインナー思想を開展していくのである。

では、大正14年以降、シユタインナー思想は隈本自らの目指す「形而上学と形而下の學問との総合」あるいは「實在性の回復」といった文脈においていかに位置づけられ、受容されていったのであろうか。

a. カント的認識の二元論をめぐる主觀問題として
隈本はシユタインナー同様、現代文明のもたらした實在性の喪失が究極的には認識論上の問題に起因すると考える⁴⁵のであった。彼によれば、哲学史上、形而上学上の知識獲得は人間の主觀的認識の努力の範囲を超えた到達不可能なものとされ、ただ、宗教的信仰にのみその根底を有すものとされていったといわれる。すなわち、そうしたものの見方によって知識と信仰は分離されたのである。では、一方で理性に関連する思考を据え、他方に形而上の真理を求めようとすると、この立場は、哲学史上どこにその嚆矢を求めるのであろうか。

具体的には、隈本はその直接の契機を「19世紀をして迷宮に入らしめた」と彼に評されたカントの認識論にみてとるのである。つまり、認識科学の範囲を主觀的な經驗の範囲に限定し、「物自体」に関しては不可知論の立場をとり、主觀的経験を超えたものは形而上学の対象とし実践理性の要請とするカントの認識の二元論について「此の如きの發足点は：一種の基本的盲斷ではないか」と疑義を呈するのである。しかも、そうした矛盾を含むとされる認識論に対する克服の鍵はシユタインナー思想に向けられたのである。

隈本は、実際、昭和元年の論文「スタイルの人格觀」「丁酉」の中で、シユタインナーの初期著作「眞理と學問」(Wahrheit und Wissenschaft 1892)・隈本は「眞理と科學」と訳している)と「自由の哲学」(Die Philosophie der Freiheit 1894, The Philosophy of Spiritual Activity 1918)・隈本は「精神的活動の哲学」と訳している)にもとづきカント的認識論を分析している。

その中で、隈本はシユタインナー同様、主觀的な知覚内容である「表象」を單純に唯一の認識対象と信じ、知識が自らの表象を超えたいかなるものも対象としないとするカント的認識の素朴实在的性質に批判を向ける。つまり、カントがいうように感覺知覚を通して得た主觀的な経験が認識としてのすべての確實な表象であるとするならば、たとえば「事物の像を視覚的にとらえる」という現象は私たちの体のどこに求められるのであろうか。こうした考えからは神経伝達の詳細が明らかになるだけであるとされる。しかも、こうした合理主義的な立場は人間理性の齊一性を信じるゆえ、個人の知覚的経験内容が客觀的実在性を有すと仮定しつつも——この形而上学的課題は実践理性の要請とされて——その過程はいまだ吟味を経ていないと隈本によつて批判される。したがつて、こうした与えられた事実への限局的な経験的認識に対し、隈本はシユタインナー同様、「科学から全く駆逐されねばならない」と強い批判的な態度を示

す」ととなる。

b. 認識主観問題の克服

では、隈本が以上の観点から批判するカント的に制限された「主観的な知覚内容」とは別に、いかなる認識の形式が想定されるのだろうか。すなわち、隈本の表現を借りるならば、「主観的から超主観的に飛躍すべき踏み台」はどこにあるといえるのであろうか。

そうした問いへの回答を彼はシュタイナー的瑜伽的な認識の構造にみるのである。彼の説明によれば、知覚的認識と不可視な本質言明をつなぐ「踏み台」は「思考の内的な進化の体験」であるとみなされる。つまり、瑜伽的認識は心識の高等諸力を徐々に啓発し、進んで成立階順の高きに通ずる関門を突破しようと努力する形而上への道であり、内的認識の努力を以て精神的成立の高き階順に歩を運ぶことのできる唯一の道と彼によつて考えられたのである。そのような認識形式にとつては認識の壁は一時的なものとされ、認識主体の変容によって認識のレベルは漸次高進されるというのである。

そうした内的認識の上昇といったものの見方は、シュタイナーが支持するゲーテ的認識の容認といった形でも説明される。隈本は、無機界を解明するには自然科学的記述が有効であるが、生命体にはシュタイナー同様、ゲーテ的な認識が必要であるとする。有機體認識に適したゲーテ的認識とは、経験的認識と理念的認識を分離せず「源泉とする見方であり、生命現象そのものを『生きた生成する全体』として捉えようとする認識方法とされる。具体的には、ゲーテがメタモルフォーゼ（変態）論において植物の原型を「原植物」にみたように、そこでは生成、変化する生命の諸形態にはそれぞれその「大原型的形式」であるUrtyps（原型）があるとされ、現実の生命体の諸相はその原型からの変態状態であると理解されるのである。^{〔四〕} そのようなものの見方を隈本は、シュタイナーの次の言葉を挙げて説明している。「自然法は五官界に於ける区々たる事実の連絡を表式する。：原型に至つては之と異なる。そこに吾人は大原型の形式からして、当面の個々の例をば展開せねばならぬ。：原型は、自然法に肖ずして純然たる形式的様法にて内容を決定しない、然も内部から又真に吾物として生き生きと之に浸透するのである。」^{〔五〕} と。

では、そうしたメタモルフォーゼの過程で人はいかなる認識的変容を遂げるところなのであらうか。隈本によれば、認識を主観レベルから超主観レベルへ飛躍させるには、「現有としての自己」を知覚する自己觀察を転じて、さらには意志の活動に向けるべきである」とされる。つまり、我々の心の一一番奥底には無意識の領域に支配される意志が行為への本源として存在しており、その無意識の領域を意識化することにおいて識心が深い次元で自我の支配下に置かれる

と考えるのである。^{〔六〕} こうした嘗みを彼は、「観行（Meditative practice）」と呼び、それによつて識心は内的な進化をしていくものと考えている。そして、認識は、「物質的知識（Material Knowledge）」を超えて、「想像に本づく知識（Imaginative Knowledge）」^{〔七〕} そして「靈感に本づく知識（Inspirational Knowledge）」^{〔八〕} にまで、第一の「物質的知識」^{〔九〕} については、外的な物質を感覺器官を通して表象化し、さらにその未だ意味を有しない單なる表象像を思考作用によって概念化し、その概念化された表象を自我が記憶中に蓄えることによつて成立する知識であると説明される。つまり、外的な物体の印象を感覺（Sense）を通じて表象（Image）→ 概念（Conception）→ 自我（I）の作用として記憶していく四過程を経るのが通常の物質的知覚であると説明される。しかし、瑜伽の徒は内的な意志へ向けた「觀行」を通じて、この感覚的知覚に依存した物質的知識を越え、さらなる認識の高みに上るとされる。それが先に挙げた第二以降の知識である。

第二の「想像的知識」に至つては、肉体的な制約が回避され、表象、概念、自我の作用のみによつて知識が形成されていく。つまり、ここで感覚に変わるべきとされるのは「想像」なのである。この「想像」にもとづく表象は、物質界の可視的な要素からは得られず、形而上の高等界からもたらさるとされる。したがつて、その場合、五官印象なしに表象を作る能力の修得が要求されるのである。隈本によれば我が國では「阿字觀」「三密觀」「五相成身觀」「五字嚴身觀」ならびにそれと並行して行われる三密の行などがそれに相当するとされる。しかも、感覚を通して生じる主觀的な偏見と形而上的な本質を見分ける能力は、自己の静寂な内觀的心的觀察を通して徹底されなければならないとされる。そのことを彼は、「此の知識階順に於いては、：先、自己を以てその研究の第一標準となすべき」と語る。

第三の知識階順においては、さらに表象が必要でなくなり、概念と自我が存在するところでは、人は自己中に一種の力を見いだし、これから概念を作り出すとされる。つまり、目は色を、耳は声を提供する必要はなく、概念の全内容は個人の内的な活動、つまり純粹な靈的、心象的過程から出なければならぬとされる。具体的には、外的な物体に対しても無我の態度を保つことによって、自己の側ではなく、物体自らが決定する所を自己の内で直覺するとされる。人はその際、事物の本質と非本質を區別する訓練をしなければならない。しかも、こうした訓練によつて自らの論理上の誤謬が肉体上の苦痛に劣らないまでに苦痛の原因となり、正しきものが現実の歡喜悦楽を与えるまでにならなければならないとされる。外的表層的な感情を否定し、本質のみを大とし

て見続けるならば識心の力は靈感に転換されるという。

最後に、知識の第四階順においては靈感が自我を通して働くこととなる。そこでは表象は物体ではなく、唯、その表式を示すに過ぎないものとされる。つまり、識心中に物体が生ずるのである。こうした弁識の力と堅実不羈の判断とを発展するためには渾身の意を致すべく八正道の教令に従うべきだとされる。^四そして、いつたん「想像」の何たるかを知るとき、欲界の表象が単に表象たるに止まらずして靈有の顯現たることの確信を得るのであるといふ。

確かに、隈本がいうように内的認識の高進といった垂直的上昇的な時系列を理論枠組みの前提とする場合、可視の事実領域と不可視の本質領域は「主体の質的変容」といった事象を通して連続的に解することが可能となるようと思われる。だが、「いつでも、どこでも、だれが行つても同一の結果が明らかに形で示される」という近代科学の「明証性基準」に比して、そういう「主体の内的変容」を伴う認識の妥当性はいかに保証されるのであろうか。

隈本は、こうした「明証性」への問い合わせに対してシュタイナー同様、そこで得られた原理が、自らの虚構的な創作ではなく、現実の認識にもとづき構成されたものであるゆえ、他の人が後から遡ることのできる思考形式をとっていると考えている。つまり、「明証性」は、「思考」を通じた個人の内的な観察能力に帰されているのである。しかも、彼はそのような高等認識が理解しがたいのは、「人が靈感を具へないからではなく、之に就いて十分に思慮を試みないからである」と、その領域の学的考察の不十分さを指摘するのである。

④新たなる隈本像

以上、本節の考察を通して、これまで評されてきた「直覺主義者」「哲学館事件の視学官」としての隈本有尚像とは別に、現在世界的に注目されているシュタイナー思想に関するわが国最初の研究者としての新たな隈本像が描き出された。また、隈本が提起した宗教的次元からの認識論・科学論の再構築は、自然科学信仰の崩壊しつつある今日、重要な示唆を与えるものと思われる。しかも、隈本はそうした新たなパラダイムを確立するには、価値領域と事実領域とを分断したカント的な認識の二元論を克服することが必要であるとしたのであつた。具体的には、その認識は、「理念世界の浸透した経験世界」という一元的なゲーテ的認識を支持した上でシュタイナー的なメタモルフォーゼ理論として展開されていった。すなわち、彼の認識論においては、主体の意識レベルの変容と拡大の程度に応じて世界が開示されていくという認識限界の相対性が、対象意識とメタ意識とを包摂する「思考」概念を軸として主張されたのである。しかも、こうした認識構造の理解には、本論稿で指摘したように從来宗教が関わりをもち続けてきた「主体変容としての認識」という人間存在全体としての

質的な向上を前提とした縦の時系列の視点が不可欠となることも指摘されるのである。つまり、あらゆる現象を「唯一の存在」とその「多位相」あるいは「変化」として眺める見方が必要となるのである。

以上、隈本の思想についてはかなり慎重に詳細に検討してきたつもりである。そこからは、隈本の思想が、たんなる「直覺主義」という枠組みで括ることのできない先端科学をも包摂しうる学問的立場であること、また、それは「哲学館事件」当時の思想区分でいうならば非常に井上哲次郎に近接する精神科学的な思想領域であることが判明する。しかし、こうした隈本の思想は彼の留学を経て、晩年になつて明確な形となつて表れるのであり、「哲学館事件」当時においては考星学的視点は確立していたとしても、洗練された精神科学的思想まではいたつていなかつたものと考えなくてはいけないと思われる。

最後に、清張も引用したと思われるつぎの『読売新聞』『万朝報』の記事の妥当性について検討を加えて隈本の位置づけについての考察を終えたい。まず、『読売新聞』において隈本は、「彼は全体星学者で、現文相と大学の師弟関係であった時、数学上の説を異にし、試験の答案にも、固く自説を操つて菊池説に服しなかつた事が多い。彼が数学に堪能であり乍ら、遂に学士号を得る事が出来なかつたのは、畢竟此争の結果であつたが、大学を退校してから後、菊池が内外の数学雑誌に新奇の論文を出すと、屹度隈本は之を攻撃して居た」と述べられている。つぎに『万朝報』では、「哲学館事件の発頭人、文部視学官隈本有尚は、同事件について与論の攻撃が激しいので、文部省では暫く之を避けしむるため、洋行を命ずることに内定した。そして帰朝の上は、長崎へ新設の高等商業学校の校長に任命する予約であるさうだ。隈本は今理科教授田中館や藤澤や、又は有名な田中正平と同級生で、随分数学などは良く出来たが、極めて意地の悪い性質であるから、菊池大麓ににらまれて、明治十四年三年級の時に落第せられ、其儘退学した者だ。それからずっと後、山口高等中学校の教授となつたが、生徒がストライキをやつたとき、「己一人は許してくれ」と窮屈に生徒に頼んだので、生徒は其の陋劣に呆れたさうだが、此の時谷本富と一緒に放り出され、福岡の修猷館の校長になつた。隈本有尚は前に菊池大麓の為に落第させられたのをいたく恨んで、菊池が論文でも出せば必ず反対するといふ風で、互いに執念深く睨み合っていたが、菊池が文部大臣になつた時、隈本のようない意地の強い奴に付き纏はれては恐ろしいので、視学官に引き上げて仲直りをした。隈本もとうとう数年来の恨みを流して、忠勤を抽んずる様になり、菊池の私立学校撲滅案に迎合せんが爲め、あの哲学館事件を惹起したのだが、其忠勤のご褒美に、洋行させて貰ふとは運のよい男だ」と記述されている。

しかし、清張が引用したと思われる先の『読売新聞』の続きにはつぎの言葉がつづけられているのである。「単に数学ばかりではない、彼は広く他の学問をも涉獵し、山口高等中学校の教頭を務めて居た時には、田舎新聞の十傑投票に、他の諸学士を廃して、博識家の撰に当たり、福岡病院の看護婦に倫理を講じた頃は、別嬪連の畏敬する所と為った」と。また、菊池大麓との確執が卒業にいたらなかつた原因であるとする説については、当時『毎日新聞』等で活躍した著名なジャーナリスト石川半山が『教育界』第2巻第7号、明治36年5月3日の「人物月旦」において詳細に理由を検討している。彼は隈本の親しい友人について、つぎの三つの理由を聞き出している。それによれば、①当時のアメリカ人教師の学力を軽蔑して嘲弄し、種々の難問を出して困らせたため、折り合いが悪くなり退学した、②菊池説、③大学在学中、父親が死去し学費の欠乏をきたしたため、とされ隈本退学説の真相はそれらの事情を複合したものであつたとされるのである。しかも、山口高等中学校での学生ストライキについても、「此の学校で生徒が教員の排斥運動をした時に、隈本君は断然之に退校を命じ、如何に父兄の運動が有つても、毫も之を顧みなかつたと云ふ話は、頗る有名な者である」と語るのである。しかも、隈本はその事件ゆえに修猷館へ排斥されたのではなく、「再び修猷館長となつたが、それは彼が修猷館を去て後の五年間に、同校の校務が兎角整頓せず、彼が折角其の基礎を定めた同校の評判が甚だ面白くなくなつたからで、福岡県では再び彼を招聘して、同校の面目を一新せんと欲し、彼も亦其の旧巢整理の為めに、快く其任を諾したのである」といつた修猷館転勤の理由が石川によつて述べられるのである。

では、清張は、なにゆえに当時の報道中、隈本のプラス評価を排除し、マイナス評価のみで彼を描いたのであつたのか。事件へのみずから直観やイメージーションを信じたゆえか、それとも彼にとって官僚はすべて憎むべき存在であつたのか、あるいは清張が日ごろ主張した「小説の面白さ」がノンフィクション的事実の追求に優つたのであつたのか、どれも推測の域を出ないが眞実の追究にこだわった清張の多くの作品とは一線を画すものといえる。

(4) 隠謀説の妥当性

最後に、この「哲学館事件」において、清張が想定した山県——飯野——隈本——加藤（工藤）といった陰謀説はいかなる妥当性をもちえたのかを整理してみたいと思う。思想的には、隈本は井上哲次郎的な直観主義的な傾向を示してみたといふ。国家道徳保守という意味ではヘルバート主義教育者としての側面をもつていたことを考へると、山県、飯野的な思想傾向と大きくずれることはなかつたものと考えられるが、個々の点では本質的な相違が存在していることも判明する。先のジャーナリスト石川半山もまた、「彼の頭脳は既に保守的となつたのだ。

シカシ同じ保守的としても、彼の頭脳は論語孟子で固つて居るワケでもない様である。彼が曾て『風俗と道徳』の事を説いて、之を分類し、第一に個人式、第二に社交式、第三に社会式、第四に人間式として奇妙な理屈をひねり廻はした所などを見ると、例の忠君愛國を以て煮詰めたる連中とは、聊か趣を異にして居る様にも想はれる^{〔4〕}と隈本説の独自性を説明している。だが、「哲学館事件」当時の内閣が、それ以前の開明政策を否定し国粹主義的政策へ再度転換を図つた山県系の桂太郎内閣であったことを考慮すると、隈本を包み込む文部省の政策意図はおのずと一定の保守反動傾向を帯びることになる。ここでも、石川の指摘が有効な示唆を与えてくれる。石川は、隈本が修猷館館長から文部省視学官に移つた経緯をこうみている。「偶ま菊池大麓君が文相となり、岡田良平君が文部総務次官となり、菊池君は大学時代に於て子弟の関係を有し、岡田君は隈本君の去る頃に、山口高等中学の校長となつて、明らかに彼の性格を知つて居たから、忽ち登用せられて本省の視学官となつた」と。つまり、石川によれば、隈本の文部省視学官着任は、数物会で世話をした菊池文相と、大学の後輩であり、山口高等中学で校長として赴任してきた岡田良平総務次官による関与が推察されるというのである。その背後に東京帝國大学総長山川健次郎の強い引きがあつたことは間違いないが、以上の流れの中で隈本はこの「哲学館事件」にかかわつていつたものと考えられる。また、隈本と加藤（工藤）の陰謀説は前述したとおり清張の虚構であつたものとみていいだろう。さらに、隈本に考星学的な視点から人間存在を読み解こうとする傾向があるため、隈本と飯野あるいは宗教的な立場との関係も推測できないこともないが、実際には飯野的な宗教団体とのかかわりは見いだせず、考星学的（占星術的）な経験から隈本に影響を与えた人物として「天文ニ依ル運勢予想術」に「畏友長澤龜之助君父子」の名があげられているが、いまのところそれがいかなる立場の人物なのかは知りえていない。

〔註〕

第1節

- (1) 阿部磯雄編『帝国議会教育議事総覽』(第一)、74頁。
(2) 沢柳正太郎著作集(卷三)、35頁。

- (3) 横山資紀文相は改正条約の実施期日が迫り、非常に對外国人關係に注意を払っていたことが文部省訓令第10号にも示されている。教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』(第四卷) 教育資料調査会、昭和39年、651—652頁。

- (4) 鈴木英一・今野喜清編『日本教育論争史録』(第一巻)、第一法規出版、昭和55年、291頁。文部大臣官房秘書課編、「第三回高等教育会議速記録」明治32

年。

(5) 同上書、283頁。

(6) 同上書、293頁。

(7) 『万朝報』明治36年1月30日。清水清明編『哲学館事件と倫理問題 正』文

明堂、明治36年、60頁。

(8) 同様の指摘は、中内敏夫「哲学館事件の倫理構造」「近代日本教育思想史」(国

土社、昭和48年、283頁) や東洋大学井上円了記念学術センター編『井上円了

の教育理念』(平成11年、88—93頁) にもなされているが、尾崎が認可を決定

したという記述の典拠はどれも示されておらず、実際の認可決定の省令は次の山県内閣の文部大臣樺山資紀のもとで明治32年に出されている。

(9) 高等教育会議編『高等教育会議決議録』32—34頁。

(10) 『国学院雑誌』第4巻第10号、106頁。

(11) 明治32年以前には、教員免許の無試験検定の規定ではなく、私学では文部省の教員検定試験を受験し、合格者の実績を上げることを通して無試験検定認可の申請をくり返してきた。しかし、現実には明治32年の省令公布まで私立学校での無試験検定は実現していない。哲学館でも、明治23年に単独で、27年には国学院と連盟で二度認可申請をしているが認可されなかつた。認可以前の明治33年の教員検定試験では15名が合格をしている(東洋大学井上円了記念学術センター編『井上円了の教育理念』平成11年、88頁)。

第2節

(1) 海後宗臣編『日本教科書大系 近代編第一巻 修身(一)』講談社、昭和36年、25—26頁参照。

(2) 「教育聖旨」以前に文部省自らが翻訳刊行し、「小学教則」にもかかげてその使用を奨励したウェーランド著の「修身論」(阿部泰蔵訳)なども禁止教科書として指摘された。海後宗臣編『日本教科書大系』(近代編第一巻修身(一)) 講談社、昭和36年、16頁。

(3) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』(第四巻) 教育資料調査会、昭和39年、677頁。

(4) 同上書、676頁。

(5) 同上書、680頁。

(6) 同上書、681—682頁。

(7) 同上書、679頁。

(2) 同上書、36頁。

(3) 中島徳蔵先生学徳顕彰会編『中島徳蔵先生』昭和37年、408頁。

(4) 哲学館では、倫理科の教員免許の他に修身科と漢文科の資格を得ており、それらの試験は同年6月23日からおこなわれ7月14日に両科の学生は卒業式を終えていた。しかし、32年7月に無試験検定の認可がおりた両科より4ヶ月ほど遅れた7月に認可がおりたため、文部省の指導を受け卒業試験も遅れたわけである。東洋大学井上円了記念学術センター編『東洋大学人名録 戰前編』平成8年、96頁。

(5) 明治26年の「視学規定」では、視察事項として「教育勅語の浸透状況」「学校の教育課程や設備」があげられ、また検閲事項として「学校の教職員」「設備の適否」等が明記された。しかしその後、視学官は行政整理のため一時廃止され、明治30年に再び視学官制度は再開することになる。

(6) 『京華日報』(明治35年4月27日13面)

(7) 中島徳蔵『哲学館事件の顛末』清水清明編『哲学館事件と倫理問題 正』文

明堂、明治36年、2頁。

(8) 同上、3—4頁。

(9) 中島徳蔵『倫理学概論』哲学館、明治31年、176頁。

(10) 『万朝報』(明治36年2月1日)。清水清明編『哲学館事件と倫理問題』文

堂、明治36年、65頁。

第4節

(1) 「哲学館事件に関する学界の識者に言す」清水清明編『哲学館事件と倫理問題』文明堂、明治36年、210—212頁。

(2) この他にも仏教思想が、廢仏毀釈の打撃を受けつつも、明治期のわが国独自の精神としてしっかりと根づいていったことが分かる。代表的な人物としては、原坦山、村上専精、井上円了などがあげられる。

(3) 井上哲次郎「明治哲学界の回顧」岩波講座 哲学 岩波書店、昭和7年、7頁。

(4) 森戸辰男「我が國における研究自由闘争史の一節——進化主義思想の移植——」岩波講座 哲学 昭和8年、8頁。

(5) 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史』(資料二)、昭和60年参照。

(6) 加藤弘之『自叙伝』(加藤弘之先生八十歳祝賀会) 大正4年、47—51頁。

(7) ただし、ここで私見をはさむことになるが、ダーウィン自身は、進化理論の主概念「変異」「遺伝」「淘汰」のうち、「淘汰」の概念を人間界において無条件に適応していたわけではない。彼は、人間社会の高度な発展には、利己的個別の競争原理としての「淘汰」よりも、訓練、教育、伝統等が大きいに関与

(1) 中島徳蔵「哲学館事件の顛末」清水清明編『哲学館事件と倫理問題 正』文
明堂、明治36年、14頁。

することを述べたにとどまる。しかも、彼は宗教を攻撃することもなかつた。

スペンサーにおいても自らの研究対象を現象界に限定していたので、それ以外の領域については「超科学的領域」とし、「不可知領域」の実在を認めているのである。しかも、進化論＝唯物論ではなく、ベルグソンやオイケンの

進化せるに至つては精神的進化論ともいえる精神科学領域との重なりをみることになるのである。のちにみていくが、井上哲次郎は同様の精神的進化の視点から、共同体の道德意識を「教育勅語」においてみていく、精神科学的な視点からシユタigner思想を尊崇する限本有尚はまさにベルグソン的精神進化論の立場に立つていたといえる。現象界、物質界以上のものを認めない進化論者としてはヘッケルがあげられる。すなわち、単純な淘汰理論の適応はダーウィンの後継者たちの一部によつてもたらされたものといえる。【西

洋思想大辞典】平凡社、1990年、621頁。

(8) 加藤弘之「人権新説」(明治文化全集第五巻)、明治15年、362頁。

(9) 加藤弘之「吾国体と基督教」金港堂書籍、明治40年、86—87頁。

(10) 加藤弘之「自然と倫理」上田勝美他編『加藤弘之文書』(第三巻) 同朋舎出版、平成2年、507—516頁。

(11) 加藤弘之「吾国体と基督教」金港堂書籍、明治40年、95—96頁。

(12) 「大日本教育会雑誌」68号、明治20年。

(13) 中島徳蔵先生学徳顕彰会編『中島徳蔵先生』昭和37年、25—39頁。

(14) 中島徳蔵「倫理学概論」哲学館、明治31年、4頁。

(15) 東洋大学編『東洋大学創立五十年史』33頁。

(16) 同上書、34頁。

(17) 中島徳蔵「倫理学概論」哲学館、明治31年、179頁。

(18) 同上書、180頁。

(19) 中島徳蔵「倫理学原論」丙午出版社、明治41年、208頁。

(20) 中島徳蔵「倫理学概論」哲学館、明治31年、170頁。

(21) 同上書、171頁。

(22) 同上書、224頁。

(23) 同上書、235頁。

(24) 同上書、236頁。

(25) 加藤弘之「拙著『道徳法律化の理』に対する中島徳蔵氏の批評を読む」『哲学雑誌』(第15巻第164号)、780頁。

(26) 同上書、774—776頁。

(27) 加藤弘之「教育学術界」第10号、18頁。

(28) 加藤弘之「哲学雑誌」(第15巻第164号)、779頁。

(29) 加藤弘之「自然と倫理」上田勝美他編『加藤弘之文書』(第三巻) 同朋舎出版、平成2年、545—546頁。

(30) 中島徳蔵「倫理学概論」哲学館、明治31年、53頁。

(31) 同上書、173頁。

(32) 同上書、176—177頁。

(33) これについては、「宗教と教育との関係につき井上哲次郎氏の談話」「教育時論」(272号、明治25年)が初出となる。

(34) 小股憲明「教育勅語撤回風説事件と中島徳蔵」「人文学報」第67号、平成2年、147頁。

(35) 遂志生「井上哲次郎氏力所述ノ勅語衍義ノ自序ヲ読ミテ悲憤ニ堪ヘズ」「教育報知」(294号)、明治24年12月19日。国民精神文化研究所「教育勅語渋谷関係資料集」(第2巻)、昭和14年、587—594頁。

(36) 井上哲次郎「我が國体と国民道德」(抄) 広文館書店、大正14年。頭山満「井上哲次郎博士の大不敬著述」大正15年。これらは、佐藤秀夫編『統・現代史資料』(8)みすず書房、平成6年、320—344頁に所収。

(37) 同上書、412—421頁。

(38) 井上哲次郎「宗教の将来に関する意見」「哲学雑誌」第154号、明治32年12月。

(39) 井上哲次郎「現今の倫理教育」「日本之小学教師」卷一、10号、明治32年12月。

(40) 久木幸男他編「日本教育論争史録」(第一巻近代編上) 第一法規出版、昭和55年、203頁。

(41) 同上書、205頁。

(42) 井上哲次郎「明治哲学会の回顧」「岩波講座 哲学」岩波書店、昭和7年、27頁。

(43) 同上書、42頁。

(44) 同上書、44頁。

(45) 同上書、76—77頁。

(46) 同上書、66頁。

(47) 同上書、46—47頁。

(48) 井上哲次郎「動機と結果論」「太陽」明治36年、52頁。

(49) 同上書、54頁。

(50) 同上書、56頁。

(51) 同上書、57頁。

(52) 同上書、60—61頁。

- (53) 井上哲次郎「哲学館事件の断案」「太陽」第9巻第6号。
- (54) 井上哲次郎「明治哲学会の回顧」「岩波講座 哲学」岩波書店、昭和7年、68頁。
- (55) 井上円了「余が所謂宗教」「哲学雑誌」第16巻第173号、520頁。
- (56) 同上書、522頁。
- (57) 井上円了「哲学雑誌」第16巻第177号、明治34年、887—888頁。
- (58) 同上書、899—900頁。
- (59) 同上書、903頁。
- (60) 井上円了「哲学雑誌」第16巻第173号、523頁。
- (61) 同上書、537—538頁。
- (62) 同上書、534頁。
- (63) 同上書、531頁。
- (64) 東洋大学井上円了記念学術センターライブ「東洋大学人名録」(役員・教職員 戦前篇)、平成8年、21、41頁。
- 第5節
- (1) 升味準之輔『日本政党史論』(第2巻、東京大学出版会、昭和40年)。小股憲明「尾崎行雄文相の共和演説事件」「人文学報」第73号、平成6年、202頁。
- (2) 白木屋事件とは、日本精神談主宰の飯野が日本橋の呉服屋白木屋から150円ほどの衣類を注文し代金を支払わざり刀剣で脅した事件のことである。飯野はこの事件で実刑を受け一年の獄に下っている。しかし、大正13年に復讐消滅している。法学博士大谷美隆『濃飛人』県人会誌。朝日新聞「奇怪なる精神学者の拘引」6月25日より4日間連載参照。
- (3) この「平民新聞」の記事については、「妖婦下田歌子」風媒社、平成11年の復刻版がある。
- (4) 松本清張『黒い手帳』講談社、昭和58年、42頁。
- (5) 鎌木清方『こしかたの記』中公文庫、昭和52年。
- (6) 伊藤秀吉『日本廢娼運動史』不二出版、平成7年。『廓清会婦人矯風会廢娼連盟』昭和6年の復刻版。
- (7) 巖本の娘で明治女学校第一期卒業生である鈴木げんが飯野のもとで子どもをうむ。また元陸軍主計総監であった外松孫太郎の三女すえもまた飯野と結ばれることになる。
- (8) 飯野官吉『穂田の神様 飯野吉三郎の風影』文藝書房、平成9年、23頁。
- (9) 『宇宙神教』第4巻第11号、宇宙神教出版所、明治28年。また、『宇宙神教』(第5巻第11号明治29年、420頁)において、加藤弘之の論文「東西道德原理の相違」に対して、「博士にして論弁体を改良するにあらずんば遂に養生の
- (10) 田中は、飯野の住所として、それぞれ「麹町永田町2丁目55番」「平河町四丁目十一番」と日記に記入し、後者の番地において田中は「飯野氏方トマリ」と飯野宅に宿泊していることが書きとめられている。飯野官吉『穂田の神様』飯野吉三郎の風影 文藝書房、平成9年、49頁。
- (11) 飯野官吉『穂田の神様 飯野吉三郎の風影』文藝書房、平成9年、51頁。
- (12) 山本四郎編『寺内正毅日記』(京都女子大学、昭和55年)の明治38年6月28日の項。
- (13) 「河野磐州伝」(河野磐州伝編纂会1923年)河野広中日記8月13日、23日、11月11日参照。
- (14) 『金原明善』(資料編)、金原明善治水財団、昭和43年。
- (15) 牧野伸顕『牧野伸顕日記』(伊藤隆、廣瀬順昭編)、中央公論社、平成2年。
- (16) 『原敬日記』(第5巻)乾元社、昭和26年、55頁。
- (17) 『改造世界』大正10年1月号。
- (18) 『原敬日記』(第5巻)乾元社、昭和26年、55—56頁。
- (19) 南條範夫『妖婦下田歌子』講談社、平成6年、240頁。
- (20) 岩本巖治『文部省の紛擾』『大日本』8号、明治30年5月、6頁。
- (21) 故下田歌子先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』大空社、平成元年復刻版、290—291頁。
- (22) 飯野官吉『穂田の神様 飯野吉三郎の風影』文藝書房、平成9年、347—348頁。
- (23) 『全一新報』3—4頁。練真道における信者・関係者向けの機関誌。これについては、飯野官吉著(114—115頁)が典拠となるが、田中治吾平氏のご遺族にも情報をいただいた。
- (24) 隈本に関する前半生の履歴は、本文中に挙げた以外には次の文献から確認される。石川半山『文部省視学官隈本有尚君』(教育界)(第2巻第7号)明治36年5月3日。「久留米同郷会名簿」宇高浩編『久留米同郷会誌』(第1—9)大正2—大正9年。「長崎高等商業学校三十年史」昭和10年。「東洋大学創立五十年史」昭和12年。「山口高等商業学校沿革史」昭和15年。隈本有尚『宮本中学校思出の記』昭和16年。「修猷館七十年史」昭和30年。「修猷館二百年史」、「修猷館学友会雑誌」(第一巻)。眞野公太編『一橋人物誌』朝日評論社、昭和39年。「仁旺ヶ丘」—京城中学卒業五十周年記念誌——昭和56年。篠原正一『久留米人物誌』菊竹金文堂、昭和56年。久留米市史編纂委員会編『久留米市史』ぎょうせい、昭和60年。
- (25) 学士会編『学士会百年史』昭和61年、10—11頁。
- (26) 增本有尚「故山川先生に就て思出の一、二」「学士会月報」昭和6年7月、17

閑なからん、憾むべからざるか」との批判がだされている。

(10) 田中は、飯野の住所として、それぞれ「麹町永田町2丁目55番」「平河町四丁目十一番」と日記に記入し、後者の番地において田中は「飯野氏方トマリ」と飯野宅に宿泊していることが書きとめられている。飯野官吉『穂田の神様』飯野吉三郎の風影 文藝書房、平成9年、49頁。

(11) 飯野官吉『穂田の神様 飯野吉三郎の風影』文藝書房、平成9年、51頁。

(12) 山本四郎編『寺内正毅日記』(京都女子大学、昭和55年)の明治38年6月28日の項。

(13) 「河野磐州伝」(河野磐州伝編纂会1923年)河野広中日記8月13日、23日、11月11日参照。

(14) 『金原明善』(資料編)、金原明善治水財団、昭和43年。

(15) 牧野伸顕『牧野伸顕日記』(伊藤隆、廣瀬順昭編)、中央公論社、平成2年。

(16) 『原敬日記』(第5巻)乾元社、昭和26年、55頁。

(17) 『改造世界』大正10年1月号。

(18) 『原敬日記』(第5巻)乾元社、昭和26年、55—56頁。

(19) 南條範夫『妖婦下田歌子』講談社、平成6年、240頁。

(20) 岩本巖治『文部省の紛擾』『大日本』8号、明治30年5月、6頁。

(21) 故下田歌子先生伝記編纂所編『下田歌子先生伝』大空社、平成元年復刻版、290—291頁。

(22) 飯野官吉『穂田の神様 飯野吉三郎の風影』文藝書房、平成9年、347—348頁。

(23) 『全一新報』3—4頁。練真道における信者・関係者向けの機関誌。これについては、飯野官吉著(114—115頁)が典拠となるが、田中治吾平氏のご遺族にも情報をいただいた。

(24) 隈本に関する前半生の履歴は、本文中に挙げた以外には次の文献から確認される。石川半山『文部省視学官隈本有尚君』(教育界)(第2巻第7号)明治36年5月3日。「久留米同郷会名簿」宇高浩編『久留米同郷会誌』(第1—9)

大正2—大正9年。「長崎高等商業学校三十年史」昭和10年。「東洋大学創立五十年史」昭和12年。「山口高等商業学校沿革史」昭和15年。隈本有尚『宮

本中学校思出の記』昭和16年。「修猷館七十年史」昭和30年。「修猷館二百年史」、「修猷館学友会雑誌」(第一巻)。眞野公太編『一橋人物誌』朝日評論社、昭和39年。「仁旺ヶ丘」—京城中学卒業五十周年記念誌——昭和56年。篠

原正一『久留米人物誌』菊竹金文堂、昭和56年。久留米市史編纂委員会編『久

頁。

(27) 白石三雄「井上先生を憶ふ」三輪政一編「井上円了先生」東洋大学交友会、

大正8年、241頁。加藤三雄は、當時白石三雄と改姓していた。

(28) 中島徳蔵先生学徳顕彰会編「中島徳蔵先生」237—242頁。

(29) 境本の論文のうち、「丁酉倫理会講演集」に掲載されたものを紙面の関係上その発行年と輯数のみ記述する。

明治38年..33輯、34輯、36輯。

明治42年..79輯。

明治44年..103輯、104輯、106輯、107輯、108輯、109輯、110輯、111輯、112輯。

大正元年..124輯。

大正3年..144輯、146輯。

大正6年..173輯。

大正9年..216輯。

大正12年..246輯。

昭和元年..286輯、287輯、289輯、290輯。

昭和2年..291輯、294輯、295輯、298輯、299輯。

昭和3年..305輯、310輯、313輯。

昭和4年..315輯、316輯、318輯、320輯、322輯、323輯、324輯。

昭和5年..327輯、329輯、337輯。

昭和7年..351輯。

昭和9年..375輯。

昭和11年..400輯、407輯。

昭和13年..423輯。

昭和15年..447輯、455輯。

昭和17年..471輯。

昭和18年..483輯。

他の論文・著作に以下のものがある（本文中であげたものは省略する）。

【歐式陶宮術獨判断——一名天文心理の乘】光文館、大正2年。

【占星術】日本百科大辭典（補遺）、大正13年。

【天文二依ル運勢予想術】一名現代考星学の乘】東海堂、大正3年。

【現代密教徒の宇宙觀】高野山大学密教研究会編「密教研究」第19号、大正14年、108—148頁。

【現代密教徒の宇宙觀】高野山大学密教研究会編「密教研究」第20号、昭和元年、77—121頁。

【當年星の縁方】高野時報】361号、昭和元年。

【天体と人事の關係】交友会誌】（東京高等商船学校）第45号、昭和13年。

「過去六十年の憶出——漱石子規「文豪の懷旧談に因みて——（上）（下）」「書
齋」3卷3・4号、三省堂、昭和14年、5—15頁。

「天体と疾患の關係」私家版、「丁酉倫理會」より提供、昭和14年。

(30) 「丁酉」313輯、39頁。

(31) 「丁酉」291輯、44頁。

(32) 「丁酉」322輯、64頁。

(33) 「學士會月報」509号、22頁。

(34) 「丁酉」146輯、60頁。

(35) 石川半山「教育界」（第2卷第7号）、明治36年5月3日の「人物月旦」、164頁。

(36) 「書斎」第3卷3号、5頁。

(37) 「丁酉」301輯、33頁。

(38) Steiner, R.: Wie erlangt man Erkenntnisse der höheren Welten? Berlin, 1904 / 5, S. 13.

(39) Steiner, R.: Die Geheimwissenschaft im Umriss. Leipzig, 1910, S. 29—30.

(40) 「丁酉」129輯、24頁。

(41) 「丁酉」159輯、76頁。限本は、かくて自らの考星学的天文学を「丁酉」（147輯）誌上で「考星学は現今の星学とは別物なり」「その科学的と称せらるる意義を疑う」で批判され、その批判に答えた論文がこれである。

(42) 当時の労働運動におけるシュタイナーの国家改革や当時の教育学におけるシユタイナー教育学の位置づけについては、拙論「シュタイナーとドイツ改革教育運動」小笠原道雄監修、林忠幸、高橋洸治、森川直編「近代教育思想の展開」福村出版、を参照のこと。

(43) 「丁酉」301輯、24頁。また、わが国の教育学者のシュタイナー理解について

は、拙著「シユタイナー」教育思想史学会編「教育思想事典」勁草書房、2000年刊行予定参照のこと。

(44) 「丁酉」270輯、73頁。

(45) こうした近代的認識の欠陥についてホフマンは次のように述べてゐる。「シユタイナーは当時の危機の原因を欠陥のある認識論にみてゐる。つまり、大部分が実用的な唯物論の虜になり、それによつて自らの精神的心的諸力が益々墮落の一途をたどつてゐる。しかも、その結果として彼らは自分自身と宇宙に合致した法則や秩序との内的な不調に陥つてゐる」と。Hoffmann, K.: Die Anthroposophie Rudolf Steiners und "Moderne Geisteswissenschaft" Giesen 1928, S. 11.

(46) 「密教研究」第19号、115頁。

(47) 「丁酉」286輯参照。

(48)「丁酉」286輯、30頁。
(49)「丁酉」286輯、23頁。

(50)「丁酉」337輯、32—33頁。

(51)隈本は、そうしたゲーテ的メタモルフォーゼの構造を、形相 (Form)・彼は範型というと質量 (Matter)・彼は元質というの運動形式といったアリストテレス的概念でもって説明する。それによると、実在は種々無数の形相の原型である大元型 (Archetypes) として顕現するものとされる。それを彼は、五大のうちみてとるのである。すなわち、鉱物の元型としての地大、生命の元型としての水大、感情 (霧囲気の動搖) の元型としての風大、高等元型と下級元型の境界で気脈を通ずるものとしての気大、自我の存する種子元型としての空大がそれである。しかも、こうした運動形式において人間は、上風 (無色界) → 下風 (色界) → 水 (欲界) → 地 (物質界) → 水 (欲界) → 下風 (色界)

↓上風 (無色界) というようく「斂 (れん) 化 (involution)」と「広化 (evolution)」の過程を繰り返し、大劫満了するとき、その運動の形態は「螺旋に沿うて昇進する (低きより高きに進一步する)」(「丁酉」269輯、48頁) とされるのである。

(52)「丁酉」301輯、46—47頁。

(53)「丁酉」291輯、38頁。

(54)ここでの説明は、「丁酉」269、270、271、286、291、294輯を参照。

(55)「丁酉」270輯、76—77頁。

(56)「丁酉」270輯、81頁。

(57)「丁酉」271輯、78頁。

(58)「丁酉」271輯、92頁。

(59)「丁酉」271輯、86頁。

(60)〔隣の噂〕『読売新聞』明治36年2月7日。清水清明編『哲学館事件と倫理問題』文明堂、明治36年、255—256頁。

(61)「机の塵」「万朝報」清水清明編『哲学館事件と倫理問題』文明堂、明治36年、256頁。

(62)石川半山『教育界』(第2巻第7号)、明治36年5月3日の「人物月旦」、164頁。

(63)同上書、107頁。

(64)同上書、108頁。

(65)隈本有尚『天文ニ依ル運星予想術』東海堂、大正3年、緒言3頁。

第V章 「哲学館事件」解説の視点

これまでみてきたように、清張は「哲学館事件」の真相について、①文部省の私学排除説、②教科書事件批判回避説、③ミュアヘッド倫理学説批判説、④加藤弘之・井上円了——井上哲次郎対立説、⑤国体・皇室をめぐる山県——飯野——隈本陰謀説を設定していた。しかし、その中でもとりわけ、清張が独自の見解として主張したのは第五の説であった。具体的には、日露戦争をひかえ、国權の昂揚を図る山県が、飯野、隈本を使って「哲学館事件」を生ぜしめたという筋書きであった。清張が設定した以上の五つの説については、個別に検討していく結果、飯野——隈本陰謀説については除きうるものの、その他の説については因果関係をまったく否定できるものはないものといわなくてはいけない。

とりわけ、第二の私学排除説は、第IV章で確認したように、明治32年の尾崎文相辞任以降に顕著となる反私学派の反動政策という視点において、「哲学館事件」のひとつ目の真相としてみることができるものと思われる。つまり、明治32年12月に慶應義塾が設備不十分という理由によって同じく教員免許無試験検定資格を剥奪されたとの軌を一にするという見方が成り立つのである。しかし、この私学排斥説にしても、筆者が本事件解明の手がかりとしてあげてきた「なぜ哲学館が標的となつたのか?」というひとつの問い合わせるものが、「なぜ中島が個人攻撃を受けたのか?」という問い合わせに対する回答とはなりうるもの、「なぜ中島が個人攻撃を受けたのか?」という問い合わせに対しては答えることができないのである。清張自身、そうした問い合わせを包み込む形で「藩閥勢力が進める国權政策のスケープゴート」として第五説にもとづき「哲学館事件」を設定したわけであるが、飯野——隈本——加藤 (工藤) 陰謀説が崩れたいま、清張のその「スケープゴート」説の内実変更が求められるのである。

では、この事件の根幹である二大疑問を解く鍵はあるのであろうか。筆者は、本研究を通じて、その鍵が日清・日露戦争間における「教育勅語」をめぐる動向にあるものと推定している。それは、清張のマクロ的な視点をミクロレベルで詰めていく鍵ともなる観点である。

第1節 「教育勅語」成立の経緯

「哲学館事件」を、文部省内に潜在する「教育勅語」をめぐる勢力闘争に關係づけた解釈は従来、佐藤秀夫によつて指摘されてきた。佐藤は、「日本近代国家をめぐる政治的・社会的・国際的状況の変化に応じて天皇制公教育の理念も堪えざる動搖を蒙らないわけにはいかなかつた」とし、天皇制公教育理念が政策決定機関である文部省内部においても揺れをみせていたことをこれまでの研究

で論証している。以下、その佐藤氏の考証を参考に、日露戦争期までの明治期の教育政策の内情についてみていただきたい。

ここまで何度もみてきたように、明治維新以降、西欧近代思想が急激な潮流となつてわが国の思想界や社会に入り込み、従来の神道、儒教、仏教を中心とした国民の価値観は大きな変化をみせ始めていた。とりわけ、政治的にはフランスの啓蒙思想等を契機として自由民権運動が展開され、開明政策をとった明治政府は自らの施策のためにその基盤を危険にさらすことになつたのである。こうした状況のもと、明治12年8月に旧来の儒教道德にもとづく復古主義的德育政策を示した「教学聖旨」が、天皇の名のもとに政権上層部に内示され、また明治15年12月にはその理念を反映させた教師用の勅撰の修身教科書『幼学綱要』が天皇の名のもとに各学校に頒賜されることになった。

まず、この「教学聖旨」の内示について、佐藤は文明開化を推し進めてきた伊藤博文ら啓蒙官僚派に対する元田永孚ら天皇側近の宫廷官僚の巻き返しといった文脈で説明している。つまり、儒教道德に依拠して国家的秩序を取り戻そうとする元田らの「教学聖旨」に対して、儒教回帰による科学技術の停滞や学生の政治化を危惧する伊藤の反駁論「教育議」(同9月)が出され、さらにはそうした伊藤論のアンチテーゼとしてふたたび元田の「教育議附議」が示されるにいたつたのである。しかし、こうした露骨な政権内部での対立は、文部省内の勢力変化にともない、国家秩序維持のため民権派の台頭を阻止するという共通認識のもと元田的見解に収束していくのである。かくて、明治15年に元田編纂の『幼学綱要』が全国の公私立学校および教育関係者に下賜・下付されたのである。だが、そうした元田の儒教主義教育について、佐藤は天皇制公教育体制の確立にはほど遠いものであったことをつぎのように指摘している。「幼学綱要」は、天皇制と公教育との未だ不安定な関係のもとで公刊・配布された：したがつてそれは全国に配布されたといつても、修身教科書の指導書としてせいぜい一学校あたり一部ずつ「秘蔵」されるにとどまり、教科書として子どもたちが手に取りうるものとはなりえなかつた。また、その影響自体が八〇年代前半の数年間にとどまり、元田がその就任に強く反対した「近代主義者」森有礼が文相として登場するに及んで、その発行は事实上停止された」と。しかし、またその「近代主義者」森有礼がとつた新たな政策が別の形で天皇制公教育体制の基盤を固めることに貢献することになるのである。

すなわち、森は、「天皇陛下ノ万歳ヲ奉祝シ併セテ忠君愛國ノ志氣ヲ振作シ益鴻恩ニ報ユルノ願望ヲ堅固ナラシムル為メ」という目的でもって、「御真影」の学校への下賜(従来、府県庁、師団本部、軍艦、官立諸学校に限っていたものを明治20年以降すべての公立学校に対象を広げ下賜した)を実行したのであ

つた。しかし、法令を伴わない「御真影」の下賜や、儒教的德目を「修身科」から削除した上で、内容を「内外古今人士ノ善良ノ言行ニ就キ兒童ニ適切ニシテ且理解シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話」することに転換した森の政策もまた天皇制公教育体制の確立の一過程ではあつたが、森の暗殺とともに方針変更を余儀なくされていくことになる。

時代は、さらに天皇制と公教育を直結させる方向へ向かつていった。そうした方向は、皇室直管の教育機関「明倫院」(明治22年)の建議をなした西村茂樹や、同じく皇室直管の教育行政機関「學聖院」(明治23年)の設立建議を出した海江田信義や、さらには「学問独立」の庇護者としての機能を「帝室」に求め福沢諭吉らの見解として表れてくる。このような流れと同時に、明治23年の山県内閣における「教育勅語」の発布にいたる核心的な過程を佐藤は、明治23年2月に開催された地方官会議の発言にみてとつてている。つまり、「陸海軍ノ如キハ總テ親裁ニ出ルヲ以テ教育ノ如キモ是ト等シクセラレンコトヲ望ム」(安場)、「教育ノ事モ海陸軍ノ如ク陛下ノ御直裁ヲ仰ク様ナ非常手段ヲ見ルニアラサレハ行ハレ難カルヘシ」(柴原和)という地方官会議での発言を例にあげ、「軍人勅諭」とのアナロジーで教育勅語を考える方向が示され始めたというのである。こうした勢いをえて、「軍人勅諭」に直接かかわった山県有朋は、「余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望⁽⁴⁾むとして、内閣として天皇制公教育の精神的支柱の完成をめざしたのである。その完成は、新任にあたつて天皇より直接、教育指針の制定を要請された芳川顯正文相と、近代法の専門家である法制局長井上毅、そして從來儒教的教育政策による天皇制絶対主義の確立を企図していた枢密院顧問官元田永孚、それに時の内閣総理大臣で明治維新政府の立て役者のひとりである山県有朋の手によってなされたのである。明治23年10月に、天皇制公教育体制を支える指針として、ついに「教育勅語」が発布されることになった。その「教育勅語」の性格をここでふたたび確認しておきたい。勅語策定者のうち、井上毅は、地方官会議の直後に、教育に軍事的愛国精神の養成を期待して、山県と共同で「山県有朋軍備意見書」をまとめており、その井上と山県がこの勅語制定に直接かかわったことからも、この「教育勅語」中の「忠君愛國主義」の強調が政府の軍備拡張主義と深く結びついていることが想像されるのである。つまり、この「教育勅語」の成立は、軍事的な思考を背景に天皇と国民を公教育という手段を通して直接結びつけることを意図していたといえるのである。



西園寺 公望
『国史大辞典』(平成5年 吉川弘文館)

される「哲学館事件」(明治35年)は、この「教育勅語」といかにかかわつてくるのであろうか。それを見ていくためには、「教育勅語」発布(明治23)以降の文部省内の「教育勅語」理解に深くかかわつてくる。

「教育勅語」を制定した山県内閣は、明治24年に松方正義に内閣を譲ることになるが、文部行政は引き続き山県の腹心といわれた芳川顯正が任され、表立った批判は表れてはいない。しかし、その最初の揺れは、明治31年伊藤内閣のとき就任した開明派の西園寺公望文相(明治31年1月12日～4月30日)の教育勅語改革計画として表れる。この西園寺計画については、久木幸夫「江原素六教育勅語変更演説事件」「教育学部論集」や、小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」「人文学報」において詳細に検討が加えられている。それによれば、この計画の内実は、明治35年6月にジャーナリスト石川半山(安次郎)によって書かれた『当世人物評⁽⁵⁾』の「西園寺公望」の項や、同じく石川の「西園寺首相の教育意見を歓迎す」「教育学術界」(第5巻9号、明治31年)等をはじめとして、白柳秀湖「西園寺公望伝」(昭和4年、日本評論社)、竹越与三郎「陶庵公」(昭和5年、叢文閣)、小泉策太郎・木村穀編「西園寺公望伝」(昭和24年、大日本雄弁会講談社)において示されることとなる。この西園寺計画が明るみに出た時期を考えると、哲学館事件の直前に一部ジャーナリストに文部大臣の勅語改定計画が伝わっていたことになり、明治30年代はじめには、すでに「教育勅語」が文部省内部を越えて動搖の波紋を広げていたといえる。

その西園寺発言の内容は、西園寺が第二回の文部大臣であったとき秘書官兼文部省参事官を務めた竹越の記述と、明治期のジャーナリスト石川の叙述においても表されている。ここでは、竹越の記述を引用してみたい。「今や社会の状態は一変して、上下、左右の社会となりて、社会の横幅が広くなつて來た。
：上下道徳ばかりでゆくものでないから、人民がすべて、平等の関係において、自他互いに尊敬し、自ら生存せしむることを教えねばならぬ：公(西園寺公・筆者註)は何時の間にか、以上の主旨を奏文したものと見えて、公に新たに勅語を下さることと、併せて右の勅語の主旨を起草することを仰せ出された」。

そうした西園寺の勅語修正案は当時の彼の演説や論文等からも推察できる。西園寺は第一回目の文部大臣の時(明治27年10月3日～29年9月28日)、高等

師範学校の卒業式で「西園寺文部大臣演説」(明治28年3月30日)⁽⁷⁾をおこなつてゐる。そこには、すでに西園寺の新教育勅語觀ともとれる記述がみうけられる。「世間、或ハ尚ホ東洋ノ陋習ニ恋々シ、之ヲ改ムルニ憚ルノ徒往々之アリ。偏局卑屈ノ見解ヲ以テ忠孝ヲ説キ或ハ古人奇僻ノ行イヲ慕ヒテ人生ノ模範ト為サント欲スル者アリ此等ハ文明ノ進途ニ障碍ヲ与フル少ナカラス：世界ノ文明ニ伴ヒテ教育ノ精神ヲ進メ」。では、天皇の内諾をえて進められた西園寺の勅語改革計画は、その後いかに展開され、どのような結果をもたらしたのであるか。

この西園寺の計画は、石川によれば、「之(勅語改定・筆者註)に着手せんとして既に定案も出来た…さうして内閣員の意嚮を聞いた所が、一人の大老芳川顯正君の反対のために、この德育問題の解決に着手せんとしたる西園寺侯爵は、就任三ヶ月にして、病の名を以て直ちに内閣を退いて、これに代わつて外山正一君が出た」と、西園寺自身の辞職とともに断念に追い込まれるのである。こうした竹越の記述の信憑性は、久木幸男が指摘する「伊藤博文宛西園寺書簡」のうちの12項目の改正案において確かめられる。すなわち、これら改正案の項目から、西園寺の勅語改定案の提出時期が彼の第二回目の文部大臣就任時に相当し、その改正案中の「倫理学」の項が勅語改定の方針に相当するのではないかとの判断が成り立つとされる。

さらに、竹越の「竹越与三郎談話速記⁽⁸⁾」がこの西園寺計画と、時の内閣総理大臣伊藤博文とのかかわりをつきのように伝えている。つまり、西園寺が新勅語案を断念し病氣療養していたとき竹越自身が、「伊藤に此の第二の勅語だけは提出していただきたいから」と依頼したところ、伊藤は西園寺が病氣ゆえ枕元では閣議は開けないと回答を示したとされる。以上のことを考え合わせるならば、開明的立場から勅語改定を企てた西園寺と竹越に対して、同じく開明的傾向を有しながらも勅語改定には賛意を示さない伊藤、そして勅語堅持の立場から、開明派に攻勢をかける山県派(西園寺を拒否した芳川は「教育勅語」制定時の文相であり山県の腹心的存在であった)といった図式が成立しうるものと思われる。では、こうした勅語保守派の攻勢後、天皇の意を受けた西園寺の教育勅語改定計画は頓挫したままであったのであろうか。

竹越の「陶庵公」によれば、次期政権である憲政党による限板内閣の文部大臣尾崎行雄と天皇との間に次のような問答があつたとされる。「皇上は尾崎の教育の方針如何とお尋ねになつた。尾崎は教育勅語に基づいてゆくつもりであるように申し上げたところが、皇上は教育勅語は勿論のことであるが、これをつらぬくゆえんの道は別に考えねばならぬ、それには西園寺がかつて上奏したこと、我が、朕の意にかなつたと仰せられたので、尾崎は恐縮して、文部省へ行つ

て、いわゆる西園寺の方針なるものを調査したが、かかるることは属領の知るべきことではないので、誰もこれを説きうるものはなかつた：その中に尾崎は官僚派に中てられて、言禍にかかり、その職を退くようになつた。¹⁴ このことから、天皇と西園寺の勅語改定の意向は、明治31年の尾崎文相時までは、具体化にいたらないまでも継続していたことが分かるのである。

第3節 「教育勅語」をめぐる動揺2——伊藤博文・牧野謙次郎文書から——

また、うえでみた西園寺計画案とは別に同様の勅語修正計画を暗示する事例が指摘されている。そのひとつが、何者かが天皇に奏上した「教育勅語追加」案であり、これについては伊藤博文がその内容を否定した「教育勅語追加ノ議」によつて事実を確認することができる。それによると、追加案の骨子は「爾臣民ノ皇運ヲ扶翼スルハ、特ニ一旦緩急アル時ニ止マラス、常ニ字内ノ趨勢ヲ察シ、盟約ヲ重シ、産業ヲ勉メ、以テ國力ノ旺盛ヲ圖ルヘシ」とするものであり、その奏上案文について伊藤は「教育勅語追加ノ義」を示し、従来の勅語の内容で十分補いあまるとして、「一時のモノヲ以テ永久のモノト混淆スルノ恐アルノミナラス、或ハ却テ教育勅語ノ尊嚴ヲ損セシコトヲ恐ルルナリ」と先の西園寺の場合同様、拒否したのである。では、伊藤がその受容を拒否した「教育勅語追加」案は、いつごろだれの手によつて作成されたといえるのであらうか。この「教育勅語追加ノ議」が出された時期と提出者については、小股の詳細な研究がある。それによれば、現存する「岩倉家文書」附藤波言忠手記¹⁴中の手写原稿の「臣侯爵伊藤博文」という文末の記銘によつて作成の時期は、明治28年8月5日から同40年9月21日の間に限定できるとされる。また、起草者については、内容的なことからも西園寺や竹越という想定も不可能ではないと説明をしている。¹⁵

いまひとつ的事例は、同じく渡辺幾治郎「教育勅語済発の由來」(昭和14年)等で紹介された、牧野謙次郎著「講経新義」の「付録」に收められた「先朝遺文」中の文章である。それは、「徳大寺侯爵実則嘗て内府と為る、恩地秘書官實に之を補佐す、時に文部に次官某なる者あり、之を公府に訪い、密に請いて曰く、養年下す所の教育勅語は外世界の大勢に違ひ、内国家の進軍を阻む、願くは内府の力を仮りて之を撤回せん」といったものであり、これもまた西園寺らと同様の主旨からの撤回要求であるといえる。これについても小股は、「先朝遺文」の記述と、省略された原文の記述「斯の人今は則ち官にあらず、秘書官の名は轍、其の先楠氏の部将たり、嘗て故能久親王の知遇を蒙り、其の別当と為る、谷口藍田に学ぶ」をあわせてつぎのように判断している。つまり、この撤回案が出されたのは恩地轍内大臣秘書官の在任期間である明治29年1月2

日から明治33年2月27日までの期間であり、その期間の文部次官（文部大臣）は、牧野伸顯（西園寺・蜂須賀）、都築馨六（蜂須賀・浜尾）、菊池大六（浜尾・西園寺・外山）、小山健三（外山・尾崎）、柏田盛文（尾崎・犬養・権山）、奥田義人（権山）となつており、小股は「斯の人今は則ち官にあらず」という記述から、勅語撤回論を出した文部次官を柏田盛文である可能性が高いと推定している。

以上みてきたように、明治23年に山県を背景として出された「教育勅語」は、10年ほどの間に文部省内部においてかなりの動搖を示す事態となつていたのである。そうした勅語批判的な流れと呼応するかのように、教育政策的にも尾崎文政を契機とし明治31年に、教員・学生の政治的活動を規制した達・内達・訓令・内訓等21件が一括廃止され、つづく権山資紀文相下においては、教科書国定化の保守的動向と相反する教科書自由採択制が閣議に提出されるにいたつている。

こうした流れの中、本論文が「哲学館事件」開明の鍵とする事件が発生するのである。「哲学館事件」の布石ともとらえられるこの事件は、まさに文部省内で生じたとされる第四番目の「教育勅語撤回論」にかかわるものであつた。こうした勅語撤回案——「哲学館事件」といつた文脈での読み解きと批判的分析は、佐藤秀夫「哲学館事件と教育勅語改訂問題」清水清明編『哲学館事件と倫理問題』や小股憲明「教育勅語撤回風説事件と中島徳藏」人文学報等においてみられる。以下、それらの諸説に則りつつ、新たな資料を加え論証を進めていきたい。

第4節 「哲学館事件」の布石としての「中島徳藏教育勅語撤回事件」

(1) 明治34年の風聞

この教育勅語撤回論は、まず、明治34年1月11日付の『京華日報』(山県系の新聞。二宮熊治郎が創刊)の二面に「教育界の大怪事」と題して掲載されたのを嚆矢とする。その記事は次のようなものである。

明治34年『京華日報』

「茲に近頃咄々大怪事こそあれ、他に非ず高等教育会議に提出すべき議案中畏れ多くも教育勅語を撤回すべしとの条項あることなり。文部省は固く秘密を守りて議案の漏洩を防ぎ居れる様なれども、我社は或る確かな向より聞き得たれば撤回説の存在は一点の疑を容れざるに似たり。勿論斯る狂乱の説を抱持する奴輩は極めて少數のものなるべしと雖も帝国教育の最高顧問府たる同会員中斯る大不敬の思想を持つるものあるに至りては不埒

とも黄道とも言語に絶したる次第なり。：教育勅語撤回なる暴説は曾て某なるものの唱えたる処なるが、此の不敬漢某は今現に文部省の修身書編纂委員に奉職し居れり」。

これを受け、明治34年1月20日発行の『日本主義』（日本主義・帝国主義を社是とする。湯本武比古の開発社が発行し、二宮熊治郎などの山県系の人物が主筆となる）は、その不敬漢某について、「京華日報」の明治31年8月の報道（8月31日2面）を援用して、1月10日付（明治34年）で大村鷹太郎による「文部省の一大怪事（教育勅語に対する大不敬）」とつぎの解説をさらに加えている。

〔明治34年「日本主義」〕

「去る三十一年八月の京華日報は報道して云ひしことあり、曰く（其意味）『神田一橋通帝国教育界にて尾崎文相の演説ありし時、湯本武比古氏も同席せり。演説終わりて、一人の男、湯本氏の前に来たりて曰く、「余意ふに教育勅語は撤回せらるるを可とす、それ大に教育に不便なるものなればなり云々」と。時に京華日報の社員、湯本氏に其人の姓名を問ふ、湯本氏曰く其姓名を知らず、然りと雖田舎の小学校の教師然たる下品の人なりし。」：京華日報社員、後文学士芳賀矢一氏に会ひて此事を語る。芳賀氏曰く、「彼は▲▲▲（恩典を以て姓名を出すを見合はす）なるものなり。彼常に教育勅語撤回を口にせり。夏期講習会の時など、常に、其講義中、教育勅語の撤回を云へり。君若し講習生の筆記を閲せば、必ず之と知るを得べし」と。：彼は平生の言行全く壯士的にして、人品極めて下等、言語、文章又た卑陋なり。其学問や浅薄独断、其学流や歐州思想の旧弊学流に属せるものを喜べるものなり。：之れを文部省は、国文修身書の編纂、起草委員となす。咄々怪事に非ずして何ぞや：聞く所に由れば、先般の、高等教育会議に提出せんとせし議案中には、「教育勅語撤回案」なるものありて、議会に提出こそなざされ、極めて秘して、其の議案を示すことなしと。：教育勅語の撤回せられんことを希望するのは、忠孝の教義を撤回して、之を無にするを希望するものなり。：教育勅語撤回を高等教育会議の議案となすが如きに至りては、吾人は文部省をタタキツブスを以て国家のために善なりと信ず。」

さらに、これらの記事は2月1日の『富士新聞』の一面において、「不敬漢あり 教育勅語の撤回を唱ふ文部大臣如何か之を処分せんとする」と題して、先の『日本主義』と同様の視点に立ち、さらに次の二点が付け加えられた。ひ



湯本 武比古
『教育時論』（大正14年）

とつは、勅語撤回の不敬漢について「之が張本人の中島某なることは、問はずして明らかなり」として、修身教科書の起草委員であつた中島徳蔵が名指しで非難されたこと。もうひとつは、「文部大臣亦た彼の狂漢と同一の意見を有する者と言はざるべからず：吾人は文部大臣の勅語姿勢に牽制を加えたことである。この勅語撤回風聞が起きた明治34年とは、超然主義を主張する山県有朋に反対し、旧自由党系と連携する形で伊藤博文の政友会内閣が成立していた時期にあたり、そうした背景を受け文部大臣には西園寺系の松田正久が選出されていた。したがつて、右派ジャーナリズムによるこうした文部大臣批判は、勅語体制に動搖を与えた西園寺的な志向への牽制ととらえることができるものである。

そして、こうした文部省内の教育勅語撤回論疑惑は、ついに、明治34年3月19日付で、第15回帝国議会衆議院への安部井磐根議員他30名による質問書といった形で表れることになる。具体的には、安部井は『日本主義』『富士新聞』『教育時論』『日本新聞』『太陽』などの雑誌新聞記事を援用して、「文部省修身教科起草委員の中島某」なる人物が教育勅語撤回案を高等教育会議で採択するよう画策したという疑惑について質疑したのであつた。だが、この安部井の質問に対して松田正久文部大臣は、明治34年3月23日付で「数種の新聞雑誌において文部省中に教育に関する勅語撤回の議ありたりと云へるは事実全く無根なり。又文部省職員中嘗て此の如き説を唱へたる者なし」との「答弁書」を出し、事実を完全に否認している。

(2) 小股による「中島徳蔵教育勅語撤回事件」の否定

小股憲明は、以上の各紙の事実経過をふまえて、とりわけ湯本自身が「其名を知らず」と述べたことに着目し、「中島徳蔵がかつて共和演説當時湯本武比古に向かつて教育勅語の「撤回」論を述べたというのは、あらゆる点から考えて明らかかな誤報、ないしは為にするでつちあげであつたと考へてさしつかえあるまい」と最終的に判断を下すのである。小股は、そうした判断の論拠としてつぎの二つの視点をあげている。

まず、第一が、この風聞の

一番大本のニュースソースである尾崎共和演説当時の「京華日報」（明治31年8月31日）の「教育勅語」を撤回せよと云ふ奴あり」や「京華日報」（明治31年9月2日）の「教育諸

大家の尾崎文相に対する意見（承前）湯本武比古君の尾崎文相論においても、一切中島の名前をみないこと。また、前記事中に「演説終わりし時一人の教育家ありて湯本氏の前に来たりて云ふに、君の如き日本主義の人に云ふてもダメなるべきが、余の意見にては天皇陛下は教育勅語を撤回せらるるを善と信ず、教育勅語は常に教育の妨害を為せりと……」という箇所があり、その会話の様態から勅語撤回を湯本に語った人物が中島とは思えないという点。つまり、共和演説當時湯本は44歳で、伊沢修司らとともに「学制研究会」の中心的存在であり、井上円了の哲学館においても中島以前に教育学、教授法を講じ、明治32年には系列の京北中学創設にかかわっていることからも、当時35歳で哲学館では後輩であった中島が「君の如き日本主義の……」といった口が利けるはずではなく、また当時の哲学館の規模からして湯本が中島のことを知っていることは当然であると小股は考へるのであった。

次に、第二の視点として、小股は、この中島風聞をめぐるのちの報道において「修身教科書起草委員中島徳藏」と正式な肩書きで中島の名が表記されるにもかかわらず、明治34年の『京華日報』の時点では曖昧なまま「修身編纂委員」とされた点に注目している。しかも、共和演説當時（明治31年）の氏名不詳の教育勅語撤回論者が、明治34年の「教育勅語撤回風説事件」に際してともに中島某（徳藏）という名と結びつけられたのは不自然であるというのである。そして、小股は明治31年の『京華日報』の湯本発言をあつかった記事中に、別の紙面ではあるが、中島徳藏と同姓の東京帝國大学文科大学の倫理学教授中島力造が「西洋の腐儒」と批判的に叙述されているのに着目したのである。しかも、その中島力造は明治34年の「教育勅語撤回風説事件」当時、修身教科書起草員の上に立つ「修身教科書調査委員」であったからである。つまり、「共和演説時の不明な勅語撤回論者」（明治31年『京華日報』）→「西洋の腐儒中島力造」（明治31年『京華日報』）→「教科書調査委員」（明治34年『日本主義』）→「修身教科書編纂委員」（明治34年『京華日報』）→「起草委員中島徳藏」（明治34年『富士新聞』）といった連想による誤解の図式が生じたというのである。したがって、小股は明治34年の『京華日報』の「此の不敬漢某は今現に文部省の修身教科書編纂委員に奉職し居れり」の時点では、京華日報記者の念頭に明治31年の「西洋の腐儒」として中島力造の存在があつたとされるのである。そして、その後の各紙において、調査委員中島力造と起草委員中島徳藏のさらなる「混同」あるいは「すり替え」が起きたと指摘するのである。つまり、二番目にこの事件を取りあげた『日本主義』が共和演説當時の『京華日報』を援用しつつ、教育勅語撤回を唱えたのは修身教科書起草委員であると記述し、さらに、これらの記事を読んだ『富士新聞』が、起草委員ならば中島徳藏であると断定したというも

のである。以上が小股の分析である。したがって、小股の説明のように、これらの図式が『京華日報』の勝手な想像としての「混同」に端を発するものだとすれば、単なる誤解による連鎖なので、実際、明治34年当時の文部省内の教育勅語撤回案の当事者はこうした推測からは限定できない。したがって、小股もまた明治34年の教育勅語撤回案の提出者が中島力造であるか否かはなんともいえないとしている。しかし、一方、それが『京華日報』の意図的な中島力造批判に根ざすものであるとすれば、中島力造のうちに勅語批判の因を求めねばならない。それについて、小股は、『教育時論』（570号）の「此の不詳なる噂は一部頗冥なる漢学者の捏造に出づるならん」という語を引用し、「漢文科存置運動を有利に展開しようとする漢学者のグループが、文部省攻撃の材料として利用するために、『教育勅語撤回』案なる風説を流布させた最初の仕掛け人であつた可能性は大いにある」とするのである。つまり、ここでは、「西洋の腐儒」中島力造が漢学者によつて狙われたとされるのである。

では、本当に小股説のよう、明治31年の湯本への不敬発言と明治34年の教育勅語撤回説が中島徳藏と無関係であつたといいうるのであらうか。

③私論——「中島徳藏勅語撤回事件」肯定説

①明治31年の湯本武比古への不敬発言について

まず、明治31年の湯本への勅語批判発言について検討してみたい。これについては、小股は参考していないが、『富士新聞』（前掲の新聞の翌日に当たる）の明治34年2月2日（二面）の「不敬漢に關し湯本武比古氏よりの來書」が有効な示唆を与えてくれる。これは、中島による湯本への不敬発言をあつかった『富士新聞』（明治34年2月1日）の記事に対し、事実の誤認があつたとする湯本自身の寄稿文なのである。以下に長文となるが引用をしてみたい。

〔明治34年『富士新聞』湯本の來書〕

「本誌前号の社説に關し昨、湯本武比古氏左の一書を寄せ來れり。拝啓本日発刊の富士新聞社説は鳴鼓の大文字にて三誦仕候多謝然るに右論文中『彼は（中島某）湯本武比古氏に向かつて教育勅語の撤回を藉々したり云々』件点は聊か小生の弁ぜざるを得ざる所に候を以て左に大略を申進め候。回顧すれば明治三十一年尾崎君が所謂共和演説を帝國教育会にて為したる時なりき。小生同日他に事故ありて尾崎君の演説を親しく聞くことを得ず。其の終りし頃帝國教育会に至りて控所に入り友人らと談話せし所へ一人の田舎びたる男子來り。教育勅語に就き云々せしを以て小生は用談の折柄にも拘はらず聞捨て難かりしを以て咄何等の言だらうと日ひしに其の人は勿々他に行きたりしなり。決して小生に向かつて藉々したりと日ふ程にあ

らず。然れども其の姓名なりとも聞き置かんと欲し今は誰なるかと友人に問ひしも亦知らず。然れども悪事千里の諺に漏れず此の事忽ち人の伝ふる所となり忠孝一途の京華日報記者は逸早くも訪ひ来て小生に其の時の模様を叩きたるを以て有りの儘を話し当時の同紙上に記載されたるは人の普く知る所なり。是より後右事実に付き屢々他より問はれたるも小生は

其の誰人なるかを指名すること能はず遺憾に感ぜしなり。而して右訪問者中には右の不敬漢は中島某ならずや彼は往々此の不敬の語を発し人に語る所ありしと聞くのみならず或る夏期講習会に於いては講習者に対しても是を喋々せりと曰ふものありしなり。然れども小生は當時中島某を知らざりしを以て小生等の面前にて勅語を云々せしは中島某なりとは嘗て断言せしことこれなし。但し右申す通り中島某ならんと臆想せしものありしのみに御座候。然るに本年の一月京華日報が勅語撤回の議案高等教育会議に提出せられたる由を報じ小生は右議員の一人なりしも之を知らず。不審に思ひ居りしに日本主義者は又右の案提出せられんとして提出せられざりしと伝へ今又貴紙之を論ぜらる小生対中島某の件は右弁する所の如くに候へ共他の事実果たして御高説の如しとせば憤慨の至りにして大に攻めざるを得ず。又右の如き精神の文部省にて編纂せし修身書は教育上不適当のものと断言するに躊躇せず。冀くは記者足下の更に大に事実を確認せられんことを再拝 二月一日 湯本武比古 富士新聞記者足下」

ていたはずである。しかも、明治32年の同館の「倫理」は井上円了、湯本武比古、中島徳蔵、秋月胤継の四人が定時出席講師として担当しているのである。^{明治32年}また、当時の館内の学生数は100から150名前後であり、教員数も35名前後であることを考えると、両者が相見知ついたことはかなりの確率があるものと思われる。^{明治32年}

以上の湯本の寄稿からも、明治31年の尾崎共和演説當時、湯本自身に「田舎びたる男子」が教育勅語について自説を語ったこと、しかも当時は、中島徳蔵を知らなかつたので中島とは断言していないといふことが確認される。しかし、小股自身も別の意味で指摘しているように、明治31年当時、少なくとも一年以上は同じ哲学館で講師として勤務した中島を知らないといふことがあるだろうか。勅語批判を語った相手の名をたんに知らなかつたといふだけでなく、湯本は中島という人物さえ知らなかつたと言つてゐるのである。当時の湯本は明治29年に高等師範学校嘱託を辞したあと、開発社の社長として『教育時論』の主筆を務める傍ら、明治28年から哲学館で倫理、教授法、国学院で道義学、教育学の講師を務め、井上円了を校長として明治32年2月に開校した京北尋常中学校においては円了の補佐役をつとめ、経営に加わつてゐるのである。一方、中島は明治30年5月に哲学館講師となり、井上円了と同じ科目である倫理学、倫理等を任され、後に円了の信頼を一手に受けることになる。したがつて、明治31年の尾崎の共和演説（8月22日帝国教育会茶話会）時には、両者はすくなくとも一年間はともに哲学館の倫理教育の中心として井上円了のもとで活躍し

ていたはずである。しかも、明治32年の同館の「倫理」は井上円了、湯本武比古、中島徳蔵、秋月胤継の四人が定時出席講師として担当しているのである。^{明治32年}また、当時の館内の学生数は100から150名前後であり、教員数も35名前後であることを考えると、両者が相見知ついたことはかなりの確率があるものと思われる。^{明治32年}

しかも、明治31年の『京華日報』記事によると、湯本自身、不敬発言の人物の風貌について、先の『富士新聞』の「一人の田舎びたる男子」という表現同様、「田舎の小学校の教師然たる下品の人なり」と回答していることが分かるのである。このことは、中島徳蔵が群馬県の一地方の小学校長を経て哲学館講師として赴任してきた事実を考え合わせるならば、湯本の暗喩的な意図を感じ取れないこともない。さらに、もうひとつ、同様の事例を示すとすれば、大正11年に湯本自身によつて編まれた『教育五十年史』中で、明治31年の尾崎演説について、「其時私も聞いて居つたが、日本国民の政治思想の乏しいことを述べて、これはいけない、モシ共和国でもあつたら何うするか」といふので其の時は別に耳障りとも何とも思はなかつた」と回顧するのである。さらに、明治34年の『日本主義』においても湯本が尾崎演説の講演を聴いていたことが述べられており、こうした記述は、前掲の明治34年の『富士新聞』で湯本が尾崎演説への出席を否定する内容（「小生同日他に事故ありて尾崎君の演説を親しく聞くことを得ず」）を示してゐることと大きな矛盾を呈するものといえます。つまり、中島を知らないと述べていることと、尾崎演説の出席の曖昧さといい、前掲『富士新聞』記事の湯本の発言内容の信憑性が問われるものといえるのである。したがつて、湯本が中島を知つていてなんらかの理由で名前を伏せたものとする仮定も十分成り立つわけで、もしそうであるとするならば、後展開される明治34年の各紙の記事は、そうした裏づけにもとづいた記事であつたといえ、中島の修身教科書起草委員としての「教育勅語撤回事件」も含めてかなりの真実みを帶びてくるものと思われる。

以上の解釈に立つ場合、京華日報社員が、不敬発言の主を調査すべく湯本の後に訪ねた文学士芳賀矢一が、「恩典を以て姓名を出すを見合はす」としてその不敬者について具体的に知つてゐるにもかかわらず、氏名を伏せたことに共通する背景を想像させる。

では、湯本が當時経営し、主筆を務めていた『教育時論』においては、この中島の勅語批判についてどのように論評しているのであるか。この『教育時論』においては、明治34年の、修身教科書起草員の中島の勅語撤回案について一通りの反応を示してゐる。まず、「文部省では、勅語撤回案を高等教育會議に出さうとしたなどと、そんなことは決してない。不敬漢なども使つては居

らぬと云つて居る。そうだが、不敬漢を使はないといふのは、中島を使って居ないといふのか、中島は不敬漢ではないといふのか：不敬漢であると無いとは彼のことが虚か実かになった後に定まることであるのだ」といった記述にみると、教育勅語撤回案を中島の疑惑としてその是非を追求していく立場がみうけられる。しかし、一方で、「吾等は固より狂暴の風説を信せず」(同45頁)とまつたくこの疑惑を風説とし、「之に関して云々するの、却て皇室に對し奉りて、不敬にわたることを懼るるが故に、今日に至るまで、黙して言はざりしと雖も、風説の漸く四方に伝はりて、人心を疑懼せしめんことを恐れ、敢て一言す。当局者亦自ら大に警むる所なかるべからず」とするように「不敬事件」についてできるだけ論評を差し控えていこうとする記述もみられる。つまり、この後者の立場にとつて優先させるべきは、疑惑についての議論や事実解明よりも、皇室の尊厳保持であるといえるのである。したがつて、そこでは、皇室の尊嚴のために、事実が風説となり得る可能性もありうるのである。「教育時論」の主筆である湯本が、東京師範学校を明治16年に卒業した後、明治19年から26年まで長きにわたり明宮御教育掛の任にあつたことや、その間、皇族に関する教育学・教育方法を研究すべく三年間のドイツ留学を命ぜられたことを考え合わせると、湯本の言動やこの雑誌の性格が推察できるものである。
したがつて、明治34年の「富士新聞」の湯本の来書についても、不敬事件についての論評を差し控えるといった立場から、操作的に書かれたものとみる見方もあり立つのである。

また、筆者は、現段階で断定するにいたつていながら、湯本がこの「哲学館事件」においてかなり重要な役割を果たしたのではないかと想像している。それは、明治34年の「富士新聞」における湯本の来書中に、修身教科書起草委員であつた中島が高等教育会議に勅語撤回案を提出しようとしたとする説がもしことあるとすれば、「憤慨の至りにして大に攻めざるを得ず。又右の如き精神の文部省にて編纂せし修身書は教育上不適当のものと断言するに躊躇せらず」(2月2日2面)という攻撃的な姿勢をみせてゐるからである。しかも、以下の項で検討していくが、起草委員会や調査委員会、さらには高等教育会議の審議内容から、中島徳蔵や加藤弘之的な進化論的道徳観と、湯本を含めた高等師範閣(伊沢修二が代表的存在)が基準とするヘルバート主義教育学と、感情的ともいえる対立関係を示していることが分かるのである。湯本が「哲学館事件」以前に著した『新編教育学』(普及社、明治27年)や『新編教授学』(山海堂書店、明治28年)は、ともに天皇制絶対主義(吾が惟神の大道)を教育の最終目的としつつヘルバート派教育学(五段階教授法)にもとづく視点から編まれたものである。しかも、「哲学館事件」の処分報告を、正式通知に先立ち私交

上の関係として湯本に報告した文部省の野尻精一視学官もまた、東京師範出身のヘルバート主義者として著名な人物であった。さらに、隈本有尚は東京大学の出身ではあるけれど、当時はヘルバート主義教育学を前任校の福岡県尋常中学校修猷館で推奨していたことが知られている。さらに、付言するならば、「哲学館事件」に関して、その摘要のありようが、あまりにも用意周到に事前に準備されていたかのようなふしが窺えることは、事件に先立ち、中島の教育内容や教授法あるいは試験問題が何者かによって文部省側に伝わっていたと考えることもできるのである。しかも、そのような人物は、これまで検討してきたように、清張が設定した加藤三雄ではなく、中島の倫理と対立する内部の人物と想定することもできるのである。ただし、そうした仮定の信憑性は、明治34年の中島の「教育勅語撤回事件」の確からしさに相応するもので、ここでは可能性を示すにとどめたい。

以上の考察をふまえて、本論稿においては、明治31年の不敬発言が中島徳蔵であるという可能性を示唆しつつ、明治34年の起草委員会案を中心に中島徳蔵の思想との連関を分析することを通して、「教育勅語撤回事件」の核心に迫つてみたいと思う。

②明治34年の「教育勅語撤回説」との関係

イ. 小股論について

小股は、明治34年の事件に関しては、次のような立論を試みている。「中島はまったく事実無根の容疑で攻撃されていたのであるが、しかし火の無いところには煙は立たない」とし、高等教育会議議員江原素六の「東京日日新聞」における談話「先頃修身書の編纂に当たり、勅語に対してもこれと議を挟みたるものあり」や、「京都府教育会雑誌」の「先頃修身教科書編纂の相談ありし際、或は此勅語の編入を廃せんとの説あり」といった修身教科書編纂に際する勅語批判の事実を肯定している。しかも、起草委員であつた中島の「智仁勇を中心とした」德育方針がそうした勅語批判に相当したのではないかとみている。つまり、当時、修身科の教育方針は、「小学校教則大綱」(明治24年文部省令第11号)および「小学校令施行規則」(明治33年文部省令第14号)によつて、「教育ニ関スル勅語」の趣旨にもとづくことと示されており、小股は、「中島が智仁勇を中心徳目とする方針を他の委員に説明するさいに、とうぜん教育勅語の徳目との関連が問題となり、そのさい自己の倫理学的立場からする教育勅語批判、ないしその不十分性の指摘がなされたであろう」と、その疑惑の「火種」を説明するのである。

しかし、その吉田の著した「国定修身書の編纂」(国民奨励会編「教育五十年史」)や「国定修身書編纂の回顧」(「民主教育」)をみると、當時の修身教科

書調査委員会やそのもとで実際の起草にあたった起草委員の中に、小股が「教育勅語」を基本とするといった一般方針は確認されておらず、加藤弘之委員長の提言でただ「日常の実践道徳の視点（国民の心得）で討議していく」とのみが決定していたこと



吉田 熊次
『国史大辞典』(平成5年 吉川弘文館)

が確認できる。では、小股が勅語との関係で問題があつたとする中島起草の「知仁勇を中心とした德育方針」とはいかなる内容のもので、それはどのような意図で批判されたといえるのであろうか。

まず、起草委員としての中島徳藏の提案そのものを具体的に検討するに先立ち、中島が属した修身教科書調査委員会の性格を描出してみたい。

勅語理解に深くかかわる修身書は、地方審査にはなじまないと判断にもとづき、修身教科書の国定化が明治29年に貴族院より提出され、貴族院（30年）、高等教育会議（31年）、衆議院（32年）の各建議を経て、明治33年4月に文部省は修身教科書調査委員会を設立したのである。その委員長が男爵加藤弘之であり、調査委員には、木場貞長（文部省参与官）、高嶺秀夫（女子高等師範学校長）、井上哲次郎（東京帝国大学文科大学教授）、澤柳正太郎（文部省普通学務局長）、伊沢修二（高等師範学校長）、中島力造（東京帝国大学文科大学教授）、倫理学倫理学史）、渡辺董之助（文部書記官）、嘉納治五郎（高等師範学校長）、元良勇次郎（東京帝国大学文科大学教授）、そして井上円了（哲学館館長）が規定にしたがつて任命された。そして、この調査委員会のもと、同年8月24日に起草委員に任命されたのが、平出鑑一郎（教科書検定に従事していた歴史家）、乙竹岩造（高等師範学校教授）、ならびに哲学館講師中島徳藏（主席起草委員）の三名なのである。ここでの審議は、先に触れたように、「倫理学説上の主義の議論になれば、各委員とも独自の意見もあるであらうから、到底一致を見ることは出来ぬであらうが、国民の心得としての道徳のことになれば、必ずしも根本主義の論をせずとも宜しかるべき」とする加藤委員長の意見に各委員とも同意し、その指針が検討されていく。

実際の起草の実務は、中島（主席起草員）を中心とする起草委員があたり、「知仁勇の三徳」「本務の分類」「勅語の徳目」といったものが考案されていったとされる。中島の後任として他の二名とともに起草委員の任務についていた吉田熊次は、その状況を「中島氏よりは何等の事務引継をも受けなかつたが、委員会に関する記事や記録はあつた。其の中に編纂方針の案として、智仁勇の三徳を

中心として課題と教材を配置せんとの試みがあつた。併しそれも決定されたのではなく、中島氏の一私案であつたらしい」「起草員の間では或は智仁勇の三徳を基本とせやうとか、本務の分類に依らうとか、勅語の徳目を標準とせやうとかの案を考へて見たが、いずれも一長一短で、一つの主義で押し通すと云ふことは困難であることを発見した」と回顧として語っている。ただし、後者の見解は、中島が辞職したあとに議論ともとれないことはないが、「智仁勇の三徳を基本とせよ」と主張した主体が中島であると想定するならば、吉田赴任以前の議論を含む可能性もある。したがつて、以上の三点（知仁勇の三徳）本務の分類「勅語の徳目」を中島の思想と対比して考察していく必要があるだろう。

口・「勅語の徳目」について

まず、三番目にかかげられた「勅語の徳目」についてみていただきたい。中島については、當時、西洋近代的な視点から普遍的な道徳を否定していたことは、すでに加藤と中島の思想的連関の節（第IV章4節）で確認した通りであり、そのことから考へても、彼があえて「教育勅語」にもとづく徳目を修身教科書の編纂方針として採りあげることはなかつたであろうと思われる。明治33年の「哲学雑誌」においても同様の視点に立ち、「夫れ道を一なり、不变的なりと云ふや乃ち可し。然れども其一、其不变的の解釈如何によりては意義の生ずるものあるなり。：吾人は、道を此の如く硬固にして結晶せる死物と見るを許す能はず。道の一は死物たる石の一を以て之を譬ふべきもあらず、須らく生きたる動物の一を以て之に擬すべきなり。之を生理学者に聞く、人体は皆微細なる細胞の無数より組成せらる」と、加藤的な有機体論を用いて固定した道徳的立場を否定している。

この「勅語の徳目」の主張は、強烈な教育勅語擁護者である吉田熊次の可能性が強い。吉田は、「日常の実践道徳」に照らすという加藤の編集方針に対し、起草委員になつた当初は、「筆者は先ず此の問題を形付けねばならなかつた。これは頗る六ヶ敷問題」と、その方向をいまだ示せずにいる。しかし、吉田はその後、修身教育の方針が「小学校教則大綱」と「小学校令施行規則」にすでに規定されていることを根拠として、「國定修身教科書の起草に当つては教育勅語の奉戴以外に編集方針を立つべきでないことは論理の必然でなければならぬ」と決するにいたり、彼は「右の見解を委員会において開陳して同意を得た」とされる。そして、この吉田の編集方針を受け、「明治二十三年十月三十日ノ勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ実践ヲ指導シ健全ナル日本国民タルニ必須ノ要旨ヲ授ケルヲ目的ト」することが決まつたのである。したがつて、中島当时とその後の起草委員会の展開を見るかぎり、乙竹、平出の可能性がまったく否定されたわけではないが、この「教育勅語の徳目」に関する

提案は、吉田熊次の思想傾向と重なつてゐたことは事実といわねばならない。しかも、この吉田は、「教育勅語」理解をも含めた倫理学的立場において中島と相反する立場であることは、「哲学館事件」について岡田良平総務長官へ語った言葉に表されている。彼は、中島の教授法に対し、「日本の修身科教員たるもののが、無批判的に英國の例を是認することは宜しくない。それに関する適當の批評注釈を加へて、誤解を避くべきである。それを看過したことは教授者の手落ちでなければならぬ」と語り、「故に責任は「に教授者に負はしむべきである旨を答へた」とされるのである。しかも、こうした中島に批判的な思想をもつ吉田（哲学館在職年・明治33年9月～34年7月、36年、38年、大正15年～）や、先にみた湯本が、「哲学館事件」の直前あるいは最も中において倫理や教授法を講じていたということは、哲学館の内部に明瞭な形で反中島的勢力が形成されていたことをうかがわせる。

ハ、「知仁勇の三徳」について

次に、小股が中島の起草案とした「智仁勇の三徳」についてみてみたい。これに関して、典拠文の執筆者である吉田が「中島氏の一私案であつたらしい」と回顧的に記述しているが、中島の著作・論文等から該当する記述をいまのところ見いだしていらない。当時の教育思想界では、井上哲次郎の「我が国体と国民道徳」において同様の主張を見ることができる。この書は、第一次世界大戦後の国体をめぐる反動的傾向や無理解を憂い、国体の真相を明らかにしようと試みたものである。その中で井上は、皇室の正體を決定し、わが国の国体あるいはその中心の儒教道徳に大きな関係を有するものとして、三種の神器を取りあげ、それを歴史的に言及している。そうした三種の神器と道徳を重ねみる思想は、井上によれば、まず、南北朝時代の北畠親房の「神皇正統記」において示されているとされる。つまり、そこでは、「鏡は一物を蓄へず、私の心なくして万象を照すには非善惡の姿あらはれずと云ふことなし。其姿に隨ひて感應するを徳とす。是れ正真の本源なり。玉は柔善順を徳とす。慈悲の本源なり。劍は剛利決斷を徳とす。智惠の本源なり。この三徳を合せ受けずしては、天下の治まるらんこと誠に難かるべし」とされ、鏡と「正真」、玉と「慈悲」、劍と「智惠」が結びつけられると説明するのである。そして、こうした思想的影響のもとに、三種の神器と儒教道徳が結合していくとされる。そのようなものの見方は、井上によれば、「鏡照妍媸。則智之用也。玉含溫潤。則仁之德也。劍能剛利。則勇之義也」とした足利時代の一条兼良の「日本紀纂疏」が嚆矢とされる。さらに、江戸時代においては、一般に神道、儒教、仏教を重ねみる思想が流行し、とりわけ儒者の立場から三種の神器と「智仁勇」といった儒教的徳目を結びつけた思想が強調されていったという。林羅山、雨森芳洲、

山崎闇斎、山鹿素行、熊沢蕃山といった儒学者たちにその例をみる。そして、井上は、現在、「皇統」系は神勅の御趣意によつて實際となつて來たが、代を累ね、世を経て：「茲に報本反始の國家的本務が生じて来る。」鏡が天祖の御拠物件即ち天孫のみしるしとして伝へられたものが、三種の神器である」とその重要性を述べるのである。しかも、「皇統の繼續及び宝祚の繁栄が主であるからして玉が第一：茲に報本反始の國家的本務が生じて来る。」鏡が天祖の御神体と云ふ点より見れば、第一でなければならぬけれども、神勅の御趣旨より云へば、皇室の存続発展が第一である。それで其順序を云へば玉が第一で鏡は其次である。神勅の目的たる皇室の存続発展を阻害する者ある時は之を擊退若しくは撲滅しなければならぬ。劍は之が為に必要である」と語るように、「仁知勇」の順序に意義をもたせ、國体道徳との関係を示唆するのである。

当時「教育時論」において、中島徳蔵は「井の哲博士の児分で、國家主義の男であつて、加藤天則に大に信用されて居る、文部省の修身書起草委員となつたのも、加藤の推挙である」とされた。この記事を信じるならば、井上哲次郎が動搖する國体狀況に対する皇統主義と結合した「智仁勇」の道徳政策を「児分」である中島に託したという筋書きも成り立ちうるものと考えることもできる。しかし、先の章でみたように井上と中島の思想的な共通性はほとんどなく、逆に井上思想の核心である道徳的良心としての「大我」を根拠の示し得ないものであると、中島は加藤同様、非難するのである。よつて、「教育時論」の記述でいうならば、中島については、「加藤天測に大いに信用され云々」の後半の記述との関係を推定する方が確かであるものと思われる。したがつて、修身教科書起草委員会でとりあげられた「智仁勇」の徳目は上述した井上の説明と重なるものと思われるが、それが中島であるのか、儒学的神道的な國粹主義をとるだれかのかは、いまのところ掌握しきれていない。

中島と同時期に起草委員を務めた乙竹と平出のどちらかが、こうした意味での儒教主義をとつていたか否かは不明である。乙竹については、高等師範学校教授で、附属小学校において実地授業も受けもつておらず、學問的には谷本富の門下に位置し、谷本がヘルバート主義の定着を図り、「実用教育学及教授法」（明治27年、六盟館）、『科学的教育学』（明治29年、六盟館）によって西洋的科学的教育学を推進したことと同様、乙竹もまた『実驗教育学』（明治41年）等の著作を打ち出していつている（大正期以降、日本教育史の研究を深めていく）。もうひとりの平出については、吉田の記述によつて、教科書検定に久しく從事していた歴史家で、修身の例話に精通していたことが分かる。これらの形容と、吉田の「国定修身書編纂の回顧」の記述内容全体から推測する場合、乙竹、平出両者と、高等師範学校長として修身教科書調査委員の任にあつた伊沢

修二との関係を連想させる。吉田の回顧によれば、伊沢は、当時、童話・寓話の教育的価値を力説し、「これ無くしては初学年の修身書は意味をもたぬ」として、加藤委員長の「修身では虚言を吐くことは絶対に戒めねばならぬ」とする見解と対立し、会議の席を蹴って出ていったとされる。伊沢のこうした意見が、ヘルバート主義にもとづく情操陶冶としての例話・童話教育を重視する高等師範学校の教育意見を代表していたものであるとすれば、同様の利益代表として、高等師範学校教授の乙竹と、修身の例話に詳しい平出が起草委員として選任されていたと考えることもできるだろう。伊沢、乙竹が依拠するヘルバート主義は、明治20年代以降高等師範および附属小学校の中心的教授法となつていたのである。しかも、こうした対立の背景には、たんに教育思想上の差異を越えて、伊沢（明治34年に学制研究会内に学制改革取調委員会を組織）を中心とした高等師範側を中心とした学制改革推進と、そうした学制改革は、大学の教育水準を落としかねないとする加藤を中心とした帝国大学側の反発⁴⁴といった構図が重なりをもつっていたのである。

二、「本務の分類」について

では、最後に、「本務の分類」を道徳政策の中心に据えるとする立場について検討してみたい。これについては、中島との関係を疑つてみる必要を感じる。というのは、中島は明治41年の『倫理学原論』（丙午出版社・ファイトの『An Introductory Study of Ethics』の解説・批判書）において「道徳態度の具体的説明」として、①「公民としての本務」、②「社会に対する本務」、③「隣人に対する本務」、④「自己に対する本務」といった四つの本務をあげているからである。まさに、委員長加藤弘之が、委員会で要望した「日常の実践道徳（国民の心得）」の視点がここに示されているといえるのである。各本務について概略を示してみよう。

まず、第一の「公民としての本務」について、本論では、何等の改良も要しないとする「保守的態度」と、理想面のみをみて根本の改革を要するとする「進歩的態度」、そして現在の組織を基礎にして漸次改善を完成しようとする「穏和的態度」の三つがあげられ、「善良なる公民の尽くすべき所は現在の社会的状態に基づいて漸次改良を加へると云ふ事である」と「穏和的態度」をとるべきことが結論づけられている。



伊沢 修二
『国史大辞典』(平成5年 吉川弘文館)

修二との関係を連想させる。吉田の回顧によれば、伊沢は、当時、童話・寓話の教育的価値を力説し、「これ無くしては初学年の修身書は意味をもたぬ」として、加藤委員長の「修身では虚言を吐くことは絶対に戒めねばならぬ」とする見解と対立し、会議の席を蹴って出ていったとされる。伊沢のこうした意見が、ヘルバート主義にもとづく情操陶冶としての例話・童話教育を重視する高等師範学校の教育意見を代表していたものであるとすれば、同様の利益代表として、高等師範学校教授の乙竹と、修身の例話に詳しい平出が起草委員として選任されていたと考えることもできるだろう。伊沢、乙竹が依拠するヘルバート主義は、明治20年代以降高等師範および附属小学校の中心的教授法となつていたのである。しかも、こうした対立の背景には、たんに教育思想上の差異を越えて、伊沢（明治34年に学制研究会内に学制改革取調委員会を組織）を中心とした高等師範側を中心とした学制改革推進と、そうした学制改革は、大学の教育水準を落としかねないとする加藤を中心とした帝国大学側の反発⁴⁴といった構図が重なりをもつていたのである。

第三の「隣人に対する本務」においては、人間には親疎の区別があるゆえ、ある意味で「汝の友を愛し、汝の敵を憎む」という根本的な性向があることは否めないとされる。しかし、徳があるということは、「仁人」の態度に示されるように、「何時でも凡ての人に対する人に忍びざるの心」をもつことであると説明される。

最後に、第四の「自己に対する本務」では、まず「名誉の責務」についてこう語られる。「真理のためにはあらゆるもの犠牲にしようとするのは、眞実な人の傾向はあるが、然しそのを以て直ちに生命をも幸福をも犠牲にするのは早計に失する」とし、「自分にかかる態度が何處まで保持せられ得るか、それが社会に何處まで公益を奏するかを知る事で、之を考へない人は、時に高尚な態度に出づる事があつても、イザという場合艱難に堪へないで、忽ち道徳的挫折を來す」とされる。次に「自制」として、自己を制御するためには、「外国の事情に能く注意」し、「道徳的理想的」をもつことであり、それは「余り卑からず余り高からず、責任と能力とが絶えず中庸を得るようにする」ことであるといわれる。

つまり、以上のように、中島は、唯物論——唯心論、数学的方法——反省的方法、個人主義——社会有機体説、快楽説——唯心説等への進化論的調和というファイト論の立場を基本的に支持し、それを根拠に、求められる道徳的態度として「四つの本務」を提示したのである。この点について、中島が思想的にもつとも信頼を置く加藤弘之が、こうした発想と共に通する思想傾向をもつてていることについて、ここで言及しておきたい。

加藤は、「自然と倫理」〔加藤弘之講演集〕において、「吾吾人間の本務並びに自力淘汰」と題して、道徳というものは、「超自然的に宇宙大主宰より吾吾人間に賦与されたもの」ではなく、「全く自然的因果に生起、發展したもの」であると語っている。しかも、彼はみずから自然主義的唯物的発想の根拠として、「単細胞体が相集合して複細胞体を組成するに至て漸次進化發展」するよう人にまた複複細胞体中の最高等なる国家を組成するに至て非常に進化發展するといった独自の進化論的国家有機体説をとつており、その観点から國家有機体のひとつの細胞としての個の道徳を論じていくのである。こうした加藤の道徳論は、中島の支持するファイトの進化論的調和論の立場からの道

徳論と同一傾向を示すものである。そして、さらに、同様の観点から、加藤は道德論上最も重要なこととして人間の「本務」について述べているのである。

それによれば、いまだ人間が自然法や有機的進化論を知らない者は「天命」「絶対理性」「絶対意志」の如き不可思議、神秘的なものを道德の根拠とするが、進化の最高点に達した人間は「更に其固有性の進化発展を図る」こと¹¹、「自力淘汰（Selbstselektion）」をめざすべきだとされる。つまり、「自己」が「自己」と競争して「道徳の進化を図る」というのである。その結果、自己の内側に、社会生存を益する欲望と、それを害する欲望が生じるが、国家生存という有機体的視点に立つて、前者が後者にうち勝つようすべしだというのである。それが彼のいう「自力淘汰」であり、「吾吾人間の本務」であるとされる。しかも、そこでは、個人の「自由意思」と「人為淘汰」的な国家的抑圧との対立ではなく、人間の高等性を考えた場合、「強力なる教訓、勧奨を受くるときには、其教訓、勧奨が又強力なる一大動機となつて、遂に社会生存に有益なる意思を生ずることになる」と加藤は説明を加えている。ただし、加藤は、ここで述べられた道徳上の「本務」が実効的となるのは、「特に開明社会に存するのであって、彼の上庄下屈の道徳の行はるる未開社会には殆ど行はれていない」と時代的文化的な限界をも指摘している。以上の加藤の「人間の本務」論は、中島の「四つの本務」論とかなりの点で相似性を見るものといえるだろう。

ここで、ふたたび中島のファイト論批評に論を戻すが、中島は先のファイト的進化論について、その依つて立つ諸概念の不十分さや、調和的手法が唯物論的発想に偏つてることを理由に批判的な見解をも示しているのである。つまり、ここでもIV章で検討してきた中島と加藤の進化論とのれと同様の視点が表面化している。つまり、中島は、ファイト論における愛と進化の関係について、「子が親を慕ふ愛も、名譽の愛も、共に感覚的快樂で唯物主義であると云ふが如何であらうか。子が親を慕ふ愛には矢張り感覚的要素はあるけれども、身体的の快樂とは著しく區別すべき所があらふ」と、自らの立場との差異を明らかにしているのである。つまり、このように、中島はつねに、経験的感覚的次元を越えた愛の存在を確信しているのであり、すべてを経験的次元で説明できることする加藤的なファイト的進化論とは、この点について一線を画すものといえる。

ただし、「道徳態度の具体的説明」としての四つの本務については、「ファイトの実践道徳上の教訓は健全な常識に基づいて居て、大体殆ど異論はない」と、共感的な意見でもつて評されている。したがって、以上みてきたように、「道徳態度の四つの本務」を中島が自ら構想していたとすれば、起草委員会において「本務の分類」と称される道徳論が中島の持論として展開

されたとしても不思議ではないと考える。しかも、修身教科書調査委員会会長の加藤弘之が同様の主張をしているとすればなおさらである。しかし、この中島案がなんらかの形でそのまま外に出された場合、当時の状況からいって、「教育勅語」を絶対視する漢学者、宮廷保守派、極右国粹主義者ならびに山県ら藩閥保守派によって「不敬」というレッテルが貼られるることはありえたものと思われる。

そうした事実を裏づける吉田熊次の記述が残っている。中島の勅語撤回風聞が帝国議会で「事実全く無根なり」（明治34年3月23日）とされた直後の同年5月31日に中島のみが起草委員を辞職した理由について、後任の吉田熊次は次のように語っているのである。「如何なる事情で辞任するかに就ては、澤柳氏よりは一言の話もなく、中島君からも聽かなかつたが、他より伝聞するところに依ると、修身教科書に関連して、教育勅語を批判したことが問題を惹起したためであろうということであった」と。これは、小股も指摘しているように、「この種の問題では、教育勅語や天皇の権威を損なわないよう、論争それ自体を極力回避するというのが、政府・文部省の一貫した政治判断であつた」という状況が現実であり、そうした条件下で中島は任期半ばにして起草員のうちただひとり職を辞したのである。それゆえ、そうした状況下にもかかわらず、当の文部省内において「中島勅語批判説」（高等教育会議員江原素六や吉田熊次が聞いた伝聞等）が公然と存在していたという事実は、その情報・伝聞の確実性を示唆するものと考えることもできるのである。ただ、こうした権威主義的秘密主義的な時代状況は、加藤にいわせば、「開明社会」にはほど遠く、「上庄下屈の道徳の行はるる未開社会」にとどまっていたということになるだろうか。

③中島徳蔵の勅語批判から「哲学館事件」へ

本論稿は、明治34年に文部省内で生じた修身教科書をめぐる「教育勅語撤回発言」の主体が中島徳蔵であるという立場をとるものである。しかも、中島の起草委員辞任でもつて解決したかにみえた事態が、潜在反対勢力の力によって「哲学館事件」という別の形で表れたと想定するものである。とりわけ、勅語撤回発言が中島徳蔵であるとする仮定は、これまでのところ、湯本への中島発言に端を発する明治31年と34年の「中島勅語批判風聞」の連続性についての検証や、明治34年の起草委員としての中島発言の再現作業を通して、断定はできないまでもある程度の確からしさを有する筋書きとして証明できたものと考える。では、「教育勅語撤回事件」として中島徳蔵が攻撃されたのち、辞職に追い込まれ、また、ふたたび中島が「哲学館事件」で処分されたのはなぜであろうか。たんなる中島個人の思想ないし教授法が不適当であったためであろうか。

イ・ジャーナリズムにみる中島原因説

「哲学館事件」当時の新聞雑誌において、風化したかにみえた明治34年の修身教科書起草委員中島の「教育勅語撤回事件」と、明治35年に起った「哲学館事件」を連続的にみていく記事が紹介されている。それはまず、明治36年2月1日の『毎日新聞』において「教育界の一問題 中島氏と危禍との関係」と題された次の文章に出てくる。

「中島氏が危禍を買ふことは、必ずしも今日に始まれるに非ず、氏が前年文部省の雇を解かれたるも、亦た實に『忠君論』との關係なりき。即ち『中島徳藏は教育勅語撤回を主張す』との説一時專ら行はれき。旧来倫理教育上の病弊に対して、氏が時流以外の意見を持せしとは事実なるべく、氏の今日ある、由來ありと云ふべきか」。つまり、中島の起草委員時代の「忠君論」に対する文部省内の批判が今回の「哲学館事件」につながつたと『毎日新聞』はみるのである。ついで、同様の見解が、明治36年2月23日の『教育新聞』(第23号)にも出されている。その内容は、「哲学館の某なる教師あり、其教育勅語撤回主義の不敬漢なるは顯著なることにして、之が為めに彼れ曩きに文部省の修身編纂員を免ぜられたることも火を見るよりも瞭然たり。然るに此の瞭然たる不敬漢なるに關せず。哲学館は之を知りて其修身教師に任す。該館決して知らずと云ふことが能はざるなり。知りて斯くの如き不敬漢を修身学の教師とすとせば此点よりするも、哲学館は最も恐るべき惡逆思想を教授する場所と云ふべく、文部省が該校に与へたる検定免許の権を剥奪するの當然なるは勿論、學校の閉塞を命じ、之れを官没するも可なり。若し館主にして之を知らずして、此人を任じたりとせば天下に向つて其不明を謝し以つて學校が教育勅語撤回主義に非ざることを明らかにすべきなり」というものであつた。

では、明治31年の「尾崎演説」当時や34年の「中島徳藏教育勅語撤回風聞事件」当時、徹底して「教育勅語」擁護の立場から中島に攻撃の目を向けた『京華日報』『日本主義』『富士新聞』は、明治36年の「哲学館事件」に際してはどう反応しているのであろうか。明治36年時点において、すでに『日本主義』と『富士新聞』は廃刊となつており、唯一『京華日報』が紙名を変更して『京華週報』として存続している。

その『京華週報』は、明治36年2月1日の「三十六棒」(二面)と題した記事に関連の記述をみることができる。そこでは、「哲学館事件」に際しても、従来どおり、「中島勅語批判説」の流れにおいて説明がなされるのである。つまり、まず、中島のミュアヘッド倫理説は「我が國に於ては絶対的に許すべからざる邪説」であると批判された上で、かつて「教育勅語撤回を唱へた」中島の「重犯なれば罪や益々重し」と、明治34年の勅語撤回事件との連続性でもつて

語られるのである。そして、文部省は「世道人心害ふ」思想をもつ中島を起草委員として採用し、そうした事実に際して厳罰をもつて臨まずに、その後に「何とか（中島の…筆者註）失態を見附出さんことを勉めて」、今回の事件を生ぜしめたと事件の真相を語るのである。そして、『京華週報』は、そうした文部省の不手際に対して、適宜の制裁を欠いた「文部の無能怠慢」と批判を下すのである。

その回答は、意外にも中島の最初の論駁文「哲学館事件及余が弁解」中の「哲学館認可取消事件の顛末」において見いだすことができる。その中で、彼は、哲學館の不敬倫理のために卒業生が文部省から検定免許状を付与されないとの風説があるとして、井上円了と湯本武比古とともに当局者を訪問して弁解に努めたという記述がなされている。その際、中島はみずから立場をつぎのように位置づけるのである。「井上館長、湯本武比古君の持論が、忠君愛国にあること世既に之を知る、独り中島は從前に誤解を招ける人」と。それゆえ、みずからの意を尽くして当局に説明したということが述べられているのである。こうした記述のみによって、明治34年の中島徳藏における「勅語撤回事件」疑惑と「哲学館事件」の連続性を直接に問うことは困難であるが、ただこの中島の言葉から、明治34年の事件の無根拠性を示した文相見解が文部省内に定着しきつているわけではなく、中島の疑惑を認める勢力が依然温存していることを示しているだけはいえるだろう。

口・中島をとりまく文部省の構造

筆者は、中島の起草委員辞任とその後の「哲学館事件」処分をめぐる一連の展開において、佐藤秀夫の、「その因果関係はなお推測の域を出ないが、文部省内の勅語批判に対する牽制なし威嚇の『犠牲の子羊』として中島および哲学館が供されたとみることも可能である」という視点に注目している。つまり、以上の考察を通して、さらに中島が文部省内における勅語修正・改訂論者たちのスケープゴートにされたという主張に共感するのである。こうした事情は、中島の文部省内での位置づけを、以下検討していくことによつて、より明瞭になつてくるものと思われる。

まず、中島ら修身教科書起草委員の上位組織である修身教科書調査委員会さらには文部省の諮問機関であった高等教育会議の構成を考える必要がある。先

に修身教科書調査委員会の陣容と若干の構図は説明したので、ここでは、さら
に上部組織にある文部省の諮問機関である高等教育会議について考察を加え
てみたい。しかも、ここで検討する文部省関係官僚について、鈴木博雄が、「近
代教育の創設期において、文部官僚の政策決定過程における役割は、当時の絶
対主義的統治構造から考えて、今日の文部官僚のそれとは比較にならぬほど大
きいものであった」と、その行政上の政策決定権能の大きさを指摘している点
を考慮しておく必要がある。

さて、文部省諮問機関として明治29年12月18日に成立した高等教育会議は、
いつたいだれの提案で、どのような背景のもとに設立にいたつたのであろうか。
その提案は、明治26年に東京帝国大学総長を退官し、貴族院議員となつた加
藤弘之の発議によるものとされる。^{〔脚注〕} 加藤は、明治27年の第八議会において自ら
を先頭に他40名の貴族院議員の発議としてフランスの教育高等会議を模した
「教育高等会議」の設立に関する建議案を提出したのである。同議会には衆議
院からも同様の趣旨の提案がなされたが伊藤内閣（西園寺文部大臣）はこれを
採用することはなかつた。そこで、さらに明治29年1月16日付で「教育高等会
議創設ニ関スル質問主意書」を、発議者 子爵谷干城、加藤弘之、賛成者、公
爵二条基弘他30名とする署名をもつて政府に提出した。これに対して、文部大
臣西園寺公望は、「政府ニ於テ此ノ如キ會議ヲ設ケ教育行政ヲ束縛スルハ國務
大臣ノ職責ヲ空フスルモノト認ムルヲ以テ此建議ニ同意スル能ハサル」との答
弁書（明治29年2月7日）でもつて回答している。さらに、再質問があり、文
部大臣は再度設立の意志のないことを示した。衆議院においても同様の経過を
たどつた。しかし、文部大臣が蜂須賀茂韶に変わるにいたつて明治29年12月18
日に勅令第390号でもつて高等会議は設立が規定されたのである。

発足時の高等教育会議議員は、①帝國大學総長及各文科大學長、②文部省各
局長、③高等師範学校長及女子高等師範学校長、④高等商業學校長東京工業學
校長及東京美術學校長、⑤高等學校長一人、⑥學識アル者又ハ教育事業ニ関歴
アル者七人以内とという規定であった。^{〔脚注〕} この官学重視の議員構成をみるかぎり加
藤の裁量がかなり占めたものと推察される。しかし、こうした議員構成に対し
て、明治29年の第十議会において、官僚議員ばかりが多くを占め教育各界を網
羅していないと批判が、支援母体であつた貴族両議院から皮肉にも出される
ことになる。こうした批判を受け、高等教育会議の構成員は順次拡大していく
た。まず、明治30年12月30日の勅令第459号では、新たに視学官、高等師範學校
附屬音楽校主事、専門学部主事、帝國圖書館長、尋常師範學校長二人、尋常中
學校長二人、高等女學校長一人、高等師範學校附屬尋常中學校主事及女子高等
師範學校附屬高等女學校主事が加えられている。さらに、明治31年6月18日の

勅令第105号では、學習院長、華族女學校長、帝國博物館總長、陸軍及び海軍教
育主任將校、商船學校長、師範學校長、私立學校長、東京學士會會長、文部省
學校衛生顧問會議議長が加わり、哲學館事件の直前にあたる明治34年9月25日
の勅令第181号でもさらになに内務省地方局、農商務省農務局長及商工局長、公立實
業學校長等が追加されている。では、「哲學館事件」當時の各議員はいかなる
構成であつたであろうか。飯野吉三郎の項で若干触れたがここでも再度当時の
主たる人物を列挙してみたい。まず、下田歌子華族女學校長、山川健次郎東京
帝國大學總長、穗積八束法科大學長、青山胤道医科大学長、井上哲次郎文科大
學長、箕作佳吉理科大學長、松井直吉農科大學長、手島精一高等工業學校長、
井上円了哲學館長（私立學校長四人のうち一人）等であり、これに文部官僚が
加わる。また、「哲學館事件」の文部省視學官隈本有尚もまた視學官に着任前
に福岡県尋常中学修猷館の館長と兼務の形で高等教育會議議員を務めている。
まさに、以上の高等教育會議の議員構成をみると、年を追つて各教育領域
に拡大していったとしても、主には官派系中人事であつたといわねばなら
ない。しかも、その頂点に、過去において東京帝國大學總理・總長として官立
學校のトップにながく君臨していた加藤弘之が位置づいていたのである。
したがつて、以上のことから、加藤を中心とした次の図式が浮き彫りになる。
まず、加藤はみずから画策を通して、ある意味で、議會や内閣から独立した
教育問題審議機關として機能するフランス流の高等教育會議を文部省の諮問機
關として設立した。その上、その高等教育會議の議長の座にみずから身を置き、
構成員の規定を官學中心としたのである。まさに、加藤は、文部省内にあって、
その文部省やさらには内閣、議會をも超越した独立教育政策機關をこの高等教
育會議でめざしたのである。そして、その高等教育會議の権威のもとに、加藤
は、當時課題であった小學校修身教科書の國定化に向けた調査委員會の會長と
なり、自己の主張を実現するためにみずから哲学的立場にもつとも近い中島
徳藏を異例の抜擢によつて起草委員として選出したのである。
しかし、そうした加藤の構想にもかかわらず、時代は、加藤・中島的な西洋
近代思想にもとづく進化論的国粹主義を受容するにはいたらなかつた。明治32
年の岡田提案（私立學校令案）を加藤人事を背景として押し通した高等教育會
議決定案が、法制調查會ならびに議會において反発・大幅修正を余儀なくされ
たことに代表されるよう、反加藤勢力は、政府・文部省内に確實な力を有し
ていたのであり、そうした反加藤闘争によつて今回の勅語改正のもろみもまた
うち碎かれていたともいえるのである。

その表が、教科書起草委員会における中島提案と思われるファイト（進化
論的調和理論）の「道徳的態度としての四つの本務」に対する「教育勅語」擁

護者側の批判であり、その結果、中島は極秘裏に辞職に追い込まれたといえるのである。事実、日露戦争を間近に控えた明治30年代には、「教育勅語」を基

軸とした天皇制公教育体制を維持しようとする勢力が増強し、それは本論稿で対象とした「哲学館事件」（明治35年）や、その後の「教科書国定制」（明治36年）を通してその思想的傾向を現実化していく。さらには、そうした勢力は、日露戦争後の「大逆事件」にみる社会主義弾圧（明治39年には「社会主義」の威嚇が教育の問題として文部省訓令に強調された）によってその地歩を確固るものにし、明治41年に発布された「戊申詔書」において、みずから精神的支柱である天皇制絶対主義を確立したといえるのである。

したがって、本論を通じて検討してきた「哲学館事件」は、こうした加藤柱——中島ラインへの思想的警告・抑圧として表れたといえるのである。本論稿が終始追ってきた「なぜ哲学館が標的となつたのか?」「なぜ、中島が個人攻撃を受けたのか?」といった問いは、以上の考察を通じて次のように回答できるものと考える。まず、最初の問いに対しても、明治30年代における私学側の権利拡大要求に対する反動的施策の一環であつたこと。そして、第二の問い合わせでは、直接的には、保守反動的勢力が拡大する中生じた、修身教科書起草委員中島の「教育勅語撤回事件」に端を発するものであること。しかし、本論で確認した井上——加藤論争からも分かるように、その背景には、「教育勅語」をも否定しうる加藤的な進化論的国粹主義に対する強固な勅語擁護側の制裁といつた意味合いが読みとれるのである。

c. 中島日記にみる人間関係

「中島徳蔵日記抄」に、そうした加藤——中島ライン、さらにはそれを支援する立場、逆に相反する立場を想定できる記述をみることができる。哲学館事件が表面化する明治36年の日記から関係の箇所を引用してみたい。まず、明治36年の日記についてみてみよう。

明治36年

1月18日

安藤君來り、哲学館恢復叶ハズト申来ル。

午後加藤老先生ヲ訪ヒ、哲学館ノコトニ就キ助言ヲ求ム。

岡田長官ヲ訪フ、遇ハズ。

1月19日

午前調査。

午後岡田長官ヲ訪フ、遇ハズ。

(このうち、毎日、日本、時事、国民、朝日、読売、二六、万朝などの各紙の

「哲学館事件」の記事を送付している)

2月21日

丁酉倫理ノ多数、大体「ム」氏ノ動機論ノ無危険ヲ認ム。井上（哲）吉田（熊）一氏大不賛成。

2月24日

丁酉倫理会員多数決議案文ヲ草ス。元良博士ノ意ニ本ヅク。

3月23日

桑木君ヲ訪フ。元良博士余ガ為メニ金銭上ノ保護ヲモ講ジ呉レント心配サレ居ル由聞キ及ブ。感泣ノ至ナレドモ其ハ余ガ本意ニアラズ。又実ニ今其必要ナキヲ以テ事実ヲ明シテ桑木君ニ語ル。

以上の日記から、明治35年12月16日の『官報』（第5837号）による認可取消の告示から、明治36年1月22日に小石川区長石井義正名で、加藤三雄他三名の検定不合格が通知されるまでの間、中島はなんとか事態の打開が図れないものかと最後まで模索しつづけていたことが分かる。しかし、無情にも、明治36年1月18日の時点でそうした試みが無駄であったことを安藤（當時哲学館の幹事を務めていた安藤弘のこと）から聞き知つていることが分かる。そして、同日の日記の記述からも分かるように、そうした不可避的な処分決定の事実に面し、彼がまず第一に相談した相手は、ほかでもない、本論稿で「哲学館事件」の背景にあげた加藤弘之であったのである。中島は加藤を訪ね、無試験検定認可取消といった最悪の事態を少しでも緩和できるよう、今後の対応について助言を求めたものと思われる。そして、加藤の助言を受けその足で岡田良平普通学務局長代理を訪ねたものと思われる。学校検閲を義務づけられた視学業務が普通学務局の所管であった関係から、当時その代表的地位にあつた岡田を説得することがこの事件の好転にはもつとも直接的なアプローチではあった。しかし、岡田は当日も、翌日も中島の面会に応じていない。こうしたことは、本論で確認したように岡田の官学優先的な立場に呼応するよう思われる。また、2月21日の日記にあるように、井上哲次郎と、中島の後任として起草委員となつた吉田熊次が「ム」氏の動機論に「大不賛成」であったことは、中島——加藤ラインの対局に井上哲次郎——吉田熊次の思想路線があつたことを裏づけるものである。修身教科書の編纂方針をめぐる明治34年の「中島勅語撤回事件」はこうした思想対立の表れなのである。一方、2月24日と3月23日の記述からは、中島を支援した丁酉倫理会、とりわけ、元良と桑木の存在が明らかになっている。

次に、事件後、無試験検定資格の回復を求めていた時期の日記において関係

の箇所を抽出してみたい。

明治38年

3月12日

午前九時哲学館評議委員会。其用件トハ文部省検定委員会ガ四月ヨリ一学期間試験シタル上ナラデハ無試験検定資格ヲ与ヘズトノコトヲ議決シタルニヨリ如何ニスベキト云フニアリ。余ハ井上哲次郎氏ニ頼ミ、菊池男爵ヲ説キ、モ一度山川委員長並ビニ文部大臣ニ衷情ノコトヲ行フベシトシ、其レニ決ス。井哲博士ニ謁シテ其事ヲ頼ム。博士、自身山川氏ニ説キ吳ルルヲ可トスト言ハレタリ。従之。

3月17日

井上博士(円了・筆者註)ヲ訪フテ哲学館ノ件ニツキ問合セノ返事ヲ聞ク。望ミ叶ハズ。直ニ館主ニ通ズ。

明治42年

1月19日

澤柳氏「学修法」ヲ読ム。オ役人ノ説教ノ感アリ。彼レ実際ニ長ジタルモ尚実際教育ニハ理屈ヨリ出デタル所アルヲ覺ユ。

大正5年

2月9日

加藤博士危篤の新聞を見て見舞ふ。されど午後一時終焉せりといふ。博士の篤学にして高潔なる、更に純樸なる風采、精神は肉体の有無を以て区別を見ず。(少なくとも余には)

明治38年3月12日の日記によれば、中島は哲学館の評議委員会において、文部省の検定員会で次の4月から一学期間試験した上でなければ無試験検定資格を与えないといった決議がなされたことを知る。それを受け、中島は再度資格を認可してもらうべく、井上哲次郎、菊池大麓、そして検定委員長の山川ならばに文部大臣に陳情しようとした。そして、井上に陳情したところ、井上自身が菊池を説得してくれると言い、中島はそれに従つていて。そして、中島は、五日後の17日に井上円了を訪ねて、先日の依頼の件で何か連絡を受けていないかを問うている。そして、期待も虚しく、無試験検定資格を申請すること叶わないとの返事が直接哲学館の方に下つていたことを知る。これらの中島の記述から分かるのは、中島が事態の好転を期待して陳情しようとした相手が、井上哲次郎、菊池大麓、山川健次郎であったことである。山川は、検定委員長であり、菊池は事件当時の文部大臣であつたことを考へると訪問陳情の意図も

分かれるが、井上哲次郎だけは直接関係の職にあつたわけではない。それゆえ、この中島の井上哲次郎への陳情は、井上が今回の処分に直接あるいは間接にかかわっていたことを示すものと思われる。しかし、加藤——中島的思想傾向にまつたくの反意を示す井上にとって、そうした中島の依頼も通ずるはずもなく、申請不可という事態になつたものと思われる。

明治42年の澤柳政太郎(当時文部省普通学務局長・ロンドン滞在)の役人的教育觀を批判する中島の記述もまた、中島の発想の対局に澤柳的文部官僚が位置づくことを示唆したものである。今回の「哲学館事件」に関していうならば、同じくロンドンにいた井上円了が澤柳に今後の対応を相談し、澤柳は「其処置ノ當不当ハ差置キタビ省議トナリテ發表シタル以上ハ省ノ威信ヲ保ツ為ニ取消ハ勿論、即時ニ認可ヲ与フルコトハ出来難ク候。然シ今後謹慎ノ態度ヲ取りテ一時ヲ経過シタル後ハ再ヒ認可ヲ願フコトモ出来得ベク」との回答を示したとされる。それを受け、井上円了は、哲学館職員の謹慎を安藤弘幹事に伝えるとともに、加藤弘之、辻新次、浜尾新、久保田謙、伊沢修二、江原素六、加納治五郎、井上哲次郎、元良勇次郎、中島力造らに懇願すること、とりわけ、そうした依頼を湯本武比古に任せることを伝言したのである。まさにこれら陣容は文部行政をにぎる人物たちであり、井上円了は、最も彼らに思想的に受容可能で信頼のにおける湯本をその交渉役に選んだのであろう。

さて、ここでは、この「哲学館事件」に際して、学校教育管轄上(帝大、高等師範は専門學務局が担当)、直接的な責任を負う文部省普通学務局長澤柳の思想的傾向を重ねて指摘しておきたい。明治35年7月6日付の「富士新聞」(13面)に「澤柳局長在東京各私立学校を罵る」と題して、私立学校が「教授上の設備の不備」等があり、「不始末千万なる学校へは断じて大切な人の子を託すべからざるもの」という私学批判的な記事を掲載している。また、一方で、「哲学館事件」後、澤柳は、明治36年8月25日の「教育時論」において、「世には往々文部省は私立学校撲滅を講じつたりなど云ふ者ある由なれども是れ大なる錯誤なり」と語り、「哲学館事件」が私学撲滅という前提のもとにされたとする一般論を否定する。しかも、その上で、彼は政府からの保護や特権ならびに干渉を避け、私立学校として独立を保つてゐる欧米の私立学校の例をあげ、「然るに我国に於ける先頃の哲学館事件の如き同館は徵兵猶予の外、教員無試験の認定を受け居るに係はらず、彼は威張り散らすは尤もならざる沙汰なりと云ふ可し」と、哲学館等日本の私学の依存的体質と権利のはきがえを批判するのである。こうした澤柳の文部官僚が、この「哲学館事件」の厳酷ともいえる処分に加担したことは間違いないであろう。しかし、この「哲学館事件」の処分については、井上円了が澤柳とのロンドンでの会談を受け、「一ヶ

年モ経過スレハ容易ク復活ハ出来ルニ相違ナキ」と語つてゐるよう、もともとは中央集権的教育体制を強固なものとするための牽制的処分であり、中島徳藏の過激な文部省攻撃がなければ円了のようにある程度短い期間で認可が回復したのかもしれないと思われる。しかし、実際には認可回復までには四年の歳月（明治40年5月に再認可）を要することになったのである。「頭脳明晰、風刺縦横、寸鉄能く肺腑を衝く」とされた中島の性格がわざわいしたものと思われる。

では、ひきつづき中島の日記の記述を検討していってみよう。大正5年2月9日の日記が示しているように、中島にとって、やはり、日記抄中だれよりも敬意をもつて描かれたのは加藤弘之その人であった。しかし、その加藤の死を惜しむ中島の言葉は、師加藤が宗教や形而上学的な次元をいつさい認めなかつたのに対して、非常に形而上学的な言葉で結ばれている。日記によると、中島は大正元年にクルップ性肺炎を煩い、その後大正6年には咯血し、「今日は死にもするかと思へり」という事態を経験している。それ以降、とりわけ、昭和7年以後の中島の日記には次のように形而上学的（とくに仏教的）な書物の記述が多くなっていく。「バイブルなど読む」「和辻氏の原始仏教を読む」「常盤氏の仏伝集成は、古き意義の仏説を知るとして書きを知り読み始めむ」「高楠氏の仏伝を生徒に話すを聞く」「井出とかいう老嫗の煩悶問題に就き解決しやる」「木村博士の原始仏教思想論を読み始む」「オーデンベルグ仏陀を読む」「渡邊氏『歐米の仏教』を読み始む。彼らの研究の行き届けるに驚く」「阿含經読む」「境野氏『日本の仏教』読了」「起信論を読む」「仏伝を草す」「宇井氏十二縁起を読む」「宇井氏印度哲学研究卷二復習」「宇井氏仏教資料編を読む」「法句教中、釈迦の積極的教訓あるやを再調す」「法句教を表に要約す」「法句教抄出をまとむ」「シュライエルマヘルよりショーベンハウエルまで読む」「シェラーリ質論理のところを読む」。生涯を通じて、中島の思想を概観するとき、それは「教育勅語撤回事件」や「哲学館事件」で「不敬漢」として批判されたような急進的破壊的要素はなく、「学問討究の際にありても実際生活の平常にありても敢て妄りに皇室を論議の題目となすことの其れ自身既に甚だ恐れ多きことなるを。故に余は今暫らく此点に関し軽々に所思を高言せんとせざるべし。唯忠君愛國の至情は余が宿昔涵養に怠らざる所にして而も一朝忽然咎の此身に及ぶのみならず」という「哲学館事件」に際しての心情告白に表れたように、不当な思想介入がなければ、稳健であり、忠君的であるといえる。ただ、哲学的には、唯物——唯心、客觀——主觀、普遍——個などの対立・差異を調和的架橋することに妥協はしなかつた。そうした彼の相対的状況可変的思考が、唯心的な勅語絶対主義者の反感を買うことになったといえそうである。

【註】

- (1) 佐藤秀夫「天皇制公教育の形成史序説」「季刊現代史」第8号、昭和51年、31頁。
- (2) 同上書、36頁。
- (3) 同上書、39頁。
- (4) 国民精神文化研究所編「教育勅語済発関係資料集」第2巻、463頁。
- (5) 石川半山「當世人物評」筑摩書房版「明治文学全集」92巻、昭和45年、330頁。
- (6) 同上書、162—163頁。
- (7) 「官報」第3525号、明治28年4月4日。
- (8) 「教育界」第5巻、9号、明治39年、30—31頁。
- (9) 伊藤博文関係文書研究会編「伊藤博文関係文書」第5巻、昭和52年、塙書房、西園寺公望書簡95の無題文書78頁。
- (10) 久木幸男「十九世紀末の文部省廃止論」「横浜国立大学教育紀要」(第26集)、昭和61年、83—84頁。
- (11) 第1回・昭和14年1月22日国立国会図書館憲政資料室所蔵「憲政史編纂会叢文書」請求番号・憲政759。
- (12) 竹越与三郎「陶庵公」叢文閣、昭和5年、168頁。
- (13) 渡辺幾治郎「教育勅語済発の由來」学而書院、昭和10年、189—193頁。
- (14) 早稲田大学図書館特別資料室所蔵「渡辺幾治郎叢書『明治史資料』」資料番号77。
- (15) 小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」「人文学報」第64号、平成元年、91—92頁。
- (16) 渡辺幾治郎「教育勅語済発の由來」学而書院、昭和10年、194—195頁。
- (17) 「大日本帝国議会誌」第5巻、1190頁。
- (18) 小股憲明「教育勅語済発事件と中島徳藏」「人文学報」第67号、平成2年、154頁。
- (19) 「教育時論」570号、明治34年2月15日、43頁。
- (20) 「東洋大学人名録」平成8年ならびに「湯本武比古選集」信濃教育会編、昭和30年、408頁の「湯本武比古年譜」による。
- (21) 「東洋大学百年史 資料編I下」(11—12頁)。ただし、哲学館に関して現存する哲学館報告・規則・学則・名簿等から判明する範囲でまとめられた「東洋大学人名録」1996年によれば、湯本武比古は哲学館で、明治28年から35年まで講師として、さらには明治38年以降の在籍期間では、明治39年から大正13年まで監事・商議員・維持員・臨時学長事務取扱として哲学館役員を務めていたことになっている。しかし、中島と接触があつたか否かが問題と

なる明治30年と31年については、湯本は講師として在籍とされているにもかかわらず、「湯本武比古選集」(昭和30年)が「教授法・教育学を講ず」としてのに対して具体的な教科が示されていない。それゆえ、定時教員ではなく、臨時講師として通っていた可能性もあり、同一の教科領域とはいえない。

(22) 明治31年当時の学生数の推計については、「入学者数と卒業者数」「東洋大学百年史」249頁を典拠とし、教員数に関しては同書308頁の明治32年度の定時出席講師名によった。

(23) 湯本武比古「民間教育運動史」国民教育奨励会編「教育五十年史」民友社、

大正11年。「尾崎行雄先生談話速記」217頁。

(24) 「教育時論」第570号、明治34年、30頁。

(25) 同上書、45頁。

(26) 「教育時論」第1451号、大正14年、40—41頁。

(27) 小股憲明「教育勅語撤回風説事件と中島徳蔵」『人文学報』第67号、平成2年、156頁。

(28) 同上書、159頁。

(29) 吉田熊次「国定修身書の編纂」国民奨励会編「教育五十年史」(明治以降教育制度発達史)第4巻、693—696頁ならびに、吉田熊次「国定修身書編纂の回顧」『民主教育』第3巻第2号、昭和23年、38—40頁を参照。

(30) 教育史編纂会「明治以降教育制度発達史」(第4巻)教育資料調査会、昭和39年、695頁。

(31) 吉田熊次「国定修身書の編纂」「明治以降教育制度 発達史」695頁ならびに、吉田熊次「国定修身書編纂の回顧」『民主教育』38頁。

(32) 吉田熊次「国定修身書編纂の回顧」『民主教育』38頁。吉田熊次と教育勅語の関係については平田諭治著「歐米倫理運動とドイツにおける吉田熊次の教育勅語講演」「教育勅語国際関係史の研究」風間書房、平成9年を参照のこと。

(33) 吉田熊次「国定修身書の編纂」「明治以降教育制度 発達史」695頁。

(34) 中島徳蔵「哲学雑誌」明治33年、663頁。

(35) 文部省「小学修身編纂趣意報告」明治36年3月。仲新、稻垣忠彦、佐藤秀夫編「近代日本教科教授法資料集成」第11巻、東京書籍、昭和57年。

(36) 吉田熊次「国定修身書編纂の回顧」『民主教育』39頁。

(37) 井上哲次郎「我が国体と国民道德」(広文堂書店、大正14年)。佐藤秀夫編『統・現代資料(8) 教育 御真影と教育勅語I』320—326頁。

(38) こうした思想のひとつとして、江戸時代に白隱とならび称された臨済禪の仙

庄義梵の「三徳宝図説並序」において神道の「鏡、玉、劍」が儒教の「智仁勇」や仏教の「三徳五智」に相応することが示されている。これについては拙著『仙庄』西日本新聞社を参照のこと。

(39) 「教育時論」第570号、明治34年、30頁。

(40) 吉田熊次「国定修身書編纂の回顧」『民主教育』39頁。

(41) 「大学の大学たる所以」『太陽』第4巻第21号、明治31年。

(42) 中島徳蔵「倫理学原論」丙午出版社、明治41年、189—213頁。

(43) 加藤弘之「自然と倫理」「加藤弘之講演集」大日本学術協会、大正4年、614—618頁。

(44) 吉田熊次「国定修身書編纂の回顧」『民主教育』38頁。

(45) 小股憲明「教育勅語撤回風説事件と中島徳蔵」『人文学報』第67号、平成2年、162頁。

(46) 「毎日新聞」(明治36年2月1日)。清水清明編「哲学館事件と倫理問題」74—75頁。

(47) 佐藤秀夫「天皇制公教育の形成序説」「季刊現代史」(第8号)現代史の会、昭和51年、48頁。

(48) 鈴木博雄「明治期文部官僚の形成過程」鈴木博雄「日本近代教育史の研究」振出版社、平成2年、17頁。

(49) 「明治以降教育制度発達史」965頁。

(50) 同上書、967頁。

(51) 同上書、964頁。

(52) 中島徳蔵先生学徳顕彰会「中島徳蔵先生」昭和37年、378—404頁。

(53) 「幹事安藤弘宛書簡控」、明治36年2月1日『東洋大学百年史 資料編 I 上』54頁。

(54) 同上書、56頁。

(55) 「東洋大学創立五十年史」239—240頁。

(56) 中島徳蔵「日本新聞記者に寄す」「教育」(第36号)明治36年2月3日。清水清明編「哲学館事件と倫理問題」56頁。

第VII章 「哲学館事件」研究を終えて——清張論の特徴と問題の所在——

松本清張は、『小説東京帝国大学』において、明治後期の東京帝国大学の性格を紡ぎだそうとした。その時期は、まさに、天皇制絶対主義の動搖——確立期に相当し、東京帝国大学の学問もまた國体・皇室の尊厳をめぐつて多様な諸相を表すことになる。そうした東京帝国大学の構造特徴をあばく事象として、

清張は「東京帝大七博士事件」、「南北朝正閏問題」とならんで、本研究が考察の対象とした「哲学館事件」をとりあげているのである。本最終章では、本論を通して考察してきた、清張の「哲学館事件」解説の妥当性について整理するとともに、若干の問題性についても言及してみたい。

清張は、文部省による「學問の自由への干涉」が焦点となつたこの「哲学館事件」について、当時の新聞・雑誌記事を資料として事件の真相をつぎのように設定した。①私学の排斥、②教科書事件への批判回避、③ミュアヘッド倫理学説の批判、④加藤弘之・井上円了と、井上哲次郎との思想対立。さらに、そうした一般的な事件解釈とは別に、清張は「日露戦争を翌々年に控えた山県が輿論を国権主義に統率しようとする意図から、飯野を使って文部官僚を踊らせて、哲学館に一悶着起させ、國論を君主絶対主義に運んだ」とする、⑤山県——飯野——隈本陰謀説を自説として結論づけているのである。

以上の清張の設定に対し、筆者は、この事件の妥当性について、「なぜ哲学館が標的となつたのか?」「なぜ中島徳藏が個人攻撃を受けたのか?」といふ二つの問い合わせて、教育史・教育哲学の立場から可能なかぎりの分析を試みていった。そうした本研究の結果として、上記のふたつの問い合わせにそれぞれ対応する「私学」と「教育勅語」というふたつのテーマが「事件の真相解明」の鍵となることが判明したのである。個別の分析結果については本論にゆずるとして、ここでは清張が示した解説の有効性について述べてみたい。

まず、「なぜ哲学館か?」の問い合わせは、清張が第二に指定した「文部省による私学排斥説」が有効な視座を提供しているものと考える。つまり、清張は小説において、明治31年における尾崎文相時の私学奨励策に対し起きた保守派の反動政策が、哲学館からの特權剥奪というこの事件を生んだのだと語つてゐるのである。事実、本研究の調査によれば、三田派・早稻田派を中心とする旧進歩党系の「私学派官僚(尾崎を含む)」と、当時の普通学務局長澤柳や、局長代理の岡田を中心とする「反私学派官僚」との対立の事実が確認された。しかも哲学館が教員免許無試験検定資格を獲得したのは「私学派」の働きであったし、その後、特權剥奪に動いたのは「反私学派」の意志からであつたことがわかるのである。

つぎに、もうひとつの「なぜ中島か?」の疑問には、清張は第五の説を立て、山県——飯野——隈本陰謀説において事件の読み解きを試みている。とりわけ、清張が設定した「藩閥勢力が進める国権政策のスケープゴートとしての『哲学館事件』」という前提については、本研究の結果、かなりの程度正確な指摘であることが判明するのである。しかも、こうした「哲学館事件」と直結する「教育勅語」問題を考慮する際、「勅語」の、ひいては天皇制教育体制の最大の庇

護者である山県有朋をこの事件の核心に置き、軍事と教育の超然主義的な山県の統合政策にリンクするものとして、当時軍事的教育的人脈をもつた飯野吉三郎を位置づけた点は非常に洞察にとんだ先見的な見方であるものと思われる。しかし、本論で確認したように、結果的に、飯野——隈本さらには隈本——加藤(工藤)をつなぐ清張の陰謀説はほぼ成立しえず、清張の「創作」が事件の核心に据えられる結果となつたのである。

こうした「ノンフィクション」から「小説」への移行の背景には、第一章で指摘したような清張の多忙な生活が背景にあったものと推測されるが、のちの藤井康栄と組んだ「昭和史発掘」の偉業と対比させた場合、そうした「小説」へのスライドは現代史解説という視点から非常に残念な気がする。清張的な徹底した追及力が、この「哲学館事件」解説においても發揮されたものと考えられるからである。

では、清張が追及にいたらなかつた「教育勅語」をめぐる諸相とはいつてもいかなるものであつたといえるのであろうか。この「教育勅語」という指標については、大きく「擁護派」と「改革派」に分けられる。その「擁護派」は頭山や飯野に代表される「極右国粹主義」、元田や三條らを中心とする「宫廷側近派」、内藤や井上円了らの「漢学擁護派」、西洋の芸術・東洋の道徳という視点よりヘルバート主義教授法と教育勅語を推奨する伊沢・湯本らの「高等師範派」、専門の教育学・哲学的立場に立つ勅語擁護学者(井上哲次郎・吉田熊次)、さらに高等師範派と井上哲次郎派の中間的な「隈本有尚」、さらに隈本の師で観念論的な立場をとる「山川健次郎」といった具合に分類される。一方、「改革派」には、世界主義を主張する「西園寺・竹越」、進化論的倫理を旨とする「加藤弘之・中島徳藏」が含まれる。しかも、清張の構図を加えると、勅語擁護派であり、伝統的保守派である「山県——桂」と、それに対する開明派としての「伊藤——西園寺」が政権層として位置づくのである。

そして、こうした利害の錯綜する人間関係の「場の軸」を、反動保守勢力が開明派との拮抗を破つて力を増しつつあつた明治30年代という「時間軸」とひとつひとつ交叉させることで、先のふたつの問い合わせを満たす回答が示されうるものと考える。つまり、「哲学館事件」に関していえば、第一の問い合わせは「反私学派官僚」の巻き返しと考へることでき、また、第二の問い合わせには、その主体である中島徳藏を柱に、「加藤——中島ライン」に対立する勢力を考へた場合、「隈本——井上哲次郎・吉田熊次ライン」と「隈本——高等師範派(湯本)」ならびに「隈本——山川ライン」が際だつた対峙を示してくるのである。ただし、本研究を通じていまだ明確な回答は示しえず、本研究を批判・考察の材料として今後の研究の深まりを期待したい。

一方、以上の読み解きを通して、この「哲学館事件」における清張的アプローチの課題もまた若干はあるが浮き彫りにされてきた。ここでは、これらの点についても言及してみたい。本小説の分析を通じて感じた清張的記述の若干の問題性は、彼による登場人物への思い入れをもつた性格設定から派生するものであると思える。こうした設定は純粹なフィクション小説であればいさかも問題を生じないが、この「哲学館事件」は実際の事件であり、清張がとりあげた人物もまた、工藤雄三が仮名であることと、その友人の米村忠三役が実在の飯野家の書生をモデルにしたものであるという脚色を除けば、ほぼ実在の人物を等身大として描いていっているのである。そうしたなかで清張は、確実に登場人物の色分けをしているのである。清張は、この小説の中で絶対的な正義者としての主人公は設定しなかつたが、奥宮健之には格別な共感を示し、加藤三雄（工藤雄三）もまた若干陰謀的な役割を担わすもの的好感をもつて描かれている。彼らはともに体制や権力によって虐げられ、犠牲となつた者であり、彼らの「生の苦悩」が清張の心の琴線を刺激し、清張が小説で求めた「生の力動」をそこに見いだしたからにはかならないと思われる。しかし、他方で、本論で確認したように、当時の新聞記事のうちマイナス的な材料のみで構成された人物として隈本有尚や飯野吉三郎の存在があるのである。清張は、彼らに対してなぜそうした評価をしたのだろうか。事件へのみずから直観やイメージーションにもとづくものなのか、それとも官僚や宗教は清張にとってすべて否定され憎悪すべき存在であったのか、あるいは「生の力動」を際だたせるための暗影としての位置づけであったのか、どれも推測の域を出ないが真理の追究にこだわった清張の多くのノンフィクション作品とは一線を画すものといえる。

隈本も飯野も立場こそ違え、彼らの生涯を詳細に追っていくと、ひとりの人間として挫折と苦悩と深い反省のうちに生きていったことが伝わってくる。また、彼らのもつ精神科学的宗教的立場にても清張が支持する実証主義的経験科学の思考と相補的な意味で重要な視点を含んでおり、それらはとりわけ「経験」の領域を越えた「体験」の領域に位置づく学問的立場である。つまり、こうした「体験」の領域は、経験科学の「明証性」の指標のみに照らして理解することは困難であり、人々の体験的次元の深まりに委ねられるといった性質をもつのである。同様の視点から山折哲雄が示唆を含んだ言葉を清張に語ついている。「作者は、彼らが何故そのような態度に出たのか、その根拠をかならずしもたずねようとはしていない。それがかれらの信仰にもとづくものなのか、それともたんなる狂信に発するものなのか。宗教という名の暗幕を切り裂いてかれらの究極の動機を暴こうとはしていない。ほんらい松本清張方式の真相追求はそのような方向にこそ作動すべきものだったはずではないか」と。

飯野吉三郎

飯野研究家の松下松平は、日独伊三国同盟締結をひかえた昭和14年8月に飯野吉三郎を訪ねている。飯野は、三国同盟について否定的につぎのように語つたという。「ヒットラーはきちがいだから、あんな者と手を結んではいかん：孤立を恐れることはないんだよ：明治から苦心してこれまでに築き上げたお国をお前たちによつて亡ぼされてたまるかと叱りつけてやつた」と。

井上円了

「宗教心は得意の時より失意の時、順境にある時より逆境にあるときに多く起ころものなるに学者は多く順境得意の時に於て宗教心の有無を判定せんとするの事情あり、是れ皆宗教心の發顯に最も不利なる事情なり、然れども学者にして若し逆境にありて失意の重なりたる場合には、宗教心のうちに動くは自然の勢にして、古來其例に乏しからず：深夜人静かなるに當り、沈思默座するときは、幾分の宗教心ありて、其光を心天高き處に放つに至るべし、又学者が不幸災難に会し、人間の薄弱を感じる場合には、多く死生命あり富貴天にありとして明らめる風あるは、学者の本領を脱して宗教心一端を呼び起こしたるものなり」



『中島徳藏先生』(昭和37年 東洋大学)

筆者の本研究も限られた期間の研究であつたため、山折のいう究極の動機にまでふみこめたかどうかは疑問の残るところである。しかし、清張同様、筆者も人間にに対する熱い情熱でもつてこの研究を進めてきたつもりである。いまだ不十分な点はひろく読者に指示を受け、今後の課題としたいと思う。最後に、清張がこの事件の中心に設定した飯野吉三郎、井上円了、隈本有尚、中島徳藏、奥宮健之の手記から彼らの生の声をあげ本研究を閉じたいと思う。

中島徳藏

昭和6年68歳の折、中島は親しい人に「唯我堂越年の辞」というものを送っている。

唯我堂越年の辞

「お経の中のそれと異なり、

此の中島菩薩は、生まれて美名を借しながら、矢張り煩惱熾盛の凡夫に外ならざりき。

早くから、人と同じく激しきパンの川浪に揉まれ、険しい金の山にも迷いて、跪きもし、苦しみもしたるが、而かも容易に目的の宝を握る能はぬ。

内、疲れ果て、病み煩らひ、精も根も尽き果て、耳順とかに近き今日只今遠きて、此所に過去を顧み、将来の大計を立てんとはする。：今後は、セメテ我が居座する一室なりとも、氣隨気儘にして、世俗とは別に、一家の春を領せんと願ふ心や頗る切なり。：余は今、始めて、生ながら解脱せる小菩薩の感なくばあらず。左は然りながら、此の菩薩、実は是れ無位、無冠、又た無産なる：別に何の慾もなく、又得もなし。其の所謂理想境なるもの固より大それたものに非ず。：世のピカピカのメツキを引つ剥し、鼻高々を叩き折り、クダラナさを皮肉り笑ひ、とは云へ、共に其の愚を憐れみ、其の貧困を恵ひ、イデヤと斗りに「主義者」にも同情し、資本家をも理解し、取り急ぎて此の国に寂光淨土をも建設せんとする自由即ち是なり。されば一身依然として多忙を極む。是に於て紋切型のお義理、無益のお体裁は爾來天下御免と心得る横着を敢えてする可ならんか。：我が解脱とは此範囲、程度、性質を出でざるなり⁽⁴⁾。



妻を失い愛児篤を抱く中島徳藏（明治33～34年当時）
『中島徳藏先生』（昭和37年 東洋大学）



中島 徳藏
『中島徳藏先生』（昭和37年 東洋大学）

隈本有尚

『書齋』（昭和15年）中、最末尾に付された彼自身の言葉をあげてみたい。後半生にシユタインナー思想に出会い、先見的な科学論（精神科学）としようと努力を続けた隈本は、その苦境と深い内省を伴う84年の生涯を振り返ってこう語っている。

「かくて今後の十年二十年には人も我も皆その影を消すであらう。さあらば人の一生として多年に亘る戦苦闘の収穫果して何處にかかる？吾々なほ「百尺竿頭」に止まつて未だを得ない。別に云はうなら、人生の神秘こそ以て思想を靈化し進一步に導くものなれ。かくて初めて人生は明朗を告げ、科学神に入り、芸術宗教そが中に和らぎ——今の幽明の対立消え互いに融通無碍となる。：しかも惜らくは、実世間の大多数さも恬としてここに無関心なことよ！彼の人々からせば、自分のこの示唆こそ却つて謎だらうも知れぬ。呵々！」。

奥宮健之

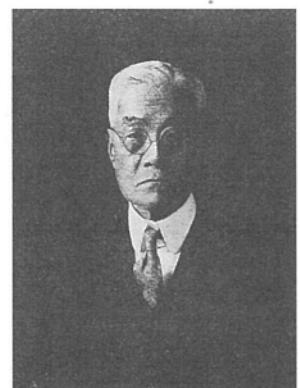


奥宮 健之
(高知市民図書館 奥宮文庫所蔵)



奥宮健之・大逆事件呼出状
(高知市民図書館 奥宮文庫所蔵)

隈本有尚



隈本 有尚
『宮本中学校思出の記』（昭和16年）

奥宮は、清張がもつとも思い入れをなした人物である。その奥宮は、明治18年に名古屋事件で警官を虐殺し投獄される。その後、脱獄未遂の罪を重ね、明治19年には無期刑の判決を受け、宮城監獄を経て北海道の樺戸集治監に収容される。この「我何物」という著作は、この時期に書かれたものである。
「我ハ何物ナルヤ、我カ運命ハ如何。我ハ必竟何等ノ為ニ斯世ニ出生シタルカ。我ハ元ト何者カ我ヲ創造シタル者在テ而シテ生レタルカ。将タ又タ突如

トシテ來り、偶爾トシテ生レタルカ。我力生前、死後ノ光景ハ果シテ如何。我

カ靈魂ハ判然ト別ニシテ形骸ハ滅スルモ靈魂ハ独リ存スルカ。將夕靈魂モ原来
形骸ニ頼テ其作用ヲ為スモノナレハ、始メヨリ別体ノモノニアラス。形骸ト共
ニ消滅ニ帰スルモノトナスカ⁽⁶⁾



奥宮健之「我何物」(明治22年)
(高知市民図書館 奥宮文庫所蔵)



奥宮健之「我何物」の緒言
(高知市民図書館 奥宮文庫所蔵)

第VI章
[註]

- (1) 山折哲雄 「天理教事件」「松本清張研究」2号 砂書房、平成9年。
- (2) 飯野官吉 「穏田の神様 飯野吉三郎の風影」文藝書房、平成9年。
- (3) 井上円了 「哲学雑誌」第16巻、535-536頁。
- (4) 中島徳藏 「中島徳藏先生」11-14頁。
- (5) 限本有尚 「書齋」3巻3号、34頁。
- (6) 奥宮健之 「我何物」(高知市民図書館「奥宮文庫」所蔵)。

参考資料1 明治期教育関係人物年譜

人名	明治35年 当時の年齢	生没年	出身地	履歴
井上円了	44歳	1858	越後国 (新潟県) 慈光寺の長	明治7年新潟学校第一分校(旧長岡洋学校)→10年京都本願寺の教師教校→11年東京大学予備門(本願寺留学生)→14年東京大学文学部哲学科入学、18年卒業→20年哲学館創設→33年修身教科書調査委員を委嘱→34年内閣より高等教育会議員を嘱託→35年哲学館卒業試験に文部省視学官の監査。文部省、中等教員無試験検定の特典を剥奪。円了欧米、インドへ。
身 東京帝大出	1919	大正8	真宗大谷派 男	→36年専門学校令により、大学部設置の認可。哲学館大学へ。→38年前田慧雲、湯本武比古への学校譲渡の契約完了(40年東洋大学、文部省より教員免許無試験検定再認可される)。
中島徳藏 38歳 東京帝大出	1864 元治元 昭和15 1940	上野国佐波 郡 (群馬県)	明治14年群馬県立中学入学→15年小学校中等科教員免許→18年2月群馬県立中学校初等中学科卒業、4月帝国大学予備門専修科後期生。9月退学。11月群馬県の小学校長に→24年帝国大学哲学科選科入学、27年修了。さらに29年まで在学し、哲学、倫理学を専修。その間28年には浄土宗高等学院教授となる(倫理、教育、ドイツ語)→30年哲学館に西洋倫理史、倫理学を担当。→32年東京工業学校で倫理学→33年8月24日文部省修身教科書起草委員任命。浄土宗高等学院、哲学館辞任。→34年5月31日文部省の起草委員を辞し、哲学館教授に復職→35年共立女子職業学校講師。10月13日哲学館事件発生。哲学館、東京高等工業学校辞任→38年哲学館大学講師→39年東京高等工業学校講師復職→41年跡見女学校講師→大正13年東洋大学学長事務取扱→昭和元年東洋大学学長。	→36年専門学校令により、大学部設置の認可。哲学館大学へ。→38年前田慧雲、湯本武比古への学校譲渡の契約完了(40年東洋大学、文部省より教員免許無試験�定再認可される)。

湯本武比古 47歳	信濃国高井 郡(長野県) 中野市)	明治8年飯山の師範予科学校、長野県師範講習所を経て、長野中学校に→松本中学校から10年に上京し同人社に→11年東京師範学校中学師範科に入学→16年卒業、同校雇→19年森有礼文部大臣の命で「読書入門」を編纂。明宮(大正天皇)ご教育掛に任命→20年学習院教授→22年「皇族に関する教育学及び方法」研究のためドイツ留学→27年東京高等師範学校教授→28年国学院に道義学教育学を、哲學館に教育学、教授法を講じる→29年開発社顧問として「教育時論」の社説を担当。
隈本有尚 42歳	加藤三雄 (工藤) 25歳	1860 万延元 昭和 1943 —
隈本有尚 42歳 東京大学出 身	不詳 明治 10 —	1877 —

菊池大麓 47歳 東京大学 教授・総長	岡田良平 38歳 東京帝国大 学出身	尾崎行雄 44歳	明治5年郷里の宮本中学校に入学→6年宮本中学助教→8年東京英語学校入学→9年開成学校に転校→11年東京大学理学部本科星学科。同期には田中館などがないた。→16年東京大学雇、理学部星学教室補助→17年東京大学予備門生徒入学試業
安政2 —	1855 —	1864 元治元 昭和 1934 —	1917 大正6 —
美作国津山 (岡山县) 津山市)	遠江国佐野 (静岡県) 掛川市)	井郡 相模国津久 (神奈川県)	
委員、東京大学予備門教諭、東京大学理学部准助教授→18年福岡県立修猷館長→22年山口高等学校教頭(数学、物理、測量、天文学)、23年教授→27年福岡県尋常中学修猷館長→34年文部省視学官→35年哲学館事件。東京高等商業学校教授→36年欧米留学→38年長崎高等商業学校初代校長→42年京城中学校初代校長、統監府(朝鮮総督府)中学校長、大正2年退職→これ以降は主として「丁酉倫理」誌上に自らの思想を表明していく。	明治9年東京府立第一中学入学→東京大学予備門→16年東京大学文学部哲学専攻特待生→21年帝國大學卒業→大學院を経て22年第一高等中学校教諭→23年同校教授→26年文部省視学官→山口高等中学校次官→31年東京帝國大學總長→34年文部大臣→36年教科書疑獄事件で引責辞職。	明治7年上京して慶應義塾入学、退学→12年福澤の推薦で「新潟新聞」の主筆に→14年矢野文雄に招かれ、統計院権少書記官に任官したが14年の政変で大隈にしがつて下野。立憲改進党の創立に参画	

元田永孚 84歳	井上毅 59歳	芳川顯正 61歳	加藤弘之 66歳 東京大学総理・帝大総長	↓23年立憲改進党議員として国会で活躍。藩閥政府を批判→29年松方内閣の外務省の勅任参事官に→大隈内閣の文相、「共和演説事件」で辞職→33年憲政本党を脱党して憲政政友会結成に参加。
文政元 1818	明治28 1895	天保14 1843	天保12 1920	但馬国出石 （兵庫県）
肥後国熊本 (熊本県)	肥後国 (熊本県)	阿波国麻植 郡(徳島県) 麻植郡	出石郡	藩校弘道館→江戸で佐久間象山、大木仲益に師事→蚕書調所教授手伝。このころドイツ語を学びドイツ学の先駆者に。↓元治元年幕臣となり、開成所教授職並に↓明治政府によって、明治2年大学大丞に→10年東京開成学校綜理、東京大學三學部綜理→14年東京大學綜理→23年から26年まで帝国大学総長。のち貴族院議員となり、高等教育会議等文部行政の要職を務める。
藩命で上京、宮内省出仕、明治天皇に「論語」を進講。以後天皇の徳培養実現のた	斯学→明治3年南校→明治5年フランス・ベルリンへ留学→7年大久保利通と清国へ→8年プロイセン憲法を紹介→10年太政官大書記官、伊藤のため「教育議」起草→14年伊藤に憲法起草の協力を依頼↓山県のもと23年「教育勅語」の起草。とくに憲法との関連を留意→26年伊藤内閣の文部大臣、学制改革、とくに実業教育の振興。	藩校時習館→慶應3年江戸遊学、フランス学→明治3年南校→明治5年フランス・ベルリンへ留学→7年大久保利通と清国へ→8年プロイセン憲法を紹介→10年太政官大書記官、伊藤のため「教育議」起草→14年伊藤に憲法起草の協力を依頼↓山県のもと23年「教育勅語」の起草。とくに憲法との関連を留意→26年伊藤内閣の文部大臣として「教育勅語」の制定に関与。山県系の有力者。	德島で医学を学び、文久2年から長崎の養生所で医学修業。文久3年に伊藤博文と交友→徳島の洋学教授を経て、明治元年伊藤の推挙で大蔵省に出仕。伊藤に従い渡米。帰国後、外務少輔、工部少輔を経て、東京府知事→19年以降は主として山県の内務卿、内相→23年山県内閣の文部大臣として「教育勅語」の制定に関与。	藩校弘道館→江戸で佐久間象山、大木仲益に師事→蚕書調所教授手伝。このころドイツ語を学びドイツ学の先駆者に。↓元治元年幕臣となり、開成所教授職並に↓明治政府によって、明治2年大学大丞に→10年東京開成学校綜理、東京大學三學部綜理→14年東京大學綜理→23年から26年まで帝国大学総長。のち貴族院議員となり、高等教育会議等文部行政の要職を務める。

長 松田正久 57歳	蜂須賀茂韶 56歳	浜尾新 53歳 東京大学総長	弘化2 1845	1891 明治24
大正3 1914	大正3 1846	弘化3 1849	大正7 1918	大正14 1925
肥前国小城 (佐賀県)	阿波国 (徳島県)	但馬国豊岡 (兵庫県) 豊岡市	阿波国 (徳島県)	但馬国出石 (兵庫県)

藩命により昌平学校へ→西周の私塾でフランス学、西の推薦で陸軍省に→明治5年から8年にヨーロッパ留学→帰国後自明社をつくり自由民権運動に→14年西園寺公望を社長とする「東洋自由新聞」の創刊に参画。↓15年九州改進党の結成→20年検事→31年自由党と進歩党の合同による憲政党の結成に参画。大隈内閣の大蔵大臣→分裂後、自由党系として伊藤博文を擁立して立憲政友会の創立に。明治33年伊藤内閣の文部大臣に→36年伊藤の後を承けた西園寺公望や原敬を補佐して政友会の実力者としての地位を確立。

幕末藩命により、英仏学を修める。→明治5年文部省に出任。南校舎中監事→6年米国留学→7年東京開成学校校長心得、校長補を経て、10年東京大学法理文三学部綜理輔(加藤弘之を助ける)→13年文部省官立学務局長→14年専門学務局長→26年文相井上毅のもと東京帝国大学総長に。帝国大学令を改正し、講座制、教授会自治方式に→明治30年から31年文部大臣→明治38年ふたたび東京帝国大学総長に(大正元年まで)。

西村茂樹 74歳	久保田譲 55歳	手島精一 53歳	高田早苗 42歳	東京大学出身
文政11年 1828 明治35年 1902	弘化4年 1847 昭和11年 1936	嘉永2年 1849 大正7年 1918	江戸深川 (東京都)	1860 昭和13年 1938
（千葉県） 下総国佐倉	但馬国豊岡 (兵庫県) 豊岡市	駿河国 (静岡県) 江戸桜田の 沼津藩邸で 生を受ける		
成徳書院→嘉永3年藩校温故堂の講師→ 嘉永4年佐久間象山に西洋の砲術・兵法 を学ぶ→明治6年文部省に出仕、森有礼 の提起を受け明六社を組織。政府の欧化 傾向がはつきりしてくるにしたがつて國 民道德の回復を志向する。明治7年「民 撰議院設立建白書」採用を元老院へ請願 ↓9年文部大丞、東京修身学社を創設し 修身道徳を研究↓17年日本講道会(もと 東京修身学社)会長へ→20年日本弘道会 へ。道徳教育運動に終生かける。				

澤柳政太郎 37歳	東京帝国大 学出身	信濃国松本 (長野県) 松本市	吉田資紀 65歳	伊沢修二 51歳
1865 慶応元年 1927	昭和2年		1837 天保8年 1922	大正11年 1874 明治7年 1964
			薩摩国 (鹿児島県)	東京帝国大 学出身
東京師範学校附属小学校→明治11年東京 府中学校→13年東京大学予備門→17年東 京大学文学部哲学科→21年卒業同級生に 岡田良平、清沢満之らがいた→21年文部 省入り。23年文部書記官→25年修身教科 書検定機密漏洩事件により、依頼退職→ 26年清沢の懇請により京都の大谷尋常中 学校長に→30年文部省、第二高等學校長 を経て、普通學務局長へ、小學校教科書 國定制の実施などにかかる→39年文部 次官→東北帝國大學初代總長、大正2年、 京都帝國大學總長のとき、研究業績の少 ない教授は大學の權威を失うとして七人 の教授の罷免を強行。	大正6年 1917 嘉永4年 1851 昭和39年 1964	山形県 (長野県) 伊那郡	東京帝國大 学出身	東京帝國大 学出身
田派の政治家に→明治30年松隈内閣の文 部省參官、専門學務局長→明治40年早 稲田大学学長。				

山川健次郎 48歳 東京帝国大 学教授・総 長	1854 安政元 年	陸奥国会津 (福島県)	維新後上京→明治4年ロシア、米国に留学。物理学を修める→9年東京開成学校教授補→10年東京大学理学部教授補。メンデンホールとともに実験器具の整備→14年教授。最初の邦人教授の一人→17年東京数学会(のちの数学物理学)を菊池らと創設。隈本有尚も入会→22年菊池大麓とともに初の理学博士に→24年東京学士院会員→26年以降、理科大学長、教員検定委員長、教科用図書審査委員、高等教育会副議長→34年東京帝国大学総長→のち京都・九州帝国大学総長を歴任。
元良勇次郎 44歳 東京帝国大 学教授	1855 安政2 年	井上哲次郎 47歳 東京帝国大 学教授	1855 安政2 年
中島力蔵 44歳 東京帝国大 学教授	1858 大正元 年	筑前国太宰 府 (福岡県) 太宰府市	1912 安政5 年
1918 安政5 年	1858 大正元 年	（兵庫県） 攝津国三田 藩	1912 安政5 年

矢田部良吉 51歳 東京帝国大 学教授	1851 明治4 年	建部遼吾 31歳 東京帝国大 学教授	1871 明治4 年
江戸小石川 郡 (静岡県) 田方郡	嘉永4 年	伊豆国田方 郡 (静岡県)	昭和20 1945
外山正一 54歳 東京帝国大 学教授	1848 明治32 年	矢田部良吉 51歳 東京帝国大 学教授	1851 明治4 年
戸水寛人 41歳 東京帝国大 学教授	1861 明治33 年	嘉永元 年	1899 嘉永4 年
田中館愛橘 44歳 東京帝国大 学教授	1858 安政3 年	江戸小石川 郡 (静岡県) 田方郡	1851 明治4 年
丹波国天田 郡福知山 (京都府) 丹波国天田	1935 昭和10 年	（兵庫県） 攝津国三田 藩	1952 昭和27 年

眞鍋平之助 51歳 東京帝国大 学教授	1851 明治4 年	眞鍋平之助 51歳 東京帝国大 学教授	1871 明治4 年
（岩手県） 陸奥国二戸 郡 二戸市	（岩手県） 陸奥国二戸 郡 二戸市	（兵庫県） 攝津国三田 藩	（兵庫県） 攝津国三田 藩
眞鍋平之助 51歳 東京帝国大 学教授	1851 明治4 年	眞鍋平之助 51歳 東京帝国大 学教授	1871 明治4 年

づいて理想主義倫理学を講じ、カント研究の必要性を説き、丁酉倫理会の育成にも尽力。

明治29年東京帝国大学文科大学哲学科卒業→31年ベルリン大学に留学→34年東京帝大の教授、36年初の社会学研究室を創設、大正11年まで社会学講座を担当。コントの社会学の影響を受け、社会有機体説と社会進化論を基礎としながら社会の原則を解説。

明治2年開成学校教授試補→大学小助教、中助教を経て、外務省文書大令史に↓3年森有礼に従い渡米。5年から9年留学→9年東京開成学校教授→10年東京大学理学部生物学科教授(植物学担当)明治24年まで→28年高等師範学校教授、31年校長。井上哲次郎等と新体詩運動の先駆。

開成所を経て英・米留学→帰国後東京大学教授、総長、貴族院議員、文部大臣を歴任。文学の面では、井上哲次郎、矢田部良吉等と、「新体詩抄」を同撰。

明治19年東京帝国大学英法科卒業→判事↓22年英國、独、仏留学→27年東京帝国大学法科大学教授(ローマ法理学、民法学)→36年桂内閣の対露外交を非難し、主戦論を主張。→38年ボーツマス講和會議に反対する論文を発表し休職処分。

明治11年東京大学理学部本科→メンデンホールの指導を受ける(重力測定)→15年東京大学理学部卒業、同准助教授→16年助教授→21年から24年グラスゴー大学、ベルリン大学に留学→24年東京帝国大学理科大学教授→39年帝国学士院会員。

久米邦武 63歳	1839 天保10 昭和6 —	35歳 飯野吉三郎 慶応3 1867 — 昭和19 1944	35歳 飯野吉三郎 慶応3 1867 — 昭和19 1944	山県有朋 64歳
(佐賀県) 肥前国	美濃国恵那 郡 岩村 (岐阜県)	明治19年ごろ上京。郷里の先輩大島健一 (のち陸軍大臣)、下田歌子(華族女子 学校監・実践女子学園校長)と関係をも つ。上京後、築地明石町の私立鈴木学校 の教員となる→明治22年から24年ごろ廃 娼運動に従事し、徳富猪一郎(蘇峰)、 黒岩周六(涙香)、三宅雄二郎(雪嶺)、 森林太郎(鷗外)、巖本善治(明治女子 校教頭)等と活動→明治26年牛込天神町 に「日本精神講談」という私塾を開く→ 29年白木屋事件をおこす→明治34年ご ろ、田中正造らと「足尾銅山鉛毒事件」 運動に参加→36年9月28日には内務大臣 児玉源太郎に田中を紹介し会談をもつ→ 38年児玉を助けるべく満州に渡り、「日 比谷焼き討ち事件」を飯野は奉天で聴き、 それを鎮めるために帰國→42年下田歌子 や河野広中らと「日本精神団」を創設。 その後、東京帝国大学医科大学長青山胤 通との親交や、寺内正毅、牧野伸顕、西 園寺公望、原敬ら政治家との会談の事実 あり→大正14年並木事件をおこす→昭和 19年2月3日、76年6ヶ月(数え78歳) の生涯を閉じた。	大正11 — 1922 天保9 1838 長門国萩藩 (山口県)	

47歳 頭山満	1855 安政2 — 昭和19	筑前国 (福岡県福岡市早良区 西新町)	明治10年士族の相互扶助組織「開墾社」 を創設→11年板垣のもとで民権運動に参 加→12年福岡に「向陽社」を創設し、國 会開設請願運動を→14年「玄洋社」に。 20年ころから國權論、アジア主義を展開。 井上馨、大隈重信の条約改正案に反対し て、玄洋社社員の来島恒喜に大隈を襲撃 させる。日露戦争では、対露同志会に加 わって社員を満州義軍に派遣、日本のア ジア膨張政策にかかる一方、朝鮮、中 國、インドの独立派・改革派の政治家多 数を支持し保護した。孫文等と交友。 番弟子の内田良平が創設した「黒竜会」 が「玄洋社」と並立するようになつても 頭山は玄洋社に残り、右翼の巨頭として 隠然たる影響力を保つた。	安政5年京都に派遣、諸藩の尊攘派と接 触。吉田松陰門下生と交わり、松下村塾 に入門→文久2年藩命で江戸へ。翌年外 国船打ち払いのため帰藩。高杉の奇兵隊 に参加。幕府の長州征伐に対し、奇兵隊
------------	--------------------------	---------------------------	--	--

48歳 下田歌子		
1854 安政元年 — 1936 昭和11年		
(岐阜県) 郡岩村 美濃国恵那		

奥宮健之 45歳

1857 安政4年
— 1911 明治44年

土佐國土佐
郡布師田村
(高知県)
高知市布師

明治4年上京し、岩村侯藩邸に→5年宮中に出仕。皇后陛下に詠歌を奉り、歌子の名を賜る→12年東京府士族下田猛雄に嫁ぐ(26歳)→14年私立桃夭女塾を麹町に創設→17年夫下田猛雄逝去→18年皇后陛下の恩召により華族女学校幹事に。19年学監→31年帝国婦人会会长に→34年愛國婦人会の趣意書を起草、設立→39年華族女学校廃止され、學習院女学校部長になる→41年実践女学校校長。→大正3年昭憲皇后崩御→昭和5年教育勅語済発40年記念に際し文部省より表彰→昭和11年逝去。

「国史大辞典」(吉川弘文館)等を参考にした。

幸徳の日本社会党に入党することを勧められる→40年『平民新聞』に「宗教としての社会主義」(第4/5号)等を寄稿、7月雲南省の干崖に主権者刀氏の開発顧問の資格で赴任、帰国→41年『達觀』の経営・編集。神田区北神保町で士族吉田清治の母サカ(通称さわ)と結婚。大井憲太郎と帝国議会に対抗して国民議会をつくろうとするが失敗。11月12日幸徳より滝野川の紅葉狩りの案内受け→42年10月上旬幸徳より爆弾の製法を尋ねられ、下旬に西内正基に聞き伝える。12月長谷川昌三とともに穂田の行者飯野吉三郎を訪問し、社会主義と政府の緩和策について献策。飯野有松警保局長を訪ね、奥宮のことを伝えるが相手にされず→43年片山潜の演説会で講演。大逆事件の検挙により収容(法廷二於ケル弁論概記)「自分ノ無政府主義ト政見ヲ異ニセル諸点」上申書を書く→44年24名の被告に1月18日死刑が言い渡される。1月19日兄奥宮正治に遺書を、23日に姉、妹宛てに遺書を書く。24日死刑執行。

慶應3年知道館に入学→明治3年父と上京。英人メイヤーに英学正則と算術を学ぶ→5年共賛義塾→7年立志社発会式→8年立志社に入る→9年共賛義塾、海南義塾の教員に→12年私教育英舎を創設→14年加藤高明等とともに岩崎弥太郎の三菱会社に入社。しかし、北海道の開拓使猪、大石正巳等と東京府下に国友社を組織。神田の明神山に人力車夫300名あまりを集め車夫懇親会を開く→16年自由亭の出演で禁固1ヶ月半、出獄後、講談師專制亭覚明と名乗る→17年自由党名古屋事件に関係し、強奪運動に参加、その帰途警官3名を殺害。東京に戻り、大井憲太郎を訪ね、朝鮮経営の計画を談じる→18年名古屋事件で投獄。脱獄未遂事件を起こす。19年名古屋重罪裁判所で無期刑の判決。宮城監獄に→22年北海道樺戸集治監に。「我何物」を書く→30年出獄。立憲自由党臨時大会で反対派との間に流血事件、その責任により除名→35年矢野文洋貿易社長、名古屋事件など旧同志に身を寄せる→39年伊藤仁太郎より、堺、

参考資料2 「哲学館事件」に関する政治・教育の流れ

												首相／文相
												明治元号
浜尾新 蜂巣賀茂韶 ／西園寺公望	松方正義(第二次) 芳川顯正 井上毅 河野敏鎌 伊藤博文(第二次)	西園寺公望 芳川顯正 井上毅 河野敏鎌 伊藤博文(第二次)	伊藤博文(第二次) （元勲内閣）	松方正義(第一次) 大木喬任 ／芳川顯正 ／榎本武揚	山県有朋(第二次) （藩閥政治）	山県有朋(第二次) （藩閥政治）	22年10月 23年10月 22年12月 24年1月 24年5月	19年15年 14年 10年	明治14年の政変 自由党結成 立憲改進党なる	明治14年の政変 自由党結成 立憲改進党なる	明治14年の政変 自由党結成 立憲改進党なる	明治元号
30年12月 29年9月	29年8月 28年 27年8月 26年 25年8月	7月 25年1月 12月 24年5月	5月 24年1月 23年10月 22年12月	22年10月 19年 15年 14年 10年	主な出来事							
外相に 進歩党の大隈を	日清戦争始まる	件 足尾銅山鉱毒事 久米邦武東京帝 大教授休職处分 内村鑑三不敬事	件 （山県内閣） 件 教育勅語発布 公布	大日本帝国憲法	立	東京帝国大学創	東京大学発足	教育関係事項	二大政党の主な変遷			
	高等学校令 帝国大学に史料 編纂掛設置				板垣等は自由党 改進党を設立。	明治15年に立憲 犬飼、矢野等は 改進党を設立。	明治14年に政変 と福沢門下の進 歩官僚が追放さ れ、大隈、尾崎、 犬飼、矢野等は 改進党を設立。		明治14年の政変 伊藤等に大隈 ・伊藤門下の進 歩官僚が追放さ れ、大隈、尾崎、 犬飼、矢野等は 改進党を設立。	明治14年の政変 伊藤等に大隈 ・伊藤門下の進 歩官僚が追放さ れ、大隈、尾崎、 犬飼、矢野等は 改進党を設立。	明治14年の政変 伊藤等に大隈 ・伊藤門下の進 歩官僚が追放さ れ、大隈、尾崎、 犬飼、矢野等は 改進党を設立。	明治元号
					を創設。							
					進歩党 (明治29年)							

桂太郎 久保田謙 桂太郎(第一次) ／菊池大麓 兒玉源太郎 （政友会）	伊藤博文(第四次) ／松田正久			山県有朋(第二次) ／樺山資紀			大隈重信(第一次) ／尾崎行雄 犬養毅		伊藤博文(第三次) ／西園寺外山正一
35年12月 34年12月 （13日）おこる 「哲学館事件」 に直訴	34年6月 33年5月 田中正造、足尾 鉱毒事件で天皇 水ら社会民主党 結成	33年10月 9月 7月 伊藤博文、立憲 政友会創設 外	32年7月 33年3月 伊藤博文、立憲 政友会創設 内	31年11月 旧自由党系の内 閣（憲政（本党 を組閣から除 除） 伊藤博文、立憲 政友会創設 外	10月 （7日）、哲學 館（10日）に無試 験検定の認可。 可。私立学校令。 同年12月には 設備不十分で取 消。	東京専門学校 （7日）、哲學 館（10日）に無試 験検定の認可。 可。私立学校令。 同年12月には 設備不十分で取 消。	31年6月 8月 尾崎行雄文相 「共和演説事 件」で辞職（後 任命ぐり、憲政 党分裂）	31年1月 6月 憲政党による初 の政党内閣 尾崎行雄文相 「共和演説事 件」で辞職（後 任命ぐり、憲政 党分裂）	
					明治33年 立憲政友会 (伊藤、西園寺、尾崎、原、松田ら)			憲政党 (板垣)	31年 (自由+進歩党) 憲政党 (大隈)

36年6月

『平民新聞』創刊

東京帝大七教授
(戸水寛人ら)

対露強硬論を建議。(36年)

日露戦争開始

国定教科書制度制定

女子英学塾に無試験認可。

9月

38年5月

37年2月

ポーツマス条約調印

日比谷焼打ち事件

西園寺公望(第一次)

(政友会)

牧野伸顕

西園寺

/西園寺

桂太郎

桂太郎(第二次)
(政友会・長州閥)
郎
／小松原英太

40年

39年1月

41年7月

44年8月
44年2月
43年5月
41年7月
10月大逆事件の検挙
開始
南北朝正閏問題
日本、韓国を併合戊申詔書發布
(日露戦争後の
処理方針。第二
の教育勅語。國
民道徳の強化)日露戦争の戦後
が、財政難や社会主義運動の取
り締まりが不十分であるとして
元老山県有朋の不評を買ひ退陣

小学校令改正

一九六一年生まれ。広島大学大学院教育学研究科博士課程前期修了、後期単位修得退学。現在、新見公立短期大学幼児教育学科助教授。

一九九九年には、文部省の在学研究員としてスイスとドイツのシュタイナー研究所や教育施設等で研究をする。

履歴

衛藤吉則

ドイツの教育思想家ルドルフ・シュタイナーの教育思想研究

主要著作・論文

小笠原道雄監修、林忠章、森川直編『近代教育思想の展開』福村出版、2000年(共著)。

教育思想史学会編『教育思想事典』勁草書房、2000年(共著)。

衛藤吉則、石上敏、村中哲夫『仙屋』西日本新聞社、1998年。

衛藤吉則「ルドルフ・シュタイナーの人智学的認識論に関する一考察」『教育哲学研究』77号、1998年。

衛藤吉則「シユタイナー教育学をめぐる『科学性』問題の克服に向けて『人間教育の探求』10号、1997年。

謝辞

本研究を進めるにあたり、まず本奨励研究を認めいただき研究助成金を提供して下さった北九州市ならびに松本清張記念館に感謝の意を表したい。また、清張の創作活動や蔵書等の調査に際してご助言、ご援助下さった松本清張記念館藤井康栄館長、中川里志学芸員ならびに記念館の職員の方に感謝したい。さらに、哲学館事件の教育学上の研究で貴重な助言をいただいた佐藤秀夫氏ならびに平田諭治氏、また、哲学館や哲学館事件に関する貴重な資料をご提供下さった三浦節夫氏ならびに豊田徳子氏、清張氏の専属速記者であり当時の情報を下さった福岡隆氏、文部省関係資料をご提供下さった長登健氏ならびに片山啓子氏、隈本有尚の資料・情報をお下さった隈本宏氏ならびに前川昭治氏、飯野吉三郎に関する資料を下さった飯野官吉氏、歴史学の視点から有効な示唆を下さった有川淳一氏、他に今井康夫氏、小林真理子氏、松村尚子氏、新居志郎氏、相見真寿美氏、原田信之氏、山内圭氏、加藤正秀氏、五藤一志氏からも研究上の助言・援助を受けることができた。また東洋大学井上円了記念学術センター、岩村町役場、高知市民図書館、東京大学明治文庫においても研究上の配慮をしていただいた。ここにあわせて謝意を表したい。

平成十二年八月四日発行

第一回松本清張研究奨励事業研究報告書

編集
発行

北九州市立松本清張記念館

企画
印刷
一文字印刷株式会社
シーズ

北九州市小倉北区城内二番三号
電話〇九三一五八二一七六一